

From
the People of Japan

2014年版

政府開発援助(ODA)白書

日本の国際協力



外務省

2014年版政府開発援助(ODA)白書
日本の国際協力

外務省

【表紙写真説明】



放課後の教室で子どもたちと過ごす、青年海外協力隊員（言語聴覚士）の平井香織さん。平井さんは、マラウイ北部にあるエンバングウェニ特別支援学校で聴力や発音に障害のある生徒への支援を行っている。教師と一緒に授業を進めながら子どもたちの口元の動きを注意深く観察し、一人ひとりの発音の癖を見抜く。そして放課後や休み時間も利用して発音訓練を行うなど、子どもたちの個々の能力に目を向けながら指導を進めている。
(写真：今村健志朗／JICA)

【裏表紙写真説明】



青年海外協力隊（環境教育）の辰巳素子さんは、インドネシアのセロン第二高校で、環境局の職員と共に環境教育プログラムの一環としてプラスチックゴミになる材料を使ってポーチやコースターを作成する講習を行った。手芸工作という創造性を育む授業を通じてプラスチックの再利用の方法を学び、ゴミの減量にも努めている。また手芸作品を販売することで収入源にもなる。写真は、作品を見せるセロン第二高校の生徒たち。(写真：辰巳素子)

巻頭言

2015年2月、これからの日本の開発協力方針を定める開発協力大綱が閣議決定されました。これは2003年に策定された従来の政府開発援助(ODA)大綱を12年ぶりに改定するものです。

新たな大綱の策定は、開発協力をめぐる国際環境が近年になって大きく変化していることを踏まえたものです。今日の世界では、グローバル化の一層の進展に伴い、その恩恵が広がる一方で、貧困、紛争は依然として根強く存在し、感染症など世界の国々が直面するリスクがますます拡大しています。また、開発途上国に流れる民間の資金や新興ドナー国の存在感がますます大きくなっています。加えて、世界の様々な地域において政治・安全保障環境が変化する中で、平和構築をはじめとする地域の平和と安定の実現や、普遍的価値の共有といった面で開発協力が担う役割も大きくなっています。これからの日本の開発協力は、このような国際環境の変化に適切に対応していかなくてはなりません。

新たな大綱では、2014年で60周年の節目を迎えた日本のODAのこれまでの歩みと成果が、次の時代の日本の開発協力にも継承されていくことも明らかにしています。日本のODAは、アジアを中心に、世界各地の開発途上国の経済発展や貧困の削減に貢献しながら、日本自身の平和と繁栄をより確かなものとしてきました。相手国との対等なパートナーシップの下で、開発途上国の自助努力を後押しし、その持続的な経済成長を導き、社会的弱者を含む一人ひとりの人間の安全保障を実現するという日本のODAの基本的な姿勢は、国際的な開発協力の潮流の形成に大きく貢献してきたのです。

今年の白書は、日本のODAの60年間の歩みを振り返るとともに、今後の日本の開発協力のあり方を展望するものとなっています。このような節目の年に、日本のODAが、戦後まもなく、日本自身が援助を受けていた時代から、いかにして日本自身がアジア等の国々と共に成長しながら、日本自身の平和と安全を確かなものとする上で役割を果たしてきたか、また、日本がいかにして主要なドナー国として国際社会の中でリーダーシップを発揮してきたのかを振り返ることは有益でしょう。これからの日本の開発協力は、そのような60年の歩みの上に立って、新たな大綱の下で、開発途上国との互恵的な協力関係を追求していくとともに、民間企業やNGO、地方自治体などとの連携を一層強めていく必要があります。また、国際協調主義に基づく積極的平和主義の基本理念の下、日々変化する国際環境の中で戦略的に対応し続けていくことが必要です。本書が、日本の開発協力をめぐる様々な課題に対する国民の皆様方のご理解を深めるとともに、活発な議論を喚起する上での一助となることを心から祈念します。

2015年3月

外務大臣

岸田文雄



第 I 部

ODA60周年—日本のODAの 成果とこれからの方向性

第 1 章	日本のODAが築いてきたもの	2
■第 1 節	日本のODAの軌跡	2
	1. 日本のODAのはじまり(50年代～60年代)	2
	2. 日本のODAの拡充と多様化(60年代～80年代)	3
	3. トップドナーとしての取組(90年代)	4
	4. 21世紀の新たな開発課題への対応(2000年代以降)	5
	(1)国際的な開発協力の潮流への貢献	5
	(2)多様な課題に向けた国際社会の具体的な取組への貢献	7
■第 2 節	60年でなし得たこと—日本のODAの成果	11
	1. 日本のODAの特色と成果	11
	(1)自助努力の後押し	11
	(2)持続的な経済成長	14
	(3)人間の安全保障	15
	2. 結び—日本のODAの成果と評価	17
第 2 章	これからの日本の開発協力	20

第II部

2013年度の 政府開発援助実績

第1章 実績から見た日本の政府開発援助	26
第2章 日本の政府開発援助の具体的取組	32
■第1節 課題別の取組	33
1. 貧困削減	33
(1)教育	33
(2)保健医療、人口	38
(3)水と衛生	44
(4)農業	48
(5)ジェンダー	52
(6)雇用、社会保障	58
2. 持続的成長	60
(1)経済社会基盤	60
(2)情報通信技術(ICT)	64
(3)貿易・投資、ODA以外の資金との連携	67
(4)政策立案・制度整備	71
(5)文化の保護・振興	72
3. 地球規模課題への取組	74
(1)環境・気候変動問題	74
(2)感染症	80
(3)食料・栄養	83
(4)資源・エネルギー（再生可能エネルギーを含む）	84
(5)防災協力と災害時の緊急援助	86
(6)国境を越える犯罪・テロ	93
4. 平和構築	96
(1)ミンダナオ和平	97
(2)アフガニスタンおよびパキスタン支援	98
(3)中東和平(パレスチナ)	102
(4)サヘル地域	104
(5)南スーダン	105
(6)不発弾および対人地雷・小型武器等	106

■ 第2節	地域別の取組	109
	1. 東アジア地域	110
	2. 南アジア地域	115
	3. 中央アジア・コーカサス地域	119
	4. 中東・北アフリカ地域	122
	5. サブサハラ・アフリカ地域	126
	6. 中南米地域	132
	7. 大洋州地域	137
	8. 欧州地域	141
■ 第3節	援助実施の原則の運用	143
■ 第4節	開発協力政策の立案および実施における取組	148
	1. 開発協力政策の立案および実施体制	148
	(1) 一貫性のある開発協力政策の立案	148
	(2) 政府と実施機関の連携	148
	(3) 政策協議の強化	148
	(4) 現地機能の強化	149
	(5) 様々な担い手との連携	149
	2. 国民参加の拡大	163
	(1) 国民の理解と支持の促進の重要性	163
	(2) 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる途上国支援への直接参加	163
	(3) NGOへの支援や活動への参加	164
	(4) ODAの現場体験	164
	(5) 議論や対話の促進	164
	(6) 開発分野における人材育成と研究	165
	(7) 開発教育	165
	(8) 広報・情報公開・情報発信の強化	165
	3. 戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項	167
	(1) 戦略的な援助の実施	167
	(2) 効果的な援助の実施	167
	(3) 適正な手続きの確保	172
	(4) 開発協力の関係者の安全確保	172

第III部

資料編

第1章 日本の政府開発援助予算	174
■第1節 2014年度政府開発援助予算(当初予算)	174
図表III-1 政府開発援助予算の内訳	174
図表III-2 政府開発援助一般会計予算(政府全体)	174
図表III-3 政府開発援助事業予算の内訳	175
図表III-4 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳(政府全体)	175
図表III-5 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目	176
■第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要	177
図表III-6 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)	177
図表III-7 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)	177
図表III-8 各省庁の事業予算(2014年度事業予算)と事業概要	178
第2章 日本の政府開発援助実績	186
■第1節 開発途上国への資金の流れ	186
図表III-9 日本から開発途上国への資金の流れ	186
■第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	187
図表III-10 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	187
図表III-11 二国間政府開発援助と後発開発途上国(LDCs)向け 援助額および贈与額の比較	188
■第3節 国別実績	189
図表III-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳	189
図表III-13 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国(2013年)	194
図表III-14 日本が最大の援助供与国となっている国一覧	196
図表III-15 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧 (2013年実績まで)	197
■第4節 分野別実績	198
図表III-16 二国間政府開発援助分野別配分	198
■第5節 緊急援助実績	199
図表III-17 緊急無償資金協力案件(2013年度)	199
図表III-18 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および 緊急援助物資供与案件(2013年度)	199
図表III-19 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および 緊急援助物資供与実績(2013年度)	200

第3章 二国間援助案件リスト	201
■第1節 二国間贈与	201
図表III-20 無償資金協力案件一覧	201
■第2節 二国間借款	206
図表III-21 有償資金協力案件一覧	206
図表III-22 債務救済案件一覧	207
第4章 国際機関に対する政府開発援助実績	208
図表III-23 国際機関に対する政府開発援助実績の推移	208
図表III-24 主要国際機関に対する拠出・出資実績(上位5か国)	209
第5章 政府開発援助に関する主な資料	212
■第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き(2013年10月～2014年10月)	212
■第2節 政府開発援助に関する政策	214
1. 開発協力大綱(2015年2月閣議決定)	214
2. 政府開発援助大綱(2003年8月閣議決定)	224
3. 政府開発援助に関する中期政策	230
4. 現行の分野別開発政策一覧	243
■第3節 重債務貧困国(HIPCs)一覧	245
(参考) 諸外国の政府開発援助	246
■第1節 DAC 諸国の政府開発援助実績	246
図表III-25 DAC 諸国の政府開発援助実績(2013年)	246
図表III-26 DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳(2012年)	247
図表III-27 地域別実績における主要DAC援助国(2012年)	249
図表III-28 DAC 諸国の贈与比率	250
図表III-29 DAC 諸国の贈与額	250
図表III-30 DAC 諸国のグラント・エレメント	251
図表III-31 DAC 諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス	251
図表III-32 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較	252
図表III-33 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分(2012年)	252
図表III-34 主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める 国際機関を通じた援助額の割合	253
■第2節 DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ	254
図表III-35 DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ(2012年)	254
図表III-36 DAC 諸国のNGOによる援助実績	255
■第3節 DAC 援助受取国・地域リスト	256
図表III-37 DAC 援助受取国・地域リスト	256
■第4節 非DAC 諸国・地域の政府開発援助実績	257
図表III-38 非DAC 諸国・地域の政府開発援助実績	257

図表

第II部 2013年度の政府開発援助実績

図表II-1	2013年の日本の政府開発援助実績	27
図表II-2	日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移	28
図表II-3	主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移	29
図表II-4	DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額(2013年)	30
図表II-5	DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比(2013年)	30
図表II-6	日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比の推移	31
図表II-7	二国間政府開発援助の地域別実績(2013年)	109
図表II-8	東アジア地域における日本の援助実績	114
図表II-9	南アジア地域における日本の援助実績	117
図表II-10	中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績	120
図表II-11	中東・北アフリカ地域における日本の援助実績	125
図表II-12	サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績	130
図表II-13	中南米地域における日本の援助実績	136
図表II-14	大洋州地域における日本の援助実績	139
図表II-15	欧州地域における日本の援助実績	142

(以下の注釈は第II部および第III部の図表で共通)

1. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
2. 「0」は「1」に満たない実績を示す。
3. 「-」は実績がまったくないことを、「n.a.」はデータがないことを示す。
4. ()内の値は、特に指示がない限り、債務救済を含まない金額を示す。
5. ※は卒業国・地域、[]は地域名を示す。



宮崎県延岡星雲高校から支援された皆既日食グラスで、初めての皆既日食を楽しむケニアの子どもたちと青年海外協力隊(村落開発普及員)の荒殿美香さん(写真:荒殿美香)

国際協力の現場から

1	学びの機会を逸した人たちにセカンドチャンスを	～パキスタンで「ノンフォーマル教育」を推進～	P37
2	安定的に水を供給する住民参加のダム造り	～ケニア・マクエニ郡の砂ダム建設を草の根支援～	P47
3	干物ビジネスで女性たちが立ち上がる	～スリランカの漁村で貧困に苦しむ女性を支援～	P56
4	将来を担う人材を育てる日本式経営やビジネス手法	～ミャンマー日本人材開発センタープロジェクト～	P70
5	アフリカの湿地を甦らせる日本の挑戦	～ウガンダで住民が期待する湿地管理プロジェクト～	P79
6	5,000人の村人を水害から守った災害国・日本の防災技術	～インドネシア・天然ダム決壊と闘った日本人技術者たち～	P90
7	アフガニスタンの治安向上に日本の柔道の技と精神が貢献	～トルコにおけるアフガニスタン警察官訓練支援～	P101
8	クアラルンプールの水不足を解消する東南アジア最長の導水トンネル	～日本のゼネコン技術が成功させたマレーシア山岳のトンネル掘削～	P113
9	日本発のカイゼンの手法が品質と生産性向上を実現する	～エチオピアの製造業を後押しするカイゼン普及プロジェクト～	P131
10	日本のそろばんと島国の子どもたち	～トンガで青年海外協力隊による珠算教育～	P140
11	紛争が続く地で避難民の自立と地元住民との融和を支援	～アフリカ・スーダンでNGOが菜園づくり・井戸掘りに協力～	P154



匠の技術、世界へー

1	途上国の赤ちゃんを救う日本の中小企業の挑戦	～ベトナムで新生児の黄疸診断精度が向上～	P40
2	雨水タンクによるソーシャルビジネスですべての人々に安全な水を届ける	～水問題が深刻化するバングラデシュで雨水タンクの普及を推進～	P46
3	独自の工法で交通渋滞を回避	～インドネシアの下水管路建設における技術革新を提案～	P62
4	ITを活用した情報配信システムで都市部の交通渋滞を緩和	～京都のベンチャー企業によるインド・グジャラート州での試み～	P66
5	高温の炉の中がくっきり見える耐熱カメラがインドの経済発展と環境保護に貢献	～インド国営製鉄所・発電所で普及・実証事業～	P118
6	アフリカの環境改善に貢献する日本流リサイクル	～石川県の中小企業がナイジェリアに環境配慮型の自動車リサイクルを導入～	P158
7	火山周辺の荒廃地に緑を取り戻せ	～インドネシアで産学協同による緑化再生の土づくり～	P162

開発協カトピックス

1	ポスト2015年開発アジェンダと日本の取組	P42
2	「女性の輝く社会」の実現に向けて	P54
3	防災国際協力（第3回国連防災世界会議）	P92
4	青年海外協力隊事業発足50周年ー協力隊が紡ぎ出す大きな可能性	P145
5	2014年版ODA評価年次報告書ハイライトー評価を通じたODAの改善を目指して～	P170

2014年版政府開発援助(O DA)白書で紹介されている案件リスト

課題別の取組

1. 貧困削減

・教育			
ザンビア	授業実践能力強化プロジェクト	36
カメルーン	第五次小学校建設計画	36
・保健医療、人口			
セネガル	タンバクワンダ州及びケドゥグ州保健システムマネジメント強化プロジェクト	41
ケニア	ニャンザ州保健マネジメント強化プロジェクト	41
・水と衛生			
エチオピア	地下水開発・水供給訓練計画	45
・農業			
ブータン	園芸作物研究開発・普及支援プロジェクト	51
セネガル	セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト	51
・ジェンダー			
ナイジェリア	女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクトフェーズ2	53
・雇用、社会保障			
リビア	リハビリテーション技術研修等	59

2. 持続的成長

・経済社会基盤			
モンゴル	都市開発実施能力向上プロジェクト	61
ガーナ	クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト	61
カンボジア	プノンペン都総合交通計画プロジェクト	63
ケニア	ナイロビ都市開発マスタープラン策定プロジェクト	63
・貿易・投資、ODA以外の資金との連携			
西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA)			
	1. UEMOA 貿易円滑化のための税関政策アドバイザー		
	2. UEMOA 貿易円滑化のための税関業務能力向上	69
・政策立案・制度整備			
ミャンマー	法整備支援プロジェクト	72
・文化の保護・振興			
ガーナ	ラボネ高校野球・ソフトボールグラウンド整備計画	73

3. 地球規模課題への取組

・環境・気候変動問題			
ベトナム	国家温室効果ガスインベントリー策定能力向上プロジェクト	76
ニカラグア、コスタリカ	1. 持続可能な電化及び再生可能エネルギー促進計画		
	2. グアナカステ地熱開発セクターローン	78
コートジボワール	コミュニティ参加型森林回復計画 (国際熱帯木材機関 (ITTO) 連携)	78
・感染症			
タイ	デング感染症等治療製剤研究開発プロジェクト	82
アフガニスタン	1. 結核対策プロジェクトフェーズ2		
	2. 感染症病院建設計画	82
・食料・栄養			
タイ	次世代の食料安全保障のための養殖技術研究開発	84
・資源・エネルギー			
バングラデシュ	ハリプール新発電所建設計画 (II)	85
ケニア	地熱開発のための能力向上プロジェクト	85
・防災協力と災害時の緊急援助			
フィリピン	1. 台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト		
	2. 台風ヨランダ災害復旧・復興計画	89
イラン	テヘラン地震災害軽減プロジェクト	89

4. 平和構築

フィリピン	ミンダナオ島紛争地ピキットにおける教育を通じた平和構築事業	98
-------	-------------------------------	-------	----

アフガニスタン	自然災害・防災体制に係る本邦招聘プログラム	99
パレスチナ自治区	人材能力強化(インドネシア・マレーシアとの協力案件)、三角協力	103
サヘル地域	平成25年度対サヘル地域 紛争予防・平和構築無償資金協力 「サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画(UN連携、実施機関(UNODC))」	104
ラオス、アンゴラ	不発弾・地雷分野に関するラオス・カンボジア南南協力、アンゴラ・カンボジア南南協力	107
ウガンダ	アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト	108
ネパール	コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト	108

地域別の取組

・東アジア地域		
ベトナム	第一次経済運営・競争力強化借款	112
・南アジア地域		
バングラデシュ	自然災害に対応した公共建築物の建設・改修能力向上プロジェクト	116
・中央アジア・コーカサス地域		
キルギス	輸出のための野菜種子生産振興プロジェクト	121
・中東・北アフリカ地域		
モロッコ	投資促進政策アドバイザー	124
イエメン	選挙運営管理	124
・サブサハラ・アフリカ地域		
セネガル	環境と経済が調和した村落開発推進計画(エコビレッジ推進計画)	128
モザンビーク	ナカラ回廊開発・整備プログラム	128
スーダン	フロントライン母子保健強化プロジェクトフェーズ2	129
・中南米地域		
パラグアイ	小規模ゴマ栽培農家支援のための優良種子生産強化プロジェクトフェーズII	134
ペルー	電力フロンティア拡張計画III	134
・大洋州地域		
パプアニューギニア	道路補修機材整備計画・道路整備能力強化プロジェクト	138
フィジー、ソロモン	大洋州地域コミュニティ防災能力強化プロジェクト	138
・欧州地域		
モルドバ	医療サービス改善計画	141

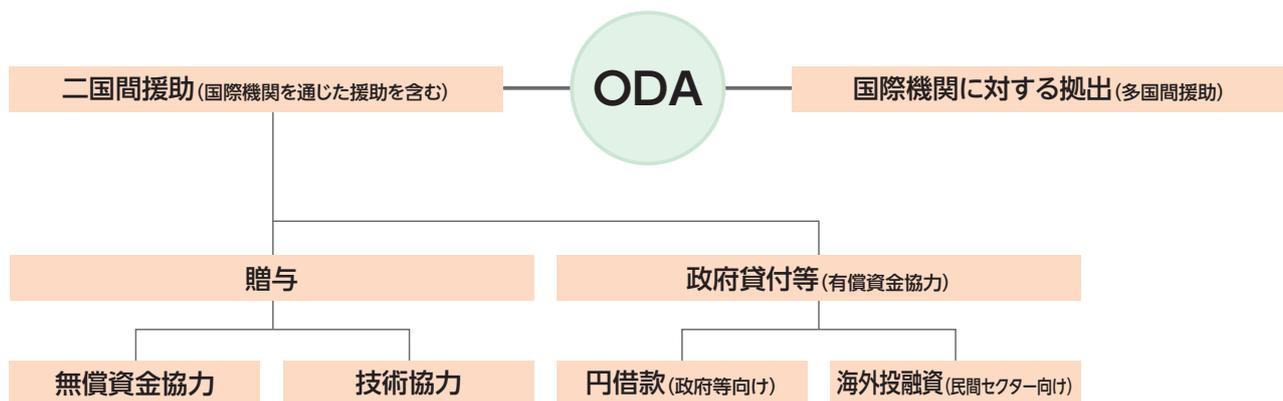
NGO との連携

アフガニスタン	アフガニスタン市民社会の能力強化事業	153
ミャンマー	カレン州における電力支援による避難民帰還にむけた生活環境整備事業	153



ギニアの首都コナクリ市の小学生たち(写真:上村薫/在ギニア日本大使館)

日本の政府開発援助 (ODA)



政府開発援助(ODA : Official Development Assistance)とは、OECD(経済協力開発機構 : Organisation for Economic Co-operation and Development)のDAC(開発援助委員会 : Development Assistance Committee)が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域に対し、経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

ODAには、開発途上国・地域を直接支援する二国間援助と、国際機関に対する拠出である多国間援助があります。二国間援助は、「贈与」と「政府貸付等」に分けることができます。贈与は開発途上国・地域に対して無償で提供される協力のことで、返済義務を課さないで、開発途上国・地域に社会・経済の開発のために必要な資金を贈与する「無償資金協力」と日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う「技術協力」があります。なお、「贈与」の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。「政府貸付等」には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国・地域に必要な資金を貸し付ける「円借款」と開発途上国・地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う海外投融資があります。多国間援助には、国連児童基金(UNICEF)や国連開発計画(UNDP)への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

第1部 ODA60周年 —日本のODAの成果と これからの方向性

第1章 日本のODAが築いてきたもの	2
第1節 日本のODAの軌跡	2
第2節 60年でなし得たこと—日本のODAの成果	11
第2章 これからの日本の開発協力	20

ドミニカ共和国の国立職業技術訓練庁で、機械のメンテナンスや修理の指導をする永田正樹シニア海外ボランティア (写真: 佐藤浩治 / JICA)





ベトナム・ハノイ市内の交通の便を改善し、渋滞の解消に役立つ環状3号線(写真:高橋智史/JICA)

第1節

日本のODAの軌跡

日本が1954年にコロombo・プラン^(注1)に加盟し、アジア諸国に対して技術協力を開始してから、60年の時が過ぎました。この60年間、戦後間もない時期から高度成長期を経て現在に至るまで、日本のODAは、日本が国際社会の責任あるメンバーとして地域や世界の様々な課題への取組に貢献し、それを通じて、日本自身の平和と繁栄を築いていく上でも大きな役割を果たしてきました。ここでは、日本のODA60年のこれまでの歩みを振り返ります。

1. 日本のODAのはじまり(50年代～60年代)

初期の日本のODAは、主として戦後処理としての賠償支払いと並行して行われました。1954年のビルマ連邦(現ミャンマー)との賠償・経済協力協定を皮切りに、フィリピン、インドネシア、ベトナム共和国(南

注1 1950年に提案されたアジア太平洋地域の国々の経済社会の発展を支援する協力機構。日本も加盟国として1955年から研修員受入れや専門家の派遣といった技術協力を行った。

ベトナム)との間で賠償協定が結ばれたほか、同じく戦後処理の一環として、対日賠償請求権を放棄したカンボジアとラオス、さらに、タイ、マレーシア、シンガポール、韓国およびミクロネシア連邦に対しても、経済協力等が行われました。その一方で、冒頭のロンボ・プランを通じた技術協力や、1958年にインドを最初の供与先として開始された円借款など、戦後賠償とは切り離された形での経済協力も開始されています。このような賠償と、それに並行する経済協力は、戦後処理を進め、近隣のアジア諸国との関係改善や日本の国際的地位の向上につながるだけでなく、輸出市場の拡大を通じた日本経済の復興と発展に寄与することも期待されていました。

一方、当時の日本は、まだ援助の受取国でした。日本は終戦後の占領下にあった時期から米国の支援を受け、さらに、1950年代から1960年代にかけては、鉄鋼、自動車、造船、電力開発、道路など多岐にわたる分

野で世界銀行から資金を借り入れました。日本の人々にとっておなじみの東海道新幹線、東名・名神高速道路、「黒四ダム」などもこのような国際社会の支援によって整備されたものです。こうした国際社会の支援が戦後の日本の高度成長の基盤を築きました。



1962年、東海道新幹線用試作電車(1000系)が完成し、埼玉県川口市の国鉄施設内で公開された(写真:共同通信社)

2. 日本のODAの拡充と多様化(60年代~80年代)

1960年代後半から1970年代にかけて、日本の経済力と国際的地位の向上に伴い、日本のODAに対する世界の期待も高まってきました。そのような中で、日本のODAは、量的に拡大するとともに、その目的や内容も、当初の戦後処理を中心とするものから徐々に転換していきます。1968年に食糧援助^(注2)が、1969年には「一般プロジェクト無償資金協力^(注3)」が開始されるなど、協力の仕組みも多様化しました。1972年に規模にして世界第4位の援助国となった日本は、その後も着実に量的な拡充を進めていきました。また、対象地域も、従来のアジア集中に変化が見られるようになり、中東、アフリカ、中南米、大洋州の各地域の占める割合が増えていきました。

この間、開発援助の効果や評価に対する国際的な関心の高まりを受け、日本でもODAの評価の制度が整えられるようになりました。1975年に当時の海外経済協力基金(OECF)^(注4)、1981年に外務省、翌年にはJICA(当時の国際協力事業団、現在は国際協力機構)で、個別プロジェクトの事後評価の制度が設けられ、

国民への説明責任の一環として評価結果が広く公表されるようになりました。

1980年代に入っても、日本経済の好調と並行して、日本のODAは拡充を続けました。1989年にはODAの支出純額^(注5)が89億7,000万ドルに達し、米国を抜いて世界最大の援助国となりました。1990年代に入り、冷戦体制が終わりを迎えると、主要援助国のODAは軒並み減少に転じます。その間も着実にODA予算を伸ばしていた日本は、1990年代を通じてほぼ一貫して、規模の面で世界一の援助供与国としてDAC^{ダック}諸国のODA供給量の約2割を支え続けました。支援の内容も農業や保健、教育などの分野を中心に多様化していきました。1989年には、草の根レベルの、住民に直接役立つ、比較的小規模な事業に必要な資金を供与する「草の根・人間の安全保障無償資金協力」(導入当時の名称は「小規模無償資金協力」)が創設されるなど、国内外のNGOを含む様々なパートナーとの連携も広がっていきました。

注2 食料不足にある開発途上国に対し、その国が食料を購入する資金を無償供与する援助。

注3 無償資金協力とは、途上国等に対する返済の義務を課さない資金協力。一般プロジェクト無償資金協力とは、基礎生活分野、教育分野等において実施するプロジェクト(病院や学校の施設建設や資機材の調達など)への支援。

注4 海外経済協力基金 OECF: Overseas Economic Cooperation Fund

注5 ODAの支出実績は、貸付を含むことから、供与額の総計(支出総額)とそこから貸付の返済額を差し引いたもの(支出純額)を区別している。

3. トップドナーとしての取組(90年代)

冷戦の終焉^{しゅうえん}とグローバル化の進展の結果、1990年代に入って、国際社会において新たな課題が顕在化するようになり、開発援助のあり方についても様々な問題提起がなされるようになりました。特に、平和構築や民主化、ガバナンスが新たな課題として浮上するとともに、各国の国内や国際的な格差拡大の中で取り残される人々について貧困の削減の重要性も謳われるようになりました。さらに、環境をはじめとするグローバルな課題に対して一層の対応も求められるようになりました。

そのような中で、日本は、1992年、中長期的な援助政策を包括的にとりまとめた「政府開発援助(ODA)大綱」を初めて策定しました。ODA大綱は、日本の援助の基本理念として、①人道的考慮、②相互依存関係の認識、③環境の保全、④開発途上国の離陸に向けての自助努力の支援、の4点を掲げるとともに、ODAの実施に当たっては開発途上国の軍事支出や民主化、基本的人権の保障の状況等に十分に注意を払うとの指針を確認しました。

規模の面でトップドナーとなった日本のODAは、世界の様々な地域の取組において存在感を示すようになりました。1991年の和平達成以降のカンボジアの



インド洋に臨むタンザニアの大都市、ダルエスサラームの魚市場。2002年日本の無償資金協力によって建設された(写真:久野真一/JICA)

復旧・復興や民主化に対する支援、1993年の「アフリカ開発会議(TICAD)^{ティカッド}」^(注6)の開催を契機とするアフリカ開発に関するTICADプロセスは、そのような日本のイニシアティブの代表例です。また、1997年のアジア通貨危機に際して、日本は、新宮澤構想に基づく支援や特別円借款を含め、ODAやそれ以外の政府の資金も活用して、関係

国で最大の約800億ドルの支援を表明するなど、国際社会によるアジア地域に対する支援を主導しました。

日本のODAは、環境、人口、感染症などの地球規模の課題への国際的な取組も主導しました。1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)^(注7)の際に温暖化対策分野での開発途上国支援策である「京都イニシアティブ」や1995年の北京での第4回世界女性会議で表明した「開発途上国の女性支援(WID)^(注8)イニシアティブ」、2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて発表された5年間で総額30億ドルを目途とする感染症対策支援を内容とする「沖縄感染症対策イニシアティブ」などはその代表例です。

このころ、NGOや大学、地方自治体など様々なパートナーと日本のODAの連携もさらに広がりました。2000年には、NGO、経済界および政府が連携協力して、より効率的かつ迅速な緊急人道支援を行うためのシステムとして「ジャパン・プラットフォーム」が設立されました。

また、日本は、開発分野における国際社会の目標設定の取組も主導しました。1996年に経済開発協力機構の開発援助委員会(OECD-DAC)^(注9)が策定した「新開発戦略」には、日本の主導によって、日本のODAがこれまで重視してきた開発途上国側の主体性を前提とした「オーナーシップ」と「パートナーシップ」の原則(6ページを参照)、制度構築や能力構築、包括的なアプローチの重要性などが盛り込まれました。また、この戦略の策定過程で、日本は貧困削減やBHN(基礎生活分野)^(注10)にかかわる数値目標(国際開発目標IDGs^(注11))の導入を提案し、これがその後のミレニアム開発目標(MDGs)^(注12)(42ページの開発協カトピックスを参照)につながるようになりました。

その一方、厳しさを増す財政状況の中で、ODA予算は、1998年度以降、当初予算ベースで減少傾向に転じます。2001年には日本は援助規模世界一の座を米国に譲ります。こうして、日本のODAは以前にも増して効率的、効果的な実施が求められるようになっていきます。

注6 アフリカ開発会議 TICAD: Tokyo International Conference on African Development

注7 締約国会議 COP: Conference of Parties

注8 開発途上国の女性支援 WID: Women in Development

注9 経済開発協力機構開発援助委員会 OECD-DAC: Organisation for Economic Co-operation and Development, Development Assistance Committee

注10 基礎生活分野 BHN: Basic Human Needs

注11 国際開発目標 IDGs: International Development Goals

注12 ミレニアム開発目標 MDGs: Millennium Development Goals

4. 21世紀の新たな開発課題への対応(2000年代以降)

冷戦終了から10年が経過し、世紀の変わり目を迎える中で、残念ながら世界各地で紛争がますます多発するようになりました。2001年には米国同時多発テロが発生し、その後対アフガニスタン武力行使や対イラク武力行使が行われる中で、国際社会は、テロ対策や平和構築、ガバナンスの分野で、広範で複雑な課題に直面するようになりました。紛争や極度の貧困などの様々な脅威に晒されている一人ひとりをいかにして守っていけるかという、人間の安全保障もその中で浮上してきた重要な課題です。環境、保健、防災などのグローバルな課題もさらに多様化しています。その一方で、より多くの民間資金が新たな投資先を求めて開発途上国に向かうようになり、中国、ブラジルといった

新興援助国の果たす役割が大きなものになってきました。

このように国際環境が大きく変化する中で、日本は、もはや規模において世界一のODAの供与国ではなくなりましたが、引き続き米国、英国、ドイツ、フランスといった国と共に、主要ドナーの一員として、アジア太平洋地域や国際社会における開発にかかわる様々な課題への対応を主導してきました。2003年に11年ぶりに改定されたODA大綱では、「人間の安全保障」の視点が新たな記述として加わり、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」がODAの取り組むべき重点課題として掲げられました。

(1) 国際的な開発協力の潮流への貢献

日本は、このような国際環境の変化に対応しつつ、国際的なODAの潮流の形成に積極的に貢献してきました。先に述べたように冷戦後の国際的な重要課題の一つとして認識されるようになった人間の安全保障の概念は、1994年のUNDP^(注13)の人間開発報告書で初めて取り上げられたものですが、日本は、様々な場面で積極的に提唱し、国際社会における定着を推進してきました。たとえば、日本は、1999年に国連の「人間の安全保障基金」設置を主導し、2013年12月までに約428億円を拠出して、この基金を通じ、紛争後のコソボの学校や病院の修復、アフガニスタン地方都市の

非正規居住区の再建、南アフリカの女性に対する暴力対策センター設立など、多くのプロジェクトを実施しています(2013年12月までに計223件の案件を支援)。こうして、紛争や災害などによって一人ひとりの人間の安全保障が脅かされている国や地域での取組を具体的な行動をもって主導してきました。

日本自身の復興やその後の経済成長の経験、さらに、日本によるアジア諸国への援助の経験を通じて培われ、ODA大綱などにも基本的な理念や方針として掲げられてきた援助に対する考え方も徐々に国際社会に浸透していきました。たとえば、日本は、一貫して、国



2014年9月、第69回国連総会において、人間を中心に据えた社会の発展、人間の安全保障の増進について述べる安倍晋三総理大臣(写真:内閣広報室)

注13 国連開発計画 UNDP: United Nations Development Programme

の成長にとって何よりも重要なのは、その国自身による自助努力や「オーナーシップ」（主体的に取り組む姿勢）であり、これを「パートナーシップ」を通じて支えるのが援助国や国際機関の役割であるとの基本的な考え方に基づいて援助を行ってきました。そして、1990年代より、先に述べたTICADのプロセスなどを含め、様々な国際的な場面で「オーナーシップ」と「パートナーシップ」の重要性を積極的に提唱してきました。また、日本は、開発途上国の持続的な経済成長を支えるための経済インフラ整備や能力構築のための協力を、その国における雇用機会や所得の創出等を通じて貧困削減にも大きな効果をもたらすものとして、一貫して重視してきています。こうした考え方は、近年になって様々な国際会議や他の援助国の開発に関する考え方にもより顕著に反映されるようになってきています。

ミレニアム開発目標(MDGs)の策定に当たっても、日本は重要な役割を果たしてきました。先に述べたとおり、日本は、MDGsの前身となったOECD-DACの国際開発目標(IDGs)の策定を主導しましたが、MDGs



タイ・バンコク北東部のノンタブリ県で建設中の新チャオプラヤ架橋
(写真：久野真一/JICA)



エチオピアで、残留農薬検出のための作業をする助手と、指導する農作物残留農薬検査体制能力強化・支援プロジェクト担当の伊澤義郎さん(写真：久野武志/JICA)

を構成する貧困削減などの様々な目標のベースとなったのは、日本の提唱してきた人間の安全保障や開発途上国の「オーナーシップ」の考え方です。2000年代には、2005年に「援助効果向上に関するパリ宣言」が採択されるなど、先進国や開発途上国、さらには、国際機関や市民社会も参加した「援助効果」の向上に向けた国際的な取組が進展しましたが、その根本的な原則の一つに開発途上国の「オーナーシップ」があることは繰り返し確認されています。また、世界銀行やIMFなどの国際機関や日本以外の援助国の政策においても、貧困削減のために持続的な経済成長を重視するとの姿勢が見られるようになってきています^(注14)。日本が1970年代から一貫して実施してきたいわゆる「三角協力」、つまり、先進国が開発途上国と協力し、他の開発途上国を支援する協力は、開発途上国側の「オーナーシップ」と強みを最大限活かしながら効果的な援助を実現する方策として、援助効果に関する一連の国際会議の場などでも注目されるようになってきています。

注14 2013年4月に開催された第87回世銀・IMF合同開発委員会で採択された声明には、「(絶対貧困を減少させるという)目標の達成には、途上国全体における力強い成長とともに、低所得国において成長を貧困削減に結び付けていくことがこれまで以上に必要」と記されている。

(2) 多様な課題に向けた国際社会の具体的な取組への貢献

日本は、21世紀の新たな国際環境の下で浮上した様々な分野の課題においてもリーダーシップを発揮してきました。

●保健

グローバル化の進展に伴い、感染症を含む様々な課題が噴出している保健分野では、日本は一貫してリーダーシップを取ってきました。先に述べたとおり、日本が議長を務めた2000年のG8九州・沖縄サミットにおいては、日本がG8サミットで初めて感染症の問題を主要議題の一つとし、「沖縄感染症対策イニシアティブ」を打ち出しましたが、このことがきっかけとなり、2002年に「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」(39ページの第Ⅱ部保健医療部分を参照)が設立されました。日本は、グローバルファンドの設立に先導的な役割を果たしただけでなく、理事会メンバーとしてグローバルファンドの運営・管理で中心的な役割を担いながら、積極的に貢献してきています。

また、2008年のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成期限である2015年に向けた中間年として、とりわけ保健分野に重点を置いて新たな協力を打ち出すことの重要性や、



フィリピンで、小児呼吸器感染症の実態調査のため家庭訪問をする看護師と玉記雷太専門家
(写真: 谷本美加/JICA)

世界的な食料価格の高騰を重要な問題として議論しました。そして、保健分野の行動原則を盛り込んだ「国際保健に関する洞爺湖行動指針」がまとめられ、感染症対策、母子保健、保健従事者の育成を含む保健システム強化への取組につき合意しました。さらに、日本は2013年5月、国際保健外交戦略を策定し、国際保健を日本外交の重点課題と位置付け、すべての人が基礎的な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」を推進することを掲げています。



2014年9月、第69回国連総会サイドイベント「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に向けて」においてスピーチを行う岸田文雄外務大臣

●防災

1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災など、自ら度重なる自然災害を経験してきた日本は、その経験、教訓や防災技術を世界と共有しながら、国際社会における防災の取組を積極的にリードしてきました。日本は、1994年の第1回会合から国連防災世界会議を開催していますが、2005年に神戸で開催した第2回会合では、2015年までの10年間の国際的な防災指針である「兵庫行動枠組」が採択され、各国の

防災対策指針となりました(92ページの開発協力トピックスを参照)。

また、日本は、2013年にフィリピンを襲った台風ハイラン(日本名は台風30号、フィリピン名は「ヨランダ」)のように世界各地の地震や台風、洪水等の災害に対して、緊急人道支援を通じた救援活動や復旧・復興支援を行うとともに、開発途上国の防災の取組を支援しています。



2014年9月、エジプトで開催された第2回アラブ減災会議において、日本が積極的に国際防災協力に貢献していることを表明する城内実外務副大臣



エチオピア・アバイ渓谷の地すべり箇所を調査する、地すべり対策管理アドバイザーの長井義樹専門家と中澤斉専門家(写真:今村健志朗/JICA)

●アフリカの開発

アフリカの開発効果の向上を目指し、1993年に東京で第1回会合が開かれたTICADは、日本が独自に国際的枠組みを一からつくり上げた一つの例です。TICADは、アフリカの開発について、アフリカ諸国、開発パートナー諸国、国際機関および地域機関、民間セクターやNGOなど市民社会の代表などの幅広い担い手と議論するフォーラムの先駆となりました。第1回会合以降、5年に一度、日本政府が主導し、国連、UNDP、世界銀行およびアフリカ連合委員会(AUC)^{注15}との共催の下で、これまでに日本で5回の首脳会合を開催しています。日本は、2013年のTICAD第5回会合で、ODA約1.4兆円を含む官民による最大約3.2兆円の支援の取組を打ち出すなど、紛争や貧困など多くの問題を抱えながらも成長の中で問題の克服を目指すアフリカに対する国際社会の取組を積極的に主導し

てきました。次回の会合は、アフリカで開催する方向で調整しています。



2014年5月、カメルーンで開催された第1回TICAD V閣僚会合

注15 アフリカ連合委員会 AUC: African Union Commission
アフリカ54か国・地域が加盟する地域機関であるアフリカ連合(AU)の執行機関。AUを対外的に代表し、政策・法案の提案、決定事項を執行する。

● 小島嶼開発途上国支援

小島嶼^{とうしょ}開発途上国とは、小さな島から国土が構成される開発途上国のことをいいます。少ない人口、国土が拡散していることによる様々な不利益、地球温暖化による海面上昇の影響を受けやすく、台風などの自然災害に被災しやすいことなどの脆弱性^{ぜいじやく}から、小島嶼国は持続的な開発が他の開発途上国に増して困難だとされます。

日本は、太平洋島嶼国と協力して、自然災害への対応、環境・気候変動対策、海洋環境保護、持続可能な開発などの課題に継続的に取り組むため、1997年から3年ごとに、太平洋島嶼国とオーストラリア、ニュージーランドの首脳等の参加を得て、太平洋・島サミッ



ミクロネシア連邦・ポンベイのゴミ収集システムの改善のため、廃棄物処理場で調査を行う青年海外協力隊員(観光教育)の濱川橋弘さん(写真:東海林美紀/JICA)

ト(PALM)^(注16)を開催してきています。サミットはこれまで6回を数えています。

また、同じく多くの小島嶼開発途上国から成るカリブ共同体(CARICOM)^(注17)諸国との間でも、2000年の第1回以来、日・カリコム外相会合を2014年までに4回開催し、2014年7月には初となる日・カリコム首脳会合を開催しました。そうした場で、小島嶼国の抱える様々な開発課題に取り組んできています。さらに、日本は、2014年9月、サモアにおいて、小島嶼国の課題を議論する「第3回小島嶼開発途上国国際会議」が開催された際、開催経費負担など会議成功に向けた支援を行いました。



2013年12月、日・ASEAN特別首脳会議の初日、総理夫妻主催歓迎夕食会であいさつする安倍晋三総理大臣(写真:内閣広報室)

● ASEANの連結性強化に対する支援

日本とASEAN^{アセアン}は、40年にわたり、地域の平和と安定、発展と繁栄の実現のために緊密な協力関係を築いてきました。長年にわたる日本の支援は、農村・地方開発や保健・医療、教育等の格差是正に貢献する支援から、大規模なインフラ整備や人・制度づくりのための支援に至るまで多岐にわたり、現在のASEAN諸国の飛躍的な成長の礎となっています。

2015年までの共同体構築を目指すASEANは、現在、域内の連結性強化を最重要の課題として掲げています。日本は、結束したASEANが地域協力のハブと

なることが、地域の安定と繁栄にとって重要であるとの観点から、これまでのインフラや投資環境整備の経験を活かし、連結性強化に向けたASEANの努力を支援してきました。日・ASEAN合同協力委員会を立ち上げ、ASEAN側との対話を重視しながら、地域の連結性向上につながるハード・ソフト両面の支援を推進しています。2013年12月の日・ASEAN特別首脳会議では、連結性強化と格差是正を柱に5年間で2兆円規模の支援を行うことを表明するなど、ASEANへの協力を引き続き強化する方針です。

注16 太平洋・島サミット PALM: Pacific Islands Leaders Meeting

注17 カリブ共同体 CARICOM: Caribbean Community

カリブの14か国・1地域が加盟する地域共同体。域内の経済統合を目指すとともに、加盟国間の外交政策の調整、共通のサービス事業の実施、社会的、文化的、技術的発展のための協力を行う。

●平和構築

平和構築の分野でも日本は様々な貢献を行ってきています。

アフガニスタンに対しては、アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としないために、一貫して支援してきています。2002年に東京で開かれた最初のアフガニスタン復興支援国際会議は、日本のイニシアティブによるものです。日本は、アフガニスタン自身の治安維持能力の向上、元兵士の社会への再統合、アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援を行ってきており、2001年10月から2014年4月までの日本の支援額は約54億ドルに上ります。日本は、2012年7月に、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタン政府と共催し、アフガニスタンと国際社会の新たなパートナーシップを示す東京宣言を発表しました。

長年、政府とイスラム反政府勢力との間で紛争が続いていたフィリピン、ミンダナオ島の和平プロセスにも日本は積極的にかかわってきました。ミンダナオ国際監視団にJICAの開発専門家を派遣し、紛争影響地域で必要な支援を調査し、教育、保健、農業など様々な分野でODAを通じた支援に結び付けました。2013年からは、和平成立後を見据えた新自治政府のための制度づくりや人材育成などの支援も行われており、こ



2014年11月、日本の支援により、トルコでの研修に向かう女性のアフガニスタン警察幹部候補生たち。首都カブールの国際空港にて(写真:共同通信社)

れらの支援は、現地住民や政府から高い評価を得ています。2014年3月には、政府とイスラム勢力(モロ・イスラム解放戦線)との間で包括和平合意文書が調印されました。

これらのいくつかの代表例が示すように、21世紀に入って以降も、日本は、日本ならではの経験や知見を活かす形で、主要ドナーの一つとして世界の様々な課題への取組に積極的にリーダーシップを発揮してきています。



フィリピン、平和教育を実践する「平和の学校(School of Peace)」校舎前で微笑む生徒たち(写真:アイキャン) 98ページの案件紹介をご覧ください

第2節

60年でなし得たこと—日本のODAの成果

これまで振り返ってきたように、この60年間、日本は、第二次世界大戦後ほどない復興の時期から今日まで、一貫してODAを通じて開発途上国への援助に取り組んできました。いかなるときにあっても、貧困に苦しみ、疾病にあえぐ人々、明日への希望を持っていない世界の人々に支援の手を差し伸べてきました。これは日本がODAに取り組む原点であり、日本という国のあり方の根本にかかわることです。とりわけ、日本が国際社会で主要な責任ある地位を占めるようになった今日、極度の貧困や様々な地球規模課題、平和の構築などの問題に対し、その国力にふさわしい貢献を行っていくことは、日本としての当然の責務といえます。同時に、大国となった日本に対する国際社会の期待に応えるという意味もあります。日本には古くから「恩送り」という言葉があります。誰かから受けた恩をその人に直接返すのではなく、別の人に送ることをいいます。そうすることで恩が世の中をめぐり、社会

全体が恩恵を受けるという考え方です。戦後、世界から援助という大きな恩をもらった日本が今度は開発途上国に対して恩を送る立場にあるのです。

もう一つ重要なのは、ODAを通じて、アジア諸国をはじめとする諸外国との関係を強めながら、日本自身の平和と安定および繁栄に必要な国際環境を作っているということです。厳しい財政状況の中で国民の税金を使って行う支援である以上、この点は大切です。世界中で様々な課題が山積する中で、そうした課題への取組を先延ばしにすれば、たとえば、貧困に苦しむ国がテロの温床となったり、地球環境のさらなる悪化を招き、将来の世代に大きな負担をかけることになるかもしれません。こうした問題への対応は、他人事ではなく日本自身にとっても重要な問題です。開発途上国へのODAは、相手の国や国際社会全体のためになるだけでなく、日本の平和と安定および繁栄のためにも貢献しています。

1. 日本のODAの特色と成果

前節で見てきたとおり、この60年を通して、日本の開発途上国に対するODAは、第一に開発途上国の自助努力の後押し、第二に経済社会基盤の整備や人づくり、制度づくりを通じた持続的な経済成長の重視、第三に人間の安全保障の視点に立った協力という一貫し

た考え方に基づいて行われてきました。ここではそれぞれの観点からどのようなODAが行われ、どのような成果を達成してきたのか、具体的な事例とともに紹介します。

(1) 自助努力の後押し

第一の特色である、開発途上国の自助努力を積極的に支援するということは、日本がこれまで他の欧米諸国に先駆けて主張してきた考え方であり、自国の歴史と戦後復興の経験、さらに東アジアに対する援助の経験をその拠りどころにしています。これは、自助努力に基づいて自国の開発を進めることこそ、その国の経済的自立を促すものである、そして、ODAはそのための手助けに過ぎないという考え方に基づいています。自助努力や「オーナーシップ」は、今でこそ国際社会もその重要性を認めるようになっていますが、日本は、ODAを始めた当初から、これを重視してきまし



カンボジアにおいて、農業技術の改善、灌漑設備の整備による農家の所得向上支援のため、ぬかるんだ田んぼに入って指導をする萩原知専門家(写真：久野真一/JICA)

た。日本が1993年にスタートさせたTICADのプロセスでも、一貫して「オーナーシップ」と「パートナーシップ」の原則を提唱してきています。

開発途上国自身の努力を後押しするという日本の姿勢は、開発途上国の人づくりを重視する日本の技術協力にも現れています。時間をかけて人材を育て、その国の開発のあり方を共に考え、共に歩んでいこうとする日本のODAの伝統は多くの開発途上国から高く評価されています。その成果を端的に示す典型的な事例をご紹介します。

ケニアで始まり、アフリカ大陸全体に広がった技術協力プロジェクトがあります。理数



ケニアのアフリカ理数科・技術教育センター（CEMASTE）で実験を視察するウフル・ケニヤッタ大統領（右端）（写真：JICA）



アフリカ域内理数科教育の第三国研修閉会式での記念撮影。ケニア周辺のアフリカ諸国から多数が参加している（写真：JICA）

科教育強化計画、英語の略称でSMASE^{（注18）}といます。SMASEは、1998年、日本のODAがアフリカで初めて手がけた基礎教育支援プロジェクトです。工業化を目指していた当時のケニアでは理数科教育の改善が差し迫った課題でした。具体的には理数科教員の能力強化です。ケニアの要請に対して日本はODAを通じて日本人専門家を派遣し、中等学校（ケニアの中等学校は日本の中学3年～高校3年に相当）の教員に研修機会を提供する制度をつくる一方で、現地で調達可能な実験器具を使いながら、生徒の主体的な授業参加

を促す授業方法の実践を行いました。ケニアの実情に合わせた工夫が効果を上げて、教員の教え方に変化が生じ、生徒の興味や理解とともに成績も向上しました。その後こうした研修の取組は全国に拡大し、2013年までの15年間で、中等学校の理数科教員7万人と校長15,000人、初等学校の教員18万人と校長・副校長7,000人が研修に参加しています。

SMASEの活動はケニアだけにとどまりません。同様の課題を抱えるアフリカ諸国への普及を目的に、日本は2001年「アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク（SMASE-WECSA）^{（注19）}」を立ち上げました。現在、アフリカ14か国でケニアの経験を活かした理数科教育の技術協力が実施、または計画されています。そしてケニア政府は日本と協力し、2004年以来、ケニアにおいて第三国研修^{（注20）}を行っており、2014年3月までで、アフリカ30か国から1,749名の教育関係者が参加しました。かつて学ぶ立場にあったケニアの教員たちが、今は他のアフリカ諸国の同僚を指導しているのです。

2014年3月、ケニアの首都ナイロビにある「アフリカ理数科・技術教育センター（CEMASTE）^{（注21）}」の拡張工事が終了して行われた落成式には、ケニアのウフル・ケニヤッタ大統領も出席しました。CEMASTEは、SMASEから生まれたアフリカ理数科教員の育成

注18 理数科教育強化計画 SMASE: Strengthening of Mathematics and Science Education

注19 アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク SMASE-WECSA: Strengthening of Mathematics and Science Education in Western, Eastern, Central and Southern Africa

注20 過去に日本の技術支援を受けた開発途上国の機関が他の開発途上国から研修員を受け入れて技術指導を行う。日本は資金面、技術面で協力する。

注21 アフリカ理数科・技術教育センター CEMASTE: Centre for Mathematics, Science and Technology Education in Africa

拠点として現職教員の研修を担っています。今回の拡張で、これまでの92人から収容人数200人規模の研修施設になりました。日本をパートナーに、ケニアのアフリカ理数科教育への貢献はこれからも続きます。

もう一つアフリカの事例です。東アフリカのタンザニアでは、同国政府が強いイニシアティブを持って、2000年から中央政府の権限や予算、人員を県レベルに移譲して、地方分権化を進める地方政府改革プログラムを実施してきました。しかし、改革は容易ではなく、タンザニアは日本にこの改革を進めるための支援を求めてきました。

日本は明治維新後、欧米の制度を学びつつ、国民の間で議論を重ね、試行錯誤を経て、自国に適した行政システムを築いてきました。そして、第二次世界大戦後、経済開発を進めるかたわら、地方自治の能力を育み、時間をかけて本格的な地方分権化に踏み切りました。ゆっくりではあるものの、着実な改革の経験を持っています。こうした経験がタンザニアにも役立つと考え、日本は次のような5つの支援を行いました。

第一に、地方自治と分権化改革に携わる指導者を日本に招き、問題意識を持ってもらうための研修事業。

第二に、地方分権化が地域住民の生活向上につながるように、分権化された権限や予算を活用させる必要から行う、地方政府職員の能力向上を目的とした研修の仕組みづくりと、自治体がそうした研修を行えるようにするための支援。

第三に、限られた地方行政の人員、予算でサービスを提供するために、地域住民の自助努力を促し、行政と住民の協働を進める「ファシリテーター」と呼ばれる指導員(戦後日本の生活改善運動の「生活改良普及員」に当たるもの)を養成し、地域社会そのものを強化するための支援。

第四に、共同基金への資金拠出。これは、プログラム実施のための予算が日本のODAだけでなく、タンザニア政府、援助国・機関の出資による共同基金として用意されているものです。地方政府職員の研修や指導員の養成のための技術協力も日本のODAだけでなく、こうした基金からの予算を活用します。そうすることで、将来日本のODAがなくなるとも研修や事業を継続できる仕組みです。

最後に、これまで説明した4つの支援を統括しながら地方自治庁に所属し、課題克服のための助言や指導を行う政策アドバイザーの派遣。この専門家がタンザニア政府高官や地方自治庁の幹部に対し、欧米に学び

つつ試行錯誤しながら「和洋折衷」の行政システムを築いてきた日本自身の経験を説いて、タンザニアの人たちが自ら考え、議論し、自分たちの行政制度をつくり上げるための努力に手を貸すための助言を行いました。

第一の研修(タンザニアでは研修施設の場所にちなんで親しみを込めて「大阪研修」と呼ばれます)には、州と県の地方行政長官も参加しました。日本の行政の歴史を学んだ上で、日本の地方都市を実際に訪れ、地方の現場で行政サービスや住民とのかかわりあいの実態を視察しました。こうした日本での研修に参加して帰国した研修生たちから、自分たちが日本で学んだことを同僚にも伝えたい、という声上がり、タンザニアのすべての州で、日本での学びを共有するためのセミナーがタンザニア人自らの手で行われました。タンザニア各地でそれらの学びをもとに、地域独自の試みがなされるようになってきています。また、大阪研修参加者のイニシアティブにより、全国の州・県の地方行政長官が一堂に会して地域の成功事例を報告し合い、課題を共に話し合う目的で「タンザニア大阪同窓会」が設立されました。日本の経験が、ODAによる後押しを通じて、タンザニア人自身によって確実にタンザニアの地方の取組に活かされているのです。



タンザニアのムプワプワ県で、下田道敬専門家とファシリテーター(指導員)たち(写真:下田道敬)

(2) 持続的な経済成長

日本のODAの二番目の特色は、持続的な経済成長の重視です。日本は、貧困問題を根本から解決するためには、その基礎となる経済を発展させなくてはならない、との考えに立って、インフラの整備や人づくりを通じた持続的な経済成長の実現を重視してきました。日本の円借款をはじめとするODAによるインフラ整備や人材育成は、開発途上国の投資環境を整え、貿易を活性化し、民間経済の発展の下支えになりました。また、それらを通じて雇用や所得の機会が広がり、貧困削減に大きな効果をもたらしました。たとえば、アジアは日本の協力を活用して経済的な飛躍を遂げ、この地域の貧困問題は解決に向かって大きく前進しました。近年目覚ましい東南アジアの発展にも日本の協力が大きく貢献しています。

タイでは1970年代にシャム湾沖で天然ガス田が発見され、これを機にタイ政府は、首都バンコクの南東、シャム湾に面する東部臨海地域を工業化の拠点と定め、開発に乗り出しました。この開発の実現に日本のODAは大きな役割を果たします。1981年、当時の鈴木善幸総理大臣がタイ訪問時に日本の協力姿勢を表明すると、ODAによる港湾建設専門家の派遣、開発調査などを矢継ぎ早に実施しました。その結果、翌1982年には計16事業に及ぶ支援プロジェクトを策定し、27件の円借款を供与したほか、資金的な支援だけでなく、計画策定支援や技術的助言などもあわせて行い、包括的できめ細かいODAを実施しました。この地域の開発は、天然ガスを利用した重化学工業開発と輸出指向型工業を中心とする工業団地開発、港湾・道路・鉄道などのインフラ整備から成る壮大なものでした。中でもレムチャバン港の建設は、当時、バンコク港の水深が十分でなく、大型化するコンテナ船への

対応が限界に近づいていたこともあって、バンコク港を補完し、東部臨海地域の海上輸送を一手に担うことのできる港湾として大いに役立ちました。

東部臨海地域の開発は貧困削減にも効果を上げました。開発と工業化が進むにつれ、地元経済が活性化し、大量の新規雇用が創出されたほか、自治体による工業化や人口増に伴う公共サービス(港湾や工業団地の道路輸送の増大を受けた道路網拡充や維持管理の強化)や社会サービス(初等教育や基礎的保健医療サービス)の改善が実現しました。

現在、東部臨海地域は、タイでバンコク首都圏に次ぐ第二の産業地域へと発展し、GDP成長率や民間投資額、雇用機会などでタイの全国平均を大きく上回っています。レムチャバン港のコンテナ取扱数は1998年にバンコク港を抜いて国内最大となり、2012年には世界ランキングで23位につけています。この開発の結果、東部臨海地域は、一大工業団地に生まれ変わりました。そこに自動車関連をはじめ多くの日本企業が進出し、タイで生産した製品が世界各地へ輸出されるようになっていきます。



タイのレムチャバン港は、同国最大の商業港(写真:ESCO社(Eastern Sea Leam Chabang Terminal Co., Ltd.))

(3) 人間の安全保障

日本のODAの第三の特徴として挙げられるのは、前節で説明した人間の安全保障です。これも前節で少し触れたように、冷戦後、世界各地で紛争が頻発したこと、また、グローバル化が急激に進み、世界経済が一体化する中で、貧困、環境破壊、自然災害、感染症、テロ、突然の経済・金融危機といった問題が、国境を越え相互に絡み合いながら、広範囲にわたって人々の命や生活に深刻な影響を及ぼすようになったことで、人間の安全保障の考え方はますます重要なものになっています。人間の安全保障は、TICADのような地域イニシアティブや保健、防災、気候変動のような地球規模課題への対策において、とりわけ、脆弱な立場の人々への対処を考える上でもたいへん有益な視点を与えてくれます。

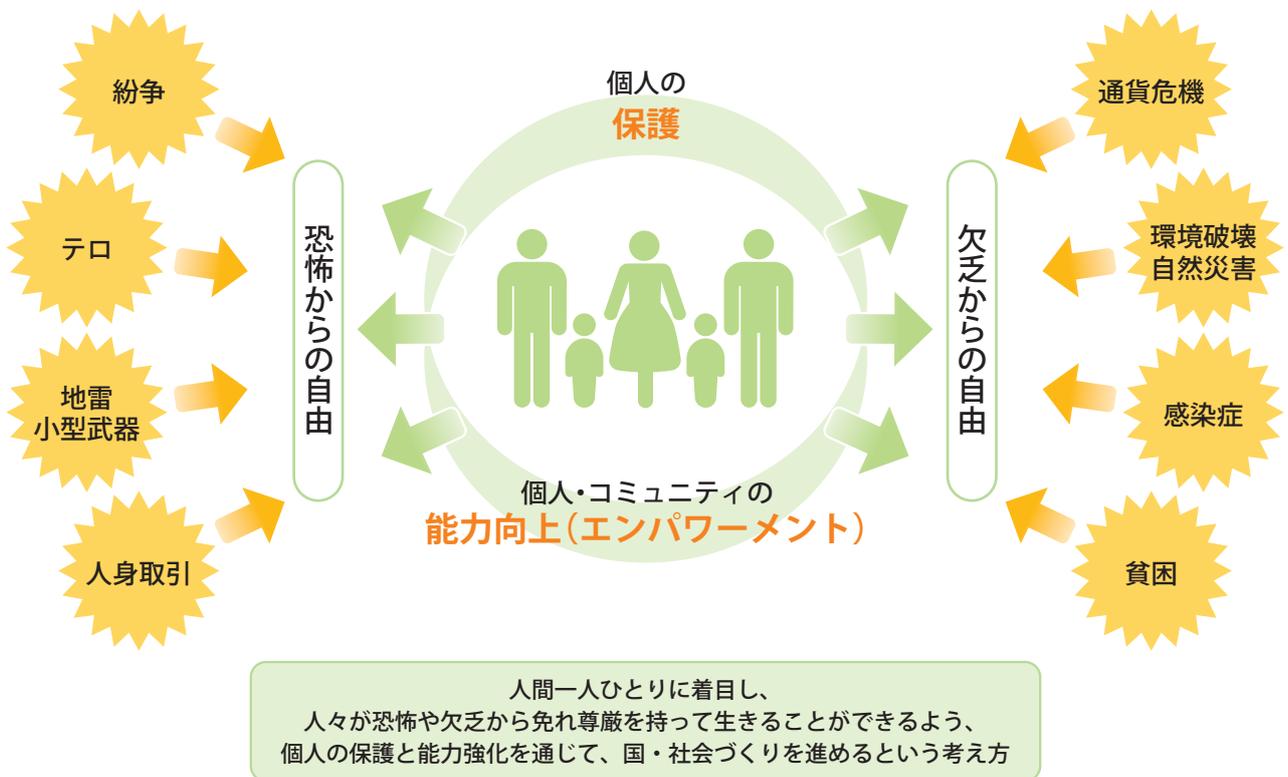
人間の安全保障の視点に立った支援とは、困難な状況にある人々を、様々な脅威から守り、その人たちの能力強化を通じて、国づくり、社会づくりを進めていくことを手助けすることです。具体的には、教育、保健医療、環境、ジェンダー、平和の定着と国づくりといっ



ブルキナファソ・ジニアレ近郊の村で、ろうあ者の女性に裁縫技術を教える青年海外協力隊の飯ヶ谷奏さん。彼女たちは身に付けた技術で自立できるようにがんばっている(写真：飯塚明夫/JICA)

た分野でこの視点に立ったODAを積極的に推進しています。たとえば、アフリカをはじめとする開発途上国で学校建設などを通じて一人でも多くの子どもたちが教育を受けられるようにする、また、安全な飲み水が簡単に手に入るようにして、人々の生命や健康を守る、子どもや女性を長時間の水汲みから解放し、多くの子どもが学校へ通えるようにする、女性がその能力

「人間の安全保障」の考え方



を十分に発揮できるようにする、といったODAです。

1997年、南部アフリカのザンビアの首都ルサカはコレラの流行に苦しんでいました。そこで、日本は、最もコレラ発生率の高い、低所得者居住地域を対象に、ODAにより、公共の水洗トイレとシャワーを設置しました。かつてのゴミ捨て場だった場所に設置された施設は、地元の人たちから「KOSHU(公衆)」の名前で親しまれるようになりました。この結果、この地区のコレラ感染数は劇的に減少し、7年後の2004年にはわずか1件になりました。

差し迫った脅威に晒された人間の救援と保護を目的とする、緊急人道支援も人間の安全保障を実現する上で重要な取組です。

近年、地震、台風などの自然災害が世界各地で頻発しており、その規模はかつてなかったほどに大きなものとなっています。このような災害発生後の緊急事態や紛争などの人道危機(人道支援が必要とされる危機的な状況)に際し、日本は、人間の安全保障の視点に立って、人命救助、人間の尊厳の維持および保護のため、緊急人道支援を行っています。

日本が行った緊急人道支援の最近の例として、2013年11月、フィリピンを襲った台風被害があります。台風ハイラン(日本では台風30号、フィリピン名は「ヨランダ」)が引き起こした死者・行方不明者7,000人以上の甚大な被害に対し、日本は国際社会と協力し



2013年11月、フィリピンにおける台風(ヨランダ)の被害を受けて、被災地(レイテ島)において医療活動を行う国際緊急援助隊の自衛隊・医療チーム

て、官民による幅広い支援を行いました。被害発生直後、フィリピン政府の要請を受け、国際緊急援助隊として、医療チームや専門家チームに加え、過去最大規模の約1,100人の自衛隊部隊がフィリピンに駆けつけました。派遣された隊員たちは、被災者の心に寄り添った支援を行いました。被災の影響を心配していた妊婦は、超音波画像で胎児の元気な姿を目にし、笑顔を取り戻しました。また、支援が行き渡りにくい村落への巡回診療も行い、草の根レベルに届く支援に努めました。こうした国際緊急援助隊の支援に加え、国際機関を通じた3,000万ドル(約30億円)の緊急無償資金協力、テントやビニールシート、毛布などの緊急物資供与も行いました。さらに、ジャパン・プラットフォーム(日本のNGO、経済界、政府の三者でつくるNPO)に参加する日本のNGOが、食料・物資の配布、シェルター建設、保健衛生や教育支援などを行ったほか、民間企業による緊急支援など様々な支援がなされました。このような日本からの支援に対して、フィリピン政府・国民や、被災地で活動する他の国際機関からも感謝の気持ちが示されました。国際緊急援助隊派遣を紹介した総理官邸英語版フェイスブックには、世界中から7万を超える「いいね！」が寄せられました。



被災したタクロバンにて、日本からの緊急支援物資を受け取るロムアルデス・タクロバン市長(中央)とソリマン社会福祉開発省長官(写真:トレーシー・デセナ/JICAフィリピン事務所)

2. 結び—日本のODAの成果と評価

このように、日本の60年にわたるODAは、開発途上国の開発、成長に様々な形で貢献してきただけではありません。日本と開発途上国との間に友情と信頼の確かな絆^{きずな}を築くとともに、日本の国際社会における地位の向上に、ひいては日本自身の平和と繁栄をより確かなものとするに大いに役立ってきました。日本がODAを通じて地道に積み上げてきた協力は、開発途上国を含む国際社会の日本に対する厚い信頼と好感を形づくる上で確実に力となりました。

その上で、60周年を迎えた日本のODAの成果として、まず挙げられるのは、開発途上国の経済開発や福祉の向上への貢献です。この30年間に開発途上国の状況は劇的に改善しました。1日1ドル以下で生活する人の数は19億人から12億人に減少し、割合では全人口比の52%から20%になりました。平均寿命は7年長くなり、乳児死亡率は45%以上も減少しました。開発途上国自身の努力があってこそその結果ですが、日本のODAが大きな貢献をしたことは確かです。

日本のODAの成果は、支援する側の日本にも及んでいます。日本が重点的にODAによる支援を行ってきたASEANは、全体のGDPが今や2兆ドルを超える巨大市場に成長し、世界の主要生産拠点として注目を集めるまでになりました。日本にとり極めて重要な市場であり投資先となっています。また、この地域が成長と安定を実現していることは、日本経済を支える物流網がこの地域を通過していることを考えるとき、日本の安全保障にとっても大きな意義を有しています。

もちろん、課題や困難に直面したこともありました。ODA事業に際して、不正が行われたり、不測の事態によって十分な援助効果が上げられない、遅れが生じるといったこともあります。また、環境や地元コミュニティに予期せぬ影響が出たり、累積債務問題が生じたりしたこともあります。さらに、日本の顔が見えにくい、援助目的が達成されていないといったご意見をいただくこともあります。日本政府としては、こうした経験を一つ一つ無駄にせず、将来への教訓とすべく、評価の仕組みを整え、透明性の向上に努め、市民社会を含む幅広い関係者の方々との対話を行うといった努力を続けてきました。そうして、日本のODAが、効果的で無駄のない方法で、開発途上国の人々に真の豊かさをもたらすよう、しっかりとした環境社会配慮の基準や、不正を

防ぐ仕組み、受入れ国側との丁寧な対話と調整、また、きめ細かい事業の維持管理やフォローアップのプロセスを整えてきました。今後とも決して慢心することなく、このような努力を不断に続けていかななくてはなりません。

相手国の国民や政府は日本のODAをたいへん高く評価してくれています。苦しいとき、困っているときに日本から支援を受けたことへの感謝の気持ちもあります。加えて、支援の現場で共に苦労しながら働く日本人の姿、そうしたことを通じて形づくられる日本の良いイメージ、これらは国際社会において日本が平和と繁栄を続けていく上で最も大切な資産ということができないのではないのでしょうか。開発途上国の政府や国際機関が日本のODAをどのように見ているのか、その一部を以下にご紹介します。

「日本の取組は、世界水準の専門知識の供与と世界的に知られた日本人専門家の派遣を含んでいる。そのリーダーシップにより、日本の活動には五大陸すべてにおいて高度のビジビリティが認められてきた。」(ボコバ・ユネスコ事務局長、2012年2月)

「日本の協力は、エルサルバドル国民の生命を救ってきた。6年前の国連の調査において、エルサルバドルは世界で最も自然災害に対して脆弱^{ぜいじやく}な国の一つに挙げられたが、この5年間の日本の技術協力を受け、その脆弱性に改善が見られた。」(マルティネス・エルサルバドル公共事業大臣、2014年6月)



エルサルバドルの首都サンサルバドルで公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクトを通じ、排水管の調査を行う公共事業省の職員たち (写真：エルネスト・マンサノ/JICA)

「日本人はたいへん素晴らしい。地方のプロジェクトでは、ときに不慣れな現地施工業者が案件を実施することがあるが、どのような問題が発生しても日本は解決策を見つける手助けをしてくれる。」(ビヤンダラ・ウガンダ公共事業・運輸大臣、2014年1月)

「日本の協力は、単に資金的な援助を行うだけでなく、人的貢献という意味でも素晴らしい。二国間協力を携わっている日本人は、非常に活発で、職業意識が高く、現場が好きな人々である。そして、日本の青年が協力隊員として我が国に赴任し、ブルキナファソ人と共に生活し、専門的知識を提供することは、非常に人間的であり、人を通じた協力といえる。」(ポリ＝バリ・ブルキナファソ国民教育・識字大臣、2013年7月)

2014年7月、安倍総理大臣がコロンビアを訪問し、サントス大統領と会談を行った際、日本のODAで建設した地方の図書館に関するビデオがその場で上映され、その中で地元の子どもたちから安倍総理大臣に対する感謝の言葉

が伝えられました。また、図書館を活用している少女からの感謝の手紙が安倍総理大臣に手渡されました。コロンビアでは、長らく非合法武装勢力による活動が行われたことから、地方では多くの子どもが学校に通いたくとも通うことができませんでした。そのため、日本は、これまで初等教育分野へのODAに重点を置き、ODAによる児童向けの図書館の整備に力を入れてきました。そうした日本のODAがコロンビアの子どもたちの心に届いたのです。



2014年7月、訪問先のコロンビアでの首脳会談で、サントス大統領から歓迎の言葉を受ける安倍晋三総理大臣(写真：内閣広報室)

コロンビアの少女からの手紙

安倍晋三総理大臣殿

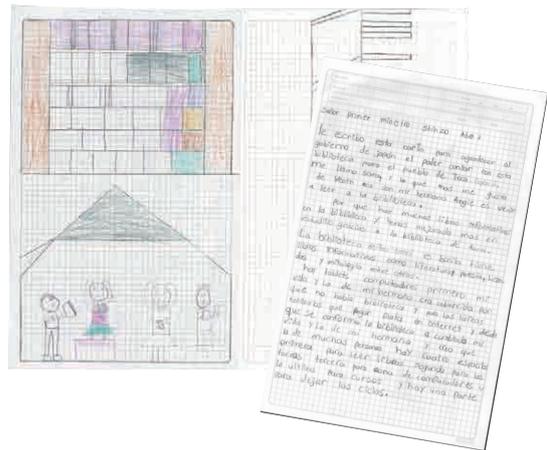
この手紙は、ボヤカ県のトカ市に図書館ができるようにしていただいた日本政府に感謝するために書いています。私の名前はサラ(Sara)です。この図書館に、妹のアンジー(Angie)と一緒に来て一番楽しいのは、図書館で本を読むことです。

この図書館には情報の詰まった本がたくさんあり、トカ市の図書館のおかげで私たちは学校の勉強もよくできるようになりました。

ボヤカ県トカ市の図書館はきれいで、文学や詩、伝記や神話など様々な本があります。タブレット端末もあります。

図書館がなかったころは、私と妹の生活は退屈で、学校の宿題をするためにインターネットを使うときはお金を払わなければなりませんでした。図書館ができてから私と妹の生活は変わりました。そして、他の多くの人の生活も変わったと思います。図書館には4つのスペースがあって、一つ目は読書用、二つ目は宿題をする場所、三つ目はコンピュータ用、そして四つ目は講習を受けるためのものです。そして、駐輪場もあります。

サラ・カテリーネ・アクーニャ・ベセラより



コロンビアの少女からの手紙(原文)

日本のODAは、国際機関からも評価されています。たとえば、OECD-DACは、2014年7月に日本の開発協力相互レビュー^(注22)の結果を発表しました。その中で、日本について、明確なビジョンに基づいて、人間の安全保障、持続的経済成長、平和と安定に寄与する開発協力を実施している点、防災や保健分野などの支援においてリーダーシップを発揮している点、民間セクターとの連携や三角協力による包摂^{ほうせつ}的な開発を進めている点を評価しています。また、DACは、2014年、開発途上国で広く適用できる革新的な取組を表彰するために、DAC賞(DAC Prize for Taking Development Innovation to Scale)を設けましたが、第1回DAC賞において、日本のパキスタン向け円借款「ポリオ撲滅計画」が優れた案件の一つに選ばれました。この事業ではパキスタン政府が一定の事業成果を達成したことが確認されれば、パキスタン政府による円借款の返済をビル&メリンダ・ゲイツ財団が肩代わりする「ローン・コンバージョン」という手法が採用され、それが革新的な取組であるとして高く評価されたのです。なお、所定の事業成果が達成されたことが確認され、2014年4月に同財団による返済が決定しています。

東日本大震災の後、日本に対して多くの開発途上国を含む世界中の163の国と地域、43の国際機関から支援の申し出があり、24の国と地域から緊急援助隊、医療支援チーム、復旧チームが駆けつけてくれました。そのとき送られてきた支援メッセージには、自分たちが被災したときに日本から受けたODA、自国の開発を支えてくれた日本への感謝の気持ちに触れるものが少なくありません。



2014年4月、パキスタンのラウルピンディで、ポリオのワクチン接種を受ける子ども。日本は1996年から同国におけるポリオ撲滅に向けた支援をUNICEFと協力して継続的に行っている(写真：共同通信社)

「フィリピンが被災した際には常に日本が真っ先に援助の手を差し伸べてくれた。だからこそ、できる限りの支援と協力を行う。」(ロペス駐日フィリピン大使)

このように日本がODAを通じて支援したことを世界の人たちは、決して忘れてはいません。

注22 OECD-DACの開発協力相互レビューは、DAC加盟国の開発協力政策や実施状況について加盟国間で互いにレビューするもの。開発協力の経験や手法等に関する相互学習を通じて、より効果的な開発協力の実施に向けた取組を提言することを目的としている。今回の日本のレビューは、フランスとオーストラリアが担当した。



マラウィ・チョロ県病院の薬局で、外来患者と話す青年海外協力隊員（薬剤師）の楠美有紀子さん。薬局では、番号札を作って薬の受け取りを待つ外来患者の混雑緩和を図ろうとしている（写真：今村健志朗／JICA）

第1章で見てきたとおり、この60年間、日本のODAは、国際環境の変化等に柔軟に対応しながら、日本の平和と安定および繁栄の増進に寄与してきました。それでは、今後のODAはどうあるべきでしょうか。それを示したのが、新しい開発協力大綱です。（新大綱全文は第Ⅲ部214ページに掲載）

新大綱は、2014年3月以降、約1年をかけ、有識者懇談会での議論およびパブリックコメント、全国各地で実施した意見交換会や公聴会など、様々な場を通じて、経済界、学界、NGOからいただいた意見を踏まえてとりまとめられ、2015年2月に閣議決定されました。

新大綱では、まず、現下の国際社会の状況について鳥瞰しています。

第一に、前章で見てきたとおり、グローバル化に伴う課題やリスクがますます増大しています。相互依存が高まって、環境・気候変動問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テ

ロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、紛争中の、あるいは、紛争後の復興段階にある脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、世界全体の平和と繁栄に悪影響を及ぼすようになっているとの危機感が高まっています。

第二に、開発途上国間の多様化、多極化に伴い、開発課題が複雑化しています。国ごとの開発課題や特殊な脆弱性など単純に1人当たりの所得水準からだけではそれぞれの問題の深刻さはとらえきれません。

第三に、その裏腹で、急速な経済成長の結果、開発協力の新たな供与国として存在感を増す新興国の台頭が

あります。また、多くの開発途上国が新たな投資先・市場として注目を浴びた結果、近年大量の民間資金が開発途上国に流れるようになってきました。OECD-^{ダック}DACや世銀の統計によれば2012年にはODAの約2.5倍の民間資金が途上国に流入しました。すなわち、開発途上国の開発は、もはや先進国のODAのみによって実現できるものではなく、民間資金等との連携を図ることが不可欠の状況となっているのです。

新たな開発協力大綱は、我が国がこのような認識に基づき、国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進していく方針を明らかにしています。そして、こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現、安定性および透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献していくことを示しています。

その上で、新たな開発協力大綱は、日本が60年のODAの歴史の中で築き上げてきた基本的な理念である、以下の3点の哲学を日本の開発協力の「基本方針」として位置付けました。第一に「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」です。非軍事的な開発協力を通じて、国際社会の平和と繁栄に貢献する姿勢は、平和国家としての日本のあり方を体現するものです。新大綱には、国際社会の平和と安定、そして繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくため、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」という、平和国家としての日本にふさわしい開発協力を推進するとの基



キルギスにおける一村一品運動による小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト。「無印良品」((株)良品計画)で販売されるフェルト製品の検品をする女性たち。MUJIの品質基準をしっかりとチェック(写真:鈴木草/JICA)

本方針が示されています。また、新大綱は、日本の開発協力の実施に当たって、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」や、「民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況」に十分注意を払うといった原則にのっとり、いくとも明記しています。

第二に「人間の安全保障の推進」です。前章で見てきたとおり、一人ひとりを恐怖と欠乏から解き放ち、個人の豊かな可能性の実現を図るという人間の安全保障の考え方は、日本が国際社会の中でこれまで積極的に提唱してきたものです。新大綱は、日本が引き続きそうした人間中心のアプローチの観点から開発協力を推進していく考えを示しています。特に、女性の権利の保護や地位向上を図るとともに、その国の開発に果たす女性の役割に留意して、その能力強化や参画を推進するための取組は重要であり、実施上の原則としても「女性の参画の促進」を掲げています。

そして第三に「自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力」です。第1章で見てきたとおり、日本は、戦争の^{かいじん}灰塵の中から、諸外国からの支援を受けつつ、自ら努力して数々の課題に取り組み、戦後の成長を遂げてきました。そうした経験も踏まえ、日本は、一貫して開発途上国の自助努力や「オーナーシップ」を援助の基本原則に据えてきました。新大綱は、日本自身の経験を、ある



マラウイのムランジェ職業訓練盲学校の生徒たちと共に、収穫したとうもろこしを昼食の材料にしようとして学校へ持ち帰る青年海外協力隊(野菜栽培)の小川由さん(写真:今村健志朗/JICA)

いは、日本が支援した開発途上国の経験を人から人に伝えるという「人づくり」を重視し、共に考え、共に歩む中で、開発途上国自身の自主性や自助努力を促し、学び合うような協力をこれからも行っていく方針を示しています。

このような基本的な考えの下で、新大綱が掲げる、これからの日本の開発協力の重点課題は以下の3点です。

第一に、「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」です。これまで見てきたとおり、日本は一貫して、貧困削減を持続的に実現するためにも成長が必要であり、両者を一体としてとらえるとの考えの下で援助に取り組み、また、そのような方向に国際的な援助の潮流を主導してきました。そうした中、経済のグローバル化の一方で、国内格差の拡大によって取り残される人々の課題、また、一定レベルの経済成長の後に成長が停滞してしまう、いわゆる「中所得国の罌^{わな}」等の課題も一層顕著に現れてきています。小島嶼国等、様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱^{ぜいじやく}国への支援も重要な課題となっています。経済成長はこれらの課題の克服につながるものでなくてはなりません。新大綱が重点課題として明示したのは、そのような「質の高い成長」です。すなわち、誰一人として取り残さず、一人ひとりが開発の果実を享受できるような「包摂性」、経済・社会・環境の三つの側面において、持続可能な開発を達成できる「持続可能性」、個人やコミュニティの能力強化、インフラ整備を通じて、紛争や災害、経済危機と



ペルー・カハマルカ州小規模農家生計向上プロジェクトの協力農家の紫とうもろこし畑で生育の様子を見る吉野倫典専門家。ペルーでは一般的な飲み物であるチチャモラダの原料となる
(写真：岡原功祐/JICA)

いったリスクに強い「強^{きやうじん}靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」が日本の今後の開発協力の目指すところであることを新大綱は示しています。

第二に、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」です。「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠です。日本は、このような発展の前提となる基盤を強化するための支援を積極的に行っています。具体的な取組には、平和の構築のための支援や、海上保安等の法執行能力強化、テロ対策、出入国管理などの治安維持能力強化など、安定と安全を維持するための支援が含まれます。また、公正かつ安定した社会の実現のため、自由や民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有が不可欠であり、これにつながる法制度整備支援やガバナンス支援にも引き続き取り組んでいきます。

第三に、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」です。グローバル化の進展した現在、環境・気候変動、自然災害、感染症、食料問題など、一国のみでは解決できない問題が山積しており、特にこうした問題は開発途上国の貧困層に深刻な影響をもたらしています。これらの課題は、ポスト2015年開発アジェンダをめぐる議論でも重要なテーマです。新大綱は、日本政府として、これまでの環境・保健・防災等のグローバルな課題への主導的な取組を一層強化し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(第1章7ページ参照)の推進や防災の主流化(92ページの開発協カトピックス参照)の推進などを含め、こ



立命館大学では、日本の対インドネシア円借款「第Ⅲ期高等人材開発事業」の一部として、2009年以来計8回、インドネシア各地の大学教員、行政官等を対象に、日本での公共政策立案研修や防災研修を受託実施してきた。写真は2014年11月の防災研修で行われた岩手県宮古市の防潮堤の視察。東日本大震災の津波は「万里の長城」ともいわれたこの防潮堤を越えて押し寄せた(写真：立命館大学)

これらの課題解決に向けて一層積極的に取り組んでいく方針であることを示しています。

さらに、新大綱は、日本政府として外交政策に基づいた戦略的な開発協力に取り組んでいくことも示しています。そのために、開発途上国をはじめとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画および支援対象となる国や課題の日本にとっての戦略的重要性を踏まえ、戦略的かつ効果的な開発協力を展開し、成果についても外交的視点からの評価に努めていくことなどを謳っています。また、先に述べたように、ODAを規模において遙かに凌駕する民間の資金が開発途上国に流れるようになっていく中で、民間のアイディア

やソフト面も含む日本の知見を総合的に活用することも含め、官民の連携や、他の援助国との連携、さらに市民社会や地方自治体との連携を一層強化していく方針も新大綱には明記されています。

今回の見直しに際し、これまでの「政府開発援助（ODA）大綱」という名称を、「開発協力大綱」に変更しました。それは、何よりも、日本と開発途上国の関係が、前者が後者に一方的に「援助」をもたらす垂直的な関係にあるのではなく、開発途上国との対等なパートナーシップによる互恵的な「協力」を目指すべきである、という考え方に拠っています。成長する市場としても注目を集めている開発途上国の成長を、開発協力を通じて後押しすることは、日本にとっても市場の開拓などの恩恵があります。



カンボジアで北九州市上下水道局職員の専門家が配水管敷設について技術指導をしている様子（写真：JICA）

「開発協力」という言葉には、そうした互恵的な関係を示す意味があります。これは、新大綱にも示されている、現在の国際状況を踏まえたものであると同時に、日本が開発途上国の自助努力をパートナーとして支えていくとの従来から一貫した日本のODAの考え方にも合致するものです。このような開発途上国との関係のあり方は、民間企業、NGO、地方自治体も含めたオールジャパンの協力を推進していくとの新大綱の方向性にも適ったものとなっています。特に、開発途上国は、現在、自国の経済成長のため、ODAに加えて民間投資の呼び込みに高い関心があります。政府が民間部門と連携し、開発協力が開発途上国の「質の高い成長」につながる民間投資の「触媒」としての機能を果たしながら、開発における民間投資の役割を高めていく

ことが不可欠となっています。さらに、先に述べたとおり、OECD-DACのODA統計で使われる単純な1人当たりの所得水準の基準では国際的にODA対象国と分類されないものの、特別な脆弱性を持つ小島嶼国などに対しても、日本として必要な協力を行っていく方針を示すものです。

このように、日本政府としては、新たに策定された「開発協力大綱」の下で、新たな国際状況に対して、より適切に対応するとともに、従来の一貫した日本らしい開発協力の推進を通じて、国際社会の取組をリードし、日本を含む国際社会の平和と繁栄をより確かなものにしていく役割を果たしていきます。



ラオスでは、ODAとNGO（JMAS：日本地雷処理を支援する会）、そして民間企業（株）ツムラが協力して農村部の貧困削減に取り組んだ。JMASが不発弾探査・除去を行った土地（ラオンガム郡）でツムラが生薬（写真はショウガ畑）の栽培を行っている（写真：（株）ツムラ）

開発協力大綱は、日本の開発協力政策の理念や原則を定めています。この開発協力大綱の下に、国際協力重点方針、分野別開発政策、国別援助方針、そして事業展開計画が置かれます。ここではそうした政策的枠組みについて説明します。

●国際協力重点方針

国際協力重点方針とは、毎年度作成し、当該年度のODAの重点方針を示すものです。2013年度は、開発途上国の開発と成長というODAの目的を達成するため、①自由で豊かで安定した国際社会を実現するODA、②新興国・途上国と日本が共に成長するODA、③人間の安全保障を推進し、日本への信頼を強化するODAという3つの柱の下で、ODAを戦略的・効果的に活用していくこととしました。

具体的には、第1の柱の下、ミャンマーをはじめ世界各地で民主化・国民和解を進めている国の努力の後押しや日本と普遍的価値や戦略的利益を共有する国への支援等を、第2の柱の下、インフラシステム輸出や中小企業・地方自治体の国際展開支援等を、第3の柱の下、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)等を踏まえたアフリカをはじめとする貧困地域での人間の安全保障の促進などを推進しました。

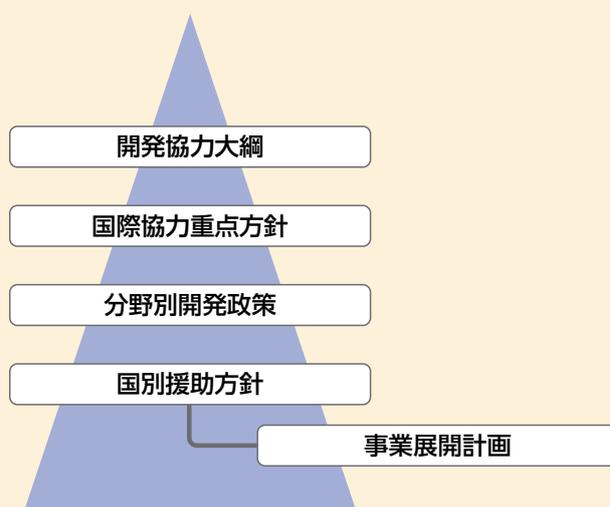
●分野別開発政策

分野別開発政策は、国際社会での議論を踏まえつつ、保健、教育、ジェンダー、水・衛生、環境、防災といった分野ごとのODAを効果的に実施するために策定しています。つまり、分野別の開発イニシアティブの策定を通じ、分野別開発政策をODA案件の計画・立案などに反映させます。開発協力大綱や国別援助方針に加えて「分野別開発政策」を策定することは、日本の開発協力指針をより明確にし、開発協力の取組を分かりやすくしています。

●国別援助方針

国別援助方針は、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、相手国の開発計画、開発上の課題等を総合的に考え合わせて策定する日本の援助方針です。相手国への援助の意義や基本方針、重点分野等を簡潔にまとめ、選択と集中による開発協力の方向性の明確化を図っています。原則としてすべてのODA対象国について策定することとしており、2014年10月までに106か国の援助方針を策定しました。

開発協力政策の枠組み



●事業展開計画

事業展開計画は、国別援助方針の付属文書として、原則として、日本のすべてのODA対象国について国ごとに作成しています。実施決定から完了までの段階において、ODA案件を、開発協力を行う際の重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、複数年にわたって一覧できるようにまとめたものです。事業展開計画は、様々な開発協力手法を一体的に活用し、効果的かつ効果的にODAを企画、立案、実施することに加え、複数年にわたるODAの予見可能性の向上を図ることを目的としています。

第II部 2013年度の 政府開発援助実績

第1章 実績から見た日本の政府開発援助 26

第2章 日本の政府開発援助の具体的取組 32

第1節 課題別の取組 33

第2節 地域別の取組 109

第3節 援助実施の原則の運用 143

第4節 開発協力政策の立案および実施における取組 148

モザンビークの首都マプト近郊のマングローブ園で、現地スタッフと樹高計測結果を確認する森林管理能力強化アドバイザーの井上泰子さん(写真:永武ひかる/JICA)



実績から見た 日本の政府開発援助



マラウイのカブドゥラ中高等学校にて、実験の様子を見ながら生徒にアドバイスを行う青年海外協力隊員(理数科教師)の来島孝太郎さん(写真:今村健志朗/JICA)

2013年、日本の政府開発援助(ODA)の支出総額は225億2,699万ドルで世界第2位、支出純額は115億8,159万ドルで世界第4位の実績でした。

2013年の日本の政府開発援助(ODA)実績は、政府貸付などの回収額を算定に入れない支出総額で、対前年伸び率20.7%増の約225億2,699万ドル(約2兆1,984億円)でした。そのうち、二国間ODAは約195億5,683万ドル(約1兆9,086億円)です。^{〔注1〕}また、

< 実績の分析 >

2013年の日本のODA実績(支出総額)は、前年に比べ約20.7%増で、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC^{ダック})加盟国における順位は、米国に次いで、2012年と変わらず第2位となりました。また、

支出純額で二国間ODAが約86億1,143万ドル(約8,404億円)、国際機関に対する出資・拠出などが約29億7,016万ドル(約2,899億円)、ODA全体では対前年伸び率9.2%増の約115億8,159万ドル(約1兆1,303億円)となりました。^{〔注2〕}

支出純額でも約9.2%の増で、順位は、米国、英国、ドイツに次ぎ第4位となりました。^{〔注3〕}

対前年比で日本のODA実績が増加した主な要因は、債務救済の実績が増加したことや、円借款の貸付実行

注1 支出総額(グロス)と支出純額(ネット)の関係は次のとおり。支出純額=支出総額-回収額(被援助国から援助供与国への貸付の返済額)
援助実績の国際比較においては、通常支出純額が用いられている。

注2 卒業国向け援助を除く。

注3 日本以外は、暫定値による比較。

額が増加したことなどによるものです。2013年 ODA実績(支出総額)の内訳は、二国間ODAが全体の約86.8%、国際機関に対するODAが約13.2%です。支出純額の内訳は、二国間ODAが全体の約74.4%、国際機関に対するODAが約25.6%です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。一方、国際機関に対するODAでは専門的知識や政治的中立性を持った国際機関を支えることを通じて、直接日本政府が行う援助が届きにくい国・地域への支援も可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

援助手法別に見ると、二国間ODAの支出総額では、無償資金協力として計上された実績が約70億3,192万ドル(約6,863億円)で、ODA実績全体の約31.2%となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約

16億3,633万ドル(約1,597億円)で全体の約7.3%です。さらに技術協力は約28億360万ドル(約2,736億円)で、全体の約12.5%を占め、政府貸付実行額は約97億2,131万ドル(約9,487億円)で、全体の約43.2%を占めています。支出総額から政府貸付等の回収額を差し引いた支出純額では、政府貸付等は約-12億2,409万ドル(約-1,195億円)となっています。(マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示します。)

地域別の二国間ODAは次のとおりです。支出総額(支出純額)の順。
(卒業国向け援助を含む)

- ◆アジア：約125億2,635万ドル(約34億4,873万ドル)
- ◆中東・北アフリカ：約22億5,879万ドル(約15億3,918万ドル)
- ◆サブサハラ・アフリカ：約28億9,649万ドル(約21億3,693万ドル)
- ◆中南米：約3億8,751万ドル(約-3,414万ドル)
- ◆大洋州：約1億4,148万ドル(約1億2,164万ドル)
- ◆欧州：約6,400万ドル(約-328万ドル)
- ◆複数地域にまたがる援助：約13億1,457万ドル(約13億1,457万ドル)

図表 II-1 / 2013年の日本の政府開発援助実績

2013年(暦年)		ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)		
援助形態		実績	前年実績	対前年 伸び率(%)	実績	前年実績	対前年 伸び率(%)
二 国 間 O D A	無償資金協力	7,031.92	3,118.31	125.5	6,862.52	2,488.84	175.7
	債務救済	4,020.86	4.69	85,550.8	3,924.00	3.75	104,628.3
	国際機関を通じた贈与	1,636.33	1,395.19	17.3	1,596.91	1,113.55	43.4
	上記項目を除く無償資金協力	1,374.73	1,718.43	-20.0	1,341.61	1,371.54	-2.2
	無償資金協力(卒業国向け援助を除く)	7,031.92	3,117.46	125.6	6,862.52	2,488.16	175.8
	債務救済	4,020.86	4.69	85,550.8	3,924.00	3.75	104,628.3
	国際機関を通じた贈与	1,636.33	1,395.19	17.3	1,596.91	1,113.55	43.4
	上記項目を除く無償資金協力	1,374.73	1,717.58	-20.0	1,341.61	1,370.86	-2.1
	技術協力	2,808.94	3,656.56	-23.2	2,741.27	2,918.43	-6.1
	技術協力(卒業国向け援助を除く)	2,803.60	3,641.07	-23.0	2,736.06	2,906.07	-5.9
	贈与計	9,840.86	6,774.87	45.3	9,603.80	5,407.27	77.6
	贈与計(卒業国向け援助を除く)	9,835.52	6,758.54	45.5	9,598.58	5,394.23	77.9
	政府貸付等	-1,317.25	-423.20	-211.3	-1,285.52	-337.77	-280.6
	(債務救済を除く政府貸付等)	518.67	-418.63	223.9	506.18	-334.12	251.5
	(貸付実行額)	9,748.31	7,740.16	25.9	9,513.48	6,177.70	54.0
	(回収額)	11,065.56	8,163.36	35.6	10,799.00	6,515.47	65.7
	(債務救済を除く回収額)	9,229.64	8,158.79	13.1	9,007.30	6,511.82	38.3
	政府貸付等(卒業国向け援助を除く)	-1,224.09	-356.33	-243.5	-1,194.60	-284.40	-320.0
	(債務救済を除く政府貸付等)	611.83	-351.75	273.9	597.09	-280.75	312.7
	(貸付実行額)	9,721.31	7,701.33	26.2	9,487.12	6,146.71	54.3
(回収額)	10,945.40	8,057.65	35.8	10,681.73	6,431.10	66.1	
(債務救済を除く回収額)	9,109.48	8,053.08	13.1	8,890.03	6,427.45	38.3	
総額ベース	19,589.18	14,515.03	35.0	19,117.27	11,584.97	65.0	
(合計)	総額ベース(卒業国向け援助を除く)	19,556.83	14,459.86	35.2	19,085.71	11,540.94	65.4
純額ベース	8,523.61	6,351.67	34.2	8,318.28	5,069.50	64.1	
純額ベース(卒業国向け援助を除く)	8,611.43	6,402.21	34.5	8,403.98	5,109.83	64.5	
国際機関向け拠出・出資等	2,970.16	4,202.30	-29.3	2,898.61	3,354.01	-13.6	
ODA計(支出総額)	22,559.33	18,717.33	20.5	22,015.88	14,938.98	47.4	
ODA計(支出総額、卒業国向け援助を除く)	22,526.99	18,662.16	20.7	21,984.31	14,894.94	47.6	
ODA計(支出純額)	11,493.77	10,553.97	8.9	11,216.88	8,423.51	33.2	
ODA計(支出純額、卒業国向け援助を除く)	11,581.59	10,604.51	9.2	11,302.59	8,463.84	33.5	
名目GNI速報値(単位:10億ドル/10億円)	5,083.61	6,124.54	-17.0	496,114.20	488,821.90	1.5	
対GNI比(%)	0.23	0.17		0.23	0.17		
対GNI比(%):(卒業国向け援助を除く)	0.23	0.17		0.23	0.17		

*1 換算率:2012年=79.8136円/ドル,2013年=97.591円/ドル(OECD-DAC指定レート)。

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

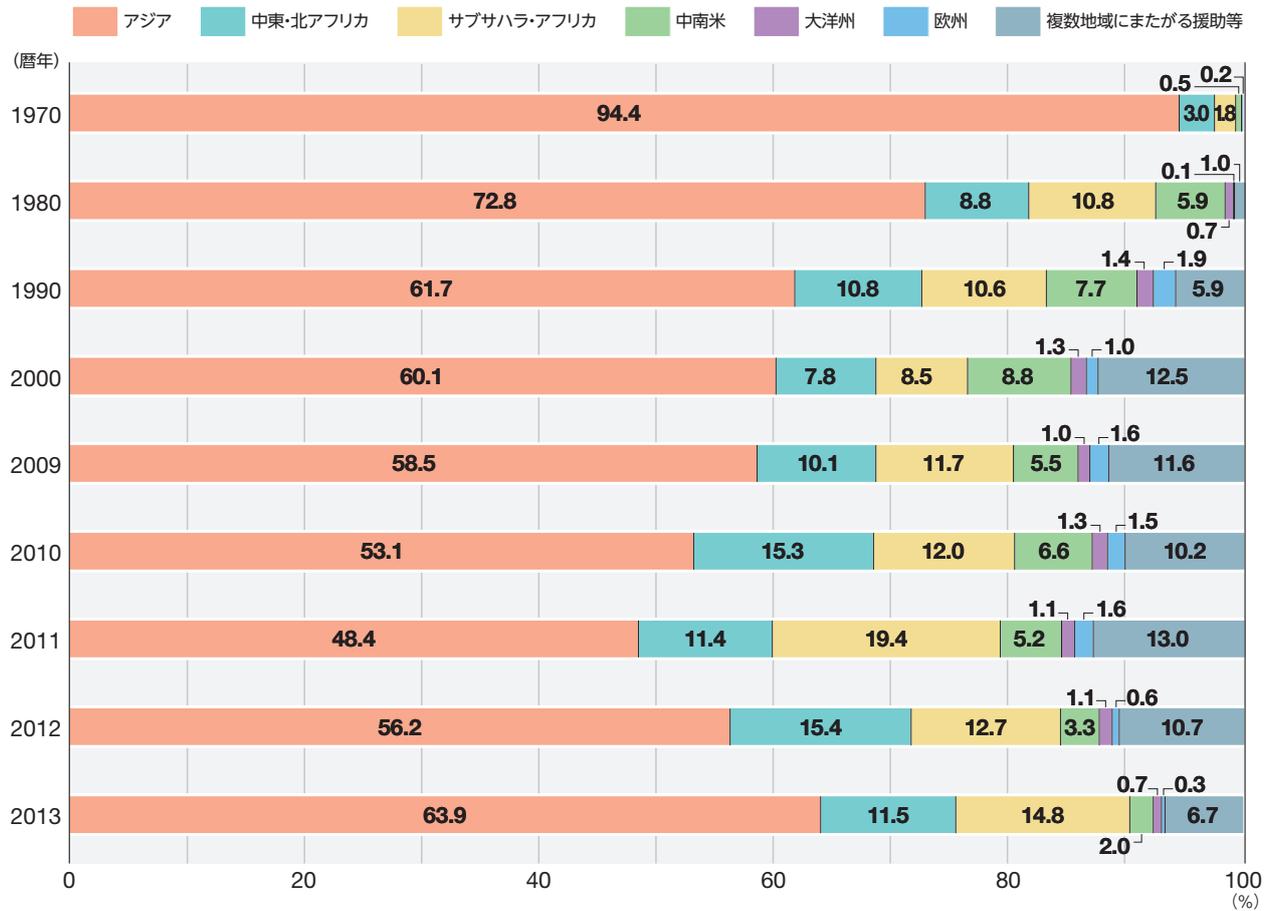
*3 債務救済には、円借款の債務免除、付保商業債権および米穀の売渡し債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

*4 卒業国とはDAC援助受取国・地域リスト(256ページ、図表III-37参照)の記載から外れた国をいう。日本は一部の卒業国に対しても経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的として援助を供与している。

*5 DAC加盟国以外の卒業国で実績を有するのは次の17か国・地域(アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、クロアチア、サウジアラビア、シンガポール、トリニダード・トバゴ、ニューカレドニア、バーレーン、バルバドス、ハンガリー、フランス領ポリネシア、ブルガリア、ブルネイ、香港、ルーマニア)。

図表 II-2 / 日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

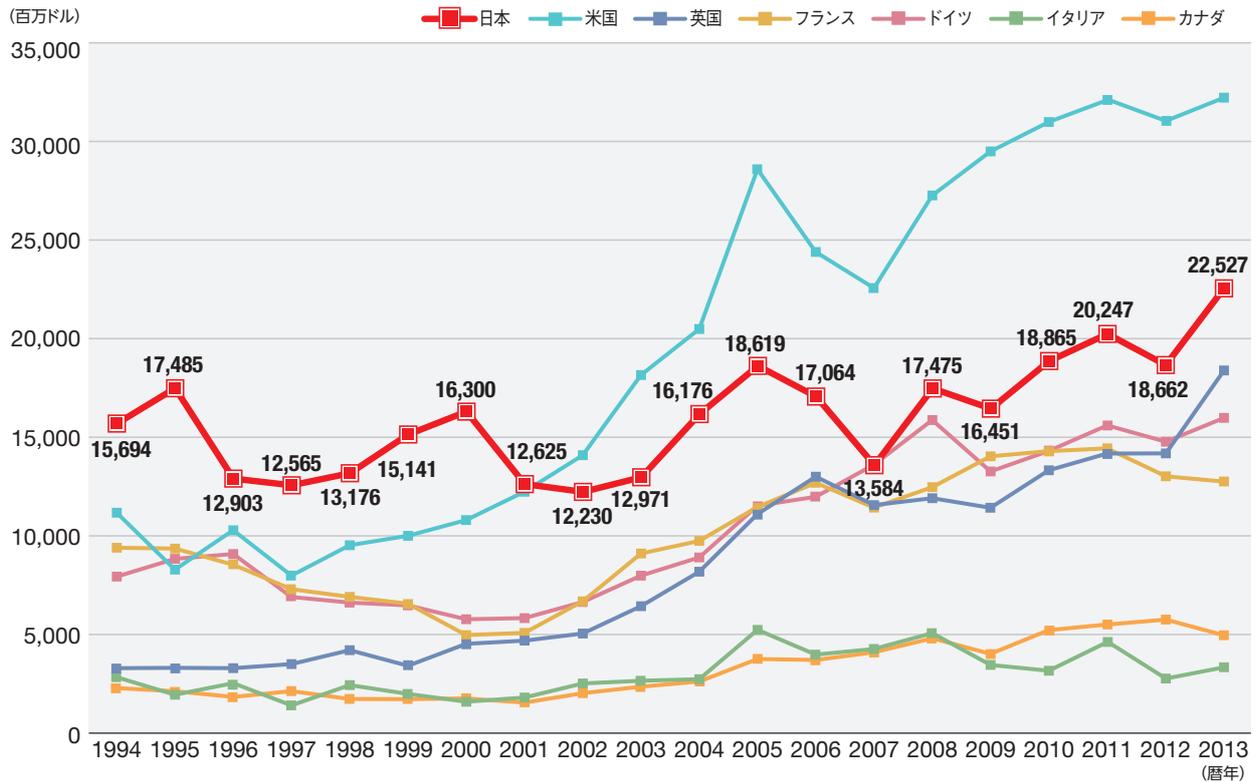
●支出総額ベース



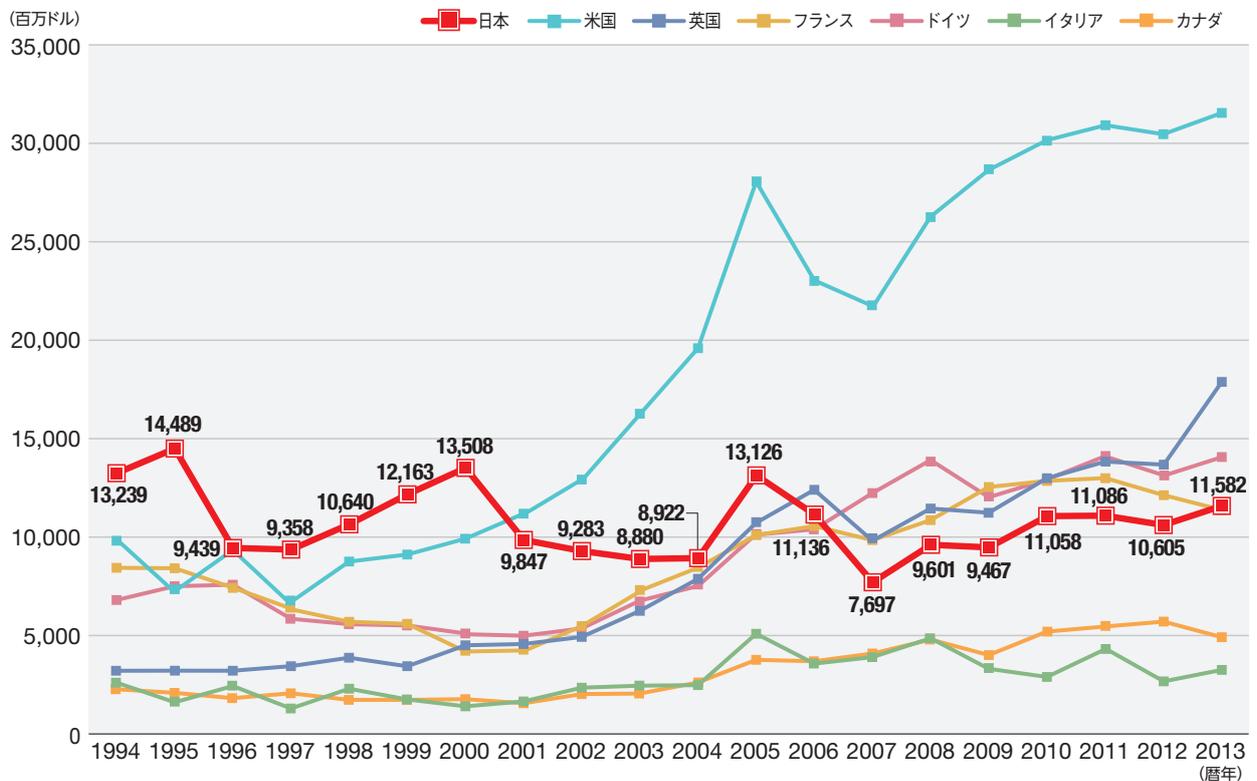
* 1 1990年以降の欧州地域に対する実績には卒業国向け援助を含む。
 * 2 複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

図表 II-3 / 主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

●支出総額ベース



●支出純額ベース

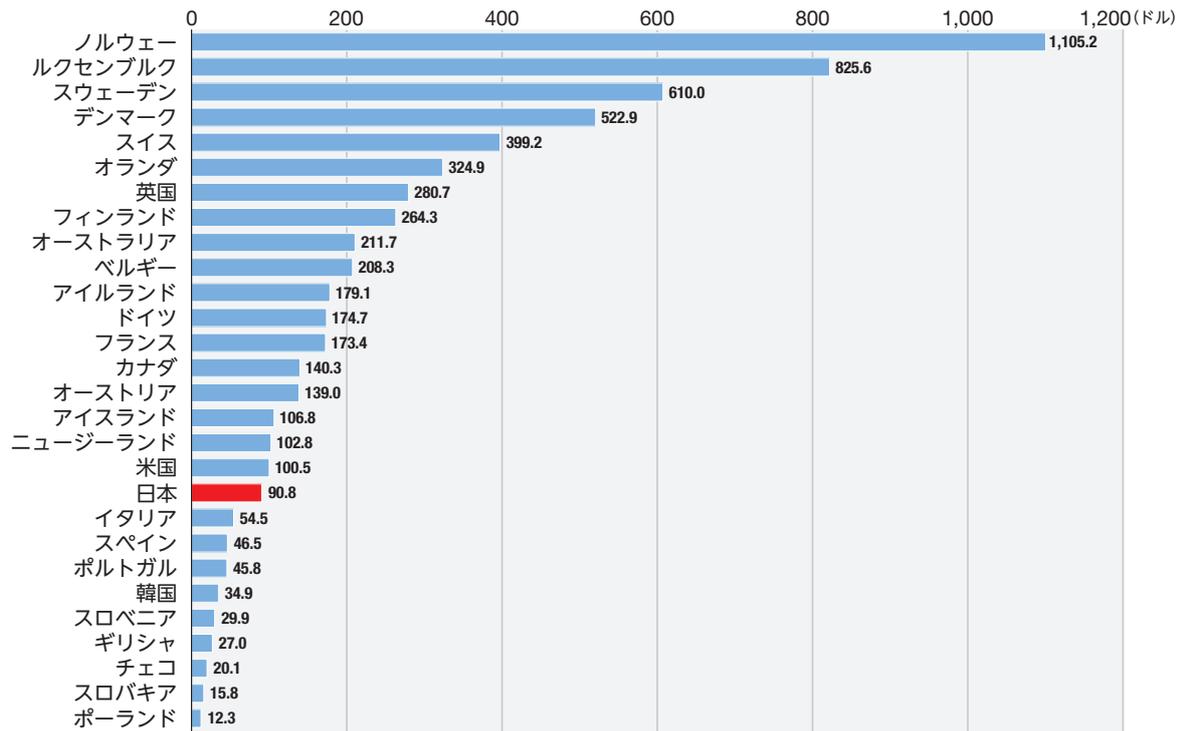


出典：DACプレスリリース、DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

* 1 卒業国向け援助を除く。

* 2 2013年については、日本以外は暫定値を使用。

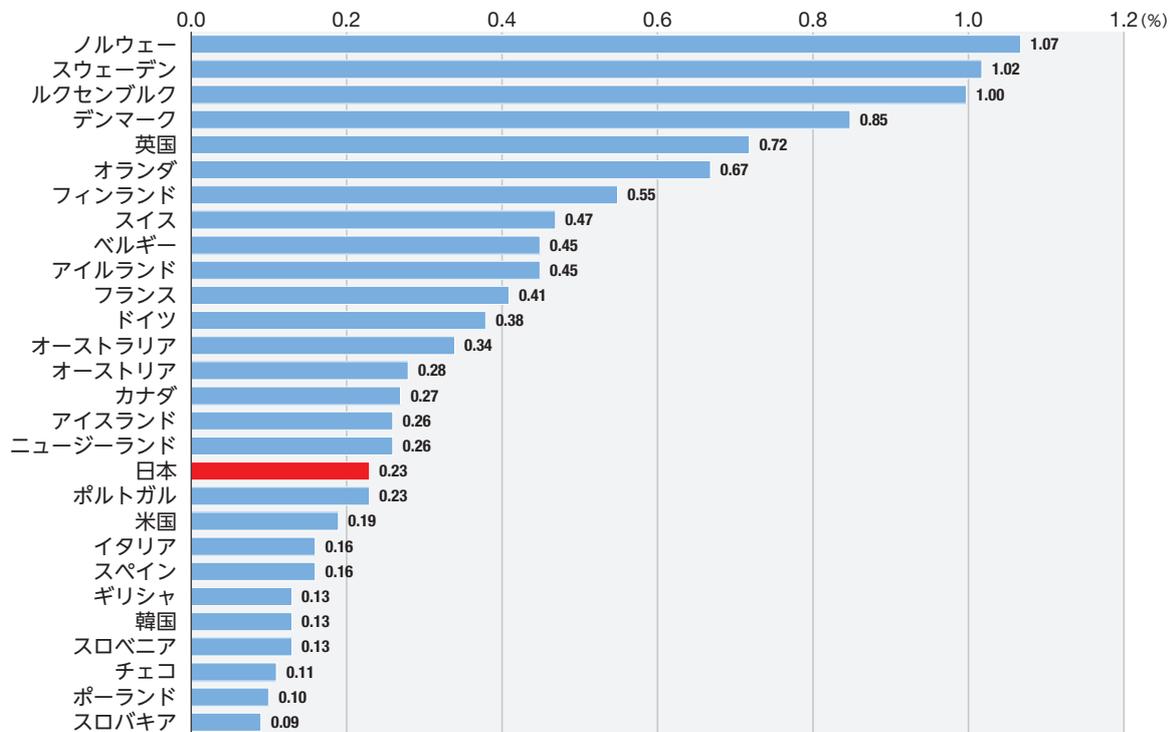
図表 II-4 / DAC 諸国における政府開発援助実績の国民 1 人当たりの負担額 (2013 年)



出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

- * 1 支出純額ベース。
- * 2 卒業国向け援助を除く。
- * 3 日本以外は暫定値を使用。

図表 II-5 / DAC 諸国における政府開発援助実績の対国民総所得 (GNI) 比 (2013 年)



出典：DAC統計 (DAC statistics on OECD.STAT)

- * 1 支出純額ベース。
- * 2 卒業国向け援助を除く。
- * 3 日本以外は暫定値を使用。

図表 II-6 / 日本の政府開発援助実績の対国民総所得 (GNI) 比の推移



*1 支出純額ベース。
 *2 卒業国向け援助を除く。

日本の政府開発援助の 具体的取組



メキシコ・モンテレイ市で、ドアロックなどの自動車部品の製造ラインを視察する自動車産業基盤強化プロジェクトの池畑博実チーフ・アドバイザー（写真：今村健志朗/JICA）

本章では、日本が世界で行っている政府開発援助（ODA）の具体的な取組について紹介していきます。

第1節は、課題別の取組として「貧困削減への取組」、「持続的成長への取組」、「地球規模課題への取組」、そして「平和構築」について、個々の課題をさらに細かい分野に分けながら、日本がそれぞれの分野においてどのような取組を行っているかを紹介します。

一方、世界は地域や国によって経済・社会環境や文化が大きく異なるため、抱えている問題も様々です。第2節では、地域ごとに日本が取り組んでいる開発協力についての具体的な事例を挙げます。地域区分は、東アジア、南アジア、中央アジア・コーカサス、中東・北アフリカ、サブサハラ・アフリカ、中南米、大洋州、欧州の8地域です。

日本政府は、国連憲章の諸原則や、環境と開発の両

立、軍事的使用の回避、テロ・大量破壊兵器の拡散防止、民主化促進と基本的人権、自由の保障などの点を踏まえた上で、開発途上国の援助の需要、経済社会の状況、二国間関係などを総合的に判断し、開発協力を行ってきています。第3節では、日本のODAがどのような点に配慮しながら実施されているかを具体的に説明します。

そして、最後の第4節は、ODAがどのような体制で行われているのか、そしてODAをより効率的・効果的なものにするために進めるべき一連の改革措置を、「開発協力政策の立案および実施体制」、「国民参加の拡大」、「戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項」の3つに分けて紹介します。

第1節

課題別の取組

本節では、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への取組、および平和構築の4つの重点課題について最近の日本の取組を紹介します。

1. 貧困削減

(1) 教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たします。また個人個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。ところが、世界には学校に通うことのできない子どもが約5,800万人もいます。最低限の識字能力(簡単に短い文章の読み書きができること)を持たな

い成人も約9億人に上り、その約6割は女性です。^(注1)このような状況を改善するために、国際社会は「万人のための教育(EFA)」*を実現しようとしており、2012年9月には国連事務総長が教育に関するイニシアティブ「Education First」*を発表し、国際社会に教育普及のための努力を呼びかけています。

< 日本の取組 >

日本は従来から、「国づくり」と「人づくり」を重視して、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。2002年に「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」^(注2)を発表し、日本は、①教育を受ける機会の確保、②教育の質の向上、③教育行政・学校運営方法の改善を重点項目に、学校建設などのハードや教員の養成などソフトの両面を組み合わせた支援を行っています。

2010年に日本は、2011年からEFAおよびミレニアム開発目標(MDGs)(目標2:初等教育の完全普及の達成、目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上)の達成期限である2015年までの間の新教育協力政策として「日本の教育協力政策 2011-2015」を発表しました。新政策

では、①基礎教育の支援、②基礎教育後の支援(初等教育終了後の中等教育、職業訓練、高等教育等)、③紛争や災害の影響を受けた脆弱国への支援の3つに力を注ぎ、2011年からの5年間で35億ドルの資金的支援を



エクアドルの中心部に位置するコトパクス県で、算数の指導をする青年海外協力隊(小学校教諭)の金子晃代さん(写真:林香子)

注1 (出典)国連「MDGsレポート2014」 UN “The Millennium Development Goals Report 2014”

注2 成長のための基礎教育イニシアティブ BEGIN: Basic Education for Growth Initiative

約束しています。日本は、質の高い教育環境を整えることを目指し、疎外された子どもや脆弱国など支援が届きにくいところにも配慮し、初等教育の修了者が継続して教育を受けられるような支援を行っています。この支援によって少なくとも700万人の子どもに質の高い教育環境を提供します。また、この新政策において日本は、基礎教育支援モデルとして、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を提供することを目指す「スクール・フォー・オール」を提案し、学校・地域コミュニティ・行政が一体となって、①質の高い教育(教師の質等)、②安全な学習環境(学校施設整備や栄養・衛生面)、③学校運営の改善、④地域に開かれた学校、⑤貧困層、女子や障害児など就学が困難な状況の子どもたちへの取組など様々な面での学習環境の改善に取り組んでいます。2014年5月にオマーンで開催されたグローバルEFA(万人のための教育)会合に参加し、2015年より後の教育分野の目標である「ポスト2015年教育アジェンダ^{*}」策定に向けた議論にも積極的に貢献しています。

また、2015年までに初等教育を完全普及することを目指す国際的な枠組みである「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)」^{*}に関しては、2014年



貧困削減戦略支援無償(教育)で作られたMobile Science Laboratoryで初めて実験器具を使用するザンビアの生徒たち(写真: 榊島純子)

は理事を務めるなどGPEの議論および改革への取組に積極的に参加してきています。そして、GPEの関連基金に対して、2007年度から2013年度までに総額約1,600万ドルを拠出しました。

アフリカに対しては、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD^{ティカッド} V)^(注3)において、理数科教育の支援拡充や学校運営改善プロジェクトの拡充などを通じて、2013年からの5年間で新たに2,000万人の子どもに対して質の高い教育環境を提供することを表明し、その着実な実施に努めています。



バングラデシュの学校で教科書を抱えて授業を待つ少女(写真: 楠山詠子)

注3 アフリカ開発会議 TICAD: Tokyo International Conference on African Development

さらに、アジア太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関(UNESCO)^(注4)に信託基金を拠出し、識字教育等のためのコミュニティ・ラーニングセンターの運営能力の向上等の事業を実施しています。

アフガニスタンでは、約30年間にわたる内戦の影響を受け、非識字人口が約1,100万人(人口の4割程度)と推定されており、アフガニスタン政府は、これに対して2014年までに約360万人へ識字教育を提供することを目標としています。日本は、2008年からUNESCOを通じた総額約53億円の無償資金協力により、国内18県100郡で計約100万人のための識字教育を支援し、アフガニスタンの識字教育の推進に貢献しています。



ウガンダの首都カンパラから西へバスで2時間半のチツジャブウェミ・セカンダリースクール(中高等学校)で、青年海外協力隊(理数科教師)の水谷元彦さんが数学の授業で机間指導を行っている様子(写真:丸井和子/JICAウガンダ事務所)

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、周辺地域各国との共同研究などを行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関への留学生受入れも含め、これらの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

ほかにも、文部科学省との協力により、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度」*を通じて、日本の現職教員が青年海外協力隊に参加しやすくなるよう努めています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地において教育や社会の発展に尽くし、帰国後は国内の教育現場で現地での経験を活かしています。



セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの「勉強のために灯りを!」プロジェクト。アフガニスタンで太陽光により充電するソーラーランタンを利用して行っている(写真:セーブ・ザ・チルドレン(パームヤン事務所))

用語解説

万人のための教育

(EFA: Education for All)

世界中のすべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関(国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国連人口基金(UNFPA))のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。

Education First

2012年9月に国連事務総長が発表した教育に関するイニシアティブ。基本的権利である教育を社会、政治、開発アジェンダに据え、教育普及に向けた国際的努力を促進するもので、すべての子どもの就学、学習の質の向上、地球市民(一人ひとりがグローバルな課題に主体的に取り組むこと)の強化を優先分野として取り組む。

基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育(日本の中学校に相当)、就学前教育、ノンフォーマル教育(成人教育、識字教育)などを指す。

ポスト2015年教育アジェンダ

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択されたEFAダカール目標の達成期限が2015年までとなっており、その後継となる教育分野の目標をまとめたもの。2015年5月に韓国・仁川で開催される「世界教育フォーラム2015」で採択される(予定)。

教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE: Global Partnership for Education)

EFAダカール目標やMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成のため、2002年に世界銀行主導で設立された国際的な支援枠組み(旧称はファスト・トラック・イニシアティブ(FTI))。

青年海外協力隊現職教員特別参加制度

文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を通常2年3か月のところ、日本の学期に合わせて4月から翌々年の3月までの2年間とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

注4 国連教育科学文化機関ユネスコ UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

南部アフリカの内地に位置するザンビアでは、基礎教育における純就学率^{*1}が91.4%、成人識字率が70.9%と高い水準にあります。しかし、生徒の学力については、東南部アフリカ地域の学力比較調査(2010年)において6年生の計算運用能力が参加14か国中で最下位となるなど、未だ低い水準にとどまっています。この改善に向けた課題として挙げられているのが、生徒たちが受ける授業の「質」です。ザンビアの理数科授業は、通常、生徒たちは課題に対し、先生が教える板書の模範解答を単に書き写したり、一つの解法を機械的に学ぶことで進んでいきます。生徒自らがじっくりと考え、工夫して解答を導き出せるような指導の仕方は一般的ではありません。日本は協カに当たって、理数科能力を向上させるには、こうした授業スタイルを変えていく必要があると考えました。

生徒自ら考え、工夫していく教育を目指し、2005年から、日本で広く普及している教員による授業研究を、ザンビアの学校においても実施する技術協カがスタートしました。実際の授業を教員が互いに参観し合い、授業の後、より良い授業の進め方について教員同士が話し合う取組を支援するのです。この取組の中で、ザンビアの教員たちは、日本の授業で実践されている問題解決型や探求型の授業手法について学ぶことができました。その効果はすぐに現れました。対象地域の生徒の理科および生物の卒業試験の合格率が、それぞれ53.7%から62.6%、46.5%から77.0%に向上したのです。現在は、この取組をザンビア全国の学校に普及させるための技術協カを実施しています。約2,100校で約38,000人の教員が、授業法に関する研究を行っています。

これまでの技術協カの成果と同様に、引き続き、全国の学校教員の指導方法が改善され、理数科だけでなくその他の科目における生徒の学習能力や学習意欲が向上することが期待されています。こうした協カがきっかけとなって、将来のザンビア経済や社会の発展を担う人材が数多く輩出されることが期待されます。(2014年8月時点)

^{*1} 純就学率：一定の教育レベルにおいて、教育を受けるべき年齢の人口総数に対し、実際に教育を受けている(その年齢グループに属する)人の割合。



授業研究および教材研究の手法について学ぶ教育行政官および教員(写真中井一芳)

カメルーンでは1980年代後半から1990年代前半までの間、国家財政が悪化し、教育施設の整備が行われず、施設の老朽化と教育環境の悪化が急速に進みました。その後、2000年に初等教育が無償化されたため就学児童数が急増しましたが、今度はそれに見合う施設整備が追いつきませんでした。机や椅子などが不足したり、校舎・仮設教室の安全性に問題があったり、不十分な機材での授業を余儀なくされたりして、学校へ行くことをやめてしまう子どもたちが後を絶ちませんでした。

そこで日本は、カメルーンの政策目標である初等教育の地域間格差の是正と質の向上のため、同国内でも特に学習環境が劣悪な北西州を対象として、31校における計202教室の建設と教育用機材の整備を支援しました。この協カにより約12,000人の子どもたちが適切な環境の中で学ぶことができるようになりました。

日本は1997年以降、カメルーンにて5次にわたる小学校建設を行っており、この協カにより、同国全10州において281校1,533教室の支援を行いました。加えて、教育分野の青年海外協カ隊の派遣や第三国や日本における研修を通じて、カメルーンの教育が質的にも向上するよう支援しています。



授業中、ノートを取る子どもたち(写真: JICA)

学びの機会を逸した人たちに セカンドチャンス

～パキスタンで「ノンフォーマル教育」を推進～



識字教室の教師と生徒の女性たち、そして大橋さん(中央)
(写真: 大橋知穂)

1億8,000万人という世界第6位の人口を有するパキスタン。その東部に位置し、最大の人口を擁するパンジャブ州は、北部の一部は工業都市として発展しているものの、未だ多くの人々が南部の農村地帯に暮らし、農業や手工業、工芸を生活の糧としています。パンジャブ州全体の識字率は推定62%で、これは南アジア諸国でも最低レベルですが、都市部が70%を超えるのに対して農村部では50%台にとどまり、教育面での立ち後れが分かります。とりわけ女子教育が遅れているのは、貧困などの経済的要因や、女子を家やコミュニティの外に出したがる文化的風土にも原因があるようです。

そうした中、この地で識字率向上のために奮闘する女性があります。JICAのノンフォーマル教育推進プロジェクトでプロジェクトアドバイザーを務める大橋知穂さんです。「ノンフォーマル教育」とは、一般に「正規の学校教育の枠外で行われる教育活動」を指します。学校に通えない、あるいは中退してしまった子どもたちや、学ぶ機会を得られなかった青年や成人に対して、学習の機会を提供するというものです。

大橋さんは、UNESCO関係の仕事を通じてノンフォーマル教育とかかわるようになり、2008年にスタートした先行プロジェクトの時代から、専門家としてパンジャブ州のノンフォーマル教育に携わってきました。「パキスタンは、識字率の低さとともに中退率が世界で2番目と高く、その結果、彼らは社会的にも経済的にも有益な情報やメリットを受けられず、市民として社会参画の機会すら奪われています。ノンフォーマル教育は、そうした人々にセカンドチャンス、サードチャンスを与える意味でたいへん重要な役割を果たしています。」と大橋さん。

ノンフォーマル教育を受ける7割以上が女性という事実は、この地域の女性がいかに教育から遠ざけられた環境に



成人識字教室に通う女性。通常、識字教室は15～35歳が対象だが、中にはそれより年配の女性も通ってくる(写真: 大橋知穂)

置かれているのかを示しています。「教育は必要との思いはあっても、貧しい家庭では、学校に行かせるのはまずは男の子、と考えることが多いのです。」と大橋さんは指摘します。2012年、パキスタンで女性の教育の権利を訴え、イスラム過激派に銃撃されたマララ・ユスフザイさんの事件に象徴されるような、女性に対する偏見や差別が未だ続く現実があります。また、自宅から遠い場所まで行かなければ学校がない、女子用のトイレがないなど、従来の学校のあり方にも問題がありました。

そこで、積極的に女子を受け入れるために、住まいの近隣で行う「ドアステップアプローチ」が採られることになりました。近所の顔見知りの女性が先生になることで、安心して参加できる環境を整えています。学校という形式にとらわれず、村の集会所なども学びの場に早変わりするのです。

「日本人はほぼ私一人なので、仕事の進め方も交渉もある程度パキスタン流に合わせる必要がありますが、幸い良き同僚や現地の専門家に囲まれているので、彼ら、彼女らの力を最大限に活用させてもらって進めています。教育の場を確保するためには、まずその地域の人々—主に男性ですが—の理解と協力が不可欠です。」

教育の手法や教材づくりにも工夫が見られます。日本の母子手帳をヒントに作った「マイブック」という教材は、自分の日記をつける感覚で読み書きを学ぶことができるユニークなもの。「自分の名前から生年月日、住所、家族についてなど、自分にまつわることをどんどん記録していきます。自分のアイデンティティーの確認にもなるので、そこから誇りや自信も生まれるのです。」

読み書きを覚えることはその先へ進んでいくための最初の目標に過ぎないのですが、学ぶこと自体を通じて貧困や紛争、病気や災害など、様々な問題に対する備えや解決のために必要な力、いわば「生きていくための力」を身に付けることにつながると大橋さんはいいます。「このプロジェクトの醍醐味は、人の変化です。女性たちの表情が一変するのです。学びの中で自分に大きな自信を持ち、社会への関心を強めていく姿を見ると、教育の意義を実感します。学ぶ機会を得た人は、本当にうれしそうに希望を語ってくれるのです。」

プロジェクトで開発されたノンフォーマル教育のシステムや教材には、パキスタンのほかの州や隣国アフガニスタンからも強い関心が寄せられています。学びの喜びが、州や国を超えて広がりを見せ始めています。

(2) 保健医療、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。現在、衛生環境などが整備されていないため、感染症や栄養不足、下痢などにより、年間660万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。^{注5} また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間28万人以上の妊産婦が命を落としています。^{注6} さらに、貧しい国では、高い人口増加率により一層の貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などに苦しめられています。

このような問題を解決する観点から2000年以降、国際社会は、ミレニアム開発目標(MDGs)の保健関連の目標(目標4:乳幼児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康の改善、目標6:HIV/エイズ、マラリア、その他

の疾病の蔓延^{まんえん}の防止)の達成に一丸となって取り組んできました。MDGs達成期限が2015年に迫る中、低所得国を中心に進捗^{しんしゆく}が遅れ、達成は難しい状況にあります。また、指標が改善している国であっても、貧しい世帯は依然として医療費を支払えないため医療サービスを受けることができない状況にあり、国内の健康格差も課題として浮かび上がってきています。加えて近年では、栄養過多を含む栄養不良、糖尿病やがんなどの非感染性疾患、人口の高齢化などへの対処が新たな保健課題となっています。このように、世界の国や地域によって多様化する健康課題に応じて、すべての人が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに経済的な不安なく受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」^{注7}の達成が重要となっています。

< 日本の取組 >

● 保健医療

日本は2013年5月に「国際保健外交戦略」を策定し、世界が直面する保健課題の解決を日本の外交の重要課題に位置付け、世界の健康改善に向けて官民が一体となって取り組む方針を策定しました。6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)^{ティカッド}では、安倍総理大臣が開会式のオープニング・スピーチにおいて、この戦略を発表し、人間の安全保障を実現する上ですべての人々の健康の増進が不可欠であるとして、すべての人が基礎的な保健医療サービスを受けられること、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の推進に貢献する決意を述べました。また、今後5年間で保健分野において500億円の支援、および12万人の人材育成を実施することを表明しました。

日本は、50年以上にわたり国民皆保険制度等を通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有しています。この戦略の下、二国間援助のより効果的な実施、国際機関等が行う取組との戦略的な連携の強化、国内の体制強化と人材育成など

に取り組みます。

日本は従来から、人間の安全保障に結び付く保健医療分野での取組を重視し、保健システム*の強化などに関する国際社会の議論をリードしてきました。2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げ、これ



ガーナで黄熱病の研究をした野口英世の業績を記念し、日本の支援により建設された野口記念医学研究所。実験室で、ガーナ原産の薬用植物からHIV感染症に有用な物質の抽出実験を繰り返す魚田慎専門家。信頼関係が実験成功の鍵になる(写真:飯塚明夫/JICA)

注5 (出典)国連[MDGsレポート2014] UN "The Millennium Development Goals Report 2014"

注6 (出典)WHO, UNICEF, UNFPA, and the World Bank "Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2010"

注7 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ UHC: Universal Health Coverage

がきっかけとなって2002年には「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」が設立されました。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、保健システムを強化することの重要性を訴え、G8としての合意をまとめた「国際保健に関する洞爺湖行動指針」を発表しました。また、2010年6月のG8ムスコカ・サミット(カナダ)では、母子保健に対する支援を強化するムスコカ・イニシアティブが立ち上げられ、日本は2011年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当の支援を追加的に行うことを発表しました。

さらに、2010年9月のMDGs国連首脳会合では、日本は「国際保健政策2011-2015」を発表し、保健関連のMDGs達成に貢献するために、2011年から5年間で50億ドル(グローバルファンドへの当面最大8億ドルの拠出を含む)の支援を行うことを表明しました。新たな国際保健政策では、①母子保健、②三大感染症*(HIV/エイズ・結核・マラリア)、③新型インフルエンザやポリオを含む公衆衛生上の緊急事態への対応を3本柱としています(「感染症」については、80ページ参照)。特にMDGsの達成が遅れている母子保健分野については、EMBRACE*に基づいた支援を目指しガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において、効率的に支援を実施しています。そのアプローチは、包括的な母子継続ケアを提供する体制強化を目指し、開発途上国のオーナーシップ(主体的な取組)と能力向上を基本とし、持続的な保健システムを強化することを中心としたものです。また、支援の実施国において、国際機関などほかの開発パートナーと共に、43万人の妊産婦と、1,130万人の乳幼児の命を救うことを目指します。特に三大感染症対策については、グローバルファンドに対する資金的な貢献と日本の二国間支援とを互

いに補う形で強化することで、効果的な支援を行い、ほかの開発パートナーと共に、エイズ死亡者を47万人、結核死亡者を99万人、マラリア死亡者を330万人削減することを目指して取り組んでいます。



ギニア西部のコヤ県保健センターで子どもをおんぶしながら働く女性
(写真：上村薫/在ギニア日本大使館)

用語解説

保健システム

行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのこと。

三大感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者数は現在も年間約360万人に及ぶ。これらの感染症の蔓延は、社会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因ともなるため、人間の安全保障における深刻な脅威であり、国際社会が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる。

EMBRACE

(Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care)

包括的な母子継続ケアを提供する体制強化を支援すること。妊娠前(思春期、家族計画を含む)・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期という流れを一体としてとらえた継続的なケアおよび家庭・コミュニティ・一次保健医療施設・二次、三次保健医療施設が連続性を持ってケアを提供すること。具体的には、妊産婦健診、出産助産、予防接種、栄養改善、保健医療人材育成、施設整備、行政および医療機関のシステム強化、母子健康手帳の活用、産後健診などを含む。



途上国の赤ちゃんを救う 日本の中小企業の挑戦

～ベトナムで新生児の黄疸診断精度が向上～



血中ビリルビン値測定器。サイズが小さく、軽量な点の特長(写真：(株)アペレ)

生まれて間もない赤ちゃんによく見られる、皮膚や白目が黄色くなる新生児黄疸^{おうつたん}。そのほとんどが生理的な症状ですが、中には後遺症をもたらす病的黄疸の場合もあるため、的確な診断が必要になります。黄疸の診断には、血中の成分「ビリルビン」の値を測定することが必要ですが、測定のための機器が高額なため、多くの開発途上国では適切な診察を行える診療機関に限られているのが現状です。

たとえばベトナムでは、近年、保健医療の水準が大きく向上し、新生児の死亡率は低下しましたが、地方や農村部の診療所の多くは黄疸の検査設備が整っていません。そのため、都市部の大規模な病院に患者が集中する傾向があり、都市の病院にとって大きな負担になっています。

埼玉県川口市に拠点を置く(株)アペレは、主に途上国向けの医療機器を製造・販売するメーカーとして26か国に販売実績を持ちます。同社は、新生児黄疸の診断に特化した小型の検査機器を独自に開発し、この製品をベトナムの保健医療の向上に役立てられないかと考えました。

「生まれたばかりの赤ちゃんへの負担をできるだけ少なくするため、少ない採血量でビリルビン値の測定を行えるのがこの機器の最大の特長です。検査機器自体は中国や韓国などのメーカーも製造・販売していますが、私たちの製品は、検査精度が高く、操作がしやすい上、低価格でも故障が少ないなど、日本メーカーならではの高い品質が各国で評価されています。」と同社副社長の柏田満^{かしわ たみつ}さん。より安価で高品質な製品づくりのため、新たにベトナムに工場を設立し、この地に生産拠点を確立したいと考え始めていた同社は、外務省・JICAの「中小企業海外展開支援事業」^{*1}を知り、平成25年度外務省委託事業の案件化調査^{*2}に応募。この事業に採択され、ベトナム保健省とホアビン省保健局の協力の下、二つの国立病院と省・郡レベルの6つの病院を対象に機器の試験導入を行うことになりました。



ホアビン省の病院で行われた、機器の使用法の講習(写真：(株)アペレ)

柏田さんは試験導入は成功だったといいます。「約1か月の試験導入を行った結果、小型軽量でありながら大型の検査機器との性能差が少ないこと、わずかな採血量で済むため新生児への負担が軽減されるなどの点を高く評価していただきました。国立小児病院では、救急科や新生児特定集中治療室にこの機器を導入することで、検査の処理能力の向上が期待できるとのことでした。また、地方や農村の病院でも検査が可能になることで、大規模な病院への患者の集中を緩和し、業務軽減にもつながります。今回、中小企業だけでは面会が難しい国立病院の院長の方々と直接お会いできたのも、外務省・JICAの事業だからこそその利点だと思います。」

一方、新たな課題も見つかりました。小型の測定器は好評だったものの、採取した血液の検査に必要な遠心分離機は比較的重量があり、往診の際には運搬が難しいとの意見もあります。アペレは、試験導入を通じて得られた医療機関の意見を、今後の製品開発に反映させていきたいと考えています。

新生児医療の水準向上は、ベトナム政府が積極的に取り組む課題の一つです。今回の試験導入によって、アペレの開発した機器が医療機関から評価された意義は大きいといえます。しかし、単に機器を普及させるだけでは不十分だと柏田さんはいいます。

「今回のプロジェクトを通じて感じたのは、病院や医師、医療スタッフに対して機器の普及を促すことは大切ですが、患者の家族、特に母親に対する教育、広報活動も同じくらい重要だということです。ベトナムでは、出産後一日で母子が退院し、自宅のなるべく薄暗い部屋で過ごすという習慣があるのですが、これが黄疸の発見を遅らせ、重症化につながっているケースがあります。正しい知識や情報を伝えていくことで、こうした点が徐々に改善されればと思います。私たちは一メーカー^{いち}として、途上国で事業を進める上で、現地の抱える課題とどう向き合い、私たちに解決の手助けがどのようにできるかを考えていく必要があると実感しました。ベトナムでの新生児黄疸の重症例が、日本や他の先進国と同等の水準にまで減少することを願ってやみません。これからも、そのために貢献できることを続けていきたいと思えます。」

^{*1} 中小企業の優れた製品・技術を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図るもの。

^{*2} 中小企業などからの提案に基づき、製品・技術を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査。

セネガル

タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システムマネジメント強化プロジェクト
技術協カプロジェクト(2011年3月～2014年2月)

セネガルは深刻な貧困問題を抱えており、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成と貧困層への支援が重要視されています。特に、セネガル東南部に位置し、国土の約3分の1を占めるタンバクンダ州およびケドゥグ州は、貧困率が高く、主要な保健指標^{※1}も良くありません。

日本とセネガルの両政府はタンバクンダ州とケドゥグ州を保健分野での協力の重点地域とし、2007年から無償資金協力や専門家派遣などを通じて、支援しています。こうした活動に加え、さらに両州の限られた資金・人材を効率的に活用して保健サービスを持続的に向上させるため、2011年に医療施設の効果的・効率的な運営を目指すこのプロジェクトが開始されました。

プロジェクトでは、両州の州医務局などにおける「年間活動計画(PTA)^{※2}」とその運用ガイドラインを策定するとともに、関連する研修を行いました。2012年8月から10月までの2か月間に両州の州医務局、州公共機関、10か所の保健区のマネジメントチームメンバー全員(81名)がPTA運用ガイドラインを用いた研修を受講しました。全国レベルでも同ガイドラインの普及が進んでいます。

また、州医務局などにおける人材や医療機器などの管理能力の強化のために、整理、整頓、清掃、清潔、躰^{シゴ}の頭文字をとった「5S」活動を実践し、人材、医薬品、保健情報に関する「リソース管理ツール活用ガイド」の作成も行いました。これにより必要な物品を探すのにかかる時間が短縮され、業務の効率性が上がっています。

PTA運用ガイドラインやリソース管理に関する研修、5S活動は、新しいスタッフに対しても研修を受講したスタッフが日本人に代わって教えることで継続できるようになっており、今後も両州で自立的に活動が継続され、また、他州への普及に向けて、プロジェクトの成果が両州の内外で広報されることが期待されます。

※1 1歳未満死亡率、5歳未満死亡率、妊産婦死亡率など。

※2 PTA: Plan de Travail Annuel(フランス語)。



診療所の年間計画策定のための演習風景。看護師がマネジメント強化研修のグループワークで意見交換している(写真: JICA)

ケニア

ニャンザ州保健マネージメント強化プロジェクト
技術協カプロジェクト(2009年7月～2013年6月)

アフリカ東部に位置するケニアは、保健分野において、多くの開発パートナーの協力を得ながら様々な努力を行って、健康指標の着実な向上が見られていました。しかし、1990年代半ば以降、HIV/エイズの蔓延や経済格差の拡大等により、ケニアでは乳児死亡率(1歳未満)、5歳未満児死亡率および妊産婦死亡率などの健康指標が悪化していきました。その原因としては、地域住民が保健医療サービスを受けにくい状況が考えられます。事態を重く見たケニア政府は保健行政の地方分権化を促進して、保健医療サービスの「質」と「量」の向上を図ることを決定しました。そして、各地域の保健行政官のマネージメント能力を中心とする組織強化が課題の一つとなりました。

このような状況を受けて、日本は、2005年から2008年にケニアに対する技術協力「西部地域保健医療サービス向上プロジェクト」を実施しました。その実績と経験を踏まえ、2009年から2013年には、保健分野の重要指標が西部地域の中でも、特に劣悪な数値を示していたニャンザ州において、技術協力「ニャンザ州保健マネージメント強化プロジェクト」を実施しました。

このプロジェクトでは、ニャンザ州の保健行政官の能力強化のため、長期専門家を5名、短期専門家を1名派遣しました。そして、現地の大学や研修機関とコンソーシアム(共同事業体)を構築し、保健システムマネージメント研修の開発・実施として、マネージメント研修方法の開発、教材開発、ハンドブックなどのマネージメント用ツールの作成などを行いました。また、保健推進ハンドブックの作成、パイロット県(研修を試験的に実施した県)の保健推進活動への支援、コミュニティ保健人材への研修なども実施し、保健サービスの向上に努めました。たとえば、足の裏に寄生する砂ノミ防止のために子どもが靴を履くように住民啓発活動を行いました。こうして保健サービスを提供する側と受ける側の双方の支援を行った結果、基礎保健サービス提供率^{※1}はニャンザ州全体で平均28%増加するなど(ニャンザ州のモデル県であるシヤヤ県とキスム・ウェスト県ではそれぞれ51%、58%の増加)、大幅に改善しました。

※1 地域住民に直接基礎的な保健医療サービスを提供できる割合(産前検診、施設分娩、麻疹予防接種、家族計画利用率等のサービス利用率)。



住民を対象としたコミュニティ保健集会の様子(写真: JICA プロジェクトチーム)

ポスト2015年開発アジェンダと日本の取組

■ ミレニアム開発目標 (MDGs)

～ 2015年までに達成すべき、国際開発目標～

ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals) とは、2015年までに国際社会が開発分野において達成すべき共通の目標です。2000年に採択された国連ミレニアム宣言などをもとに策定されました。

MDGsでは、8つのゴールの下に、具体的な21のターゲットと60の指標が設定されています。これらの目標は1990年を基準年とし、2015年が達成期限です。

国際社会は、MDGsを開発分野の羅針盤として、一定の

成果を上げてきましたが、母子保健など、達成の見込みの低い目標もあります。また、サハラ以南のアフリカなど、進捗の遅れが目立つ地域もあります。2015年中にMDGsを達成すべく、国際社会におけるより一層の努力が必要です。

■ 2015年より先、未来を見据えて

～ポスト2015年開発アジェンダ～

MDGsの後継の新しい国際開発目標 (ポスト2015年開発アジェンダ) 策定に向けた議論が、現在国際社会で活発に行われています。

ミレニアム開発目標 (MDGs) Millennium Development Goals



極度の貧困と飢餓の撲滅

- 1日1.25ドル未満で生活する人口の割合を半減させる
- 飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる



初等教育の完全普及の達成

- すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする



ジェンダー平等推進と女性の地位向上

- すべての教育レベルにおける男女格差を解消する



乳幼児死亡率の削減

- 5歳未満児の死亡率を3分の1に削減する



妊産婦の健康の改善

- 妊産婦の死亡率を4分の1に削減する



HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止

- HIV/エイズの蔓延を阻止し、その後減少させる



環境の持続可能性確保

- 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる



開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

- 民間部門と協力し、情報・通信分野の新技术による利益が得られるようにする

2015年までに国際社会が開発分野において達成すべき共通の目標。上記8つのゴールの下に、より具体的な21のターゲットと60の指標が設定されている。これらの目標は1990年を基準年としており、2015年が達成期限となっている。

改善された点

- 世界全体では極度の貧困の半減を達成
 - 世界の飢餓人口は減少し続けている
 - 不就業児童の総数は約半減
 - マラリアと結核による死亡は大幅に減少
 - 安全な飲料水を利用できない人の割合の半減を達成
- など

積み残された課題

- 5歳未満児死亡率は減少するも、目標達成には遠い
 - 妊産婦の死亡率は低減に遅れ
 - 識字率の上昇が十分でない
 - 改良された衛生施設へのアクセスは十分でない
- など

※ MDGsの8つのロゴは「(特活)ほっとけない 世界のまずしさ」が作成したもの

■ ポスト2015年開発アジェンダに関する日本の考え

ポスト2015年開発アジェンダの策定に当たっては、MDGsと同様に、簡素・明快さを保つ必要があります。また、MDGsでの経験と教訓を踏まえる必要があります。MDGs実施の過程で見えてきた地域差・国内差の課題に目を向けて、立場の弱い人々を取り残さないよう、人間の安全保障の理念に基づく新たな枠組みを作る必要があります。また、引き続き貧困撲滅を中心課題として、持続可能な開発にも配慮した目標とすべきです。

こうした観点を踏まえ、日本は、ポスト2015年開発アジェンダの下での開発協力が、「包摂性」^{ほうせつせい}、「持続可能性」^{きぞうしんせい}、「強靱性」の3つのキーワードに基づく人間中心のアプローチによって実施されることを重視しています。「包摂性」とは、誰一人として取り残さないことです。一人ひとりが開発の果実を享受する必要があります。「持続可能性」とは、経済・社会・環境の3つの側面において、持続可能な開発を達成することです。「強靱性」とは、個人やコミュニティの能力強化、インフラ整備を通じて、紛争や災害、経済危機といったリスクに負けない社会づくりです。

また、MDGsを策定してから十数年経ったことを踏まえ、国際社会の変化に対応する必要があります。MDGsで達成が遅れている保健などの分野の課題や指標を改善することが重要です。また、人口の半分を構成する女性も重要な開発の担い手として、女性のエンパワーメントとジェンダー平等を引き続き進める必要があります。さらに、MDGsには含まれていない防災等の課題にも対処する必要があります。

加えて、近年、先進国から途上国への資金フローとして、民間資金はODAの総額の2.5倍を占めます。政府間の協力のみならず、民間セクターの関与が必須です。また、様々な社会階層に雇用を創出して包摂的な成長を達成し、成長の果実を広く共有することが重要です。さらに、開発効果の向上を図るため、途上国自らがガバナンスを強化し、主体的に解決に取り組む努力も必要です。途上国内の資源の動員も重要です。日本の行っている法制度整備支援等は、ガバナンス強化に寄与するものです。

保健分野では、日本は、ポスト2015年開発アジェンダ策定に向けて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の重要性を訴えています。2013年12月には、日世銀共同UHCハイ



パキスタンの識字普及員の女性とノンフォーマル小学校に通う子どもたち。一緒に笑顔を見せている大橋知穂さん。大橋さんの識字率向上のための奮闘は、37ページの「国際協力の現場から」をご覧ください(写真：大橋知穂)

レベル会合を東京で開催、麻生財務大臣、キム世銀総裁やチャンWHO事務局長のほか、各国から閣僚や専門家が集まり、日本を含む9か国のUHCに関する経験を共有しました。また、2014年9月に開催されたイベント「UHCの実現に向けて：なぜ今なのか」には岸田外務大臣が出席し、我が国のUHC推進に向けた様々な取組を紹介するとともに、UHC達成に向けてグローバルリーダーたちが連携して行動することの重要性を訴えました。参加者からは、UHC推進について日本のリーダーシップに対する高い評価が表明されました。

■ 策定に向けた動きと日本の取組

まだポスト2015年開発アジェンダに関する議論が本格的に始まる前の2011年12月、日本は様々な立場の国、国際機関、市民社会等がポスト2015年開発アジェンダについて意見交換を行うコンタクト・グループを立ち上げ、世界の議論をリードしました。立場にとらわれない自由な議論ができる場所として、高く評価されています。

その後2012年7月には、潘基文・国連事務総長が27名から成るハイレベル・パネルを立ち上げ、ポスト2015年開発アジェンダに関する議論が行われました。この議論には日本も参加し、2013年5月にその報告書が提出されました。また、2012年6月に開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)において、持続可能な開発目標(SDGs：Sustainable Development Goals)を策定し、それをポスト2015年開発アジェンダに統合することが決定されました。2013年3月にSDGsを検討するためのオープン・ワーキング・グループ(SDGs OWG)が、2013年8月に持続可能な開発に必要な資金を議論するためのファイナンス委員会がそれぞれ立ち上がり、日本も交渉に参加して、上記の日本の考えを反映させるよう努めました。SDGs OWGとファイナンス委員会は、2014年夏までにそれぞれ国連総会に報告書を出しました。これらの報告書も踏まえ、2015年にポスト2015年開発アジェンダを決定するための交渉が国連加盟国間で行われ、2015年9月の国連首脳会合で採択され、2016年から新しい目標の期間が始まる予定です。

(3) 水と衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2012年に世界で約7億4,800万人、トイレや下水道などの基本的な衛生施設を利用できない人口は途上国

人口の約半分に当たる約25億人に上ります。^(注8)安全な水と基本的な衛生施設が不足しているために引き起こされる下痢は、5歳未満の子どもの死亡原因の11%を占めています。^(注9)

< 日本の取組 >

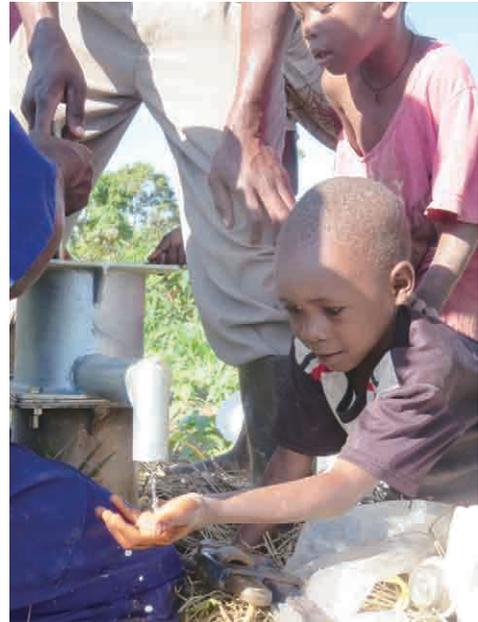
2006年に開かれた第4回世界水フォーラムで日本は「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)」^(注10)を発表しました。日本は、水と衛生分野での援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保(衛生施設の整備)、③食料増産などのために水を利用できるようにする支援(農業用水など)、④水質汚濁を防止(排水規制)・生態系の保全(緑化や森林保全)、⑤水に関連する災害の被害を軽減(予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化)など、ソフト・ハード両面で全体的な支援を実施しています。

2010年12月には国連総会において、国際衛生年(2008年)フォローアップ決議案の採択を日本が中心となって進め、MDGs達成期限となる2015年に向けて「持続可能な衛生の5年」を実現するために地球規模での取組を支援しています。

2008年に開催された第4回アフリカ開発会議



日本の無償資金協力により整備されたザンビアのンゴンベ・コンパウンド給水施設を視察する中根一幸外務大臣政務官



ウガンダで、故障して水の汲み上げができなくなっていた井戸を青年海外協力隊(村落開発普及員)の依田靖さんが住民とともに修理。[2年ぶりに水が出た!]その瞬間、思わず子どもが水に手を伸ばす(写真:依田靖)

ティカッド(TICAD IV)の後、2012年までの間に、日本は給水施設や衛生施設の整備を進めた結果、①安全な飲料水を1,079万人に対して提供するための無償資金協力および有償資金協力案件を実施したほか、②水資源分野における管理者およびユーザー(村落水管理組合関係者を含む)13,000人以上の人材育成を支援しました。

また、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)では、向こう5年間に約1,000万人に対して、安全な飲料水や基本的な衛生施設へのアクセスを確保するための支援を継続するとともに、1,750名の都市水道技術者の人材育成等の支援をそれぞれ実施することを発表しました。

注8 (出典) WHO/UNICEF "Progress on Drinking-Water and Sanitation: 2014 Update"

注9 (出典) UNICEF "Committing to Child Survival: A Promise Renewed" (2012)

注10 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ WASABI: Water and Sanitation Broad Partnership Initiative



カンボジアの小学校で、水道水で手を洗う子どもたち。この地域では日本の支援により上水道が整備された(写真:久野真一/JICA)

エチオピア

地下水開発・水供給訓練計画 技術協カプロジェクト(2009年1月～2013年11月)

エチオピアでは人口の8割以上が村落部に居住しています。ところが、水の利用について見ると、給水率^{*1}は44%で、サブサハラ・アフリカ地域の平均給水率である64%を大きく下回っています。エチオピアの人々にとって、水を利用することは、たいへんな労力と時間がかかり、貧困の削減を妨げる一因となっています。それだけに安全な水の確保に携わる技術者を育成し、より多くの人々が安全な水を利用できるようにすることがとても重要です。

日本は、1998年から15年間エチオピア水技術センター(EWTEC)^{*2}に対して技術協力を通じて、常設研修コースの設立・実施、センターの運営のための支援を行い、特に技術指導者の育成に力を注いできました。1998年から2005年の間は日本人専門家が中心となって研修を実施し、2005年から2008年の間には徐々にその役割をエチオピアのカウンターパート(相手側の同等の役割の人)へ移行していき、最終的(2009～2013年)には大部分の研修コースをエチオピア側が独自で実施できるようになりました。

その結果、EWTECでは、これまでエチオピアの政府機関、民間企業、職業訓練校などから通算で3,500名を超える研修生を受け入れ、今やエチオピアの各地で卒業生が活躍しています。また、周辺のアフリカ諸国(18か国)の技術者を対象とした国際コースの研修も実施し、エチオピア国内にとどまらず、広くアフリカ諸国の地下水技術者育成にも貢献しています。

その成果が認められ、2013年8月、EWTECは国立の水技術学校(EWTI)^{*3}として承認され、名実ともに水分野の技術者育成の中心的な機関としての地位を確立しました。今後、新組織EWTIとしてエチオピアの水分野のさらなる発展へ寄与し、さらに多くの人々が安全な水を利用できるための重要な役割を担っていきます。

^{*1} 安全な水を供給している割合。

^{*2} Ethiopian Water Technology Centre

^{*3} Ethiopian Water Technology Institute



地下水モデルコースの野外実習の様子。地図を見ながら、授業の習得成果を確認。適切な地下水モデルの立案は、効率的な井戸掘削に必要不可欠(写真: JICA)



雨水タンクによるソーシャルビジネスで すべての人々に安全な水を届ける

～水問題が深刻化する Bangladesh で雨水タンクの普及を推進～



完成した1,000基目の「AMAMIZU」雨水タンクの前で。中央が村瀬さん(写真:村瀬誠)

近年、アジアの途上国では水問題が深刻化しています。必要な量が確保できない、あるいは安全な水にアクセスできないなど、命の源である水にまつわる様々な問題に直面しているのです。東京都の墨田区役所の職員として、またNPO「雨水市民の会」事務局長として、長年にわたり雨水利用に取り組み、「ドクター・スカイウォーター」としても国際的に知られる村瀬誠さんは、水問題に悩む世界の人々のために雨水で何かできないかと考えていました。

区職員の時代は、雨水を溜めて都市型洪水の被害を抑え、溜めた雨水をいかに有効利用すべきかという課題に取り組んでいました。1985年の両国国技館の建設時には雨水を溜めて利用するためのタンクの設置に尽力しました。「雨水は、そのまま下水に流せば洪水に、溜めれば資源になるのです。」と村瀬さんはいいます。

村瀬さんが日本での経験を活かして、水問題で貢献できる国として着目したのが、Bangladesh でした。この国では、多くの人々が日々の生活で池の水を飲み水として使っていますが、塩分や有機物の汚れが混じるなど衛生的に問題が多く、頻繁に下痢に悩まされています。こうした事態を受けてたくさんの方の井戸が掘られました。ところが、多くの井戸で地下水が有害なヒ素に汚染されていることが分かりました。Bangladesh には、ヒ素を含む地層が分布しており、国内の井戸の3割が汚染されているといいます。村瀬さんは、とりわけ水問題が深刻な場所を探して、Bangladesh の南西部・バゲルハット県にたどり着き、2000年から活動を開始しました。2010年には(株)天水研究所を設立し、2010年度にコンサルティング会社と組んで、JICAの協力準備調査(BOPビジネス連携促進)に応募して、採択され、Bangladesh における雨水タンク事業の実現に向けた調査を行いました。

「この地では古くから『モトカ』と呼ばれる素焼きの甕に雨水を溜めて飲んできた歴史があります。しかし、最大でも100

リットル程度の容量しかなく、しかも割れやすい。そこで、それよりも容量が大きく割れにくい雨水タンクを製造、販売しようと考えました。」

過去の経験から、雨水利用が盛んなタイの東北部に安価で丈夫なモルタル製の甕があることを知っていた村瀬さんは、この技術をなんとか Bangladesh に持ち込めないかと考えます。そこで、タイに Bangladesh の左官工を派遣して技術を習得させることにしました。

「職人が必要な技術を完全に習得するまでに1年くらいはかかったでしょうか。タイとは使う泥やセメント、砂の質も異なるため、当初は試行錯誤の連続でした。しかし、私はあくまで、人も素材も地元でこだわりました。その方が生産コストを抑えることができ、地元で雇用機会を作り出すことにつながります。」

完成したモルタル製の雨水タンクは容量が1,000リットルで、「AMAMIZU」と名付けられました。そこには、天からの恵みを感じていただくという自然に対する畏敬の気持ちが込められています。2012年、AMAMIZU を200基販売して好調なスタートを切り、2013年には現地法人スカイウォーター・Bangladesh を設立し、600基のAMAMIZUを販売するなど順調に実績を重ねています。JICAの協力準備調査においてタンクの販売価格を3,000タカ(現在1タカは約1.3円)にすれば村人の50パーセントが購入可能であることが明らかになったことから、当初のAMAMIZUの価格を3,000タカに設定、運搬費と雨どいなどの設置費を入れて4,300タカとしました。一人でも多くの方が購入できるように分割払い方式も取り入れました。

「無償の支援を否定するつもりはありませんが、これからの国際協力事業は、コスト管理の考え方を導入する一方でオーナーシップ(主体的取組)を育み、いかに持続可能な形にしていけるのかが鍵だと思います。『地域の産業として根付かせる』という視点がなければ、その場だけ、一時だけの取組で終わってしまうのではないのでしょうか。」と、村瀬さんは「ソーシャルビジネス」として国際協力を続けることに、大きな意義を見いだしています。

「日本はアジアの中で雨水利用の先進国です。日本が雨に恵まれているのは、Bangladesh 方面からモンスーンの風に乗ってやってくる雲のおかげです。日本と Bangladesh の空はつながっています。彼らの抱える水問題は決して他人事ではありません。日本がこの分野で積極的に国際貢献していくことが大切だと考えています。」



地元の素材、地元の人たちによるタンクづくり(地産地消)(写真:村瀬誠)

安定的に水を供給する 住民参加のダム造り

～ケニア・マクエニ郡の砂ダム建設を草の根支援～



砂ダムの前に集まった住民たち(写真:カローヌ・ヴィゴ/
在ケニア日本大使館)

国土の約80%が乾燥地・半乾燥地域であるケニア。首都ナイロビの南東に位置する半乾燥地域のマクエニ郡では、雨季に現れる季節河川のみ水源を頼っており、慢性的な水不足に陥っています。中でも深刻なのが、ンジウとエマリという二つの地域です。ここでは、過去50年間で次第に干ばつの頻度が高くなっていることもあり、主要な河川は雨季以外のほとんどの期間干上がってしまいます。住民の過半数が農業を生業にしているにもかかわらず、水不足による農作物の収穫量の減少が原因で、まとまった収入が得られず、食料配給や出稼ぎをしている家族からの仕送りに頼って生活している者も多いといえます。

乾季に、住民が水を手に入れるためには、女性たちが、水を汲みに遠方まで出向き、一日の大半をそのために費やさなければなりません。5kmほど離れた場所まで徒歩で行き、水を満たした大きな容器を頭の上に載せて帰ってくるという重労働が、乾季には毎日続くのです。小さな子どもたちも重要な水汲み要員です。

こうした状況を改善するため、2013年2月から2014年7月にかけて、ンジウとエマリ地域で実施されたプロジェクトに対して、日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力※1による支援が行われました。これは、同地域に「砂ダム」5基を建設し、地域住民に対して安定的に水を供給するもので、住民の生活の向上や貧困の削減を図ることを目的としています。プロジェクトを実施したウトオニ開発機構代表のケビン・ムネーネさんは、「砂ダム」についてこう説明します。

「砂ダムとは、雨季にのみ大量の水流を持つ河川に建設するコンクリートの堰のこと。激しい水流によって運ばれた水と砂をコンクリート堰でせき止め、堰の上流側に砂と水の堆積層を作ります。この堆積層は乾季になっても水が蒸発するのを防ぎながら維持され、大量の水(堆積層の4割)を貯めることができます。砂を30～50cm掻くだけで水がしみ出るので、砂でろ過された清潔な水が容易に得られます。砂ダムは、低コストで造れ、メンテナンスもほとんど必要としません。乾燥・半乾燥地の水不足を解消する有力な手段の一つです。」



汲んだ水をタンクに入れる住民たち
(写真:在ケニア日本大使館)

まず、どこに砂ダムを建設すべきか、

住民の意見を聞きながら場所の選定が行われました。砂ダム造りは、ウトオニ開発機構が技術的な指導や現場監督を行い、地域住民が建設のための労働力を提供します。作業日には、ウトオニ職員が住民に対して作業工程やコンクリートの配合比率などについて指導します。一つの砂ダムを造るのに参加するのは50～60人程度、女性や定年退職した男性、学生など、幅広い層が熱心に作業を担いました。

こうして、住民参加によるダムとその水を汲むための浅井戸造りが進められました。しかし、作業中には困難もあったといえます。「砂ダムを造るためには6mの深さまで掘削して水を掻き出す必要があります。雨季は建築資材の搬入が難しく、作業工程も遅れました。」とムネーネさん。ようやく砂ダムが完成し、浅井戸の手押しポンプのハンドルを押し下げて初めて水を汲んだ瞬間には、参加者は全員で喜びを分かち合ったそうです。

完成した砂ダムの水は、飲料水や生活用水に利用されるほか、家畜の飼育や農業用水としても活用されています。住民からは、「水の供給が安定したおかげで、私たちだけでなく、飼っている牛なども体重が増え、健康状態が良くなった。」と喜ぶ声が聞かれるといえます。これまで一日の多くを水汲みに費やしていた女性たちは、空いた時間を休息や子どもの世話、食料源・収入源である果樹の生育や栽培に充てられるようになるなど、生活環境は格段に良くなりました。

ムネーネさんはいいます。「住民全体の利益のために地域の人々が一体となって取り組んだことが良かった。男も、女も、若者たちも、一つの目標に向かって力を合わせたのです。みんなが『自分は何をしりたいのか』を十分に理解して行動してくれたおかげで、比較的短期間で完了することができたと思います。特に若者にとっては、良い学びの機会になったのではないのでしょうか。今回、日本の支援によって、私たちの地域が抱える水問題を持続可能な方法で解決する、価値のあるプロジェクトを実施することができました。将来、プロジェクトを通じて知識と経験を培った住民が、他の地域の砂ダム建設や維持管理に協力することがあるかもしれません。今回のプロジェクトの成功は、この地域全体がこれから発展していく上でたいへん有意義なものです。」

※1 開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関、並びに途上国において活動している国際およびローカルNGO(非政府団体)などが現地において実施する比較的小規模なプロジェクト(原則1,000万円以下の案件)に対し、当該国の諸事情に精通している日本の在外公館が中心となって資金協力をを行うもの。

(4) 農業

世界の栄養不足人口は依然として高い水準にとどまっており、人口の増加等によるさらなる食料需要の増大も見込まれています。このような中、ミレニアム開発目標(MDGs)^(注11)の一つである「極度の貧困と飢餓の撲滅」(目標1)を達成するためには、農業開発への取組は差し迫った課題です。また、開発途上国の貧困

層は、4人に3人が農村地域に住んでいます。その大部分は生計を農業に依存していることから、農業・農村開発の取組は重要であり、経済成長を通じた貧困削減および持続的な開発を実現するための取組が求められています。

< 日本の取組 >

日本は、貧困削減のため農業分野における協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行うとともに、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、開発途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境に応じた技術開発や技術等普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といったインフラ(生

産・流通等の基盤)の整備等を実施しています。これらの取組により、生産段階、加工・流通、販売までの様々な支援を展開しています。また、日本はアフリカにおいてネリカ*の研究支援と生産技術の普及支援や包括的アフリカ農業開発プログラム(CAADP)*に基づいたコメ生産増大支援と市場志向型農業振興(SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project)アプローチ*の導入支援等を行っています。そのほかにも、収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)*の削減や食産業の振興と農村所得向上といった観点から、農水産物の付加価値を、生産から加工・流通・消費に至るま



ケニアの小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト(SHEP UP)に参加している農家の人々(写真:久野武志/JICA)

注11 ミレニアム開発目標 MDGs: Millennium Development Goals

で連携させる体制づくりであるフードバリューチェーンの構築支援も重視しています。さらに、国連食糧農業機関 (FAO) (注12)、国際農業開発基金 (IFAD) (注13)、国際農業研究協議グループ (CGIAR) (注14)、国連世界食糧計画 (WFP) (注15) などの国際機関を通じた農業支援も行っています。

2009年7月のG8ラクイラ・サミット(イタリア)の際の食料安全保障に関する拡大会合で、日本は2010年から2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を

行う用意があると表明し、2012年末までにおよそ39億ドル(約束額ベース)の支援を行いました。加えて、途上国への農業投資が急増し、一部が「農地争奪」等と報じられ、国際的な問題となったことから、同サミットで日本は「責任ある農業投資」*を提唱し、以後、G8、G20、APECなどの国際フォーラムで支持を得てきました。さらに、「責任ある農業投資」のコンセプトの下、FAO・世界食料安全保障委員会(CFS) (注16)において議論が進められてきた「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が2014年10月の第41回CFS総会で採択されました。また、2012年5月のG8キャンプ・デービッド・サミット(米国)において



ガーナで、ドラム缶に稲の穂を打ちつけて脱穀を行う少年たち(写真:飯塚明夫/JICA)

は、「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」*が立ち上げられました。2013年6月のロック・アーン・サミット(英国)に合わせて開催された関連イベントにおいて、ニュー・アライアンスの進捗報告書が公表されるとともに、新たなアフリカのパートナー国の拡大が公表されました。また日本の財政支援の下、ニュー・アライアンスの枠組みで関連国際機関による「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」を実施する旨も発表されました。日本は、2013年9月にニューヨークにて、日・アフリカ地域経済共同体(RECs: Regional Economic Commissions)議長国との首脳会合を開催し、農業開発をテーマに議論しました。日本はアフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、またアフリカの経済成長に重要な役割を果たす産業として農業を重視しており、アフリカにおける農業の発展に貢献しています。

また、G20においても、日本は農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム (AMIS)」*支援などの取組を行っています。

2008年に開催された第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)において、日本は、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)*を立ち上げ、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を、当時の1,400万トンから10年間で2,800万トンに倍



セネガル北部、サン・ルイ郊外のスイートコーン農園で収穫をする人々(写真:小辻洋介)

注12 国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注13 国際農業開発基金 IFAD: International Fund for Agricultural Development

注14 国際農業研究協議グループ CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research

注15 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注16 世界食料安全保障委員会 CFS: Committee on World Food Security

増することを目標とした取組への支援を表明しました。

また、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)においては、同支援を継続すること、また、市場志向型農業の振興のための支援策として、技術指導者1,000名の人材育成、5万人の小農組織の育成、専門家派遣等を行うとともに、市場志向型農業振興(SHEP)アプローチの推進(10か国への展開)を表明しました。

2014年5月に開催された第1回TICAD V閣僚会合では、アフリカ連合(AU)^(注17)が2014年を「アフリカ農業と食料安全保障年」と掲げていることもあり、議題として農業が取り上げられました。この会合で日本は、我が国のCARDの取組支援により、サブサハラ・アフリカのコメ生産量が2008年の1,400万トンから2012年時点で2,070万トンにまで増加したこと、SHEPアプローチを先行しているケニアにおいては、2006年から3年間同アプ

ローチを取り入れたことにより小規模農家の所得が倍増している事例の紹介を交えつつ、TICAD V支援策を着実に実施していることを報告し、アフリカ諸国から非常に高い評価を得ることができました。



ザンビアで、2013年から稲作を始めた農家が2014年も植付を行う様子(写真:植田健介)

用語解説

ネリカ

ネリカ(NERICA:New Rice for Africa)とは、1994年にアフリカ稲センター(Africa Rice Center 旧WARDA)が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥(干ばつ)に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

包括的アフリカ農業開発プログラム (CAADP:Comprehensive Africa Agriculture Development Programme)

アフリカでは、90年代から栄養不良人口が増加、2000年に入ると食料不足が深刻となるなど食料安全保障が脅かされる状況が顕著になっていた。このような状況にアフリカ一体となって対処するため、国連食糧農業機関(FAO)が主導し、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD:New Partnership for Africa's Development)の協力を得て、このプログラムを掲げた。このプログラムでは、持続的な土地管理と信頼性のある水管理システムの普及、市場へのアクセスを改善するための農村インフラ整備と貿易関連能力の向上、食料供給の増加と飢餓の軽減を図ることとしている。

市場志向型農業振興(SHEP^{*})アプローチ

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践できるよう、能力向上を支援する。

^{*}SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project

収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少させる物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的(食用等)を果たせないまま廃棄等すること。

責任ある農業投資

国際食料価格の高騰を受け、途上国への大規模な農業投資(外国資本による農地取得)が問題となる中、日本がG8ラウライ・サミットにて提案したイニシアティブ。農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを目指す。

食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス (New Alliance for Food Security and Nutrition)

ドナー(援助国)、アフリカ諸国、民間セクターが連携して、持続可能な包摂的な農業成長を達成し、サブサハラ・アフリカにおいて今後10年間に5,000万人を貧困から救い出すことを目的として2012年キャンブ・デービッド・サミット(米国)にて立ち上げられたイニシアティブ。同イニシアティブの下、アフリカのパートナー国において、ドナーの資金コミットメント、パートナー国政府の具体的な政策行動、民間セクターの投資意図表明を含む「国別協力枠組み」を策定している。2014年5月までに、エチオピア、ガーナ、コートジボワール、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、モザンビークの10か国において協力枠組みが策定され、取組が進められている。

農業市場情報システム (AMIS:Agricultural Market Information System)

2011年G20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報(生産量や価格等)を共有する。日本はAMISでデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援している。

アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD:Coalition for African Rice Development)

稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。2008年に開催されたTICAD IVにて、CARDイニシアティブを発表。コメ生産量の倍増に関連して、日本は農業指導員5万人の育成を行う計画。

注17 アフリカ連合 AU:African Union

ブータン

園芸作物研究開発・普及支援プロジェクト
技術協カプロジェクト(2010年3月～実施中)

ブータンでは、人口の約70%が地方に点在し、そのほとんどが農業で生計を立てています。しかし、山岳地帯などの地形が多いため耕作地および栽培できる農作物が限定されています。また、道路や市場などのインフラが整備されておらず、商業的な農業が発達しているとはいええない状況でした。

そこで、日本は農業分野の支援として、特に開発が遅れている東部地域で、10年以上にわたり、農家の収入向上の手段の一つとしての柑橘類・梨・柿などの果樹や野菜などの園芸作物の栽培法の普及や商業化の技術協力を進めてきました。

このプロジェクトは、モンガル、ルンツェ、タシ・ヤンツェ、ペマガツェル、タシガン、サムドゥルツェ・ジョンカールの東部6県で、モデル農家やその周辺農家がより収入の得られる園芸農業を実践できるようになることを目指したものです。生産、加工、流通にわたる園芸農業に関する技術指導やマニュアル・ガイドラインの作成、研修・普及活動への支援、種子・種苗提供体制の強化などといった、様々な活動を行っています。

毎年約100名の普及員^{※1}や農家に対して研修を実施しており、これまでの研修受講者は500名以上に上ります。その多くが新しい果樹や野菜の栽培に挑戦しており、その結果、研修を受けた農家の農園がほかに対しても見本となるような成果を上げ、近隣農家がその技術を導入するようになるなど、モデル農家を介した周辺農家への波及効果も確認されました。サンプル調査では、研修を受けた農家1人当たり平均6人の農家へ技術指導を行っており、これまでに数千人の周辺農家へ技術が広がっています。たとえば周辺農家の果樹販売による収入は平均1.7倍に増加しました。

また、これまでの事業による貢献が評価され、2014年2月には、本プロジェクトの富安裕一チーフアドバイザー（JICA専門家）と相手方の機関のラプ・ドルジ・センター長の両名が、ブータンの第5代国王より国家貢献勲章を叙勲されました。（2014年8月時点）

※1 各県に所属し、農家に農業技術、営農などの指導を行う職員。



実施機関であるウエンカル再生可能天然資源研究開発センターの圃場を巡回しながらのカウンターパートへの技術指導（右は富安裕一専門家）（写真：JICA）

セネガル

セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト
技術協カプロジェクト(2009年11月～実施中)

セネガルはコメを主食としており、1人当たり年間74kgを消費する、西アフリカでも有数のコメ消費国です。しかし、国内で消費されるコメの大半は海外からの輸入で賄われており、セネガル政府は国家政策の優先事項としてコメの自給率向上に取り組んでいます。

日本は、セネガル国産米の自給率向上を支援するため、最大の穀倉地帯である北部のセネガル川流域サン・レイ州において、「セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト」を実施し、国産米の生産量拡大と生産者の収益改善を図りました。このプロジェクトにより、稲作技術の向上、農民主体の灌漑設備補修と改善、生産者の財務管理と貸付制度の改善などが行われ、^{もろ}籾の生産が23%増加、収入が95%増加するなど農家の生計向上に大いに役立ちました。また、消費者ニーズに合わせた精米処理技術の導入などによりセネガル国産米の品質向上にも貢献しました。

セネガル政府をはじめ、農家、他国援助機関からもプロジェクトは高い評価を受け、2013年6月のオランダ仏大統領訪日の際、「日仏連携によるセネガル川流域の稲作推進」が合意されています。今後、フランス開発庁（AFD^{※1}）が実施するセネガル川地域での灌漑施設整備事業と連携し、プロジェクトの成果のスケールアップを目的とした第二期の協力を行う予定です。この地域で近年増えてきている国内外の民間セクターの参入を受け、第二期では、農家の生産効率向上のために、農業機械サービスの提供などで、民間セクターとの連携も計画しています。

セネガルではこのほかにも、稲作マスタープラン策定（2006年稲作再編調査）、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD^{※2}）の枠組みによる協力や、農業アドバイザーを通じた稲作の政策策定への支援を行っています。また、セネガルで行われる農業分野の援助国・機関会合では、JICAが共同議長を務めるなど、日本は、政策の企画段階から現場での実施まで総合的にセネガルの稲作開発を支援しています。（2014年8月時点）

※1 AFD: Agence Française de Développement

※2 CARD: Coalition for African Rice Development



セネガル北部ポドール地区において、稲の栽培を指導する君島宗専門家と農業普及員。これら農業普及員が農民たちへの稲作指導を行っていく（写真：JICA）

(5) ジェンダー

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。政府による高度な意思決定など公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を、女性が男性と同じように持っているとはいえない状況が続

いています。^(注18)一方で、女性は開発の重要な担い手でもあり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。

持続的な開発を実現するためには、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上の推進が不可欠であり、そのためには男女が等しく開発へ参加し、等しくその恩恵を受けることが重要となります。

< 日本の取組 >

日本は、これまで開発協力において、開発途上国の女性の地位向上に取り組むことを明確にしています。

1995年に、女性を重要な開発の担い手であると認識し、開発のすべての段階(開発政策、事業の計画、実施、モニタリング、評価)に女性が参加できるよう配慮していく考え方である「開発と女性(WID)^(注19)イニシアティブ」を策定しました。2005年には、WIDイニシアティブを抜本的に見直し、援助対象社会の男女の役割やジェンダーに基づく開発課題やニーズを分析し、持続的で公平な社会を目指そうとするアプローチ「ジェンダーと開発(GAD)^(注20)イニシアティブ」を新たに策定しています。

従来のWIDイニシアティブは、女性の教育、健康、経済・社会活動への参加という3つの重点分野に焦点を当てていました。GADイニシアティブは、これに加え、男女間の不平等な関係や、女性の置かれた不利な

経済社会状況、固定的な男女間の性別役割・分業の改善などを含む、あらゆる分野においてジェンダーの視点を反映することを重視して策定されています。また、開発におけるジェンダー主流化*を推進するため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れるための方策を示しています。さらに、開発協力の重点課題である貧困削減、持続的成長、地球的規模問題への取組、平和の構築、それぞれについてのジェンダーとの関連、そして、これらに対する日本の取組のあり方を具体的に例示しています。

日本は、2011年に国連システムの中の4つの部門を統合し設立された、ジェンダー平等と女性のエンパワメント(自らの力で問題を解決することのできる技術や能力を身に付けること)のための国連機関(UN Women)^(注21)を通じた支援も実施しており、2013年度には約645万ドルの拠出を行い、女性の政治的参画、経済的エンパワメント、女性・女児に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。

2013年6月の第5回アフリカ開発会議(TICAD V)では、女性と若者のエンパワメントを基本原則の一つに掲げ、女性の権利確立や雇用・教育機会の拡大のため、アフリカ諸国、開発パートナーなどと共に取り組んでいくことを表明しました。また、2013年9月、第68回国連総会における一般討論演説において、安倍総理大臣は、「女性が輝く社会」の実現に向けた支援の強化を打ち出しました。具体的には、UN Women、国連開発計画



ケニア西部ホマ・ベイ郡ビタに建設中の漁村の女性のための作業所建設プロジェクト。センターの完成を心待ちにしている地域の女性たち(写真: 柏原ルミコ/ケニア日本大使館)

注18 (出典) The Millennium Development Goals Report 2013

注19 開発と女性 WID: Women in Development

注20 ジェンダーと開発 GAD: Gender and Development

注21 UN Women ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関: United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women

(UNDP) ^{注22}、国連児童基金(UNICEF) ^{注23}、国連人口基金(UNFPA) ^{注24}、国連世界食糧計画(WFP) ^{注25} など関連国際機関との連携を通じた支援の強化のほか、「女性の社会進出推進と能力強化」、「国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化」、「平和と安全保障分野における女性の参画・保護」を3つの柱として、2013～2015年の3年間で30億ドルを超えるODAを実施することを表明し、着実に実施しています。

2014年9月には、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)を開催し、国内外から参加した約100人の女性分野におけるリーダー

がグローバルな課題についても議論し、「WAW! To Do」という12の提言が発信されました。



2014年9月に開催された、WAW! Tokyo 2014の分科会2(グローバルな課題と女性のイニシアティブ)において発言するバンブーラ紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表

用語解説

ジェンダー主流化

あらゆる分野での社会的性別(ジェンダー)平等を達成するための手段。GADイニシアティブでは、開発におけるジェンダー主流化を「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、影響を明確にしていくプロセス」と定義している。

ナイジェリア

女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクトフェーズ2
技術協カプロジェクト(2011年2月7日～実施中)

ナイジェリアでは、成人識字率や所得などにおいて、男女の差が大きく、ジェンダー格差が明白に存在します。コミュニティや世帯レベルの女性の役割も男性に比べ限られています。こうした状況に対し、同国政府は連邦女性省を設立し、国家ジェンダー政策を策定するなど、ジェンダー平等を推進するための政策・制度的枠組みを整備してきました。また、1980年代後半から、主に村落部の女性を対象に識字教育・職業訓練を行う女性開発センター(WDC) ^{*1}を全国に700か所以上設置しました。

そうした取組にもかかわらず、多くのWDCでは女性に対する十分なサービスを提供できていませんでした。そのため、日本は同国政府の要請に基づきWDCが貧困層女性の生活向上に貢献する「学びとエンパワーメントの場」として活用されるよう、北部のカノ州で2007年から3年間、「女性センター活性化支援プロジェクト」のフェーズ1を実施しました。

このプロジェクトでは、WDCで提供される識字、裁縫、料理、染色、石けんづくりなどの教育・技術訓練コースにおいて講師に対する研修を行ったり、教育・コースの実施に必要な機材を供与したりするなど、質の向上に寄与しました。その結果、そうした技術や能力を身に付けた女性は経済的な利益を得られるようになりました。ほかにも、行動範囲が広がったり、自身の発言や決断に自信を持つことができるようになり、女性のエンパワーメントにつながりました。また、プロジェクトでは、女性がWDCへ通うことについて周囲の理解が得られるよう、男性や宗教指導者、村落の長など地域社会の有力者を含めた関係者へ働きかけました。その結果、女性がWDCへ通うことを応援する例も多く見られるようになりました。

2011年から始まったフェーズ2ではカノ州の経験を踏まえ、その他の州においてもWDC活性化を全国で推進しています。また、そのために必要な4つの条件といえる、①サービスの質の向上、②女性が経済活動に携わることに對するコミュニティの理解の促進、③マネージメントの向上、④関係機関との連携強化を、「WDC活性化モデル」として整理しました。ナイジェリアは宗教や文化の多様な国ですが、このモデルが他州でも機能し、全国レベルで普及・定着が進むことを目指します。(2014年8月時点)



縫製技術の習得を目指す女性(写真: JICA)

*1 WDC: Women Development Centre

注22 国連開発計画 UNDP: United Nations Development Programme
注23 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund
注24 国連人口基金 UNFPA: United Nations Population Fund
注25 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

「女性の輝く社会」の実現に向けて

■ 女性の能力が向上し、ジェンダー平等が実現しなければ、貧困撲滅の達成は難しい

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、国際協力において重要な課題です。これまで開発途上国の女性の状況の改善のために様々な取組が行われてきました。その結果、教育や保健、経済分野など、様々な分野で男女間の格差は小さくなる方向にあります。それでも、依然として女性の置かれている状況には厳しいものがあります。女性が直面している問題、これは日本も決して例外ではありません。女性にとって働きやすい環境をつくり、女性の労働機会、活動の場を充実させることは、日本にとっても^{しょうび}焦眉の課題です。「女性の輝く社会」をつくるために日本は様々な取組を行っています。世界には、女性であるがゆえに社会の底辺に置かれ、教育や医療へのアクセスが十分に与えられず、女性が普通の生活を送ることすら困難な状況にある地域も依然として数多くあります。先進国・途上国を問わず、ジェンダーに基づく偏見や不平等、ジェンダー格差を解消し、個々の能力が活かされ、安全で安心して暮らせる社会をつくっていくことは世界共通の課題なのです。

安倍総理大臣は2013年9月の国連総会一般討論演説の中で「女性の輝く社会」を取り上げました。それは、日本国内で成長の最大の潜在力として「女性の力」を活かしていくこと、「女性の輝く社会」をつくることは世界に大きな活力をもたらすとの考えに立って、国際社会との協力や途上国支援を強化していくことです。

「女性の輝く社会」の構築に向けてどのような支援が行われているのでしょうか。具体的な事例を見ていきます。

■ インドで広がる衛生的で安心な生理用品の普及への支援

近年、急速な発展を遂げているインドですが、農村部では、まだ生理用品を使う習慣が浸透していません。古くなった衣類などを利用し、月経時には外出を控える女性も少なくなく、衛生的な生理用品の存在や、生理のメカニズムなどを知らない女性も多いのが現状です。また、都市部においては、生理

用品を使う習慣は浸透しつつありますが、自らの状態に合った生理用品の選択や正しい使い方が十分には浸透していません。

こうした状況に対し、2013年1月からJICAは、我が国で生理用品の製造・販売を行い、インドの女性を対象にビジネス展開を強化しようとしているユニ・チャーム株式会社や、現地で女性支援活動を行っているNGOと協力し、文化や慣習の異なるいくつかの地域において衛生状況や生理用品の実態調査を行うと同時に、女性および少女を対象とする初潮教育を行っています。身体面、衛生面から、生理についての正しい知識や、生理用品の使用方法を伝え、女性たちに理解を深めてもらうことで、女性の就学、行動範囲や社会進出の機会の拡大を支援しています。



少女たちに生理の基本知識や、生理用品の使用方法を伝え、衛生意識を高めることにより、女性の就学機会の向上や社会進出に貢献している(写真:ユニ・チャーム)

■ ケニアにおけるジェンダー視点に立った小規模園芸農家の組織強化に向けた支援

ケニアでは農業は、GDPの24%、雇用の80%を占める重要な産業です。日本は、農業の中でも特に成長が著しい園芸作物分野において、小規模園芸農家のグループに対して、農家自身が市場に対応した営農の課題に取り組めるよう、その能力強化を支援しています。対象となる小規模農家では、70%以上の農作業を女性が担っていることから、このプロ



園芸農家グループの女性。「作って売る農業」から「売るために作る農業」へ
(写真：久野武志/JICA)

プロジェクトでは、ジェンダー問題にも取り組んできました。たとえば、研修機会を男女平等に提供すること、収益を男女で話し合っ使えるような家計管理研修を実施することなどをプロジェクト活動に組み込みました。

その結果、対象園芸農家の家庭内の夫婦関係が「経営者と労働者」から「平等な経営パートナー」へと変わっていきました。同時に営農の効率化が進み、対象支援農家の男女双方の所得が増加しました。特に女性の増加率が高く、プロジェクトの第一段階においては開始当初と比較すると、男性と女性の所得差は、31%から15%まで縮小しました。現在はプロジェクトの第二段階が進行中ですが、これまでに得た経験をより広い地域で展開しています。

なお、このプロジェクトで協力関係にあるケニア農業・畜産・水産省は、プロジェクトのジェンダーアプローチを高く評価し、この経験を基礎に、より幅広い農家支援事業の中でジェンダー主流化を進めるための技術協力を日本に要請し、

2014年9月から「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」が開始されました。

■ 国際機関を通じた支援： 中東・北アフリカ地域における 女性のエンパワーメントと若者の雇用創出

アラブ地域では若者の失業率が極めて高く、国によっては、若年労働人口の30%以上が失業しています。たとえばイエメンでは、若者が失業者の半分を占めています。若者が社会参加できるかどうかはその社会の安定の鍵です。我が国は、2012年より、国連開発計画(UNDP)が中東・北アフリカ地域6か国(アルジェリア、エジプト、モロッコ、チュニジア、ヨルダン、イエメン)で実施する若者を対象とした雇用創出プロジェクトを支援しています。プログラムの活動は、雇用政策の立案、NGO・企業との連携による職業訓練と就業機会の提供など、多岐にわたります。この取組は、農村部の女性をはじめ、多くの若者たちを力づけ、彼らの起業の後押しや良い就職口の確保に貢献しています。保守的な風土の中で、これまでは外出もままならなかった若い女性が、塗装や縫製などの技術を身に付けることで、自信をつけ、経済的にも自立できました。女性ならではの顧客を開拓するなど、生き生きと仕事に取り組んでいます。



イエメンでは、UNDPの「若年層エンパワーメント・プロジェクト」の成果として、若い男女1,200人が就職や起業をすることができた。かつて塗装業は男性の職業と考えられていたが、女性も技術を身に付け、塗装工として活躍している
(写真：UNDP Yemen)

干物ビジネスで女性たちが立ち上がる

～スリランカの漁村で貧困に苦しむ女性を支援～



日本が提供した乾燥魚づくりのための、木箱等の道具
(写真：西森光子／パルシック)

スリランカ北部の先端に位置するジャフナ県は、三方を海に囲まれた漁業が盛んな地域です。長年にわたる内戦と2004年のインド洋津波の被害によって、夫を失った寡婦の世帯が増加。2010年のデータでは、寡婦の数は北部だけで約4万人に上るといわれます。女性が夫の代わりに漁業を行うことは伝統に反するとされ、女性に残された仕事の選択肢は限られているため、寡婦世帯の多くは貧困状態にあります。こうした女性たちは、獲った魚を仕分ける作業をしたり、余った雑魚で乾燥魚(干物)を作るなど、漁業周辺の仕事をしながら細々と生計を立てていました。

本格的な乾燥魚づくりを支援

国際協力やフェアトレードを主な活動とする特定非営利活動法人パルシックは、2003年、内戦の停戦中にこの地へ調査に入り、2004年にジャフナに事務所を設置して寡婦に対する支援を開始しました。もともとスリランカには干物を食べる習慣がありますが、砂が混じっていたり塩分が多いなど、製造方法には問題も多かったといえます。そこで、寡婦の収入源として品質の良い乾燥魚づくりを学んでもらい、本格的な乾燥魚づくりを支援していこうとした矢先にインド洋津波が発生しました。2005年からは津波被災者支援に切り替えて活動を行いましたが、その後、内戦が再開して撤退を余儀なくされました。内戦終結後の2010年になって、ようやく乾燥魚事業を本格的に開始することになり、JICAの支援を受けて、草の根技術協力事業*1「ジャフナ県乾燥魚プロジェクト」がスタートしました。実施期間は2010年10月から2013年9月までの3年間。2010年12月に現



寡婦の女性たちの乾燥魚づくりを手伝う西森さん(左)
(写真：西森光子／パルシック)

地へ入り、プロジェクト終了まで携わったのが、パルシック国際協力部の西森光子(にしもりみつこ)さんです。

「このプロジェクトでは、寡婦の女性たちの生活向上のために、一定額の収入を継続的に得られるようにすることを目指し、乾燥魚づくりの支援を行いました。ジャフナ県の女性たちは、ヒンドゥー教の影響もあり、男性に守られる存在として育てられるため、周囲から経済的な自立を期待されておらず、成人しても自ら現金収入を得たことがないという人が大勢います。こうした社会で育った女性たちが、内戦や津波で夫や男兄弟などを失ったことで、自ら稼がなければ子どもたちや自分自身すら生きていけない状況に追い込まれてしまったのです。」

パルシックは、日本から漁師を招いて衛生的な乾燥魚づくりの研修を行い、品質管理や販路の開拓、経理記録をつけるための研修なども実施。従来は魚を地面に直接置いて乾燥させていたため衛生的にも問題がありましたが、乾燥させるための専用の木箱なども提供し、衛生的で品質の高い乾燥魚づくりを支援しました。しかし、プロジェクトを進めていく上で、いくつかの困難にぶつかったといいます。

スタッフの意識が変わる

「最初に直面したのがカーストの問題でした。ジャフナ県はスリランカの中でもとりわけカースト制度が強く残る地域で、漁民カースト*2以外は、一般的に魚を扱うことを嫌がる傾向があります。また、ヒンドゥー教徒にとっては、魚の匂いや殺生(せつしょう)をする仕事を忌むところもあるようです。パルシックのスリランカ人スタッフも、村の女性たちにアドバイスや指示はするものの、実際に魚に触れたり、干物を運んで販売を手伝うことにはためらいがあったようで、干物の販路がなかなか広げられないことが大きな問題でした。そこで、販路の開拓には外国人の私が積極的に同行するようにしました。干物店主に対して、日本人がかかわっていることで品質の良さを印象づけることもできたようで、取引を開始するきっかけにもなりましたね。取引がうまくいき始めると、スタッフの干物に対する意識も変わってきました。スリランカ人スタッフが自ら村の女性たちとの仲介を引き受け、取引量の拡大に積極的に取り組むようになりました。」

漁業の盛んな日本から来た専門家が衛生的で高品質の干物づくりを直伝し、製造から販売、収益確保まで一貫して教えることによって、「これまで十分な収入が得られなかった寡婦の女性たちに対して、持続的に収入が得られる手段

干物ビジネスで女性たちが立ち上がる

～スリランカの漁村で貧困に苦しむ女性を支援～

を具体的に提示できました。」と西森さんはいいます。と同時に、「それまであまり横のつながりがなかった女性たちがグループとして働き、互いに話し合い、助け合いながら協力関係を築けたことも大きな成果だと考えます。」

漁村の女性たちの生活が向上

プロジェクトに参加した寡婦の一人、7歳の子どもを育てる20代のアマシャさんはこう語ります。

「村の漁業協同組合からこの話を聞き、自ら収入を得られるようになる良い機会だと思い参加しました。道具類も与えられ、最初に魚を買うための費用も負担してもらえたことで、無理なく干物づくりを始めることができました。特に、日本人の専門家が自ら干物の作り方を実際に見せてくれて、衛生的な干物づくりを直接学ぶことができた点が大きな助けになりました。また、スリランカ南部での鰹節づくりの研修やコロンボでの市場訪問など、南部を訪問できたことも良い勉強になりました。このプロジェクトに参加したことで、好漁期には良い収入が得られるようになり、土地を買うこともできました。今後は、息子に良い教育を受けさせるためにも、鰹節以外の干物づくりにも挑戦し、生産量も増やしていきたいと思います。」

また、3人の娘を持ち、現在、下の娘2人と暮らす50代のバヌマティさんは、「16年前に夫を亡くし、2004年の津波では息子と娘を亡くしました。自ら家族を養っていくため、干物づくりなどの仕事をしていましたが、干物の生産や販売をもっと増やしたいと思っていたとき、この事業のことを知りました。衛生的な干物づくりの方法を学べたことはもちろん、会計や利益の算出方法を学べたことは有意義でした。パルシックのスタッフに定期的に生産現場の様子を見に来ても

らったり、販売について支援してもらったりしたことも効果的だったと思います。干物を見る目が養われ、高品質の干物を作ることができるようになったおかげで、ほかの干物よりも少し高い金額で売れるようになりました。この事業は、漁村の女性たちの生活向上にとっても役立っています。」と答えています。

現地パルシック事務所で働く30代女性のスリランカ人スタッフ、アネシャさんは、今回のプロジェクトについてこう語ります。「日本の支援によって、干物の生産を始めるためのあらゆる資材や道具が提供され、女性たちが集まって作業をする加工場が建設されたことはとても有意義でした。また、西森さんが常駐し、3年間にわたる長期の事業が実施されたことの意義も大きかったと思います。西森さんをはじめ日本人は時間に正確な上、仕事ぶりが誠実で感心しました。今後も、干物づくりだけでなく、サリーのリサイクル製品の販売などにも協力しながら、引き続き女性たちの生活を支援していきたいと考えています。」

プロジェクトは終了しましたが、その後も女性の生活向上のための支援は続けられています。西森さんは、プロジェクトを振り返ってこう考えています。

「プロジェクトに参加した女性たちが、収入を得られるようになっただけでなく、自信をつけたことで、より積極的に行動できるようになった姿を目にしたたり、その様子を見ても聞くと、この事業の成果を実感します。私自身、内戦の影響を受けた地域で暮らし、働くことは初めての経験でしたが、これまでいかに平和で自由な世界を当たり前に思っていたのかを思い知らされました。スリランカ北部では、単に欲しい物が手に入らないというだけではなく、女性の言論や生き方も制限されています。そんな中で、自ら働き、収入を得て、生きていく術を身に付け始めた女性たちの姿にはたくましさを感じます。そして、こうした困難な場所に生きる女性たちにも日本のODAを通じて支援が届いていることを多くの人に知ってもらいたいです。先進国のように社会福祉制度が整っていない国では、日本や他の先進国からの支援が彼らの生活を支えている例が数多くあります。そうした海外の状況にも関心を持っていただき、NGOなどの市民活動にも参加していただけたらと思います。」

※1 国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした協力活動を、JICAが政府開発援助(ODA)の一環として、促進し助長することを目的に実施する事業。

※2 カースト制度の下で漁業従事者とみなされている人々。



乾燥魚を作る寡婦の女性たち。木箱などの資材は日本側が提供した(写真:西森光子/パルシック)

(6) 雇用、社会保障

「労働」、すなわち「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くことによる所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。しかし、2013年、世界の失業者は約2億人に達しており^(注26)、厳しい雇用情勢が続いています。こうした状況の中で安定した雇用を生み出し、貧困削減につなげていくためには、社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備え

●雇用

日本は、開発協力において重要課題としている貧困削減に対するアプローチの一つとして、雇用創出を挙げています。日本は、この考えに基づき、職業訓練を通じて求職者の生計能力の向上を図るための支援を行うとともに、「ディーセント・ワーク」の実現に向け、雇用保険制度の構築支援や労働安全衛生の取組支援など社会的保護の拡充等についての支援を行っています。

●障害者支援

日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などをODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

また、開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海外協力隊の派遣などの幅

とともに、一つの国を越えて地域レベルで、「ディーセント・ワーク (Decent Work、働きがいのある人間らしい仕事)」^(注27)を実現することが急務です。

また、若者や女性など、社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが、社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことも重要です。

また、フィリピンにおける台風被害のような自然災害に対応するための雇用創出事業や、アフリカにおける紛争地域への人道支援の実施のため、日本は、国際労働機関 (ILO) ^(注28) に対して任意の資金拠出を行うなど、国際機関を通じた活動にも積極的に関与しており、世界の労働問題の解決のために大きな役割を果たしています。

広い技術協力も行っているところです。

2014年1月には、日本は障害者権利条約を批准しました。同条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしています (第32条)。日本は、今後もODA等を通じて、途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。



エルサルバドル東部に位置するサンミゲル県の東部統合リハビリテーションセンターで脳性まひの子どもにセラピーを実施する西田尚シニア海外ボランティア (写真: エルネスト・マンサノ/JICA)

注26 (出典) ILO “Global Employment Trends 2014”

注27 「ディーセント・ワーク」という言葉は、1999年にILO総会において初めて用いられたもの。

注28 国際労働機関 ILO: International Labour Organization

リビア

リハビリテーション技術研修等
国別研修(本邦研修)(2012年9月~実施中)

リビアでは、大規模な民主化運動、武力闘争を経て、2011年に新政府が樹立しました。それから約3年が経ち、国の復興が進められる中、内戦で負傷した多くのリビア人に対し治療やリハビリを行い、彼らが早期に社会復帰できるよう後押しすることが差し迫った課題となっています。しかしながら、理学療法や義肢装具製作に携わる人材が少なく、その知識や技術レベルも数十年前に国外で研修を受けただけ、というように医療・社会保障分野の人材が「量」と「質」の両面で不足しています。まず、この状況を改善する必要があります。

日本は、2012年からリビアの医療・社会保障分野の人材育成を支援するため、リビア社会省、保健省やリハビリテーションセンターの職員たちを招聘し、日本のリハビリテーション分野での取組や義肢製作技術を学ぶ研修を実施しています。義肢とは、外傷や疾病等で、手や足を失った人が装着する人工の手足(義手・義足)のことです。採寸・採型から利用者一人ひとりに合った義肢を製作、調整するには専門的な知識・技能が求められます。

2012年9月には、義肢リハビリテーション・マネジメント研修が行われ、社会大臣を含む13名の参加者は義肢に関する法律・政策、構造、人材育成システム、サービス提供などに対する理解を深めました。また、2013年10月および2014年1月に、計12名の医療従事者を招聘し、リハビリテーション技術(医師・理学療法士)研修を実施しました。2013年11月には、リビア人義肢装具士4名に対し、義肢や装具の製作技術の研修を実施するとともに、義肢装具の技術をリビア国内で普及させるために必要な研修機材を供与しました。(2014年8月時点)



義肢装具の製作技術を学ぶ研修生(写真: JICA)



キルギスの小児科リハビリ室で、歩行訓練を行う青年海外協力隊(理学療法士・作業療法士)の野口俊一さん(小児リハビリ専門)(写真: 鈴木革 / JICA)

2. 持続的成長

(1) 経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層の人々に直接役に立つ貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済の持続的な成長が不可欠です。その

ためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ(経済社会基盤)の整備が重要となります。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材を育成しています。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術 (ICT) な

どを整備することです。また、教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。



タンザニアのニューバガモヨ道路拡幅工事で、地元労働者を指導する日本人技師(写真:久野武志/JICA)



モンゴルの首都ウランバートルにおいて実施されている新国際空港の滑走路建設現場(写真:脇坂豊/JICAモンゴル事務所)



タイ・バンコク中心部のチットロム変電所とバンカピ変電所をつなぐ地中送電ケーブル。既存のケーブルは損傷や老朽化が著しく、維持管理が困難となったため、日本の支援により両変電所間に地中送電用トンネルの建設と、新規送電ケーブル2回線の敷設をしている(写真:久野真一/JICA)

モンゴル

都市開発実施能力向上プロジェクト
技術協カプロジェクト(2010年6月～2013年5月)

モンゴルの首都ウランバートル市では、地方から遊牧民が流入し、1998年に65万人だった人口は、2007年に100万人を突破し、2012年には131万人まで増加。全人口の約40%が集中しています。同市は盆地状の形状をしており、流入した遊牧民は都市のインフラが整備されていない山の斜面に、「ゲル」と呼ばれる移動式住居を建てて生活をするため、都市が無秩序に拡大しつつあります。同市の人口の6割が居住しているといわれる、「ゲル地区」には、集約的な暖房設備であるセントラルヒーティング^{※1}がなく、暖炉用に石炭を使うため、大気汚染などの環境問題も深刻になっています。

ウランバートル市が持続的に発展していくためには、人口増加を踏まえた都市計画の策定とインフラの整備が急がれます。こうした背景から、日本は2007年からウランバートルの都市開発マスタープランの策定に協力しました。そして、このマスタープランの実施を支援するため、引き続き、2010年から2013年まで都市開発実施能力向上プロジェクトを実施しました。

このプロジェクトでは、合計14名の専門家を派遣し、土地利用の規制など都市計画に関連する法制度の整備を支援しています。その成果の一つである都市再開発法案はモンゴル国会において法制化に向けた審議が行われています。ほかにも、都市整備・開発事業の実施に必要な行政能力の強化を支援しています。



近代的な街並みと斜面沿いに広がるゲル地区(写真: JICA)

また、モンゴルでは、気候が似ている北海道の寒冷地技術^{※2}への関心が高いことから、旭川市の協力を得て専門家を派遣したほか、モンゴル人専門家が日本における研修で北海道を視察しました。近年では、札幌市との間でも寒冷地都市開発分野での技術交流が行われています。

このようにモンゴルでは、都市開発マスタープランに基づくインフラ整備が進められており、都市交通システム、都市基礎インフラの整備などに日本の技術や知見が活用されています。

※1 火力発電所からの温水を供給する暖房システム。ウランバートル市内では一般的。

※2 高気密・高断熱の建物建築や道路の凍結防止など寒冷地特有の技術。



無秩序に広がるゲル地区(写真: JICA)

ガーナ

クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト
開発計画調査型技術協力(2011年12月～2013年9月)

ガーナ第二の都市で、約191万人が居住するクマシ市は、農業や農産物加工業、木材、鉱物資源等の集積地として地域経済を支えるとともに、周辺の内陸国であるブルキナファソやマリ、ニジェールへつながる国際物流網の経由地として重要な機能を果たしています。ところが、近年、周辺都市を含むクマシ都市圏では、急速に人口が増加したため、中心市街地での交通渋滞が著しく、市街地がほぼ無計画に拡大してしまい、公共サービスが行き届かないなど、都市環境が悪化しつつあります。増加する人口に道路ネットワーク、上下水道システム、廃棄物処理等の都市インフラの整備が追いつかないのです。

問題は、同地域に市レベルより一段階上の地域レベルでの行政的枠組みや広域の都市計画が存在しないことです。クマシ都市圏には、ガーナおよび地域全体の物流の要衝^{ようしゅう}として持続的な成長と開発を目指す上で、必要な、中長期的かつ包括的な戦略計画が求められていました。

このような状況を受け、日本は、都市計画、交通、上下水道、電力、経済開発等、幅広い分野の専門家16名を派遣し、社会開発と経済開発との調和のとれたクマシ都市圏整備、総合都市開発マスタープランの策定と、技術移転を通じた環境・科学・技術省都市計画局の計画推進能力の向上を支援しました。



2013年6月、開発計画の内容を国のハイレベルの要人にまで説明するために開催した国家ハイレベル会合の様子(写真: JICA)



の技術、世界へ—— 3

独自の工法で 交通渋滞を回避

～インドネシアの下水管路建設における技術革新を提案～



機体に、サメをモチーフにしたイラストが描かれた掘進機 (写真：(株)イセキ開発工機)

中国、インド、アメリカに次ぐ世界第4位の人口(約2億4,700万人)を誇るインドネシアは、人口約960万人の首都ジャカルタを中心に急速な発展を遂げていますが、下水道や電力・通信などのインフラはまだ十分に整備されていません。中でも下水道の普及率は2%と、アジア諸国の中でも極めて低い水準にとどまっています。地下のインフラ整備が進まない要因の一つが、都市部の交通渋滞です。自動車やオートバイの利用者が年々増加する一方、道路の数が追いつかず慢性的な渋滞を引き起こしています。

渋滞を悪化させないためにも、工事中の道路の使用区域が少ない効率的な地下工事が求められていましたが、そこで名乗りを上げたのが、掘進機および周辺機器メーカー、(株)イセキ開発工機(東京・赤坂)でした。同社は、長距離やカーブの掘進に対応する独自の掘進機と推進工法によって、海外でも豊富な納入実績を持っています。

「通常、地下に水道管などの管路を掘る場合、開削工法と推進工法の二つの方法があります。管路の長さの分だけ土を掘る開削工法は、工事中ずっと道路を通行止めにするため渋滞の原因にもなり、土の埋戻しも大がかりになります。一方、推進工法は地上に2か所穴を開けて掘進機を地下に入れて掘り進めるだけなので、渋滞も開削工法と比べて大幅に抑えることができます。川や鉄道の下の掘進も可能で、大量の土を掘らずに済むため、廃棄物になる残土や騒音も最小限で済みます。日本の都市部では一般的なこの工法が、ジャカルタのような渋滞の激しい都市でも有効ではないかと考え、我々の開発した機械と技術を提案しました。」と(株)イセキ開発工機・国際部の脇田智晴さんは語ります。

今回、中小企業の海外展開を支援するための、JICAの「普及・実証事業」*1に採用され、ジャカルタでの「下水管路建設における推進工法技術の普及・実証事業」を2013年9月に開始しました。相手国の実施機関はジャカルタ特別州政



操作盤の前で、現地のオペレーターを指導する日本人技術者 (写真：(株)イセキ開発工機)

府とジャカルタ特別州下水道公社。総延長1,600mの下水管路建設のうち、イセキはその一部の300mをデモ施工として、地元施工業者に掘進を指導する形で請け負うことになりました。「インドネシアの公共事業にこの工法を積極的に採用してもらうためには、実際に機材を導入し、効果を明らかにした上での普及・広報活動が必要だと考え、今回の事業に応募しました。我々のような民間企業が相手国の州政府と仕事ができるのは、日本政府の支援を得ている事業だという後ろ盾があつてのことです。」

推進工法の技術自体はジャカルタにもありますが、一度に100m程度の短距離しか掘進できないため、工期が長引くなどの問題がありました。イセキの製品・技術は一気に300～400mの長距離を掘進することが可能なため、作業も迅速です。ところが、現地では予想外に工事が遅れ、2014年6月までという当初の普及・実証事業の実施期間を2015年3月末までに延長しなければならなくなったそうです。

「日本では当たり前なのが、なかなか思うようにいきません。たとえば、施工業者に発電機を持ってきてほしいと頼んでもなかなか持ってきてくれなかったり、持ってきたかと思えば壊れていたり。海外で工事を進めることがどんなにたいへんかを思い知らされました。」

今回、機械はイセキからJICAが買い取り、実証事業の間はJICAが同社にこの機械を無償貸与する形になっています。ですから、ともすれば開発途上国では不安材料ともなる、相手国の支払い遅延の心配もありません。実証事業が終われば、イセキの機械はJICAから州政府のものとなり、今後の工事に活用される予定です。

もともと慢性的な渋滞に悩まされているジャカルタでは、こうした工事工法の改善により少しでも渋滞を避けられれば、人々の生活面での助けとなるばかりでなく、経済上の大きな損失を未然に防ぐことにもなります。日本の先進的な製品・技術がインドネシアの地下インフラ整備に貢献し、人々の生活の向上と経済発展に役立つとうとしています。

*1 中小企業などからの提案に基づき、製品・技術に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。事業の上限金額は1億円、協力期間は1～3年程度。

カンボジア

プノンペン都総合交通計画プロジェクト
開発計画調査型技術協力(2012年3月1日~実施中)

人口約135万人を抱えるカンボジアの首都プノンペンでは、近年の経済発展を背景に登録車両台数が増加し続けています。プノンペンの主要な通路の一つである環状271号線の2011年の交通量は2000年に比べて9.1倍となるなど、交通渋滞と交通事故発生率は悪化の一途をたどっています。

2000年代から日本はカンボジアに対し、市街地の道路整備や公共交通(バス)導入計画などを骨子とする総合都市交通マスタープランの策定や、市内の道路・橋梁整備、信号設置などを含む交差点改良に関する支援を行ってきました。しかし、公共バスの導入は未だ実現しておらず、拡大した都市圏からの車両の流入が増える中、有効な手立てを打つことができていません。

このような背景から、日本は、プノンペンの新たな交通事情に基づく需要予測を盛り込んだ総合都市交通マスタープランの更新と優先プロジェクトの提案のための技術協力を行っています。このマスタープランの策定に当たっては、4.3万人を対象とした大がかりな交通調査を実施し、交通需要モデルを検討しました。また、初の公共交通導入の試みとして公共バスを1か月間運行する社会実験を実施し、地元関係者や国外からも高い関心を集めました。さらに、プノンペンが主体的に取り組めるよう、都市交通政策担当者への技術移転や能力向上も図りました。



2014年2月に実施した公共バス社会実験。プノンペン初の公共交通導入の試みについて地元・国外からも関心を集めた(写真: JICA調査団)

更新される総合都市交通マスタープランは、安全性や快適性に加え、都市における環境の調和といった視点も取り入れています。それには、都市鉄道やLRT (Light Rail Transit) *1による公共交通インフラの整備などの中長期的な方策から、市内の駐車管理、信号交差点の交通管理の強化など、近い将来に取り組むべき行動計画(アクションプラン)も盛り込まれています。(2014年8月時点)

*1 低床式車両の活用や軌道・電停の改良により乗降が容易で、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を持つ次世代の軌道系交通システム。
(国土交通省HPより http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/lrt/lrt_index.html#2)



2013年8月に開催したステークホルダー会合での関係機関、市民、有識者らとの議論(写真: JICAカンボジア事務所)

ケニア

ナイロビ都市開発マスタープラン策定プロジェクト
技術協カプロジェクト(2012年11月~2014年8月)

2030年までに中所得国になることを目指すケニアの首都ナイロビ市は、経済規模のみならず、政治的、社会的にも非常に重要な位置を占めています。しかし、ナイロビ市では、包括的な都市計画が1973年からおよそ40年間も更新されておらず、都市開発の方向性が定まっていませんでした。

1980年には80万人であったナイロビ市首都圏の人口は、その30年後の2009年には310万人となり、さらに2030年には520万人にまで増加すると見込まれています。こうした人口の急増に伴う交通渋滞やスラムの拡大、環境悪化などの問題は長年放置され、経済活動や住民生活に著しく支障を来すほど深刻になっています。今後の発展には、交通網、居住環境、廃棄物処理、そして給水などの整備を含む様々なセクターにまたがる整合性のある都市計画を策定することが必要となります。

このプロジェクトでは、同市における2030年を目標とした都市開発マスタープランの策定を支援しました。総勢18名のコンサルタントを派遣して、都市計画、土地利用計画、道路・都市交通、環境管理、産業振興、電力計画、上下水道排水計画、人材育成など多岐にわたる分野で、日本の技術と経験を活かした支援を実施しました。たとえば、交通実態調査を行い、その結果をもとに将来の交通需要予測を行い、ナイロビ市の都市計画に反映しています。日本が支援して策定されたマスタープランが、2030年を目標としたナイロビ市の開発に役立つものとなり、第4次ナイロビ市都市開発計画として政府により承認されることが期待されます。



ナイロビ市役所から市内のビジネス街を望む(写真: JICAプロジェクトチーム)

(2) 情報通信技術 (ICT)

情報通信技術 (ICT)*の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決にも貢献します。ICTの活用は、政府による情報公開を促進

し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、便利さとサービスの向上を通じた市民社会の強化にとってICTは非常に重要です。

< 日本の取組 >

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。

具体的には、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union)*と協力して、日本は開発途上国に対して電気通信分野における様々な開発支援を行っています。2013年2月には、世界共通の課題である医療分野の課題解決に役立てるため、ICTを活用したe-Healthを開発途上国に普及していくためのワークショップ(参加型の講習会)等を国内の情報通信企業との連携の下、日本(東京)で開催しました。また、2014年10月から11月に韓国の釜山で開催されたITU全権委員会において、エボラ出血熱の撲滅のた

めのICT利用について、新たな決議が採択されました。日本はこれに賛同し、ITUが実施する取組を支援することを表明しました。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体 (APT: Asia Pacific Telecommunity)*が、2014年9月にブルネイで開催されたAPT大臣級会合において、アジア・太平洋地域における「スマートデジタルエコノミー」の創造に向けて今後加盟国およびAPTが協力して取り組んでいくための共同声明を採択するなど、地域的政策調整役として、アジア・太平洋地域における電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本はICTの格差解消や開発途上国が抱える防災・医療等の社会的課題を解決するため、APTを通じたICT分野の研修やICT技術者／研究者交流等の人材育成支援を行っています。



マレーシア・マラッカにあるモンフォート青少年センターでコンピュータの基礎やインターネットの接続などを指導する青年海外協力隊員の中山天志さん(写真: 安田菜津紀(スタジオアフタモード) / JICA)



2014年9月、中米での本格放送開始後、初となる「地デジ (ISDB-T) フォーラム in Costa Rica」を開催 (写真: 総務省)

2014年6月には、防災と通信に関し、緊急通信や警報システムの有効性や活用等について知識や経験を共有し、今後の課題や取組について意見交換などを行うワークショップを東京で開催しました。

また、2015年のASEAN共同体実現に向けて、ASEAN各国の連結性強化が求められており、ICTは連結性強化の重要な柱の一つとして位置付けられています。ASEANにおいては、2011年1月に「ASEAN ICTマスタープラン」が策定され、同年11月には日・ASEAN首脳会議で採択された共同宣言(バリ宣言)に「ASEANスマートネットワーク構想」等のICT分野における協力の強化が盛り込まれました。日本はODAも活用してミャンマーのICTインフラ整備を支援するなど、情報通信分野における協力を進めているところです。

さらにASEANとは、特に近年各国の関心が高まっ

ているサイバー攻撃を取り巻く問題について、2013年9月に、日・ASEANサイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議が日本(東京)で開催されました。

あわせて、日本の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式(ISDB-T)*の海外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-Tは、2014年5月現在、中南米、アジア、アフリカ各地域において普及が進み、計16か国で採用されるに至っており、ISDB-T採用国^(注29)への支援の一環として、2009年度から現在までフィリピン、エクアドル、コスタリカなど8か国に専門家を派遣し、技術移転を実施しています。さらに、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施し、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。

用語解説

情報通信技術

(ICT: Information and Communication Technology)

コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

国際電気通信連合

(ITU: International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関(本部: スイス・ジュネーブ。193か国が加盟)。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電話、インターネット等の電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施。

アジア・太平洋電気通信共同体

(APT: Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関。同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を実施。

地上デジタル放送日本方式

(ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting - Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式。緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信およびデータ放送等の機能により、災害対策面および多様なサービス実現といった優位性を持つ。

注29 ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、モルディブ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、スリランカの16か国(2014年5月時点)



ITを活用した情報配信システムで都市部の交通渋滞を緩和

～京都のベンチャー企業によるインド・グジャラート州での試み～



道路の渋滞情報や推奨ルートが表示された交通情報板 (写真: (株)ゼロ・サム)

約12億の人口を有し、急速な経済成長を遂げているインド。その一方、電力や鉄道、道路などのインフラ不足が問題になっています。とりわけ都市部では人口流入による交通渋滞が年々深刻化。政府は年間7,000kmの道路整備目標を掲げるなど、ハード面での対応に力を入れています。急速な自動車の増加に追いついていないのが現実です。人口が密集する都市部では、土地利用に制約があるため、道路整備のみで渋滞解消を実現するには限界があります。ハード面の整備だけでなく、交通の流れを効率的にコントロールする渋滞解消システムの確立が求められています。

そんなインドの交通事情に対して、ITを活用した交通渋滞情報配信システムを構築しようとしているのが、京都を拠点とする(株)ゼロ・サムです。2004年に設立され、主に日本国内向けに携帯電話向けのシステムやコンテンツの開発・配信を手掛けてきた同社は、インドでのビジネス展開を目的に、2007年にゼロ・サム・インディアという子会社をインドに設立しました。

「現地の携帯電話利用者数の急激な増加を目の当たりにして、このマーケットは巨大なものになると確信しました。インドの現地のニーズと日本の技術力を組み合わせたシステムやコンテンツを作ろうと考えたのです。」と代表のまきもち菊池さんは語ります。ちなみに、ゼロ・サム・インディアを設立した当時、インドの携帯電話利用者は5,000～6,000万人でしたが、2014年には約9億人にまで達しています。インドの携帯電話関連マーケットが驚くべき勢いで拡大しているのが分かります。

子会社設立をきっかけにインドを頻繁に訪れるようになった菊池さんは、都市部のすさまじい交通渋滞に驚きました。渋滞が原因で自社のビジネスはもとより、インド経済にも支障が出ていると感じ、日本の技術力で渋滞解消システムを作れないかと考えるようになりました。もともと日本国内で



今回の事業で市内4か所に設置された情報板の一つ (写真: (株)ゼロ・サム)

カーナビゲーションのシステム開発にかかわっていたこともあり、インド西部・グジャラート州の最大都市アーメダバード市で交通渋滞解消を目的としたJICAの「普及・実証事業」^{※1}を2013年11月にスタートさせました。相手国協力機関は、アーメダバード市政府とグジャラート州の交通警察です。

渋滞解消のためのシステムとは、まず道路上に設置したセンサーやタクシーに搭載されているGPS^{※2}、携帯端末のナビゲーション機能によって道路を走る車の台数や速度などのデータを集めて渋滞情報を生成、それを道路上の交通情報板や携帯電話にモバイル通信を使って配信していくというもの。ドライバーにどの道路が渋滞しているのかを示し、ほかの道路の利用を促すことで、効率的な運行と渋滞の緩和を促進します。

「道路に設置する交通情報板の設計・開発は日本で行い、生産はコストが安い中国で行いました。品質管理は厳しくしています。ネックとなったのが、現地の気温です。グジャラート州は気温が50度近くになる日も少なくないため、従来の設計では暑さで情報板が動かなくなってしまうのです。何度も試行錯誤を繰り返し、空冷ファンを4倍にするなどの工夫によって暑さに耐え得る設計にしました。インドでは、『日本製のエアコンは気温が高くなっても止まらないが、他国の安価なエアコンは止まってしまう』という話をよく耳にしました。日本の技術に対する信頼性がとても高いのです。我々もそのイメージを守らないといけないと思い、品質にはこだわりました。」と菊池さん。

今回の普及・実証事業には、既にグジャラート州の第2、第3の都市、あるいは他の州からも強い関心が寄せられていると菊池さんはいいます。「新たに道路を作れない地域でも、既存のインフラを最大限に活かして渋滞を緩和できるシステムとして注目されています。同じように渋滞に悩まされているほかの地域でもうまくいくはず。交通渋滞で失われるものは小さくありません。経済効率の低下も招きます。我々の技術力がその緩和に役立てるとしたらとてもうれしいですね。」

※1 中小企業などからの提案に基づき、製品・技術に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。事業の上限金額は1億円、協力期間は1～3年程度。

※2 Global Positioning System

(3) 貿易・投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的な成長のためには、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となります。産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が不可欠です。しかし、数々の課題を抱える開発途上国で

は、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

< 日本の取組 >

日本は、ODAやその他の政府資金(OOF)*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2001年にスタートした「世界貿易機関(WTO)^{注30)}ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」*においても、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度(GSP)^{注31)}を導入しており、特に後発開発途上国(LDCs)*に対しては無税無枠措置*をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構(OECD)^{注32)}をはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助(AfT)」*に関する議論が活発になっています。日本は、貿易関連プロジェクトへの



セネガル・ダカールの港を見渡す(写真:小辻洋介)

注30 世界貿易機関 WTO: World Trade Organization

注31 一般特恵関税制度 GSP: Generalized System of Preferences

開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特恵税率)を適用する制度

注32 経済協力開発機構 OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development

支援などを柱とした「開発イニシアティブ」*という独自の貢献策を2006年以降、2度にわたって実行し、多くの国から高い評価を得ています。具体的な取組としては、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与や、税関職員、知的財産権の専門家の教育など貿易関連分野における技術協力が挙げられます。

さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

ほかにも、日本は、アジア地域における輸出によって経済成長に貢献した開発協力の成功事例を研究する「貿易のための援助」アジア・太平洋地域専門家会合に積極的に取り組んでいます。2013年7月のWTO第

4回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合では「バリューチェーンへの統合」がテーマとなりましたが、日本の開発協力が東アジアの国際生産・流通ネットワーク構築の一助となり、地域の経済成長に貢献した事例を、同専門家会合の議論の成果として紹介し、参加国から好評を得ました。さらに、経済産業省の技術協力として、現地の大学等と連携した企業文化講座、ジョブフェアなどにより産業人材育成・雇用促進とともに高度人材確保など、日系企業の海外展開にも資する支援に取り組んでいます。

2013年12月の第9回WTO閣僚会議で成立した「バリ合意」*には、貿易円滑化分野も含まれており、「貿易円滑化協定」*の早期発効・実施が望まれます。日本は貿易円滑化分野における途上国支援に以前から取り組んできており、今後も日本の知見を活用し、積極的に支援に取り組んでいきます。



マラウイの一村一品ショップ内で売られている商品 (写真: 今村健志朗 / JICA)

用語解説

● その他の政府資金 (OOF: Other Official Flows)

政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

● ドーハ・ラウンド交渉 (ドーハ開発アジェンダ)

WTO加盟国が多国間で、鉱工業品、農林水産品の関税の削減・撤廃、サービス分野の規制緩和など幅広い分野について、貿易の自由化を目指すための交渉。貿易を通じた途上国の開発も課題の一つ。2013年12月に開催されたWTO第9回閣僚会議においても、後発開発途上国 (LDCs) の輸出を促進するための原産地規則ガイドライン、サービス輸出に関する優遇措置の具体化等について合意している。

● 後発開発途上国

(LDCs: Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々。2008～2010年の1人当たり国民総所得 (GNI) 平均992ドル以下などの基準を満たした国。2013年3月現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ34か国、中南米1か国、大洋州5か国の49か国。(256ページ参照)

● 無税無枠措置

後発開発途上国 (LDCs) からの製品に対して、関税や数量制限などの障壁をなくした先進国による措置。日本は、これまで対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%が無税無枠での輸入が可能となっている。(2013年7月時点)

経済連携協定**(EPA: Economic Partnership Agreement)**

特定の国、または地域との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、経済成長につながることを期待される。

貿易のための援助(AfT: Aid for Trade)

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

開発イニシアティブ

貿易を通じて開発途上国の持続的な開発を支援するための総合的な施策であり、日本として、2006年から2008年の3年間に累計約176億ドル、2009年から2011年の3年間に累計約233億ドルの支援を実施している。途上国が自由貿易体制から恩恵を得るためには、貿易の自由化だけでなく、①生産(競争力のある製品を生産する能力の向上)、②流通・販売(流通インフラを含む国内外の物流体制の整備)、③購入(市場の開拓)という3つの要素が必要である。これら3つの要素に、「知識・技術」、「資金」、「人」、「制度」といった手段での支援を組み合わせ、途上国における生産者、労働者と先進国、途上国の消費者を結び付ける総合的な支援の実施を目指している。

一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援する取組。

パリ合意

2013年12月の第9回WTO閣僚会議(於：パリ)で成立したドーハ・ラウンド交渉の部分合意。2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉は新興国と先進国との対立などにより膠着状態が続いていたが、これを打開するために部分的な合意の積み上げなど新たなアプローチが探求されていた。主として①貿易円滑化、②農業の一部、③開発の3分野から成り、また、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題(農業、鉱工業品、サービス等)については、2014年末までに作業計画を策定することとされた(作業計画についてはその後、WTO一般理事会特別会合にて、2015年7月までの期限の延長が決定された)。

貿易円滑化協定

貿易の促進を目的として通関手続きの簡素化・透明性向上等を規定するもの。2014年11月のWTO一般理事会特別会合にて、同協定をWTO協定の一部とするための議定書が採択された。この協定が締結されればWTO設立(1995年)以来、初の全加盟国による多国間協定となる。この締結により年間約1兆ドルのGDP拡大効果があるとの試算もある。

**西アフリカ
経済通貨同盟
(UEMOA)**
**UEMOA 貿易円滑化のための税関政策アドバイザー
UEMOA 貿易円滑化のための税関業務能力向上
個別専門家(2012年10月～実施中)**

西アフリカ経済通貨同盟(UEMOA)^{*1}は、西アフリカの8か国(ギニアビサウ、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マリ)が加盟する地域機関です。UEMOAでは、通貨・貿易・関税制度などを共通にして、域内における貿易を円滑にしていくことで、大きな地域共通市場を形成することを目指しています。

UEMOAの加盟国それぞれの人口規模は決して大きくありませんが、一つの地域として見た場合、1億人規模の魅力的な市場です。しかし、道路輸送に頼っている地域内の物流は、国境での通関手続きが非効率的なために輸送コストが割高となって、域内における貿易活性化を妨げる要因の一つとなっています。

これを解決するため、UEMOAでは、ワンストップ・ボーダー・ポスト(OSBP)^{*2}の導入をはじめとして通関手続きの調和を図り、簡素化に努めています。税関における適正な徴税、密輸の防止などの取組を通じて、域内経済の活発化に努め、加盟国の競争力を高めていこうとしています。

こうしたニーズに応え、日本はUEMOAに税関の専門家2名を派遣し、域内の国際回廊^{*3}や税関手続きが持つ課題(OSBPの運営と推進を含む)に対し、分析や提言を行っています。また、域内の貿易円滑化を目指した戦略づくりに対してアドバイスをを行うことで、共通市場の実現に向けた努力を後押ししています。

一方、日本企業にとって、フランス語圏である西アフリカはアフリカの中でも情報が少ない地域です。日本は、派遣した専門家からJICAを通じて域内の関税制度についての情報を提供するなど、さらに多くの日本企業がUEMOA域内に進出できるよう支援しています。(2014年8月時点)

^{*1} UEMOA: Union Economique et Monétaire Ouest Africane、UEMOA各国はいずれもフランス語圏。

^{*2} 国境を接する二つの国が、陸路における出国・入国手続きや税関検査等を共同で一度に行うことにより、国境手続きも効率的にするための仕組み。

^{*3} 国境を越えてヒトとモノが活発に移動できるようにする、国際港湾と内陸国を結ぶ道路や橋梁等の運輸インフラ。中でも、港湾、道路、電力、水などハードインフラや、OSBP運営改善などのソフトインフラ支援などはその代表例。



2013年6月、ブルキナファソの首都ワガドゥグで開催された、第1回日UEMOA税関協力ハイレベル会合の参加者(写真: JICA)

将来を担う人材を育てる 日本式経営やビジネス手法

～ミャンマー日本人材開発センタープロジェクト～



ミャンマー日本人材開発センターで、「ビジネスプラン」科目でのグループでの作業を指導する日本人講師
(写真：ミャンマー日本人材開発センター)

人材の育成は、どの国でも経済発展の要となる重要課題の一つです。2011年の新政権発足以降、民主化と市場経済化の動きが加速するミャンマーも例外ではなく、経済を支える高度で国際的な経営知識やノウハウを持つ人材の確保・育成が求められています。ミャンマーの関係省庁をはじめ、業界団体や民間教育機関が産業の担い手となるビジネス人材の育成に取り組んでいます。経験豊富な講師や時代に即した教材が十分ではないなど、教育の質的な向上が求められています。

こうした背景から、2013年10月、日本はミャンマーの商業省と商工会議所連盟と協力して、技術協力「ミャンマー日本人材開発センタープロジェクト」を開始しました。それに先立つ8月には、ミャンマー最大の都市・ヤンゴンのミャンマー商工会議所連盟ビル内に「ミャンマー日本人材開発センター(MJC)」を開設しています。27,000社が加盟する商工会議所連盟のビルに入居することで、現地産業界のニーズを的確に把握し、活動に反映できると期待されています。

ヤンゴンには、ビジネスを学べる大学や専門学校はありますが、理論が中心で、実践教育が不足になりがちです。学生や社会人の求めるものを必ずしも満たしているとはいえない状況です。そこでMJCでは、「ビジネスコース」に特化して、人材管理、ナレッジマネジメント、マーケティング、起業家育成、日本式経営・生産管理などの多彩なメニューを揃え、また、ビジネスコンサルタントとしての実務経験や、他の日本センターで教えた経験のある日本人が中心となって講師を務めています。2014年度は400名を超える受講生がビジネスコースに参加し、開設以来、延べ1,100名を超える盛況ぶりです。



「マーケティング」科目の受講生プレゼンテーションを講評する日本人講師
(写真：ミャンマー日本人材開発センター)

受講生には、日本とのビジネスにかかわる企業関係者のほか、日本に関心があり、今後日本とビジネスを行いたいと考えている人もたくさんいます。受講生の一人、ミャンマー茶やコーヒーの販売を手掛ける会社で経営企画に携わるライン・ライン・ウーさんは次のように語ります。

「効率良く、かつ効果的に新規市場に参入する方法を学びたいと思い、『戦略的マーケティング』と『ビジネスプラン・ディベロップメント』の2科目を受講しました。新しい製品やサービスを提供したり、新規の顧客にアプローチするためには新しい事業の戦略立案が必要だということを学びました。これまで家族経営の伝統にのっとり事業を行ってききましたが、戦略的なマーケティングやビジネスプランの考え方を学ぶことで、事業を見直し、成長させるためには何が必要なのかを理解することができました。日本などの海外企業とも積極的に連携していきたいと考えています。」

日本から中古車を輸入して販売している会社で20代の若さながら役員を務めるティ・ミエ・リンさんも、受講生の一人です。「以前、日本の会社について調査をしたとき、経営陣と従業員の間での意思の伝達がとても円滑に行われていることが分かりました。それで日本式経営に興味を持ち、より深く学びたいと思ったのです。受講したことで、事業に着手する前に市場分析をしっかりと行うビジネスプランが必要不可欠だと実感しました。以前は、『とにかく実行』と考えていたので、行き当たりばったりだったなあ、と思います。ミャンマーでは、市場が開放されて間もないこともあり、豊富なビジネスチャンスが手つかずのまま残っていますが、適切な計画を立てて事業を行う企業は多くはありません。今回学んだ日本式経営やビジネスプランの手法を活かして、これから世界に大きく羽ばたこうとしているASEANにおいて自分の事業の幅を広げていきたいと思っています。」と語っています。

MJCは、3年間のプロジェクト終了後も、引き続きミャンマーの産業を担う人材育成を進め、ミャンマーの経済発展に貢献するとともに、日本企業がミャンマーに進出しやすい環境を整えるために機能することが期待されています。ヤンゴン日本人商工会に加盟する日系企業は175社(2014年6月末時点)。3年前に比べ倍増しています。こうした機運の下、人づくりからビジネス交流まで、人・知恵・技術が出会い、これからのミャンマーの発展を豊かに育む場となりつつあります。

(4) 政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに政策の立案・制度の整備や人づくりが重要です。汚職を撲滅し、法・制度を改革し、

行政を効率化・透明化して地方政府の行政能力を向上させるなどの支援が必要です。

< 日本の取組 >

政策立案や制度整備への支援の一環として、日本は法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治（グッドガバナンス）に基づく自助努力による国の発展の基礎となるものです。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュなどの国を中心として日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えるものです。

さらに、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種の制度整備や組織強化のための支援、民主的な選挙を実施するための支援、市民社会の強化、女性の地位向上のた

めの支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上も支援しています。

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）^{（注33）}を通じて、刑事司法分野の様々な課題について、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、研修・セミナーを実施しています。UNAFEIの行う研修には、人権上の配慮等に係る女性犯罪者の処遇に関するものも含まれています。

国内治安維持の要となる警察機関^{（かま）}の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行っています。これらを通して、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。



カンボジアの王立司法官学院で行われた裁判官、検察官の卵たちによる模擬裁判の様子
（写真：JICA）

注33 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

ミャンマーでは、2011年に新政府が発足して以来、様々な改革が精力的に進められていますが、法律および司法分野の改革を通じた法の支配の確立は、これらの改革を進める上で不可欠であり、中でも、市場経済化促進と投資環境整備に向けた法律および司法制度の整備は差し迫った課題です。

現行のミャンマー法には、現代の複雑・高度化した市場経済に合致しない内容を含む法律が多く残っているほか、場当たりの法令整備が行われてきた結果、法制度全体が体系化されておらず、法令同士の抵触や重複が見られます。このような問題は、ミャンマーにおける投資やビジネスを検討する際に求められる法制度の透明性や予測可能性を損なっています。

法律の起草に関して、法律を所管する関係省庁に専門スタッフが不足している上、法案起草のための訓練の機会も限られています。法案起草に関する審査・助言などを担当する法務長官府でも、研修プログラムの中に上記の問題点に対応する研修は十分に組み込まれておらず、専門的な知見・ノウハウを得る機会は限られています。

こうした中で、ミャンマーの法律および司法関係機関(法務長官府と最高裁判所)において、時代や社会、国際基準に適した法律を整備し、適切な運用が行えるよう、組織的・人的能力の向上を目的として、この法整備支援プロジェクトを開始しました。

このプロジェクトでは、ミャンマーが直面する経済法などの起草・改正における課題に対応する活動を行いながら、法律の所管省庁の法案作成能力および法務長官府の法案審査・助言能力の向上を図ります。また、より中長期的な観点から、人材育成の基盤整備、法令相互の整合性・体系性、立法の優先順位などを検討し、それにより、将来の自立的、持続的な法令の整備および適切な運用、さらには、法の支配の確立、民主化、経済改革に寄与することを目指していきます。

具体的には、ネーपीドーに3名の長期専門家が常駐し、法務長官府および最高裁判所職員が法案作成や法案審査に当たって必要な視点を養うことができるよう、知的財産法や仲裁法に関するセミナーを開催したり、最高裁判所の新任判事研修で講義を行ったりと、様々な活動を行っています。(2014年8月時点)



ミャンマー最高裁判所による新任判事研修の様子。JICA長期専門家が新任判事向けに刑事法分野に係る講義を実施(写真: JICA)

(5) 文化の保護・振興

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は、国民の誇りであるとともに、観光資源として周辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、開発途上国には、保護・維持の面で危機に晒されている文化遺産も多く存在します。このような文化遺産を

守るための支援は、その国民の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象となる国のみならず国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

< 日本の取組 >

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、開発途上国の文化遺産、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や

日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の支援や日本のコンテンツ普及につながる支援にも力を入れています。

2013年度には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、スポーツ支援を積極的に

行ったほか、文化遺産保全や日本のコンテンツを活用した支援など幅広い分野で支援を実施しました。スポーツ支援としては、17か国に対してスポーツ施設・器材を整備したほか、文化遺産の保全のための支援と



エルサルバドルの首都サンサルバドルにある考古学博物館にて遺物の記録方法について指導を行う青年海外協力隊(考古学)の八木宏明さん(写真:エルネスト・マンサノ/JICA)

して、ヨルダンのペトラ博物館建設やカンボジアのアンコール・ワット西参道保存修復のための機材整備の実施を決定しました。このほか、5か国において、日本のテレビ番組ソフトの提供整備なども行っています。

日本は、国連教育科学文化機関(UNESCO)に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを行っています。特に途上国の人材育成には力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催等により、技術や知識の提供による協力も実施しています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、語り伝えなどの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存、保護体制づくりなどの事業に対し支援しています。

用語解説

文化無償資金協力

開発途上国が文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。

ガーナ

ラボネ高校野球・ソフトボールグラウンド整備計画

草の根文化無償資金協力(2013年2月1日~2014年3月31日)

2014年3月、日本の支援によってガーナ初の本格的な野球場が完成しました。その名も「KOSHIEN(甲子園)GHANA」。ガーナでスポーツといえばサッカーの人气が圧倒的ですが、長年にわたる在留邦人の支援などのかいもあって、野球やソフトボールもしっかりと根付き始めています。白球を投げる、打つ、追うという野球やソフトボールの楽しみが、アフリカの地でも広がりを見せているのです。「ガーナ野球・ソフトボール協会」、ガーナの日系NGO「おはようガーナ基金」、ガーナにおける野球振興を長年支援している日本のNGO「アフリカ野球友の会」などの活動を通して、ガーナの野球人口は年々増加しています。

とはいっても、これまで野球の練習や試合は、整備されていない空き地や学校のグラウンドで行われていました。そこで、今回、「草の根文化無償資金協力」によって、バックネットや土の入れ替えなどにより、野球・ソフトボールのためのグラウンド



ラボネ高校野球・ソフトボールグラウンド完成披露式・開幕試合後の記念写真。みんな素敵な笑顔を見せている(写真:在ガーナ日本大使館)



ラボネ高校野球・ソフトボールグラウンド完成披露式・開幕試合における一コマ。熱戦の様子が伝わってくる(写真樋口陽子)

が整備されました。このグラウンドは、野球を愛する人たちの手作業で整えられていきました。整備の最終段階には、ガーナ野球・ソフトボール協会メンバー、ガーナのベテラン、若手の野球選手や野球少年たちがグラウンドに集まり、日本の大使館有志と共にベースを設置したり、小石を取り除いたり、ローラーをかけたりました。

現地の人々と共に力を合わせて作り上げられた「KOSHIEN」では、今後、ガーナの少年たちが野球・ソフトボールというスポーツを通じて健全な心身を育てていくことが期待されています。ガーナの「KOSHIEN」では、今日もガーナの球児が仲間と一緒に白球を追いかけています。

3. 地球規模課題への取組

(1) 環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議(UNCED^{注34})、地球サミット)、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)^{注35}、そして2012年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されてきています。リオ+20を受け、持続可能な開発目標(SDGs)^{*}の議論等が進められたほか、G8、G20サミットにおいても、環境・気候

変動は繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、首脳間で率直かつ建設的な議論が行われています。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいくべき課題です。地球規模の課題に取り組み、持続可能な社会を構築するため、UNESCO^{ユネスコ}が主導機関となり、「持続可能な開発のための教育(ESD)^{*}」を推進しています。

< 日本の取組 >

● 環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題等を解決するために活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善への支援を進めています。2013年10月9～11日には、熊本県熊本市、水俣市において、「水銀に関する水俣条約」の採択・署名のための外交会議が開催されました。この条約は、水銀が人の健康および環境に及ぼすリスクを低減するため、産出から廃棄まで水銀のライフサイクル全般を包括的に規制するものです。日本は、水俣病の教訓を踏まえ、同様の健康被害や環境汚染が繰り返されてはならないとの強い決意の下、条約交渉に積極的に参加し、また、外交会議のホスト国を務めました。そのほか、途上国における大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理分



インドネシアのロンボク島の村の子どもと若者たちが環境保全のため、高倉式コンポスト講習を実施している(写真:辰巳素子/JICA)

野に対する3年間で20億ドルのODA支援や、水俣から水銀技術や環境再生を世界に発信する「MOYAI イニシアティブ」^{注36}を表明しました。

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべき差し迫った課題です。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^{注37}が2014年10月に公表した最新の第5次統合評価報告書によると、1880～2012年において世界の平均気温は0.85度上昇しているとされています。このような中、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。

2013年11月にポーランド・ワルシャワで開催された国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP^{注38} 19)では、2020年以降の枠組みについて、すべての国に対し、自主的に決定する約束草案のための国内準備を開始し、COP21に十分先立ち、準備のできる国は2015年第1四半期までに約束草案を示すことを招請^{しょうせい}しました。また、ADP^{注39}(強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会)に対

注34 国連環境開発会議 UNCED: United Nations Conference on Environment and Development

注35 持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD: World Summit on Sustainable Development

注36 環境省による資金・技術支援。「もやい」とは、船と船をつなぎとめるもやい網や農村での共同作業のこと。「もやい直し」は、対話や共同による水俣の地域再生の取組。

注37 気候変動に関する政府間パネル IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

注38 条約の締約国会議 COP: Conference of Parties

注39 強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 ADP: Ad-Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action

し、約束草案を示す際に提供する情報をCOP20で特定することを求めることを決定するなど、議論の前進につながる成果が得られ、COP21におけるすべての国が参加する将来枠組みの合意に向けた準備を整えるという日本の目標を達成することができました。

また、日本は、2013年11月に技術で世界に貢献していく「攻めの地球温暖化外交戦略-Actions for Cool Earth、エース(ACE)*」を策定し、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいます。この戦略は、日本として、温室効果ガスの排出量を2050年までに世界全体で半減、先進国全体で80%削減を目指すという目標を掲げ、イノベーション(技術革新)、アプリケーション(技術展開)、パートナーシップ(国際的連携)の3本柱をもって、技術で世界に貢献する、攻めの地球温暖化外交を推進するものです。その一つとして、日本の優れた低炭素技術*などを世界に展開していく二国間オフセット・クレジット制度(JCM)*を推進しています。これは、クリーン開発メカニズム*を補完するものとして、低炭素技術の提供などによって相手国の温室効果ガス削減に貢献し、日本の削減目標の達成に活用する制度です。日本は2013年度末時点で、10か国(モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、およびパラオ)とJCMにかかわる二国間文書に署名し、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、インドネシアとの間で合同委員会

を開催しました。2013年度末までに、延べ244件の実現可能性調査、6件の実証事業を実施しています。また、日本はACEの一環として、途上国の緩和・適応対策^(注40)に対し、ODA、OOF(その他の政府資金)、民間資金を総動員しました。2013年～2015年の3年間で公的資金1兆3,000億円(約130億ドル相当)、官民合わせて1兆6,000億円(約160億ドル相当)の支援を表明しました。

そのほか、日本は、世界での低炭素成長実現に向けて、次のような様々な地域協力を実施しています。2013年5月には、最大の温室効果ガス排出地域である東アジア首脳会議地域での低炭素成長モデルの構築を推進するために、各国の政府・国際機関関係者を集めた「第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を実施し、活発な議論が行われました。この対話では、低炭素成長に貢献する技術に焦点を当てて議論し、①政府と自治体、民間セクターの連携強化、②低炭素成長実現のための適正技術の普及、および③市場メカニズムを含むあらゆる政策ツールを総動員することの重要性について各国は認識を共有しました。また、アフリカとの間では、^{ティカッド}「TICAD横浜宣言2013」の中で低炭素成長・^{きょうじん}気候変動に強靱な開発に関する戦略について言及され、横浜行動計画では本戦略に基づいた支援やJCMの普及・促進を行っていくことが決定されました。

● 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

日本は、持続可能な開発を実現するための教育を重視しており、我が国の提唱により始まった「国連ESDの10年(DES^(注41))」の最終年である2014年11月に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を岡山市および愛知県名古屋市内において開催しました。また、DESの始まった2005年から^{ユネスコ}UNESCOに信託基金を拠出し、全世界を対象として気候変動教育、防災教育、生物多様性教育に関するプロジェクトを実施するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。



名古屋市で開催された「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」における閣僚級会合の様子(写真:文部科学省)

注40 緩和・適応対策とは、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する(緩和)ための対策と既に起こりつつある、あるいは起こり得る影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整する(適応)ための対策。

注41 国連ESDの10年 DESD: Decade of Education for Sustainable Development

持続可能な開発目標

(SDGs: Sustainable Development Goals)

リオ+20で議論され、政府間での交渉プロセスの立ち上げが合意された開発目標。国ごとの能力等を考慮しつつ、すべての国に適用されるもの。2015年より先の国連の開発アジェンダ(ポスト2015年開発アジェンダ)に統合されることとされている。2014年7月にSDGsオープン作業部会が報告書を提出した。

持続可能な開発のための教育

(ESD: Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の担い手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現在の世代のニーズを満たす」ような社会づくりのことを意味しており、これは私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で意識し、行動を変革することが必要であり、このための教育を「持続可能な開発のための教育」という。

攻めの地球温暖化外交戦略(ACE)

2013年1月の日本経済再生本部における安倍総理大臣の指示に基づき、岸田外務大臣が「攻めの地球温暖化外交戦略 - Actions for Cool Earth, エース(ACE)」の策定を同年11月の地球温暖化対策推進本部にて報告した。この戦略は、①気候変動対策への取組を加速化させる革新的技術の開発、②日本の技術の海外展開、③2013年より3年間で官民合わせて合計1兆6,000億円(約160億ドル)の途上国支援の資金コミットメントの3本柱から成る。

低炭素技術

二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出が少ない環境技術。日本はこの分野で優れた技術を有しており、これを活用し、高効率な発電所、持続可能な森林経営、省エネ・再生可能エネルギーの促進・制度整備、廃棄物管理の支援を通じて、温室効果ガスの排出量を削減する取組を行っている。

二国間オフセット・クレジット制度

(JCM: Joint Crediting Mechanism)

温室効果ガス削減につながる技術・製品・システム・サービス・インフラ等の途上国への提供等を通じた、途上国での温室効果ガスの排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標達成に活用する仕組み。

クリーン開発メカニズム

京都議定書によって導入された、各国の温室効果ガス排出削減目標を達成するための手段。途上国での温室効果ガス排出削減量等を、自国の排出削減目標を達成するために利用することのできる制度。

ベトナム

**国家温室効果ガスインベントリー策定能力向上プロジェクト
技術協カプロジェクト(2010年9月~実施中)**

ベトナムは、約3,400kmに及び長い海岸線と広大なデルタ地帯*1を有し、その地理的な特徴から世界の中でも気候変動の影響を受けやすい国の一つとされています。

一方、急速な経済成長により、ベトナムのエネルギー消費は増え続け、温室効果ガス(GHG)*2排出量が増大しています。GHG排出量の増加率は年に11.5%とアジア主要諸国の中でも最上位であり、効果のあるGHG排出削減策の実行が求められます。このような状況に対し、ベトナム政府は経済開発と環境保全の両立、低炭素社会*3の構築を目指して、自らGHGの排出削減に取り組む方針を掲げました。

気候変動対応政策を策定するには、ある一定期間内にGHGがどこからどれくらい排出されたかの基礎データとなる「国家温室効果ガス(GHG)インベントリー」*4の作成が重要です。しかし、ベトナムには一貫して連続的に比較できるデータがないことが課題でした。このプロジェクトでは、このようなデータを正確かつ継続的に収集する手順や、収集したデータの分析管理の能力向上を専門家派遣や研修員受入れなどを通じ支援しています。これらの能力向上がベトナムにおける気候変動対策の政策立案に活用されることを目指しています。

2010年のベトナムの国家GHGインベントリーは、日本から派遣された専門家の支援を得ながらベトナムの天然資源環境省が主体的に作成し、早速、2014年末に国連気候変動枠組条約(UNFCCC)*5に提出する第1回隔年報告書において報告される予定となっています。(2014年8月時点)



プロジェクトの合同調整会議にて、進捗状況を報告するベトナム側の担当者(写真: JICA)

- 1 三角州のこと。河口付近で、枝分かれした2本以上の河川と海で囲まれた三角形に近い形をしている地形。
- 2 Greenhouse gas
- 3 CO₂などの温室効果ガスの排出を抑える社会。
- 4 ある期間内に特定の物質(大気汚染物質や有害化学物質など)がどこからどれくらい排出されたかということを示す一覧表を、排出インベントリーという。温室効果ガスインベントリーはその一種で、二酸化炭素(CO₂)など地球温暖化の原因となるガス(温室効果ガス)の排出量や吸収量を、排出源・吸収源ごとに示すもの(温室効果ガスインベントリオフィスHPより <http://www-gio.nies.go.jp/faq/ans/outfaq1a-j.html>)。
- 5 United Nations Framework Convention on Climate Change

● 生物多様性

近年、人間の活動の範囲・規模・種類の拡大により、生物多様性の喪失が問題になっており、日本は、2010年10月に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を愛知県名古屋市で開催するなど生物多様性の分野を重視しています。たとえば、OECD-DACの統計サイトによると、生物多様性分野に関する日本の国際支援額は2010年が10億8,000万ドル余り、2011年が14億7,600万ドル余りであり、2年連続で世界第1位の座を占めました。2014年10月には、平昌(韓国)にて第12回締約国会議(COP12)が開催され、COP10で採択された愛知目標の中間評価を行い、愛知目標*達成に向けた機運を維持すべく、積極的に貢献しました。

COP12では、途上国向けの生物多様性に関連する国際資金フローを2015年までに(世界全体で、2006-

2010の年間資金の平均から)倍増させ、その水準を2020年まで維持することなどが決定されました。



西表石垣国立公園(写真:環境省)

生物多様性



生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生物の多様性

生態系の多様性



森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること

種間の多様性



動物、植物や、細菌などの、微生物まで、多くの生物種がいること
(地球上の推定生物種:500万~3,000万種)

種内の多様性



乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

(写真:3点とも環境省、アオウミガメとギンガメアジ(パラオ):鍵井靖章、アサリ:ふわ しん)

生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、「生物多様性条約」がつけられました。その目的は①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分です。先進国から途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

用語解説

愛知目標(戦略計画2011-2020)

中長期目標として「2050年までに人と自然の共生の実現」を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施することを掲げ、「少なくとも陸域17%、海域10%が管理され、かつ保全される」など20の個別目標を採択。

2012年3月、ウルグアイのモンテビデオで行われた米州開発銀行(IDB)^{※1}年次総会にて、「中米・カリブ地域における再生可能エネルギー及び省エネルギー分野向け協調融資(CORE^{※2}スキーム)」の実施枠組みが締結されました。これは、中米・カリブ地域の8か国を対象として、IDBとの協調融資により5年間で3億ドル相当の円借款を供与する枠組みです。

その実施枠組みでの第1号案件として、日本政府がIDBとの協調融資により実施するのが、ニカラグアの「持続可能な電化及び再生可能エネルギー促進計画」(供与限度額:14億9,600万円)です。ニカラグアは、火力発電への依存度が約77%と高く、地方農村部の電化率が約30%と極めて低い水準にあります。小水力発電所^{※3}建設などの再生可能エネルギーの開発を通じて、電源を多様化したり、地方の電化を進めることなどは、電力分野での課題であり、この計画がその解決に貢献するものと期待されています。

コスタリカの「グアナカステ地熱開発セクターローン」は、COREスキーム実施枠組みに基づく第2号案件です。2013年11月、日本政府とコスタリカ政府との間で560億8,600万円を限度額とする円借款の交換公文(国と国との約束)が締結されました。これを受け、コスタリカ北西部に位置するグアナカステ県に複数の地熱発電所を建設し、再生可能エネルギーによる電力供給を増強します。この事業を通じて気候変動による影響の緩和を図り、コスタリカの持続的な発展に貢献することができます。

ニカラグアとコスタリカの2案件に加え、さらに多くの支援ができるよう、2014年3月に、ブラジルのコスタド・サウイペで開催されたIDB年次総会にて、日本はIDBと「COREスキーム」を改訂する覚書および実施合意書に署名しました。この新たな合意により、円借款の供与目標額は10億ドルに増額され、対象国も19か国となり、IDBとの協調融資の枠組みが拡大しました。日本は、この枠組みも活用し、中米・カリブ地域における環境に配慮した電力事情改善を、引き続き、支援していきます。

※1 IDB: Inter-American Development Bank

※2 CORE: Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency

※3 一般的な水力発電は、発電所から比較的遠方にダムを建設して、その間の水位差による水圧と流れで、水車(タービン)を回転して発電する。小水力発電も水の流れて水車を回して発電する原理は同じものの、ダムのような大規模な構造物を必要としない点が特長(構造物を作る場合でも規模は小さい)。
(小水力発電情報サイト(環境省)より <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/shg/page02.html>)



コスタリカの「グアナカステ地熱開発セクターローン-ラス・パイラスII」で噴気試験の様子(写真: JICA)

西アフリカのコートジボワールでは、かつて国土の6割を占めていた森林が、開発や過剰な商業伐採、違法伐採などにより急速に減少し、2010年には、国土の約3割までに減少しました。その上、2002年、内戦が国家を二分する状況の下で、多数の国内避難民が森林地域へ侵入し、燃料用等に多くの木々を伐採したことから、森林の荒廃がさらに進みました。

このため日本は、コートジボワールにおいて活動実績のある国際熱帯木材機関(ITTO)^{※1}と協力して、森林の再生に取り組んでいます。この事業には、樹木と農作物を同時に植栽するアグロフォレストリー方式を導入しています。伐採後の荒廃した土地に苗木とともに芋や野菜などを植え、樹木を育成している間も農作物の収穫を通じて地域住民の生計向上を図るというものです。同時に住民参加の苗木生産を行うことで技術の向上を図り、持続可能な森林経営に関して能力強化を支援します。

この事業の実施により、東京ドーム430個分に当たる約2,000ヘクタールの荒廃した森林の修復と再生を目指します。また、同国内の約14万ヘクタールの森林の保全に努め、これ以上の荒廃を抑制します。ほかに、森林修復、再生のための技術や経験が同国の環境・水・森林省や森林開発庁に蓄積されるので、荒廃した森林対策と持続可能な森林経営が全国的に展開されることが期待されています。(2014年8月時点)



荒廃した森林の様子(住民による現地確認)(写真: ITTO)

※1 ITTO: International Tropical Timber Organization

アフリカの湿地を甦らせる 日本の挑戦

～ウガンダで住民が期待する湿地管理プロジェクト～



養殖ケージの中のティラピアを見るオコチェさん
(写真：村松康彦)

「日本のプロジェクトが始まったところから、湿地の環境は着実に改善されています。そのおかげで、対象の地域は天然のティラピアにとって良い産卵地となり、養殖用ケージの周りでは天然の魚の数も増えました。」

東アフリカのウガンダ東部ブケデア県に住むジョーゼフ・オコチェさんは、NGO「ティラピア・パパ」の仲間とともに、近くの湖でティラピアの養殖を行い、環境改善と住民の生計向上に取り組んでいます。ティラピアとは白身の淡水魚、美味で食感も良くウガンダでは人気の魚です。オコチェさんたちは、ティラピアが入ったケージを湖に浮かべるケージ養殖を行っています。

ウガンダでは10年ほど前まで北部を中心とする反政府勢力が侵襲してくるため、隣接地域では多くの住民が避難生活を強いられ、経済は疲弊しました。ブケデア県もそうした地域の一つです。内戦が一段落した後も洪水や干ばつにより、地元住民にとっては困難が続きました。オコチェさんは、奨学金を得て大学で水産学を学びましたが、故郷の惨状を目の当たりにして、自分の学んだ水産を通して再び村をもり立てようと「ティラピア・パパ」の活動に取り組んでいます。湖と隣接する湿地は、多種多様な生物を育み、様々な恩恵をもたらします。地元民にとり、また、外から来る人にとっても、重要な収入源となるのです。

「ブケデア県では、内戦後、湖周辺の耕作や狩猟が増え、湖の環境が大きく変わってしまい、かつては見られなかった植物が繁茂し、魚も捕れないような状況でした。故郷の再生のために何かしなければとの思いから、私たちは環境を保全しながら水産養殖を通じた地域振興を目指しています。」とオコチェさん。

ウガンダは、国土の約13%がこのような湿地に覆われ、およそ7,000もの湿地があるといわれています。ところが近年、無計画な開墾などから、ここ15年の間に国土の約25%



村人に説明する村松専門家(左) (写真：村松康彦)

の湿地が減少したといわれています。ウガンダ政府は、湿地の保全と持続可能な管理を国の重要課題と位置付けているものの、明確な管理計画が策定されておらず、そのため必要なデータも十分に整備されていませんでした。その結果、土壌や水の環境が乱され、湿地に生息する鳥類や魚類などの生育環境が悪化してしまいました。水位の低下や土壌侵食が原因で米の収穫量が減少しているとの報告もあります。

こうした中、科学的に湿地の状態を調査し、湿地に関するデータの整備や管理計画を作成して、湿地の保全と持続可能な利用を推進する目的で、ウガンダ政府は日本に技術協力プロジェクトを要請。これに基づき、JICAは2012年2月からウガンダ東部のナマタラ湿地とブケデア県を含むアウオジャ湿地において湿地管理プロジェクトを実施することになりました。

「初めに、二つの大きな湿地群を対象とした基礎情報の調査・整理を行い、それらを湿地情報データベースの整備に役立てました。さらに調査結果を参考にして、二つの湿地群全体の管理計画の策定を支援しました。現在は、引き続き、地域レベルの湿地管理計画の策定を手伝っており、今後は、選定された地域で保全活動の手助けをしていく予定です。」と湿地管理プロジェクト専門家の村松康彦さん(株)建設技研インターナショナル)。湿地に頼って生きてきたウガンダの人たちは、その保全の重要性を心の底ではよく理解しているといえます。問題は無計画な利用の仕方でした。日本のプロジェクトはそうした状況を改善する重要な一歩になります。

湿地を計画的に保全するとともに、湿地に生息する魚類などの生態系を甦らせることで地域住民の生計手段も確保する。こうした日本の考え方にオコチェさんは共感を寄せています。オコチェさんは、また、日本のプロジェクトにより湿地管理に携わる人材が育つことについても期待しています。「このプロジェクトが終わるころには、湿地に関する知識を持つ人材が育ち、湖をウガンダ人自らの手で管理することができるようになるはず。地域住民も、湖とそこに生息する天然資源の保全のために活動していることでしょう。私たちの地域が自然との調和を築けるように、日本が協力してくれていることにとっても感謝しています。」

湿地の管理には地元住民の協力が不可欠です。多くの恵みをもたらすウガンダの湿地を住民たちの力を借りて甦らせることができるのか、自然環境と人間の共生を図ってきた日本の知恵と経験もまた試されています。

(2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。HIV/エイズと結核に同時に感染する重複感染や、従来の薬が治療効果を持たない多剤耐性・超多剤耐性の結核などの発生で、より深刻さを増していることも大きな問題です。また、新型インフルエンザや結核、マラリアなどの新興・再興感染症*への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた取組を強化することも引き続き国際的な課題です。さらに、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」*には、世界全体で約10億人が感染しており(注42)、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

< 日本の取組 >

● 三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」を通じた支援に力を入れています。グローバルファンドは2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された、三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は同ファンドの生みの親として、2002年の設立時から資金支援を行ってきており、設立から2014年3月末までに約21.6億ドルを拠出しました。同ファンドによる支援により、これまでに救われた命は870万人以上と推計されています。また、支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、日本の二国間支援でも補完できるようにしています。保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「エイズ対



ニカラグアで、「シャーガス病の日」啓発活動のため、子どもたちにシャーガス病予防講座を行っている青年海外協力隊の四宮愛子さん(写真:四宮愛子)

策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、「ストップ結核世界計画2006-2015年」(注43)に基づき、世界保健機関(WHO)(注44)が指定する結核対策を重点的に進める国や、蔓延状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策を促進してきました。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割(2006年の基準で16万人)を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2010年にWHOが「ストップ結核世界計画2011-2015年」として改訂したことに合わせ、2011年に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を改訂し、新たな国際保健政策の下で、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアに

注42 (出典)WHO "Working to overcome the global impact of neglected tropical diseases"
http://whqlibdoc.who.int/publications/2010/9789241564090_eng.pdf

注43 ストップ結核世界計画 Global Plan to Stop TB 2006-2015

注44 世界保健機関 WHO: World Health Organization

については、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金(UNICEF)^{注45)}

との協力による支援を行っています。

●ポリオ

日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在国(ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国)であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲滅を支援しています。パキスタンでは、1996年以降UNICEFと連携した累計100億円を超える支援を行っているほか、2011年8月にはビル&メリнда・ゲイツ財団と連携して、約50億円の円借款を供与しました。この円借款については、新しい方法(ローン・コンバージョン)が採用

されました。一定の目標が達成されるとパキスタン政府の返済すべき債務をゲイツ財団が肩代わりするので、2014年4月には、高いワクチン接種率などの事業成果が確認されたことから、ゲイツ財団がパキスタン政府に代わって、返済を開始しました。さらに、2013年度には、ポリオ常在国のアフガニスタンに対する約11.9億円の支援、パキスタンに対する約3.9億円の支援を行ったほか、非常在国のザンビアについても約2.2億円の支援を行いました。また、ソマリアには2013年度に緊急対策として1.1億円の支援を行いました。

●顧みられない熱帯病(NTDs:Neglected Tropical Diseases)

日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

さらに2013年4月、NTDsを含む開発途上国の感染症に対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund: Global Health Innovative Technology Fund)^{ジーヒット ファンド}を立ち上げました。日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、低価格で効果の高い、治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて開発途上国における感染症の制圧を目指します。

●予防接種

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万~300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。^{注46)} 開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGaviワクチンアライアンス*^{注46)}に対して、日本は2011年に拠出を開始して以来、累計約3,617万ドルの支援を行いまし

た。Gaviは2000年の設立以来の10年間で、2億9,600万人の子どもたちが予防接種を受け、400万人の命が救われたと推計しており、2011年からMDGs達成期限である2015年までにさらに2億4,300万人の子どもたちに予防接種を行い、390万人の命を救うことを目標にしています。

●用語解説

●新興・再興感染症

新興感染症: SARS(重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。

再興感染症: コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

●顧みられない熱帯病

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等を指す。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるにもかかわらず、死亡に至るケースがある。また感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。

●Gaviワクチンアライアンス

(Gavi, the Vaccine Alliance)

開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー(援助国)および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

旧称は、GAVIアライアンス(ワクチンと予防接種のための世界同盟 GAVI Alliance: the Global Alliance for Vaccines and Immunisation)

注45 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund

注46 (出典) WHO "Health topics, Immunization"
http://www.who.int/topics/immunization/en

デング感染症等治療製剤研究開発プロジェクト 科学技術協力(SATREPS)(2009年7月～2013年7月)

デング熱、インフルエンザ、ボツリヌス中毒症などの再興感染症^{※1}は、人口規模が大きい東南アジア地域に発症が多く見られ、国境を越えて感染が拡大することが心配されています。特に、デング熱(デングウイルス感染症)は蚊が媒介する感染症で、熱帯地域で年間5,000万人が感染し25万人の患者が重症となっています。タイでは重症患者が2013年で13万人以上と深刻です。しかし、その治療は感染後の安静などの対症療法のみであり、治療薬は未だ実用化されていません。

このプロジェクトは、疫学的研究^{※2}を通じてタイで重要と考えられる感染症を引き起こす病原体^{※3}に対するヒト由来の抗体を作製し、対象となる感染症の治療製剤開発に役立てることを目的としています。大阪大学微生物病研究所から専門家が派遣され、タイ人および日本人研究者が協働して、研究を進めてきました。

その結果、ヒト由来の抗体の作製に多数成功し、プロジェクト終了時には、その成果に関する学術論文が17本発表され、知的財産の出願も国内で1件、海外で5件を数えます。この成果をもとに新たな治療薬の開発が求められており、既に関心を示したインドの製薬企業と大阪大学との間で今後の研究開発について交渉が始まっています。治療薬実用化の可能性も高まり、大きな期待が集まっています。

※1 81ページの「用語解説」を参照。

※2 疾病にかかっていることや健康に関する事象の頻度や分布を調査し、その要因を明らかにする科学研究。

※3 デングウイルス、鳥インフルエンザを含むインフルエンザウイルス、ボツリヌス菌。



研究を指導する日本人研究者
(写真:プロジェクトチーム)



抗体研究を行うタイ人研究者
(写真:プロジェクトチーム)

結核対策プロジェクトフェーズ2 技術協力プロジェクト(2009年10月～実施中) 感染症病院建設計画 無償資金協力(2011年2月～2013年10月)

世界的に流行し、命を落とす人が多い結核、HIV/エイズ、マラリアは「三大感染症」と呼ばれています。アフガニスタンでは、その中でも結核が大きな問題となっており、世界で結核患者数の多い22の「高負担国」(High-burden Countries)の一つに数えられています。このため、同国政府は結核対策の取組を進めています。

日本は2004年から、「アフガニスタン結核対策プロジェクト フェーズ1」を実施し、専門家を派遣しています。結核対策を実施する公衆衛生省の政策や計画の立案能力の強化を支援し、結核菌検査体制を整備しました。また、引き続き質の高い結核対策をアフガニスタン全国で実施するため、2009年には「結核対策プロジェクト フェーズ2」を開始しました。このプロジェクトでは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)の資金を活用して結核対策事業(結核検査、啓発活動、投薬治療)に係る研修や調査、機材・医薬品の購入が行われています。また、他国に避難しアフガニスタンに帰国した人々を対象とした結核対策なども開始され、アフガニスタンに住む誰もが質の高い検査・治療が受けられるよう、支援が行われています。

アフガニスタンにおける死亡要因の上位を占める感染症の適切な治療のためには、専用病棟への入院治療が必要な場合もあります。ところが、アフガニスタンでは病院などの治療施設が十分ではないので、やむを得ず外来での治療を行う場合が多く、感染の拡大や通常の結核薬が効かない「薬剤耐性結核」^{薬耐性結核}の蔓延が心配されています。このため、日本はアフガニスタン政府からの要請を受け、結核、HIV/エイズおよびマラリアといった感染症治療のための専用病院建設を無償資金協力により支援し、2013年8月に、80床のアフガン・日本感染症病院が首都カブールに完成しました。

アフガン・日本感染症病院は、結核の中でも入院治療を行う必要性が高い薬剤耐性結核、重症エイズ患者、重症マラリア患者の入院治療に使用されており、アフガニスタン初の本格的な感染症対策の病院として大きな期待を集めています。



2014年1月、アフガン・日本感染症病院の開院式でテープカットする牧野たかお外務大臣政務官(前)(前列右から2人目)

(3) 食料・栄養

国連食糧農業機関 (FAO) ^(注47)、国際農業開発基金 (IFAD) ^(注48)、および国連世界食糧計画 (WFP) ^(注49) 共同の報告「世界の食料不安と現状 2014年報告 (SOFI2014) ^(注50)」によると、世界の栄養不足人口は過去10年間で1億人以上、1990～92年以降では2億人以上減少しているという良好な傾向が確認されたものの、依然として約8億500万人(2012年～2014年、推計値)が慢性的な栄養不足に苦しんでいます。

この報告書によれば、「適切かつ即時に対応が図られるならば」、2015年までに飢餓人口の割合を半減す

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧支援を行っています。2013年度には、二国間食料支援として11か国に対し総額50.1億円の支援を行いました。

国際機関を通じた支援では、主にWFPを通じて、緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。2013年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額2億3,843万ドルを拠出しました。

また、15の農業研究機関から成る国際農業研究協議グループ (CGIAR) ^(注51) が行う品種開発等の研究にも支

援を行うとともに、研究者間の交流を通じ連携を進めています。

また日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。^{こうていえき} 口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADs) ^(注52) など国際獣疫事務局 (OIE) ^(注53) やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。さらに、日本は国際的に栄養不良改善への取組を主導しているScaling Up Nutrition (SUN) ムーブメントに深く関与し、支援の強化を表明しました。

るといふミレニアム開発目標 (MDGs) は達成が可能な範囲であると示唆されています。また、社会的セーフティー・ネット (人々が安全で安心して暮らせる仕組み) の確立や栄養状態の改善、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、食料安全保障 (すべての人が十分な食料を得る権利を持つことへの保障) を確立するための国際的な協調や多面的な施策が求められています。

さらに、妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における栄養改善は特に効果的であるため、そのための取組が進められています。

また日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。^{こうていえき} 口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADs) ^(注52) など国際獣疫事務局 (OIE) ^(注53) やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。さらに、日本は国際的に栄養不良改善への取組を主導しているScaling Up Nutrition (SUN) ムーブメントに深く関与し、支援の強化を表明しました。



ケニアの首都ナイロビから北西に約70km離れた地方都市ナイバシャで、コミュニティ開発に携わる青年海外協力隊 (村落開発普及員) の荒殿美香さんが野菜スーパーと連携してクッキング・デモンストレーションと試食会を開催した (写真:荒殿美香)

注47 国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注48 国際農業開発基金 IFAD: International Fund for Agricultural Development

注49 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注50 The State of Food Insecurity in the World 2014

注51 国際農業研究協議グループ CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research

注52 越境性感染症の防疫のための世界的枠組み GF-TADs: Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

注53 国際獣疫事務局 OIE: World Organisation for Animal Health

世界の水産物生産は、漁業生産が頭打ちとなる中、養殖生産の割合が4割を超えており、養殖生産の増加が世界で伸び続ける水産物消費を支えています。東南アジアは世界の養殖生産量の約3割を占める世界的な養殖生産地域であり、タイはその中心的な役割を果たしています。

東南アジアの養殖業が持続的に発展するためには、ハタ、スズキ、クルマエビなど市場で人気の高い魚種の養殖技術の開発が不可欠です。一方、これらの技術開発への投資は、行政および民間の負担が大きい上に、高度な科学技術に関する知見も必要であることからなかなか進んでいません。

そこで日本は、東南アジアの養殖生産の中心であるタイにおいて、市場価値が高く、持続的かつ高品質な魚介類の養殖技術の開発を目的とした技術協力を行っています。具体的には、魚介類の感染症予防、分子遺伝学的情報を活かした新しい品種の開発、親とは異なる魚を生ませる「借り腹」養殖技術の確立、新しい餌の開発、水産物の安全性確保などが挙げられます。

このプロジェクトの研究成果として、東南アジアで深刻な被害を出しているエビの大量死の原因となる病原細菌の感染の有無を100%の精度で判別できる検査方法を確立しました。この検査技術が普及すれば、感染の早期発見と対策が可能となり、落ち込んでいる世界のエビ生産量の回復が見込まれるなど、世界のエビ養殖への大きな貢献が期待されます。(2014年8月時点)



人工授精のためのアカマダラハタの親魚の採卵
(写真：クラブシー沿岸漁業研究開発センター)



沿岸養殖機関での診断
(写真：JST 派遣研究員久保田諭)

(4) 資源・エネルギー(再生可能エネルギーを含む)

世界で電気にアクセスできない人々は約13億人(世界の人口の18%に相当)、特に、サブサハラ・アフリカでは、人口の約3分の2(約6億2,000万人)に上るといわれています。また、サブサハラ・アフリカでは、人口の約5分の4(約7億3,000万人)が調理に際して屋内大気汚染をもたらす、木質燃料(木炭、薪など)に依存しており、若年死亡の主要因となっています。(注54) 電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠如は、産

業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層進ませ、医療サービスや教育を受ける機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー(水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など)を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ(経済社会基盤)整備を支援しています。

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう、鉱山周辺のイン

フラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行っています。日本はこうした支援を通じて、開発途上の資源国との互恵的な関係の強化を図り、また、企業による資源の開発、生産や輸送を促進し、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に努めます。国際協力銀行(JBIC)(注55)、日本貿易保険(NEXI)(注56)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)(注57)による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。

注54 (出典)国際エネルギー機関(IEA)「2013年世界エネルギー展望」(2011年時点の推定)、国際エネルギー機関(IEA)「アフリカエネルギー展望(2014)」

注55 国際協力銀行 JBIC: Japan Bank for International Cooperation

注56 日本貿易保険 NEXI: Nippon Export and Investment Insurance

注57 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC: Japan Oil, Gas and Metals National Corporation

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ (EITI) ^(注58) を積極的に支援しています。EITIは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、政府は受け取った金額を報告し、資金の流れの透明性を高めるための多国間協

力の枠組みです。39の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。

バングラデシュ

ハリプール新発電所建設計画(II) 有償資金協力(2009年3月~実施中)

2014年3月、バングラデシュの首都ダッカ郊外のナラヤンガンジ市で、CO₂排出量を抑え、熱効率性を高めた「ハリプール新発電所」の運転が開始しました。

バングラデシュでは、近年の電化率の向上や工業化の進展のため、電力供給が電力需要の増加に追いつかず、2014年には、潜在的な需要である9,652メガワット(MW)に対し最大供給実績は7,536MWと、供給能力は需要の約8割にとどまっています。加えて今後10年間、年率約10%の電力需要の増加が見込まれています。

ハリプール新発電所には、単独の火力発電所としては国内最大級の412MWの発電能力があります。ガスと水蒸気を利用する「コンバインドサイクル発電所」で、ガスタービンは三菱重工、蒸気タービンは富士電機が納入するなど、要となる機材に日本の技術を活用しています。この発電所の熱効率率は、これまでの同国内のガス火力発電所と比べ2倍以上に当たる約56%と、技術的に最先端の発電所です。また、建設から発電開始まで実質36か月でこぎ着けて、公共事業が遅れることが多いバングラデシュで関心を集めました。

また、事業の持続性を高めるために、ガスタービンの維持・管理について「長期メンテナンスサービス契約」が日本のメーカーとの間で締結されることになっています。具体的には、メーカーによる希少部品の安定供給に加え、5~6年間をワンサイクルとするガスタービンの定期的な検査が行われるのですが、それを通じて、発電所職員に対して運営や維持・管理についての指導が行われます。こうして最先端の発電所が、同国の発電所職員によって長期にわたって安定的に維持・管理される体制が構築されています。(2014年8月時点)



バングラデシュのハリプール新発電所の外観(写真: JICA)

ケニア

地熱開発のための能力向上プロジェクト 技術協カプロジェクト(2013年9月~実施中)

ケニアのピーク電力需要は、経済成長と人口増加により、2010年の1,227メガワット(MW)から2030年には12,738~22,985MWへと大幅に増加すると予測されています。しかし、2011年の時点で発電設備容量は1,593MWであり、今後大規模な電源の開発が必要な状況です。

ケニア政府はポテンシャル7,000MWともいわれる地熱資源に着目し、2009年にはケニア電力公社(KenGen)から地熱部門を独立させて、地熱開発公社(GDC^{*1})を設立しました。そして、地熱エネルギーの発電設備容量を5,300MWまで引き上げる計画を進めています。

こうした計画の下、GDCは試掘などを実施していますが、適切な掘削地点を選定できない、狙ったターゲットを掘り当てられない、持続可能な蒸気生産量を見極められないなど、技術面での問題があり、探査・掘削・貯留層評価といった技術の向上が課題となっています。このプロジェクトでは、日本から専門家を派遣するとともに、毎年22名程度を対象として掘削技術や貯留層評価の技術を身に付ける1か月間の日本での研修を実施しています。また、機材供与を行い、GDCの地熱開発促進を後押ししていき、協力期間である計4年間で500名規模のGDC職員の能力向上に寄与する見込みです。(2014年8月時点)



ケニアの地熱開発現場における掘削指導の様子(写真: JICA)

*1 GDC: Geothermal Development Company Ltd.

注58 採取産業透明性イニシアティブ EITI: Extractive Industries Transparency Initiative

(5) 防災協力と災害時の緊急援助

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な

影響を与えています。

こうしたことから、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

< 日本の取組 >

● 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的な支援を行っています。2005年には、神戸で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択され、持続可能な開発の取組に防災の観点を効果的に取り入れることの重要性が確認されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力で成し遂げることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

2012年の7月3、4日、東日本大震災の被災地である東北3県で「世界防災閣僚会議 in 東北」を開催し、防災の主流化・強靱な社会の構築の必要性、人間の安全保障の重要性、ハード・ソフトを組み合わせた防災力最大化の必要性、幅広い関係者の垣根を越えた連携の必要性、気候変動・都市化などの新たな災害リスクへの対処の重要性などを確認し、これらを総合的に推進していく「21世紀型の防災」の必要性を世界に向

けて発信しました。また、「21世紀型の防災」を実際に推進していくために、ポスト2015年開発アジェンダにおける防災の位置付け、および本会議の成果を踏まえたポスト兵庫行動枠組の策定の必要性を各国と確認しました。また、2013年～2015年の3年間で防災分野に30億ドルの資金提供を行うことを表明しました。

2015年3月には、仙台市で第3回国連防災世界会議が開催される予定です。同会議においては、兵庫行動枠組2005－2015の後継枠組みが策定される予定であり、その議論を通じて、防災の主流化に貢献していく考えです。



イランのテヘランで、災害図上訓練を行っている様子(写真:加藤勝/(株)オリエンタルコンサルタンツグローバル)。
89ページの案件紹介をご覧ください



トルコ・サカルヤ市において、民間保険会社所有の起震車を利用し、イベント型防災教育を実施。数千人の県内の児童を集めた
(写真：南谷太一／JICAトルコ事務所)

● 国際緊急・人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際

緊急援助隊の①救助チーム(被災者の捜索・救助活動を行う)、②医療チーム(医療活動を行う)、③専門家チーム(災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う)、④自衛隊部隊(大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動等の緊急援助活動や輸送を行う)の4つがあります。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外5か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを常に備蓄しており、災害が発生したときにはすぐに被災国に物資を供与できる体制にあります。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関・赤十字に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。



2013年11月にフィリピンで発生した台風30号(「ヨランダ」)被害に対して、セブ島ダアン・パンタヤンで、医療活動を行う自衛隊・医療チーム(写真：防衛省)

2013年度においては、フィリピン、ミャンマー、南スーダン、ボリビアなど15か国に対して計16件の緊急援助物資の供与を行いました。

また緊急無償資金協力については、2013年度に災害緊急援助として、インド、フィリピン等における自然災害の被災者や、シリア難民・国内避難民への支援を目的として、計8か国に対し約79億円を供与しました。たとえば、シリア難民・国内避難民に対しては、国際機関を通じ計3,500万ドルを拠出し、食料や救援物資、水・衛生等の分野の支援を実施しました。

2013年11月にフィリピン中部で発生した台風被害に対し、約6,000万円相当の緊急援助物資(プラスチックシート等)、3,000万ドル(約30億円)の緊急無償資金協力等の支援を実施しました。加えて、国際緊急援助隊医療チーム、同専門家チーム(早期復旧専門家、油防除専門家)、同自衛隊部隊を派遣しました。自衛隊部隊は、約1,100人から成る過去最大規模の派遣となり、医療・防疫活動、被災民や救援物資の輸送等を実施しました。

また、2014年3月に消息不明となったマレーシア航空旅客機の捜索救助活動では、海上保安庁の捜索機1機と自衛隊機4機をそれぞれ派遣し、国際的な捜索救助活動に参加しました。

● 国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」^(注59)への協力を行っています。このファシリティ(基金)は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略(UNISDR)^(注60)事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

2013年5月には、スイスのジュネーブにて防災グ



フィリピン・レイテ州タクロバンの仮設住宅の敷地内にある共同水道で水を汲む少女
(写真: 谷本美加 / JICA)

ローバル・プラットフォームの第4回会合が開催され、172か国から政府関係者、民間団体・NGO等から3,500名以上が参加しました。日本は第3回国連防災世界会議を日本の仙台市で開催することを表明しました。

神戸での第2回国連防災世界会議から8年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォローアップに積極的に取り組んでいます。

また、ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)^(注61)に対して、通信設備の支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

注59 世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注60 国連国際防災戦略 UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注61 ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター) AHA Centre: ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

フィリピン

台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト

開発調査型技術協力(2014年1月~実施中)

台風ヨランダ災害復旧・復興計画

無償資金協力(2014年5月~実施中)

2013年11月8日に発生した台風30号(フィリピン名:ヨランダ)はフィリピンを直撃し、36州に大きな被害を与えました。中部のビサヤ地方を中心にフィリピンを横断したこの台風は、最大風速が87.5m/s、瞬間最大風速が105m/sと、観測史上例を見ない大きな勢力であり、死者6,000人以上、被災家屋100万戸以上、避難民400万人以上の被害を及ぼしました。多くの都市や街を含む広い範囲が被害を受け、特にレイテ島北部東岸およびサマル島南岸などの貧困層の人々が多く住む地域は甚大な被害を受けました。主要な産業であるココナッツ栽培や漁業などが大きな打撃を受け、今後数年間にわたる生計手段の確保すら危ぶまれる事態となりました。

このような事態を受け、日本は、被災直後の国際緊急援助隊の派遣などの緊急援助に続き、復旧段階の支援として、被災した小学校や病院の再建、被災者の生計を確立するための方策、空港や地方自治体庁舎等の公共施設のインフラの復旧を無償資金協力により支援しています。

また、中長期の復興支援の観点から、切れ目のない協力として、開発調査型技術協力も実施することになりました。これは、日本が持つ災害の経験と防災・復旧の教訓を参考にしつつ、被災地域の早期復旧・復興、そしてより災害に強い社会およびコミュニティを形成することを目的とし、一連のプロセスを包括的に支援するものです。復旧・復興計画策定の支援のほかにも、この調査の中間成果をそれに続く無償資金協力や有償資金協力につなげていくことを想定し、フィリピン政府による復旧・復興の取組を支援していきます。

(2014年8月時点)



復興計画策定ワークショップで、日本からの調査団が作成したハザードマップを用いて、土地利用の考え方を市職員に説明している(写真: JICA)

イラン

テヘラン地震災害軽減プロジェクト

技術協カプロジェクト(2012年4月~実施中)

イランの首都テヘラン市は地震の多発地帯に位置しています。これまで1665年、1830年と、約150年周期で大地震が発生しています。しかし、過去185年間テヘラン市では大規模地震が発生していないため、人々の防災に対する意識が薄れつつあります。そして、適切な防災対策が行われないまま急激な都市化が進んでおり、ひとたび大きな地震が発生すれば未曾有の大惨事になることが心配されています。

このような中、日本は地震の被害想定やマスタープランの策定、災害発生後の初動体制の整備などの協力を行ってきました。このプロジェクトでは、道路における防災計画、コミュニティでの防災計画、早期警報システムの確立や運営などに関するテヘラン市総合防災管理局の能力向上を支援しています。これにより、道路防災、市民啓発(防災教育)、早期警報の3つの分野においてテヘラン市の地震災害に対応する能力が向上することが期待されています。

特に、防災に関する技術のみならず、これまでに日本が経験した阪神・淡路大震災(1995年)や東日本大震災(2011年)といった、これまでの大規模地震から得られた日本の教訓や経験をテヘラン市総合防災管理局やその関係者と共有しました。これらを通じて、行政と市民の防災意識が高まり、災害被害をできる限り小さく抑え、発災後も政府や地方自治体が速やかに応急対応できる、災害に強いまちづくりを目指します。

(2014年8月時点)



災害時の人命救助訓練の様子(写真:高橋亮司/(株)オリエンタルコンサルタンツグローバル)

5,000人の村人を水害から守った 災害国・日本の防災技術

～インドネシア・天然ダム決壊と闘った日本人技術者たち～

その日、前日から降り続いた豪雨は天然ダムを決壊させ、あふれ出した大量の土石流は一気に川を流れ下り、容赦なく村に襲いかかりました。2013年7月25日、インドネシア・マルク州ヌグリ・リマ村の中心部を流れる、ワイエラ川上流の天然ダムが集中豪雨で決壊。ダムの水と土砂が土石流となって、約5,000人が住む下流の村を直撃しました。流出した大量の水は約1,300万㎡、東京ドーム10杯分にもなりません。村の半分に相当する30ヘクタール、422世帯の家屋や学校などが被害を受けました。不幸にして3人が亡くなりましたが、一歩間違えば数千人規模の被害者が出てもおかしくない大惨事になるところでした。

被害を最小限に食い止めることができた背景に日本人の貢献があったことは、実はあまり知られていません。「天然ダムとは、地震や豪雨によって大規模な土砂崩れが発生し、その土砂が河川の流れをせき止めてできるものです。今回のダムは、1年前の2012年7月にワイエラ川上流で起きた大規模な斜面の崩壊によるもので、発生直後に、インドネシア公共事業省から状況把握と今後の対策についてのアドバイスを求められました。そのためまず現地に行って状況を確認し、緊急に必要な対応について提案しましたが、同時に、日本の砂防専門家による調査団を早急に現地に派遣する必要があると提言しました。」と、当時JICA専門家として公共

事業省の統合水資源管理政策アドバイザーを務めていた澤野久弥さん(現・土木研究所※1)は話します。

こうして、2012年9月に日本の調査団による本格的な現地調査が実施されました。砂防の専門家として調査を行った土木研究所の石塚忠範さんは、「これまで日本国内で天然ダムの事例を数多く目にしてきた経験から、これはかなり危険な状態だということがすぐに分かりました。」と当時の状況を振り返ります。決壊の危険性が高かったため、直ちに必要の対策を検討するように公共事業省に提案しました。このとき危険性を実感してもらうために、日本で作成された天然ダム決壊の様子をCGで再現した動画を資料として提供しました。これが後に想像以上の効果を上げることになります。

一方、当時、JICA専門家として国家災害管理庁の総合防災政策アドバイザーだった徳永良雄さん(現・土木研究所)は、何度も現地に足を運び、自ら、ヌグリ・リマ村の村長とともにマルク州や中央マルク県の防災担当部局に対策を強化するよう働きかけました。また、現地の日本大使館やJICA事務所とも連携し、現地NGOの協力も得て、住民がいざというとき、すみやかに安全に避難できるように草の根の啓発活動に努めました。

「活動初期の段階では、頑丈そうな岩で覆われた天然ダムの様子から、住民やインドネシア側の関係者の中には決壊することを信じない人もいました。そこで、石塚さんから提供して



ワイエラ川上流にできた天然ダム。ダムの決壊前(上)と決壊後(下) (写真:インドネシア公共事業省)

5,000人の村人を水害から守った災害国・日本の防災技術

～インドネシア・天然ダム決壊と闘った日本人技術者たち～



石塚忠範専門家(中央)、澤野久専門家(右)と土研式水位観測パイを囲んで(写真:土木研究所)

いただいた天然ダム決壊のCG再現動画、JICAで作成した土砂災害パンフレットなどを使い、NGOや地元の大学生、住民の代表と連携して普及啓発活動を続けました。とりわけ映像の効果は絶大で、多くの住民たちに対して天然ダム決壊の怖さと緊急避難の必要性を理解してもらえました。」と徳永さんはいいます。

そののち、決壊の5か月前に当たる2月下旬から、石塚さんの所属する土木研究所とインドネシアの公共事業省が協定を結び、ダム湖の水位を自動観測する装置(土研式水位観測パイ)を設置しました。インドネシアと日本の関係者間で継続してモニタリングを行い、ダム湖の水位情報を共有しました。水位の変化を見守ってきた専門家たちは、決壊の数日前からダムが危険な状態に入ったことを把握し、住

民に避難を呼び掛けました。あらかじめ天然ダム決壊の際の被害がイメージできていた住民たちは速やかに避難し、前述のとおり多数の被害者を出さずに済んだのです。

「あの日、日本国内の自宅パソコンで水位をチェックしていた私は満水に達したことを知り、これは大変なことになった、と思いました。インドネシアに国際電話をしても連絡がつかず心配しましたが、後で被害が最小限で済んだことを知ったときには本当にホッとしました。」と石塚さん。それは、何より、災害国・日本の科学的な分析に政府関係者や住民が耳を傾けた結果といえるでしょう。結果的に大規模な災害には至らなかったことから、インドネシア国内でこのニュースが大きく注目されることはなかったようですが、現地の住民の間では、「生き延びることができたのは日本人のおかげ」との思いが強く共有されているといえます。

「インドネシアの自然条件は日本と似通った部分が多く、今後も水にかかわる災害の分野で日本は大いに貢献できると考えます。」と澤野さん。今回の経験を、再び起こるかもしれない災害に活かす取組が求められています。

※1 独立行政法人



村長からJICAへの感謝状を受け取る徳永良雄専門家(右)(写真:土木研究所)

防災国際協力(第3回国連防災世界会議)

2011年に発生した東日本大震災およびタイ洪水、2012年にニューヨークを襲ったハリケーン・サンディ、2013年にフィリピンを襲った台風ハイラン(日本では台風30号、フィリピン名はヨランダ)などに見られるように、自然災害の脅威は近年ますます激しいものになっています。自然災害は、人々の生命や財産のみならず、長年の開発成果を一瞬で奪いかねない大きなリスクです。世界では、毎年平均2億人以上もの人々が被災していますが、自然災害の被害者の9割は途上国の国民であるといわれています。そして、女性、子ども、高齢者、障害者などの立場の弱い人々は、深刻な被害を受けやすい傾向にあります。また、グローバル化によりヒト、モノ、資本が大量に国境を越えて移動するようになった今、災害の影響は被災地のみならず、サプライチェーンが寸断されることで、世界各国に即座に波及します。自然災害による経済的損失は年間平均で1,000億ドルを超えるといわれており、開発途上国では、自然災害が貧困削減・持続可能な開発の大きな障害となっています。

数多くの自然災害を経験してきた日本は、防災先進国として国際社会において様々な防災の取組を行っていますが、その一つに国連防災世界会議が挙げられます。国連防災世界会議は、国際的な防災指針を策定する国連主催の会議であり、第1回は1994年に横浜、第2回は2005年に神戸で開催されました。第2回の会議では、防災対策の指針として「兵庫行動枠組(Hyogo Framework for Action)2005-2015」が採択され、各国や国際機関等が防災に関して実施すべき5つの優先事項が決まりました(下図を参照)。日本をはじめ各国が本枠組をもとに防災対策の実施に努めています。

兵庫行動枠組 5つの優先行動

- ① 防災を政府の優先課題に位置づけること
- ② 災害リスクを特定・評価・観測し、早期警報を向上
- ③ 防災文化の構築のため、知識・技術・教育を活用
- ④ 潜在的なリスク要因を軽減
- ⑤ 災害救援のための事前準備の強化

2015年3月には、東日本大震災の被災地である仙台市において、第3回国連防災世界会議が開催され、2015年に期限を迎える「兵庫行動枠組」の後継枠組が策定されます。都

市化や気候変動といった新たな課題にも対応できる、実効性のある後継枠組の策定を目指すとともに、女性の活躍を後押ししている日本としては、女性の観点も含め、日本の災害の経験や防災の知見を後継枠組に反映したいと考えています。また、日本は、あらゆる開発政策・計画において防災の観点を取り入れる「防災の主流化」を推し進めており、第3回国連防災世界会議は、「防災の主流化」を推進するための絶好の機会であるともいえます。

第3回国連防災世界会議には、首脳・閣僚級を含む各国代表、国際機関代表、国際認定NGOなど防災の関係者約5,000人が参加し、一般の人々の参加も含めると4万人以上の人々の参加が見込まれています。会議のほか、被災地視察など、東日本大震災被災地の復興状況を発信するための関連行事も予定されており、開催に向けて各国や国際機関から高い関心が寄せられています。



ミャンマー早期警報プロジェクトにおけるコミュニティでの防災ワークショップ (写真: JICA)

2014年9月に国連で開催された気候サミットに出席した安倍総理大臣は、スピーチの中で、国際社会において日本が強みを持つ防災分野における日本の国際協力をアピールするとともに、各国に第3回国連防災世界会議への参加を呼びかけました。自然災害の脅威が増し、防災の重要性が増している中、数多くの災害を乗り越えてきた経験から、様々な知見と技術を持つ日本が果たす役割に国際社会の期待が高まっています。日本としては、第3回国連防災世界会議の開催を通じて、災害に負けない強靱な国やコミュニティの構築に向けて一層貢献していきたいと考えています。

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引、サイバー犯罪、資金洗浄(マネーロンダリング)*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。国際テロ組織アル・カーイダ等の影響を受けた各地の関連組織等はアフリカや中東において活動を活発化させているほか、暴力的過激主義の思想に感化された

個人によるテロや外国人テロ戦闘員の問題も深刻な脅威をもたらしています。また、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾の海賊も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

●薬物対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)^(注62)の国連薬物統制計画(UNDCP)^(注63)基金への拠出などを行い、東南アジア諸国やアフガニスタンを中心に薬物対策を支援しています。2013年度には、約50万ドルをUNDCP基金に拠出して、ミャンマーにおける「けし(麻薬の一種であるアヘンの材料になる植物)」の不正栽培状況のモニタリング、東南アジア地域等における合成薬物の動向調査の分析、あるいは近年西アフリカ地域で覚せい剤が製造され、その多くが日本国内に流入している事態を踏まえ、同地域における薬物取引対策のためのキャパシティ・ビルディング(途上国の能力強化)事業などを実施しました。さらに、世界最大規模でけしの違法栽培が行われ、国際社会の深刻な課題となっているアフガニスタンについては、同国とその周辺諸国の薬物対策(国境管理支援、代替作物開発、薬物乱用防止など)のため、500万ドルの拠出を行いました。



日本のUNODCへの拠出金により購入された麻薬探知犬(イラン・アフガニスタン国境)



イラン・アフガニスタン国境にてイラン政府が押収したヘロイン
(写真：2点とも麓博史/在イラン日本大使館)

●人身取引対策

日本は、人身取引対策について、被害の予防、被害者への支援、法執行機関の能力構築に役立つ支援に加え、日本において認知された外国人被害者の帰国や社会復帰のための支援などに取り組んでいます。

日本で保護された人身取引被害者については、国際移住機関(IOM)^(注64)への拠出金の支出を通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援していま

す。さらに日本は、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。

また、これまでに草の根・人間の安全保障無償資金協力(タイ、ミャンマー)や技術協力(タイ、ミャンマー、ベトナム)を通じた人身取引対策に役立つ支援を行ってきました。

注62 国連薬物犯罪事務所 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime

注63 国連薬物統制計画 UNDCP: United Nations International Drug Control Programme

注64 国際移住機関 IOM: International Organization for Migration

● 腐敗対策

腐敗対策については、2013年度に20万ドルを犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)^(注65)に拠出し、東南アジア諸国政府関係者を対象とする腐敗対策の取組強化に貢献したほか、中東民主化移行国における財産回復*の促進のための支援も行いました。

また、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)^(注66)を通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、「汚職事件の効果的な予防・摘発と官民の協力」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。汚職防止刑事司法支援研修は、国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出しており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢

献しています。また、東南アジア諸国の「法の支配」と「良い統治(グッドガバナンス)」の確立に向けた取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2013年はマレーシアのクアラルンプールで「汚職事件の捜査能力の向上」をテーマに開催しました。

● サイバー対策

日本は、増大するサイバー犯罪に対処するための国際協調を推進し、特に、アジア・太平洋地域における司法・法執行機関の能力構築支援に取り組んでいます。

2013年度には15万ドルをCPCJFに拠出し、米国と協調して東南アジア諸国のサイバー犯罪対処能力向上に向けた取組を支援しました。

● テロ対策

国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにし、テロに対する弱点を克服するように努めなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に、テロ対策等治安無償資金協力が創設された2006年以降、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

日本と密接な関係にある東南アジア地域、在アルジェリア邦人に対するテロ事件が発生したアルジェリア周辺の北アフリカ・サヘル地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとってとりわけ重要であり、より一層力を入れて支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空の保安、港湾・海上の保安、税関での協力、輸出の管理、法執行のための協力、テロ資金対策(テロリストやテロ組織への資金の流れ

を断つための対策)、テロ防止に関連する諸条約の締結を促進するなど各分野において、機材の供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。

さらに、2013年1月のアルジェリアにおけるテロ事件を受け国際テロ対策協力を強化する中で、同年6月に開催されたTICAD V^{ティカッド}において日本は北アフリカやサヘル地域におけるテロ対処能力向上のために、2,000人の人材育成および機材供与等の支援、サヘル地域向け開発・人道支援1,000億円による地域の安定化への貢献を表明しました。その具体策として、UNODC、国連開発計画(UNDP)^(注67)等の国際機関の協力の下、北アフリカ・サヘル地域各国向けに警察、国境管理能力向上訓練・研修、PKO訓練センターを通じた治安能力強化、司法制度強化のための支援を実施

● 用語解説

資金洗浄(マネーロンダリング)
犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例)麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

● 用語解説

財産回復(アセット・リカバリー)
財産回復(アセット・リカバリー)とは、旧独裁者等の不正行為によって海外に流出した腐敗収益を各国が凍結・没収し、これを元の国に返還する措置で、腐敗対策分野における国際協力の一環。

注65 犯罪防止刑事司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund

注66 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

注67 国連開発計画 UNDP: United Nations Development Programme

しています。^(注68) また、2013年10月にはアフリカ連合テロ調査・研究センターによる調査ミッション派遣を支援したほか、2014年2月にはUNODCを通じた

● 海賊行為への対策

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しています。船舶の航行を安全に保つための海賊対策は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結び付く課題です。加えて、海上の安全は、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案^(注69)が多発していましたが、国際社会の取組により、2011年に237件あった海賊事案の発生件数は2012年には75件、2013年には15件と激減しました。しかし、海賊事案は減少したものの、海賊を生み出す根本的な原因となるソマリア国内の貧困や若者の就職難等の問題は解決していません。また、ソマリアは、2012年8月に暫定連邦政府から連邦政府に移行したばかりであり、ソマリア自身で海賊を取り締まる能力は未だ十分な水準に達していない状況です。そして、海賊行為を行う犯罪組織が壊滅していない状況を踏まえれば、依然として状況は予断を許さず、国際社会がこれまでの取組を弱めれば、状況は容易に逆転するおそれがあります。

ソマリア海賊問題への取組として、2009年6月に



ソマリア沖・アデン湾を航行する船舶の護衛活動に従事する護衛艦(写真:防衛省)

エジプト、イラクのテロ対策法制度強化支援を行うことを決定しました。

成立した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(海賊対処法)に基づき、日本は海賊対処行動として海上自衛隊の護衛艦2隻とP-3C哨戒機^{しょうかいき}2機を派遣し、民間商船の護衛や海賊の警戒監視を実施しています。また、海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行うため、海上保安官が護衛艦に同乗しています。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上での活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO)^(注70)が推進しているジブチ行動指針(ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み)の実施のためにIMOが設立したジブチ行動指針信託基金に1,460万ドルを拠出しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援を行うとともに、ジブチに訓練センターを建設中です。現在IMOにより、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金に対し累計350万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締り強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、ソマリアにおいて和平が実現するように2007年以降、ソマリア国内の治安の強化、および人道支援・インフラ整備のために約3億2,310万ドルの支援も実施しています。

注68 104ページの「サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画」を参照。

注69 ソマリア沖・アデン湾の海賊は、航行中の船舶に対して自動小銃やロケット・ランチャーを使って襲撃し、船舶そのものを支配しつつ、乗組員を人質として身代金を要求することが一般的。

注70 国際海事機関 IMO: International Maritime Organization
2012年1月1日より、IMO事務局長に関水康司前IMO海上安全部長が就任した。

4. 平和構築

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、長年にわたる開発の努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開

発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。たとえば、2005年に設立された国連平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われているほか、国連総会の場を活用し、ハイレベルでも平和構築の重要性が確認されています。

< 日本の取組 >

日本は、紛争下における難民の支援や食料支援、和平(政治)プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)^(注71)への取組を支援します。そして治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ(経済社会基盤)の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着し、次の紛争が起こらないようにするため、その国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。また、これらの取組において平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。この

ような支援を継ぎ目なく行うために、国際機関を通じた二国間支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。



ルワンダでの、障害のある元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練および就労支援プロジェクトで、溶接の技能訓練を受ける障害者たち(写真:久野真一/JICA)

● 平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められるものは、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施しています。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関などの現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援を柱としています。これまでに256名の日本人およびその他のアジア人が研修コースに参加しました。その修了生の多くが、南スーダン、コンゴ民主共和国やアフガニスタンなどの平和構築の現場で活躍しています。



平成25年度「平和構築人材育成事業」の基礎セミナーで、グループディスカッションを行う参加者たち

注71 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration



第II部第1章
第II部第2章

(1) ミンダナオ和平

フィリピン南部のミンダナオ地域では、フィリピン政府とイスラム反政府勢力との間で40年間に及ぶ紛争が続いていましたが、この歴史に終止符を打つべく、2001年から政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF)^(注72)との間で和平交渉が行われてきました。そして、2014年3月27日、両者の間で包括和平合意文書が署名され、ミンダナオ紛争の根本的な解決に向けて、大きな一歩を踏み出しました。

同合意では、2016年に新自治政府(バンサモロ^(注73))が発足するまでの移行プロセスとして、バンサモロ基本法の制定、住民投票、暫定統治機関の設置などが予定さ

< 日本の取組 >

日本は、ミンダナオ和平が地域の平和と安定に寄与すると考え、長年にわたり和平プロセス支援を継続しています。たとえば、国際監視団(IMT)^(注74)の社会経済開発部門へJICAから開発専門家を派遣し、必要とされている支援が何かを調査し、小学校や井戸、診療所、職業訓練所などをつくるための支援に結びつけました。また、元紛争地域に対して草の根・人間の安全保障無償資金協力など開発協力プロジェクトを集中的に

れています。これと同時に、MILF正規軍の武装解除と兵士たちの社会復帰、現地に数多く存在する私兵グループ等の解体、新たな警察組織の創設による治安の回復、紛争のため立ち遅れている社会経済開発の促進など、様々な「正常化」プロセスを円滑に実施することも課題となっています。

和平合意が着実に実施され、2016年に向けてこれらのハードルをクリアしていけるかがどうか、ミンダナオ地域における真の和平達成の重要な鍵となります。そのためには、フィリピン政府とMILFのたゆまぬ努力に加え、日本を含む国際社会の支援が求められています。

実施しています。これらは「日本バンサモロ復興開発イニシアティブ」(J-BIRD^(注75))と呼ばれる支援で、現地住民やフィリピン政府から高く評価されており、和平に向けた環境整備に大きな役割を果たしています。また、和平交渉にオブザーバーとして参加して助言を行う国際コンタクト・グループにも参加し、ミンダナオ和平プロセスの進展に貢献しています。

2011年8月には、日本の仲介により、アキノ大統領

注72 モロ・イスラム解放戦線 MILF: Moro Islamic Liberation Front
 注73 「バンサモロ」とは、イスラム反政府派が自分たちを指す呼び方。
 注74 国際監視団 IMT: International Monitoring Team
 注75 J-BIRD: Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development

とムラドMILF議長との初のトップ会談が成田で実現し、ミンダナオ和平問題の解決に向けて信頼関係が築かれるきっかけになりました。

日本は、引き続き、ミンダナオに真の平和が達成さ

れるよう、学校・診療所・井戸などの建設、移行プロセスにおける人材育成、持続的発展のための経済開発（農業、鉱工業、インフラ整備などを見据えた協力）などの分野を柱として支援を継続・強化していく考えです。

フィリピン

ミンダナオ島紛争地ピキットにおける教育を通じた平和構築事業 日本NGO連携無償資金協力(2011年11月~実施中)

フィリピン南部の島、ミンダナオ島では、政府軍と独立・自治を求めるグループとの間で、40年以上にわたって武力衝突が続きました。過去20年間で12万人もの人たちが犠牲になり、200万人が住んでいた土地を追われました。ミンダナオでは、子どものケンカや隣近所での家畜をめぐる口論でさえも、大きな氏族同士の武力衝突にまで発展することがめずらしくありません。また、紛争のために学校が整備されず、多くの子どもたちが学校に行くことができず、生きるために武器を持つことも少なくありません。

日本のNGOであるアジア日本相互交流センター(ICAN^{*1})では、日本NGO連携無償資金協力プロジェクトとして、ミンダナオの紛争地ピキット町において、教師や子どもたち、村人たちに対し、暴力に頼らない問題解決法を習得するための平和研修を行うとともに、小学校や中学校の校舎を建設しています。建設された小学校や中学校は、「平和の学校」として、地域レベルで人々の憎しみを取り除き、暴力に頼らない問題解決の方法を広めています。

3年間計画で始まったこのプロジェクトにおいては、フェーズ2までに、8校の「平和の学校」が完成しました。現在実施中のフェーズ3（2014年11月まで）が終了すると、ミンダナオ島の紛争が多発している三つの地域の一つであるピキット町の7つの村において、計15校の「平和の学校」が完成することになります。これまでの活動を通じて、地域内の争いは減少しており、ミンダナオ島の歴史に残る和平合意を草の根レベルで促進する事業として注目されています。(2014年8月時点)

^{*1} 2014年12月、団体名を「アイキャン(ICAN: International Children's Action Network)」と変更した。



普段は顔を合わせることがない地域のBDA(MILFの復興・開発の実施担当機関)、モロ民族解放戦線(MNLF)、政府軍が、本事業の「平和の式典」に参加(写真:アイキャン)

(2) アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンとパキスタンにおいて不安定な情勢が続いていることは、両国やその周辺地域だけでなく世界全体の問題です。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。特に2014年にはアフガニスタンにおける大統領選挙による新政権の発

足やISAF^(注76)(国際治安支援部隊)のアフガニスタンからの撤収により、アフガニスタンの安定の確保が重要となっています。タリバーンとの和解等、アフガニスタンの安定にとって、パキスタンの協力が重要であり、周辺地域や国際社会の平和と安定の鍵となっています。

< 日本の取組 >

● アフガニスタン

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約54億ドルに上ります。

2012年7月8日、日本は、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、約80の国および国際機関の代表が参加する中、成果文書として「東

京宣言」を発表しました。この東京会合において、アフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク(TMAF)^(注77)」を構築しました。日本は、アフガニスタンに対し、「2012年より

注76 国際治安支援部隊 ISAF: International Security Assistance Force

注77 相互責任に関する東京フレームワーク TOKYO MUTUAL ACCOUNTABILITY FRAMEWORK (Tokyo Framework)

おおむね5年間で開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援]を行うことを表明し、2012年以降、これまでに約21億ドルの支援を実施してきました。

2014年4月には、アフガニスタン大統領選挙および県議会選挙が実施され、前回は大きく上回る数の国民が投票に参加し、アフガニスタン史上初となる民主的な政権移譲が実現しました。日本は、このときの選

挙に対する支援として、国際社会と連携し、16億3,900万円の無償資金協力を実施し、アフガニスタン政府による選挙プロセスを支援しました。

TMAFにおけるアフガニスタン政府のコミットメントについては、選挙の実施など進展した分野もありますが、汚職対策などさらなる取組が必要な分野もあります。



日本留学から帰国した若手行政官等を激励する、アフガニスタンのガニ新大統領(中央のノーネクタイの人物)(写真: JICA)

アフガニスタン

自然災害・防災体制に係る本邦招聘プログラム 技術協カプロジェクト(2014年2月2日~2014年2月12日)

アフガニスタンは自然災害の多い国です。毎年のように地震や洪水、干ばつ、土砂災害、寒波などの災害に見舞われ、被災者は年間40万人に上ります。同国政府は2003年に国家防災計画、新防災政策・戦略を制定するとともに、国家災害管理庁(ANDMA^{*1})を設立し、防災体制の構築に取り組んでいます。

また、日本はアフガニスタンと周辺地域諸国の協力促進を目的とする「イスタンブール・プロセス」において、防災分野の支援国として、国際社会との連携を進めています。

こうした背景から、日本は2014年2月、アフガニスタンの防災関係者13人を日本に招聘しました。日本やアフガニスタン周辺国の防災への取組を学んでもらい、周辺諸国の関係機関とのネットワークを作ることで、アフガニスタンの防災体制の構築に活かすことが目的です。周辺諸国のカザフスタン、トルコ、パキスタンからも、講師として防災関係者4人が来日しました。

防災をテーマに学び合う中で、アフガニスタンと周辺諸国の防災関係者との交流と相互理解も深まりました。アフガニスタンの参加者は、「今回のプログラムで、日本だけでなく周辺3か国の取組からも多くを学びました。とりわけパキスタンの取組の中には防災にかかわる人材育成の手法や緊急時対応等の行動計画策定など、活用できるものが多いと感じました。今後はこれらの国々との連携を強化し、様々な支援を得ていきたい」と述べています。

アフガニスタンが周辺国や国際社会との連携を深め、防災対策を推進することで、一人でも被災者を減らしていくことが望まれます。

*1 ANDMA: Afghanistan National Disaster Management Authority



兵庫県神戸市にある「人と防災未来センター」で、構造物の耐震化を図る「筋交い」の効果を確認する参加者たち(写真: JICA)

日本のアフガニスタン支援の主な実績

<p>治安維持能力強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察官給与支援により、警察官の増員を支援 (警察官の人数(定員):2008年約7.2万人→2012年15.7万人) ● 警察官の識字教育、トルコでの研修・訓練 ● 地雷対策支援:約90km²の地雷除去、87万人に対する地雷回避訓練 ● 司法省の能力強化(司法省関連施設の整備、裁判官等への研修)
<p>元兵士の社会への再統合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 約6万人の元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 ● 737の非合法武装集団の解体 ● 約27.6万の武器を回収 ★ これまでに約9,200人の元タリバーン等兵士が再統合に応じている
<p>教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 830以上の学校の建設・修復を実施し、約100万人以上の生徒の学習を支援 ● JICAによる1万人の教師育成、教師用教材の作成 ● UNESCOを通じた100万人の識字教育を実施中 ● 15の職業訓練センターの建設・整備 ★ 日本をはじめとする国際社会の支援により、 就学児童数:100万人(2001年)→930万人(2013年)
<p>保健・医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小児感染症予防のためのワクチン供与(ポリオ、BCG等) ● 97の診療所の建設・整備 ● 結核対策、母子保健分野の支援 ● 安全な飲料水の提供 ★ 日本をはじめとする国際社会の支援により、 5歳未満児死亡率:136人/1,000人(2000年)→99人/1,000人(2012年) 乳幼児死亡率:95人/1,000人(2000年)→71人/1,000人(2012年)
<p>農業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模灌漑施設、農村道路等農村インフラの整備 ● 稲作振興支援(試験場および展示圃場でのコメ生産が約3倍に増加) ● FAOを通じた高品質コムギ種子等の配布により、コムギ生産量が在来種子より約40%増加 ● FAOを通じて約6.8万ヘクタールの灌漑施設の整備 ● 農業振興支援(農業灌漑牧畜省の組織強化) ● コミュニティの伝統的水管理者等に対する水管理能力強化
<p>インフラ整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路約700kmの整備 ● カブール国際空港関連施設の整備・改修 ● パーミヤン県での地方道路整備、空港関連施設の改修 ● カブール首都圏開発の総合計画策定 ● 道路および空港の維持管理のための機材供与

基幹インフラ整備：幹線道路および地方道路等の整備



アフガニスタンの中長期的な成長と安定に重要な周辺国および国内主要都市間の連結性向上も見据え、カブール国際空港、パーミヤン空港、都市間の幹線道路、マザリ・シャリフ市内環状道路、パーミヤン郡道路、およびカブール市東西幹線道路等の基幹インフラ整備を実施している。

道路建設実施済

道路建設実施中

アフガニスタンの治安向上に 日本の柔道の技と精神が貢献

～トルコにおけるアフガニスタン警察官訓練支援～



トルコのシヴァス警察訓練センターでの北田さん
(写真：北田孝敏)

アフガニスタンは、30年以上にわたる戦乱により、国家としての機能に今なお多くの困難を抱えています。警察官などによる治安の維持もその一つです。しかし、治安上の問題などから、国内で思うように警察官の訓練ができません。そこで、アフガニスタン政府は同じイスラム圏で友好国のトルコに訓練を要請したところ、トルコは、北大西洋条約機構(NATO※1)と連携してアフガニスタンの警察官訓練を実施するプロジェクトを2011年にスタートさせました。

日本は、アフガニスタンに対する支援の3本柱の一つとして、元兵士の社会への再統合および同国の経済開発への支援と並んで、警察支援などを通じた治安維持能力の向上を掲げています。トルコから、アフガニスタンの警察官訓練への協力要請を受けた日本は、このプロジェクトの重要性を考慮し、トルコで実施される訓練への資金協力や講師の派遣を、ODA事業として行いました。

協力メニューの中でも特徴的なのが、日本発祥の武道で今や広く世界で行われている「柔道」による訓練です。日本から柔道の専門家を派遣し、アフガニスタンの警察官に柔道の技だけでなく、集団行動に欠かせない規律や規範を学んでもらうことで、治安能力の向上に貢献できれば、と考えたのです。既に2011年から2014年にわたり計4回、それぞれ6名の専門家を3か月間トルコに派遣し、柔道の訓練を行いました。

訓練の場は、トルコ中部に位置するシヴァス市の中心地に建つ、シヴァス警察訓練センター。ここでは毎年500名のアフガニスタン警察官訓練生を受け入れ、警察官になるための訓練を6か月間実施していますが、その一環として柔道の訓練も行われます。これまで訓練を受けた訓練生は、延べ2,000人。トルコに渡った柔道講師のうちの一人、大阪府警の職員として同警察で柔道師範を務める北田孝敏さんはこ



センターで日本人講師から柔道を学ぶ、アフガニスタン警察官訓練生たち
(写真：北田孝敏)

う語ります。

「訓練生は全員初心者のため、まず『柔道とは何か』についてオリエンテーションを行った上で、柔道の礼法から、受身・投技・固技など各種の技まで、一連の指導を行いました。彼らは柔道を単なる格闘技の一つだと思っているので、技だけでなく『礼に始まり礼に終わる』武道の精神を教えることで、柔道は精神修養の場でもあること、道場はそのための大切な場所であることを繰り返し説明しました。特に道場に入出入りする際の礼や、訓練開始・終了時の礼、練習相手に対する礼の大切さを強調しました。」

とはいえ、柔道の基本である「礼」を教えるのも一苦労だったといいます。アフガニスタンの訓練生は柔道の礼を宗教的な行為と勘違いし、「礼はイスラムの神にしか行ってはいけない」と教えられてきたため抵抗を感じたのです。「柔道の礼は、教師や同僚への敬意を表するもので宗教的な行為ではないと繰り返し説明し、礼の意味を理解してもらうよう努めました。特に座礼はイスラム教の礼拝と型が似ているため、最初はかなり抵抗があったようです。そこで、訓練初期では立礼のみを行い、お互いの信頼関係が築かれた中盤から座礼の指導を行うようにしました。」と北田さん。その結果、訓練生たちは徐々に礼節の意味を理解し始め、やがて率先して道場の出入口に立って礼をしたり、自ら居残りをして自主訓練に励む者が現れるようになったといいます。

また、アフガニスタンでは普通学校などで集団行動を教える機会がほとんどなく、同じアフガニスタン人同士でも民族間の対立があるため、一つの集団としてまとめるのは難しいといわれます。しかし、同じ道場で共に汗を流すうちにわだかまりがなくなり、一緒に行動することが自然とできるようになりました。「柔道訓練が進むにつれてアフガニスタン訓練生が徐々に集団としてまとまるようになり、警察官らしくなってきた。」と訓練を主宰するトルコ警察も日本に対して感謝の意を述べたといいます。彼らも、技の習得や肉体の鍛錬だけでなく、精神力や集団としての規律を身に付けさせる柔道の意義と効果を実感したのです。

活動を振り返りながら北田さんは、「日本武道の精神を学んだ訓練生たちが母国へ戻り、かの地の治安向上に力を発揮し、平和で安定した国が築かれることを切に願っています。」と思いを語ります。アフガニスタンの平和構築に、日本の武道が貢献しています。

※1 North Atlantic Treaty Organization

●パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に国際社会と協調してテロ対策を行うことをパキスタンが表明して以来、日本はパキスタンに対して積極的な支援を行っています。2009年4月、日本はパキスタン支援国会合を主催し、同国に対し2年間で最大10億ドルの支援を表明し、これを着実に実施しました。^(注78) また、2014年には、同国が進める電力セクター改革を支援するため、50億円の円借款を実施しました。

(3) 中東和平 (パレスチナ)

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエル紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持し、これを推し進めていくためには、一方の当事者であるパレスチナの経済社会の開発を通じて、国づくりに向けた準備を行っていくことが不可欠と考えます。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的にパレスチナに対する支援を展開してきています。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領

< 日本の取組 >

日本は、開発協力の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、特に1993年のオスロ合意以降、米国、EU(欧州連合)などに次ぐ主要ドナーとして、パレスチナに対して総額約14.7億ドルの支援を実施しています。具体的には、日本は、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その悲惨な生活状況を改善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、民生の安定・向上、行財政能力の強化、持続的経済成長への促進のためにパレスチナ自治政府を積極的に支援し、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備とパレスチナ経済の自立化を目指した取組も行っています。

さらに、日本はパキスタンにおける治安改善に貢献するため、アフガニスタン国境地域で教育、保健、職業訓練等について協力をを行い、民生安定を支援してきているほか、2013年には、パキスタンの主要国際空港の保安能力強化のため、手荷物検査装置の整備等、約20億円の支援を行うなど、テロ対策への支援を実施しています。

に大きな不満と反発を抱きつつも、経済面では、長年にわたる占領のために、イスラエル経済と国際社会からの支援に大きく依存せざるを得なくなっています。こうした状況が、中東和平の問題解決を一層難しくしています。また、イスラエルの占領政策や停滞する経済により広がる地域格差や高い失業率も、地域の情勢を不安定にする要素となっています。今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと交渉できるような環境を整備するためには、こうした人々の生活状況を改善しつつ、同時にパレスチナ経済を自立させることが最も重要な課題となっています。

また、2006年7月以降は、将来のイスラエルとパレスチナが平和的に共存し、共に栄えていくための日本独自の中長期的な取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力により、



2014年10月、エジプトのカイロにて開催されたガザ復興支援国会合においてスピーチをする中山泰秀外務副大臣

注78 2010年度大洪水に対する支援も含む。

ヨルダン渓谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ市郊外の農産加工団地建設に取り組んでいるところです。同農産加工団地は、将来的には約7,000人の雇用を創出することが見込まれています。

さらに、2013年、日本は新たな取組として、人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)」^(注79)を開始しました。これまでに人材育成のための三角協力や貿易・投資拡大に向けた会合等が実施されています。

2014年6月にガザ地区において発生したイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突に際し、日本は、緊急のニーズへの対応として、国際機関や日本のNGO経由で食料、水、衛生分野で約780万ドルの支援を実施しました。10月にカイロで開催されたガザ復興支援会合では、中山外務副大臣が出席し、停戦の定着と復興の着実な実行を呼びかけました。

パレスチナ自治区の地図



パレスチナ自治区

ガザ地区

- 面積：365km²
(東京23区の約6割)
- 人口：170万人

西岸地区

- 面積：5,655km²
(三重県とほぼ同じ)
- 人口：280万人

パレスチナ自治区

人材能力強化(インドネシア・マレーシアとの協力案件)、三角協力^{※1} 技術協力(2012年4月~実施中)

日本は、将来の独立したパレスチナ国家がイスラエルと平和共存していくためには、パレスチナの経済および社会が自立することが重要であるとの考えに立って、パレスチナに対する支援を行っています。しかし、パレスチナへの支援を行っている国の多くは、米国や欧州諸国であり、日本を除くと東アジア諸国からのパレスチナへの支援は必ずしも大きくありません。一方で、インドネシアやマレーシアなどの東アジア諸国は、既に一定の経済成長を達成した現在、日本にとって、第三国に対する開発協力の良きパートナーとなっています。

そこで日本は、このような東アジア諸国の知見や経験、経済力を活かして、パレスチナの制度や人づくりのための支援を行うために、インドネシアおよびマレーシアと連携した対パレスチナ三角協力を開始しました。その始まりとなったのが、2011年、インドネシアで行われたパレスチナの公務員を対象にした工業団地運営研修事業です。この研修では、インドネシアなど東南アジアの工業団地を訪問し、両国運営機関関係者や入居企業等との面談を行い、工業団地を効率的に運営していく具体的な手法について研修しました。

こうして、現在までにインドネシアおよびマレーシアで行われた研修のテーマは、固定資産税研修、イスラム金融研修、果樹栽培の生産向上、野菜栽培技術、家畜飼料、生産性向上・KAIZEN研修と多岐にわたっています。参加したパレスチナ人も2013年度末には合計119名に達しています。

こうしたアジアの新興国と共に行うパレスチナに対する三角協力は、2013年2月、日本のイニシアティブで立ち上げられ、2014年3月にインドネシア・ジャカルタで開催された「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)」第2回閣僚会合においても、パレスチナ、東アジア諸国の双方から高く評価されました。(2014年8月時点)

※1 より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力を「南南協力」という。援助国(ドナー)や国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。



パレスチナからの参加者がインドネシアの専門家から果樹栽培について説明を受ける(写真：JICA)

注79 パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 CEAPAD: Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development

(4) サヘル地域

「サヘル^(注80) 諸国」に厳密な定義はありませんが、主に、モーリタニア、セネガル、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ナイジェリア、カメルーン、チャドの8か国を指します。

サヘル地域は、干ばつ等の自然災害に加え、貧困、国家機能の脆弱^{ぜいじやく}さなどにより、政情不安の問題、テロや武器・不法薬物等の不法取引、誘拐等組織犯罪の脅威

が深刻になっています。さらに、リビアの国境管理の甘さがテロリストの出入りを助長し、武器密輸の温床となっています。こうした中、この地域全体が無法地帯とならないようにするための治安能力・ガバナンスの強化や、難民等の人道危機への対処および開発が地域および国際社会の課題となっています。

< 日本の取組 >

日本は、2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件^(注81)を受けて、1月29日に岸田外務大臣が外交の3本柱^(注82)を発表しました。また、2013年6月に開催されたTICAD Vにおいて、1,000億円の開発・人道支援をはじめとする平和の定着支援の継続を表明し、サヘル地域の平和と安定に向けた取組を加速させています。

2013年にはマリ難民支援として約1.2億ドルの拠



2014年3月、日本が支援を行っているケニア国際平和維持訓練センターを視察する石原宏高外務大臣政務官(前)

サヘル地域

(セネガル、ナイジェリア、モーリタニア、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、チャド)

平成25年度対サヘル地域 紛争予防・平和構築無償資金協力 「サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画(UN連携、実施機関(UNODC))」 無償資金協力(2013年~実施中)

サヘル地域は、貧困問題が深刻で、また、国家機能が脆弱なため、武器・不法薬物などの不法取引、誘拐などの組織犯罪の温床となることが多く、テロリストが武器を入手しやすい状況にあります。

そこで日本は、こうした状況に対処するためサヘル地域にあるセネガル、ナイジェリア、モーリタニア、マリ、ブルキナファソ、ニジェールおよびチャドの7か国を対象に、刑事司法・法執行能力向上のための支援を行っています。具体的には、国連薬物犯罪事務所(UNODC)^{*1}を通じて、テロ対策法の整備や司法面での地域協力促進、銃器の不法取引予防、捜査・訴追等の法執行・司法機関の能力向上、海上貨物管理の能力向上を目的として、ワークショップの開催、調査団の派遣、関連機材の供与等を実施しています。

これまでに、テロ対策のワークショップがブルキナファソ、チャド、モーリタニア、セネガルで開催され、それぞれのワークショップに10~20名の司法関係者が参加しました。また、銃器対策、サヘル地域における銃器不法取引への立法および捜査能力の強化についての地域会議が開催され、サヘル地域の専門家が参加しました。国境管理については、セネガルの合同港湾管理ユニットに対して専門家による助言等を実施しました。

このような協力は、テロや銃器の不法取引などに対する各国の法執行能力・司法機関の対処能力を向上させます。これがサヘル地域各国の治安状況の改善やテロ等の潜在的脅威の低減につながり、ひいては、地域全体としてテロや銃器取引等への対処能力が向上することが期待されています。

(2014年8月時点)

*1 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime



港湾管理ユニットが、海外の関係機関からの情報をもとに標的とされたコンテナの検査を実施しているところ
(写真: UNODC)

注80 「サヘル(Sahel)」とはサハラ砂漠南縁部に広がる半乾燥地域。主に西アフリカについて用いられるが、場合によりスーダンやアフリカの角の諸地域を含めることもある。語源はアラビア語の「岸辺」という意味。サヘル諸国のことをサハラ南縁諸国ともいう。

注81 武装集団が、アルジェリア東部のティガントゥリン地区にある天然ガス関連施設を襲撃し、作業員などを人質にして立て籠もった。アルジェリア軍部隊が1月19日までに制圧したが、邦人10人を含む40人が死亡した事件。

注82 ①国際テロ対策の強化、②サハラ砂漠の南のサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、③イスラム・アラブ諸国との対話の推進の3本柱。

出を表明し、マリから周辺国に流出した難民向けに食料や居住用テントの提供や、西アフリカ諸国の軍・警察能力向上のため、平和維持活動(PKO)訓練のためのセンターへの支援などを実施しました。また、マリ・サヘル地域の和解・政治プロセス促進に取り組む「マリ及びサヘル地域のためのAUミッション(MISAHEL)」の活動を支援しています。

また、サヘル地域におけるテロ対策支援として、①サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画(約681万ドル)、②ブルキナファソ・法の支配の強化と貧困層の司法へのアクセス支援計画(約300万ドル)、③モーリ

タニア・イスラム共和国平和構築、治安維持および司法強化計画(約300万ドル)を実施しています。

これらの支援を通じて、小型武器の流入増大・拡散に対応する能力が強化され、司法サービスが改善されます。その結果、サヘル各国における治安状況が改善して、テロなど潜在的脅威が低減し、ひいては地域全体としての対処能力が向上することが期待されます。

サヘル諸国の平和と安定が達成されるよう、日本は、サヘル諸国および国際機関、そしてほかの支援機関と一層密接な連携を図り、支援を着実に実施していきます。

(5) 南スーダン

20年以上続いた南北内戦の後、2011年7月、南スーダンはスーダンから分離・独立しました。スーダンおよび南スーダンは、両国間の諸課題について、南スーダン独立前からアフリカ連合(AU)^{注83)}の仲介による交渉を行ってきました。2012年9月、両国政府は、両国国境付近の治安措置や石油などの課題に関しては合意し、2013年3月、合意履行のための行程表に合意しましたが、両国間で合意済みであってもまだ履行されていない課題があるほか、両国が共に自国領土である

と主張しているアビエ地域^{注84)}の帰属や係争地の問題等については、未だ合意には至っていません。南スーダンにおいては、2013年12月15日以降、政府側と反政府勢力の衝突が発生し、国内避難民や難民の発生等、人道状況の悪化が懸念されています。また、周辺諸国から成る政府間開発機構(IGAD)^{注85)}が仲介役となり、和平に向けた取組が進められています。(2014年10月現在)

< 日本の取組 >

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、南北スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、両国はアフリカにおいて重点的に平和の定着支援に取り組まねばならない地域の一つです。このような認識の下、日本は、2005年以降スーダンおよび南スーダン両国に対し13億ドル以上の支援を実施しています。今後、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)の支援といった平和の定着に関する支援を継続するとともに、平和の定着を両国の国民が実感し、再び内戦に逆戻りすることがないように基礎生活分野等に対する支援を行います。具体的には、スーダンに対しては、紛争被災地域を中心に、人間の基本的ニーズ(BHN)^{注86)}の充足の確保および食料生産基盤の整備を重視した支援を

行っています。南スーダンに対しては、上述に加え、インフラ整備やガバナンス(統治)分野を重視した支援を行ってきています。また、2013年12月以降の人道状況の悪化に伴い、2014年5月、緊急人道支援を実施しました。

現在、南スーダンにおいて、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)^{注87)}に派遣されている自衛隊施設部隊が活動中ですが、南スーダンの安定と国づくりに日本が一体的に取り組むため、同部隊の行う活動と連携した案件を実施しており、2013年には草の根・人間の安全保障無償資金協力と連携し、「ナバリ地区コミュニティ道路整備計画」を実施しました。同年12月以降の治安状況悪化を受け、現在、同部隊は国内避難民支援等の活動を実施しています。

注83 アフリカ連合 AU: African Union

注84 南北国境地帯に位置するアビエ地域は、南北内戦時の激戦地の一つであり、また豊富な石油資源を埋蔵していることなどから、両国双方が領有権を主張している。

注85 政府間開発機構 IGAD: Inter- Governmental Authority on Development

注86 人間の基本的ニーズ BHN: Basic Human Needs

注87 国連南スーダン共和国ミッション UNMISS: United Nations Mission in the Republic of South Sudan

(6) 不発弾および対人地雷・小型武器等

かつて紛争中であった地域には、複数の小型の爆弾を内蔵し、それらをまき散らす爆弾であるクラスター弾などの不発弾や対人地雷が未だに残っており、非合法な小型武器が広く使われています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興と開発

活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です。

< 日本の取組 >

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、両条約の普遍化(なるべく多くの国が条約を締結するように働きかけること)を積極的に推進しています。また、両条約で規定されている、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力も着実に実行しています。

たとえば、アフリカで最も多く地雷の被害を受けているアンゴラにおいては、2008年度以降6年間にわたり、(特活^(注88))日本地雷処理を支援する会^(JMAS)が、アンゴラ国家地雷除去院に対して、同国ベンゴ州を対象に日本NGO連携無償資金協力により地雷除去や地雷除去に関する技術教育などを実施しています。さらに、農業支援や道路整備等を含む総合的な地域復興活動も実施しているほか、日本の民間企業も参加するなど、オールジャパンによる支援が行われてきています。これまでの成果として、東京ドーム(46,755m²)30個分の面積に相当する地雷原の処理が報告されています。

また、アフガニスタンにおいては、(特活)難民を助ける会が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。2009年度から、日本NGO連携無償資金協力およびジャパン・プラットフォーム(JPF)^(注89)事業を通じて、アフガニスタン各地において、移動映画教室等を通じた地雷回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓蒙^{けいもう}が進んできています。

ほかにも、地雷回避教育支援としては、国連児童基金(UNICEF)^{ユニセフ}経由で2014年3月からシリア、イエメン、チャド、マリ、南スーダンにおいて支援を実施しています(2015年2月までに終了予定)。

また、不発弾の被害が特に大きいラオスに対しては、

2011年に不発弾対策に特化したプロジェクトが形成され、①不発弾専門家の派遣、②機材供与、③南南協力の3つの柱から成る協力が行われています。このうち、南南協力については、日本が1990年以来カンボジアに対して行ってきた地雷処理支援の経験を広める観点から、カンボジアとラオスとの間で、不発弾処理支援に関するワークショップが数回行われ、3年間にわたり技術・訓練・国家基準策定・犠牲者支援等に関する両国の知識・経験を互いに共有するための協力が行われています。

2014年3月には、アフガニスタン、南スーダン、ソ



カンボジア北西部バタンバン州の地雷除去現場を訪れたアンゴラの研修員たち(写真: JICA)

注88 特定非営利活動法人(NPO法人)

注89 ジャパン・プラットフォーム(JPF)は、日本のNGOが紛争や自然災害に対し迅速かつ効果的に緊急人道支援を行うことを目的に、NGO、経済界、政府の三者で立ち上げた組織(NPO法人)。2000年8月設立。

マリア、コンゴ民主共和国、リビアに対して、国連PKO局地雷対策サービス部 (UNMAS)^(注90)を通じた地雷・不発弾対策支援(除去・危険回避教育等)を行っています。特に、南スーダンにおいては、PKO活動実施中の自衛隊と連携した支援を実施しています。加えて、日・UNDPパートナーシップ基金を通じ、ベナン地雷・不発弾処理訓練センター (CPADD)^(注91)によるアフリカ地域の地雷除去員の訓練を支援してきています。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上させる支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。

ラオス アンゴラ

不発弾・地雷分野に関するラオス・カンボジア南南協力、アンゴラ・カンボジア南南協力技術協カプロジェクト(2012年7月~実施中)

カンボジアには、長く続いた内戦の負の遺産として、数百万個の地雷が埋設されています。しかし、日本を含む国際社会からの支援を通じ、カンボジア地雷対策センター (CMAC)^{*1}に地雷、不発弾除去に関するノウハウを蓄積することができました。そして、カンボジアは、2011年からは「南南協力」^{*2}という形で、カンボジアが築いた地雷・不発弾除去のノウハウをラオスとアンゴラとも共有する支援を実施しています。

ベトナム戦争により約8,000万個の不発弾が残存しているといわれているラオス。CMACは隣国ラオスのこの状況を改善するため、日本の支援により、ラオス不発弾対策プログラム (UXO Lao)^{*3}において、知識を共有するワークショップをこれまで6回実施し、不発弾除去に関するノウハウを伝えてきました。今後もラオスに対しては、カンボジアがCMACの持つ知見を共有し、日本もさらなる研修管理能力向上と不発弾処理の専門家を派遣、不発弾探知機・後方支援体制の強化のための機材を整備するなどの支援をしていきます。

アフリカ南西部に位置するアンゴラは、2002年の和平合意により27年間に及んだ内戦を終結させました。しかし、カンボジア同様多くの地雷が残され、住民の安全を脅かしているばかりか、開発を阻む原因にもなっています。このような状況を改善するため、日本は既にラオスなどへの南南協力の経験を持つCMACと協力して技術支援を実施しました。また国家地雷除去院 (INAD)^{*4}の能力向上のため、日本人専門家を派遣して組織改善も行いました。CMACはこれまでに計40名のINADの職員を受け入れ、講義や現場の活動を紹介したほか、CMAC職員をアンゴラに派遣し、地雷対策の知見を共有しています。今後も日本はCMACと共にアンゴラ地雷除去に貢献していく予定です。(2014年8月時点)



地雷除去現場視察の様子 (写真: JICA)

- *1 CMAC: Cambodian Mine Action Centre
- *2 より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、援助国(ドナー)や国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。
- *3 UXO Lao: Lao National Unexploded Ordnance Programme
- *4 INAD: National Demining Institute

注90 国連PKO局地雷対策サービス部 UNMAS: United Nations Mine Action Service (PKO: United Nations Peacekeeping Operations)

注91 ベナン地雷・不発弾処理訓練センター CPADD: Centre de Perfectionnement aux Actions post-conflituelles de Déminage et de Dépollution (フランス語)

ウガンダの北部地域は、1980年代の“神の抵抗軍(LRA)※1”をはじめとする武装勢力と政府との衝突により、20年以上紛争状態にありました。2006年からLRAとの和平交渉が進み、2008年ごろからようやく200万人ともいわれる国内避難民が本格的にもともと住んでいた地域に戻ってきています。しかし、避難民キャンプの閉鎖により緊急・人道支援の必要性は下がっていく一方で、帰還先である北部地域では、長年の紛争により行政機能が事実上停止していたため、帰還民の定住を支える地方政府の行政能力に多くの課題を抱えています。

これを受け、日本は紛争の影響を強く受けたアチョリ地域を対象に、避難民の帰還支援に続き、地方政府の行政能力の回復や向上を支援しています。具体的には、地方行政機関の開発事業計画の策定能力や、調達や施工監理といった開発事業の運営能力の向上のため、実施ガイドラインなどを作成しています。また、県や郡の関係職員を対象に、資料管理、データ管理、予算作成、モニタリング・評価などに関する研修も実施しています。

このプロジェクトでは、地方行政官に対し支援することで、行政官が実際の事業運営を通して能力を向上させていくことを目指しています。これにより、各地の行政官が知識を実践に応用する力を身に付けることに役立つほか、行政官が主体的に開発事業に取り組む様子を示すことで、帰還民が地方政府に対して信頼感を持つようになります。(2014年8月時点)



北部の行政官が、南部の住民から一村一品運動についての体験談を聞いているところ。行政と住民の信頼関係づくりのヒントを模索(写真: JICA)

※1 LRA : Lord's Resistance Army

ネパールは1996年から2006年まで10年にもおよぶ内戦を経験しました。地域間の格差や民族・カースト間の対立が内戦の要因の一つといわれています。憲法定定などの新たな国づくりが進みつつある現在も、依然としてコミュニティの中では様々なレベルにおいて対立が解消されておらず、将来新たな紛争に発展しかねないという指摘もされています。

こうしたコミュニティレベルにおける住民間の対立やトラブルを円滑に解決することを「コミュニティ調停」といい、その役割を担うのが村人の中から選ばれるコミュニティ調停人です。

「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト」では、試験的にシンズリ郡、マホタリ郡において、コミュニティ調停人の育成、コミュニティ調停センターの設立、紛争管理が適切に機能し続ける仕組みづくり、コミュニティ調停が住民に広く認知されるための広報活動などを行ってきました。

これまでに18名が調停人講師となるためのトレーナー研修を、そして557名が40時間程度の基礎的な調停人研修を修了しました。2012年2月に最初のコミュニティ調停センターを開所して以来、現在二つの郡に、全部で20ある村でコミュニティ調停サービスが提供されています。

この間に、合計451件の紛争事案が登録され、うち78%に当たる351件で和解が成立しました。また、20の村では合計357件の紛争事案が登録され、うち305件が解決されています。今後は、中央レベルでもコミュニティ調停の制度を推進するよう働きかけ、全国的に展開されることが期待されています。

(2014年8月時点)



コミュニティ調停サービスをよく知ってもらおうと、劇団による調停の模擬劇・ストリートドラマが開催されている様子(写真: JICA)

第2節 地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。日本は、これらの問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、開発協力などを通して開発途上国の問題解決に取り組んでいます。

図表 II-7 / 二国間政府開発援助の地域別実績 (2013年)

(単位：百万ドル)

援助形態 地域	二国間政府開発援助							支出純額		支出総額		
	贈与			計	政府貸付等			合計	対前年 伸び率 (%)	合計	構成比 (%)	対前年 伸び率 (%)
	無償資金協力		技術 協力		貸付 実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)					
	うち国際 機関を通 じた贈与											
アジア	3,718.81	139.08	756.71	4,475.52	8,050.83	9,077.62	-1,026.79	3,448.73	113.9	12,526.35	63.9	53.6
東アジア	3,520.70	89.14	511.85	4,032.55	5,717.07	7,879.42	-2,162.34	1,870.21	737.6	9,749.62	49.8	100.7
北東アジア	36.16	—	49.61	85.77	421.60	1,144.11	-722.51	-636.74	12.5	507.37	2.6	-23.6
東南アジア	3,484.41	89.02	454.59	3,939.00	5,295.47	6,735.31	-1,439.83	2,499.16	487.5	9,234.47	47.1	120.7
南アジア	115.48	22.57	164.75	280.23	2,157.21	1,107.49	1,049.72	1,329.95	-14.2	2,437.44	12.4	-14.2
中央アジア・ コーカサス	35.49	3.70	36.42	71.91	176.54	90.71	85.83	157.74	-28.0	248.45	1.3	-23.3
アジアの 複数国向け	47.14	23.66	43.69	90.83	—	—	—	90.83	-33.5	90.83	0.5	-33.5
中東・ 北アフリカ	1,029.56	842.36	183.97	1,213.53	1,045.26	719.61	325.65	1,539.18	2.8	2,258.79	11.5	0.8
サブサハラ・ アフリカ	1,999.94	565.45	447.74	2,447.68	448.80	759.56	-310.76	2,136.93	24.4	2,896.49	14.8	57.1
中南米	73.20	2.30	167.54	240.74	146.76	421.65	-274.89	-34.14	82.2	387.51	2.0	-18.4
大洋州	75.13	0.40	43.59	118.72	22.76	19.84	2.92	121.64	-5.1	141.48	0.7	-7.2
欧州	7.69	—	22.41	30.10	33.90	67.28	-33.38	-3.28	-109.3	64.00	0.3	-31.8
複数地域に またがる 援助等	127.59	86.74	1,186.98	1,314.57	—	—	—	1,314.57	-15.3	1,314.57	6.7	-15.3
合計	7,031.92	1,636.33	2,808.94	9,840.86	9,748.31	11,065.56	-1,317.25	8,523.61	34.2	19,589.18	100.0	35.0

*1 卒業国向け援助を含む。

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

*4 複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

*5 「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。

1. 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助供与国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国(LDCs)、インドネシアやフィリピンのように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように中央計画経済体制から市場経済体制への移行の途上にある国など様々な国

< 日本の取組 >

日本は、インフラ(経済社会基盤)整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。現在は、基本的な価値を共有しながら開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのために、これまでのインフラ整備と並行して、自然災害、環境・気候変動、感染

● 東南アジアへの支援

東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国^{アセアン}(注1)は2015年の共同体構築を最大の目標としており、日本はこの目標達成のため、ASEAN域内の連結性を強め、格差を是正するための支援を実施しています。特に、ASEAN諸国の中でも低所得国が多いメコン諸国^{メコン}(注2)を支援することは、域内の格差を是正する点からも重要です。

メコン地域に対する支援に関しては、2012年4月の第4回日本・メコン地域諸国首脳会議で、①メコン連結性の強化、②貿易・投資の促進、③人間の安全保障および環境の持続可能性の確保の3つを柱とする「日メコン協力のための東京戦略2012」が採択されています。翌2013年12月に開催された第5回日本・メコン地域諸国首脳会議において、日本はこれまで行ってきた支援に続き、メコン地域の発展に貢献し、メコン地域内の格差是正に向けて支援を行う考えを表明しました。また、「東京戦略2012」に基づく日メ

が存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において密接な関係にあり、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる開発協力の内容が変化していくことに対応しながら、開発協力活動を行っています。

症、テロ・海賊などの国境を越える様々な問題に積極的に対応するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

日本と東アジア地域諸国がより一層繁栄を遂げるためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。

コン協力のこれまでの進展について中間評価を行い、第4回会議で表明した2013年度以降3年間で約6,000億円のODAによる支援が着実に実施されていることを確認しました。2014年8月には、第7回日メコン外相会議を開催し、日メコン協力の進展と今後の方向性



カンボジアの国道1号線上のメコン川渡河地点に架かるつばさ橋(ネアックルン橋)。国道1号線は南部経済回廊として、タイ(バンコク)、カンボジア(プノンペン)、ベトナム(ホーチミン)を結ぶ。つばさ橋の完成によりメコン川渡河時間が、現行のフェリー利用による渡河時間(閑散期約1時間~繁忙期7時間程度:待ち時間を含む)が5分程度に短縮され、また、24時間の渡河通行が可能になる(写真: JICA)

注1 ASEAN諸国:ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

注2 メコン諸国:カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス

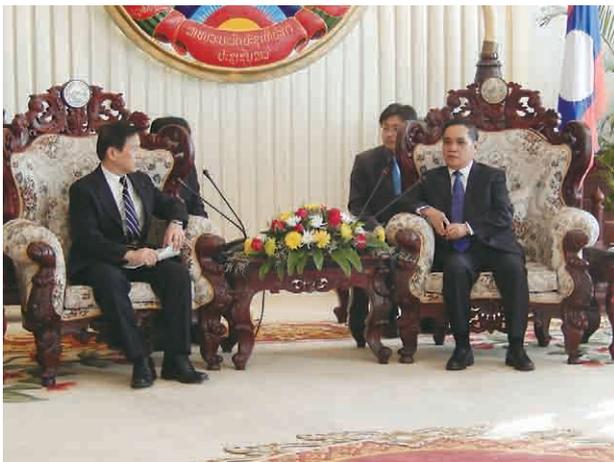
について議論が行われました。

メコン地域の中では、特に民主化を進めるミャンマーに対して、2012年4月、日本は経済協力の方針を見直し、急速に進むミャンマーの改革努力を後押しするため幅広い支援を実施していくこととしました。具体的には、少数民族に対する支援を含む、国民の生活向上、法整備支援や人材育成、ヤンゴン・ティラワ地区を中心とするインフラ整備など、日本はミャンマーに対して様々な支援を積極的に行っています。

日本はこのような取組を進めるとともに、貧困の削減を図り、ASEAN域内の格差を是正することにより、域内統合を支援しています。

ASEANは、2010年10月のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」*を採択しました。日本はこのマスタープランの具体化に向けてもODAの活用や官民連携を通じて積極的に支援を行っています。

日・ASEAN友好協力40周年であった2013年には、12月に東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議において「日・ASEAN友好協力ビジョン・ステートメント」が採択され、日・ASEAN関係の強化に向けた中長期ビジョンが打ち出されました。これにより、ASEAN連結性強化に向けた日・ASEAN協力が一層促進することが期待されます。また、日本は、2015年の共同体構築を目指すASEANが掲げる「連結性の強化」、「格差是正」を柱に、5年間で2兆円規模のODAによる支援



2014年6月、トンシン・ラオス首相(右)と会談する三ツ矢憲生外務副大臣(前)

を行うことを表明しました。

加えて防災分野では、2013年11月に発生したフィリピン中部における台風30号「ヨランダ」による甚大な被害を受け、防災ネットワークの拡充や、災害に対して強靱な社会の実現に向けた支援などを内容とする日・ASEAN防災協力強化パッケージを発表し、この中で、災害対処能力向上、高品質な防災インフラ整備^(注3)を柱として5年間で3,000億円規模の支援と1,000人規模の人材育成を実施することを表明しました。

ASEAN諸国に対しては、これらの意図表明を踏まえ、連結性強化を含むハード・ソフト両面でのインフラ整備、域内および国内格差の是正(人材育成や貧困削減、保健・女性分野の取組など)のほか、防災協力や環境・気候変動分野の支援、海上の安全、法の支配の促進などを重視しつつ、着実に支援を実施しています。そのほかにも、フィリピン・ミンダナオの元紛争地域への集中的な支援や東ティモールの国づくり支援など、平和構築のための取組も行っています。

防災面では、二国間での協力を行うとともに、ASEANに対し、日本が2011年7月に提唱した「ASEAN防災ネットワーク構築構想」に基づく支援を行っています。ASEANの災害対応・防災機関であるAHAセンター(ASEAN防災人道支援調整センター)を中心に能力の向上支援を実施しています。

食料安全保障面では、ASEAN+3の枠組みで、大規模災害等の緊急時に備えるための取組として、2012年7月にASEAN+3緊急米備蓄(APTERR^(注4))協定が発効しました。この枠組みを通じて、2013年に発生したラオスにおける洪水被害やフィリピンにおける台風被害に対し、米支援を実施し、東南アジア地域の連携を強化しています。

日本は、アジア地域において様々な地域協力に取り組んでいるアジア開発銀行(ADB)^(注5)との連携を強化しています。たとえば、ADBと共に、5年間で最大2,500万ドル規模の資金を用いて、アジアにおける貿易円滑化のための支援を実施します。また、東アジア地域の国際的な研究機関である東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)^(注6)とも、「アジア総合開発計画」や「ASEAN連結性マスタープラン」の具体化に向けて協力しています。

注3 インフラ整備は特に重要との観点から、2014年11月の日・ASEAN首脳会議においても、持続可能で質の高い成長のための「人間中心の投資」を通じたインフラ整備支援の方針を提示するとともに、「人間中心の投資」を推進する4つのアプローチとして①効果的な資金動員、②被援助国や国際機関等とのパートナーシップの強化、③ライフサイクルコストや環境社会面への配慮、④包括的かつ細かい支援を紹介した。「人間中心の投資」については、159ページを参照。

注4 東南アジア諸国連合及び協力3箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定 APTERR: ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve

注5 アジア開発銀行 ADB: Asian Development Bank

注6 東アジア・ASEAN経済研究センター ERIA: Economic Research Institute for ASEAN and East Asia

ベトナムは、2010年に1人当たりGDPが1,005ドルを超えて低中所得国※1入りを果たし、貧困層の割合も過去20年間で約6割から1割に低下するなど、近年大きな経済発展を遂げています。しかし、これまで成長を支えてきた安価な労働力に依存する組立・加工産業などは、他国との競争に晒されており、ベトナムの国際競争力を高めるために、産業に高い付加価値※2をつけることが急がれています。また、ベトナムは短期的に見ると経済的に安定していますが、インフレ、財政赤字など経済面で構造的な課題も抱えています。

日本は、世界銀行などと協調し、ベトナムが持続的な成長を実現できるよう支援しています。具体的には、財政支援と政策対話を通じ、公共財政管理の強化、脆弱な金融システムの改善、国営企業における経営効率の向上などに向けた各種政策制度改革について、着実な実行を後押しする協力を進めています。このプロジェクトはその第一段階として実施したもので、ベトナム政府と対話を重ねながら、改革計画の策定、実施状況の確認作業を協働して行います。それを通じて適切な取組を促し、税務管理法の改正、銀行セクター改革と国営企業改革の中期計画策定などの成果を得ました。



連携して実施している技術協力「国家銀行改革支援」「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上」両プロジェクトのキックオフセミナーの様子(写真: JICA)



この案件と連携して実施している技術協力「国家銀行改革支援プロジェクト」におけるベトナム国家銀行との協議(写真: JICA)

また、日本の企業再生、銀行監督、税務などの分野で高い知識と経験を持つ専門家をベトナムに派遣しています。改革計画や実行手法について助言する技術協力や、ビジネス環境の改善に役立つ電子通関システムの導入を支援する無償資金協力を実施するなど、支援をより効果的なものとするための取組を行っています。

※1 187および256ページ参照。

※2 価格による競争ではなく、製品やサービスに取引先や顧客が求める価値、満足できる価値を高めて、収益を上げること。

● 中国との関係

1979年以降、中国に対するODAは、中国の改革・開放政策の維持・促進に貢献すると同時に、日中関係の主要な柱の一つとしてこれを下支えする強固な基盤を形成してきました。経済インフラ整備支援等を通じて中国経済が安定的に発展してきたことは、アジア太平洋地域の安定にも貢献し、ひいては日本企業の中国における投資環境の改善や日中の民間経済関係の進展にも大きく寄与しました。2008年5月の日中首脳会談において、胡錦濤中国国家主席(当時)が感謝を表明するなど、中国側も様々な機会に日本の対中国ODAに対して評価と感謝の意を表明してきました。

一方、経済・技術も含め、様々な面で大きく変化を遂げた中国に対するODAによる開発支援は、既に一定

の役割を果たしました。中国に対するODAの大部分を占めていた円借款および一般無償資金協力は新規供与を既に終了しました。

現在の中国に対するODAは、日本国民の生活に直接影響する越境公害、感染症、食品の安全等協力の必要性が真に認められる分野における技術協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力などのごく限られたものを実施することとしています。

また、そうした対中ODAの大部分を占める技術協力については、日中の新たな協力のあり方として、日中双方が適切に費用を負担する方法を導入することについて両国間で合意しており、今後段階的に実施に移される予定です。

● 用語解説 ASEAN 連結性マスタープラン

2010年10月のASEAN首脳会議で採択された2015年のASEAN共同体実現に向けた連結性強化のためのプラン。ASEANの連結性強化とは、運輸、情報通信、エネルギー網などの「物理的連結性」、貿易、投資、サービスの自由化・円滑化などの「制度的連結性」、観光・教育・文化などにおける「人と人との連結性」の3つから成る。

クアラルンプールの水不足を解消する 東南アジア最長の導水トンネル

～日本のゼネコン技術が成功させたマレーシア山岳のトンネル掘削～



掘削機TBMの前でトンネル貫通を喜ぶ作業員たち
(写真：清水建設)

マレーシアは、1980年代以降、急速な経済発展を遂げています。それに伴い、商工業の中心地である首都クアラルンプールでは生活用水や工業用水の不足が大きな問題となっていました。この水需要の急増に対処しようと、クアラルンプール近郊のスランゴール州流域の河川では水資源を確保するための開発が進められてきました。しかし、1997年から98年にかけてこの地域で約半年間に及ぶ深刻な水不足が発生するなど、水資源の確保はなかなか思うように進んでいませんでした。

そうした中、マレーシア政府において様々な案が検討された結果、水資源の量と費用などの面から、マレーシア半島中心部で豊富な水資源を擁するパハン州からスランゴール州へトンネルを掘削して水を引くことが最善との結論に至りました。

2009年6月、「パハン・スランゴール導水トンネル」事業がスタート。これは、パハン州とスランゴール州を結ぶ山脈の下に直径5.2m、総延長44.6kmにも及ぶトンネルを掘り、1日当たり189万m³の量の水を首都圏に送るというアジア最大級のインフラ整備です。事業は、日本が円借款によって事業費用の75%を供与する形で実施されることとなり、日本の清水建設株式会社と西松建設株式会社、マレーシアのUEMB*1とIJM*2から成る共同企業体（ジョイントベンチャー）によって工事が進められることになりました。

近年、日本のゼネコン各社は、建設ラッシュに湧く海外での巨大プロジェクトに乗り出しています。マレーシアのプロジェクトで建設所長としてチームをとりまとめた清水建設の河田孝志^{かわた たかし}さんも、1990年代に実施されたインドネシアの水力地下発電所工事などの実績を買われ、この一大プロジェクトに抜擢^{はってき}されました。

着工は2009年9月。トンネル本体を8つの工区に分け、掘



各国から集まった作業員たちと共に。中央が河田孝志さん
(写真：清水建設)

削機TBM(トンネル・ボーリング・マシン)と、ダイナマイトを利用したNATM(新オーストリア・トンネル工法)を駆使して、山脈の下に続く強固な岩盤の掘削を進めることになりました。掘削開始前の機材を現場に運ぶための道路工事の段階からスケジュールを前倒しにすることで、好調なスタートを切ったものの、実際の掘削が始まると様々なハプニングが起きました。掘削の途中、高さ50mを超える巨大な空洞に出くわしたり、1分間で最大24.6トンもの大量の湧水に見舞われたり…。さらに、硬質な花崗岩^{かこうがん}を掘り進めるため、「山はね(掘削した岩盤の飛散)」が生じ、そのダメージでTBMの心臓部であるメインベアリングが破損するなど、容赦ない自然のパワーが作業員の行く手を阻みます。

「掘削工事は、長く連なる山脈の下を掘り進めるのですが、土被り(構造物から地表面までの厚さ)が1,000mを超える区間が5km続く難所では、岩盤と湧水の温度が50度を超えるなど、ただでさえ高温多湿の過酷な状況に追い打ちをかける、厳しい作業環境でした。」と河田さんは困難の多かった現場を振り返ります。

こうした試練を乗り越えることができたのは、15か国、最大1,000人を超える「多国籍チーム」が一致団結し、同じ気持ちで問題に立ち向かえたことが大きかったといいます。日ごろから河田さんは、「番線くず^{ばんせんくず}*3 一つ落ちていない、きれいで安全な現場」を目指し、片づけや清掃を自ら徹底して行い、笑顔であいさつを交わす姿勢を作業員らにも求めました。

「着工して間もないころ、ジョイントベンチャーの地元マレーシア企業の副所長から、『あまりやかましくいっていると、そのうち業者がいなくなりますよ』といわれましたが、私は『もしそれで辞めるのであれば辞めてもらっても結構』と答えました。それでも、どの業者も辞めることはなかったし、その副所長は次の現場で今回私が実施した管理方法をそのまま行っているそうです。」

日本式の手法に最初はとまどった彼らも、清潔で気持ち良く働ける現場が、結果的に安全や効率につながると分かり、徐々に意識が変わっていったといいます。

2014年2月、大規模な掘削工事はわずか4年9か月で成し遂げられました。この難工事が無事故で達成されたのも、日本の高度成長期のインフラ整備を支えたゼネコンの技術力と安全な現場づくりの精神が発揮された証といえそうです。

*1 United Engineers Malaysia Berhad

*2 IJM Corporation Berhad (IGB Construction Sdn Bhd, Jurutama Sdn Bhd, Mudajaya Sdn Bhdの合併会社)

*3 土木、建築工事において物を結束するのに使われる鉄線のくず

東アジア地域における日本の国際協力の方針



図表 II-8 東アジア地域における日本の援助実績

2013年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力 うち国際機関 を通じた贈与	技術協力			貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
1	ミャンマー	3,238.45 (127.75)	48.27 (48.27)	48.65 (48.65)	3,287.10 (176.40)	2,044.67 (2,044.67)	2,803.45 (1,638.13)	-758.78 (406.54)	2,528.32 (582.94)	5,331.76 (2,221.07)
2	ベトナム	23.99	—	105.30	129.28	1,551.12	373.51	1,177.61	1,306.89	1,680.41
3	インドネシア	11.31	0.17	85.86	97.16	870.99	1,789.09	-918.09	-820.93	968.16
4	タイ	23.60	1.08	48.38	71.98	535.23	800.26	-265.03	-193.05	607.21
5	中国	5.15	—	24.40	29.55	295.57	1,117.77	-822.20	-792.64	325.12
6	フィリピン	63.03	33.64	59.88	122.91	133.81	658.21	-524.41	-401.50	256.72
7	モンゴル	31.01	—	25.12	56.13	126.03	17.00	109.04	165.16	182.16
8	マレーシア	0.70	0.23	10.19	10.89	133.66	305.00	-171.35	-160.46	144.54
9	カンボジア	74.29	5.64	46.20	120.50	22.89	1.90	20.99	141.49	143.39
10	ラオス	40.33	—	38.11	78.44	1.40	3.88	-2.48	75.96	79.84
11	東ティモール	8.72	—	11.74	20.46	1.71	—	1.71	22.17	22.17
	東アジアの 複数国向け	0.13	0.13	7.66	7.79	—	—	—	7.79	7.79
	東アジア地域合計	3,520.70 (410.00)	89.14 (89.14)	511.85 (511.85)	4,032.55 (921.85)	5,717.07 (5,717.07)	7,879.42 (6,714.10)	-2,162.34 (-997.02)	1,870.21 (-75.17)	9,749.62 (6,638.93)
	(ASEAN合計)	3,475.69 (364.99)	89.02 (89.02)	442.84 (442.84)	3,918.53 (807.83)	5,293.76 (5,293.76)	6,735.31 (5,569.99)	-1,441.54 (-276.22)	2,476.99 (531.61)	9,212.30 (6,101.60)

*1 順位は支出総額の多い順。

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

*4 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

*5 「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。

*6 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

2. 南アジア地域

南アジア地域には、世界最大の民主主義国家であるインドをはじめとして、大きな経済的潜在力を有する国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的には、東アジア地域と中東地域を結ぶ陸上・海上の交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、テロおよび過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、南アジア地域には、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如、人口の増大、初等教育を受けていない児童の割合の高さ、水・衛生施設や保健・医療制度の

未整備、不十分な母子保健、感染症、そして法の支配の未確立など取り組むべき課題が依然多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、この地域に住んでいる16億人に近い人口のうち約5億人が貧困層ともいわれ、世界でも貧しい地域の一つです。ミレニアム開発目標(MDGs)達成を目指す上でもアフリカに次いで重要な地域となっています。^(注7)

日本は、南アジア地域の有する経済的な潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差をやわらげるため、経済社会インフラ整備の支援を重点的に行っています。

< 日本の取組 >

南アジア地域の中心的存在であるインドとは、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)^(注8)の中核となる貨物専用鉄道(DFC)^(注9)建設計画などの経済協力をはじめ、政治・安全保障、経済、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。インドは日本の円借款の最大の受取国であり、日本はインドにおいて電力や運輸などの経済インフラの整備等を支援しています。2014年9月のモディ首相訪日時の日印首脳会談において、今後5年以内に、日本の対インド直接投資とインド進出日系企業数の倍増という日印両国の共通目標を実現するために、インド側がビジネス環境のさらなる改善に向けて努力するのに合わせ、日本側からは、インドに対し今後5年間でODAを含む3.5兆円規模の官民投融資を実現するとの意図を表明していま



日本はBay of Bengal Industrial Growth Belt (BIG-B) 構想を掲げ、今後の Bangladesh のテイクオフを支援する。Bangladesh 側からは「このときを長らく待っていた」と感謝が述べられた(写真: 佐々原秀史/在 Bangladesh 日本大使館)

す。また、農村環境の整備など貧困削減に向けて社会分野での開発も進めています。

近年、発展が目覚ましく、日本企業の進出も増加している Bangladesh とは、2014年3月の岸田外務大臣の Bangladesh 訪問、5月のハシナ首相の訪日および9月の安倍総理大臣の Bangladesh 訪問という一連の要人往来の中で、5月に「包括的パートナーシップ」が立ち上げられました。また、その際、2014年よりおおむね4年から5年を目途に、Bangladesh に対し、最大6,000億円の支援を実施する意図を表明しました。このような二国間関係強化の中で、① Bangladesh の経済インフラの開発、②投資環境の改善、および③連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)」構想を中心に、政策対話を強化し、経済協力を進めています。



インドのデリー・メトロは総事業費の半分以上が日本の円借款によって賄われた。今では毎日200万人以上もの人々に利用される市民の足として定着している

注7 2014年のMDGsレポートによれば、1日約1.25ドル未満で生活する人の割合は30%(2010年)で、これはサブサハラ・アフリカに次いで高い数字である。

注8 デリー・ムンバイ間産業大動脈構想 DMIC: Delhi Mumbai Industrial Corridor

注9 貨物専用鉄道 DFC: Dedicated Freight Corridor

2014年9月に安倍総理大臣が日本の総理大臣として24年ぶりに訪問したスリランカに対しては、両国間の海洋分野での協力を強化していくこと、ならびに、スリランカの国民和解の実現および2020年までの貧困からの脱却、中進国入りに向けた同国の取組を支援していくことを表明しています。幅広い分野で深化・拡大しつつある二国間関係を踏まえ、今後もスリランカの一層の経済発展とともに、進出している日系企業

の活動環境の改善にも寄与する運輸・電力基盤などのインフラ整備の協力を行っていきます。また、同国の紛争の歴史や開発の現状を踏まえ、後発開発地域を対象に生計向上や農業分野を中心とした産業育成など、国民和解に役立つ協力および災害対策への支援を継続していきます。

パキстанは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っており、アフガニスタンの安定にとり、パキスタンの協力は極めて重要です。これまで日本は、2009年4月に世界銀行と共に東京で開催したパキスタン支援国会合の際に表明した10億ドルの支援を実施したほか、テロ対策や防災等についても支援を実施しています。2013年6月に発足したシャリフ新政権は、経済・財政の立て直しや治安の改善を最優先課題として取り組んでおり、2013年9月、IMF理事会は、パキスタンに対する新規IMFプログラム(3年間、66.4億ドル)を承認しました。日本としてもパキスタンの改革努力を後押しするため、2014年6月には50億円の電力セクター改革プログラムローンを供与するなど、電力等の経済社会基盤(インフラ)整備および人間の安全保障の面で支援しています。



アフガニスタン国境沿いからパキスタンの首都イスラマバード郊外に移住してきた避難民。幼い弟の面側を見る少女(写真:新井さつき/在パキスタン日本大使館)

バングラデシュ

自然災害に対応した公共建築物の建設・改修能力向上プロジェクト 技術協力プロジェクト(2011年3月~実施中)

サイクロンや洪水などが頻繁に発生するバングラデシュでは、地震災害のリスクも高いといわれています。しかし近年、大きな地震が発生していないため、耐震建築物はほとんどなく、マグニチュード6.5~7の地震が起こると、現存する建物の7割が倒壊するともいわれています。特に地震時に重要な機能を担う病院や消防署、学校、政府庁舎といった公共施設の耐震化は差し迫った課題です。

そこで、地震対策の分野で世界でもトップレベルにある日本の技術と経験を活かして、政府機関職員の耐震設計・施工能力や耐震改修に係る技術を向上させるための協力を実施しています。このプロジェクトでは、全国に5,000棟以上ある公共建築物の現況を把握するとともに、建築技術者の技術の習得や設計・施工の品質管理の確立、地震に強い建築方法の開発などに取り組んでいます。このプロジェクトは、バングラデシュの公共建築物の耐震化推進につながる支援といえます。

一方で、2013年4月、自然災害ではありませんが、ダッカ市内の9階建てのビルが突然崩れ落ち、入居していた縫製工場の労働者ら多数が命を落とす事故が起こりました。縫製産業は、同国の輸出額の約8割を占め、女性を中心に400万人が従事している重要な産業であり、その生産施設の安全性の強化は緊急の課題です。そこで日本政府は直ちに、このプロジェクトとタイアップして、縫製工場の耐震診断をして耐震補強工事や建て替え工事を行うための長期低金利融資を供与し、縫製工場の労働環境の安全性を高めるためのプログラムを立ち上げました。技術協力で能力強化を行った政府機関職員が縫製工場の耐震診断や改修設計を行い、さらに融資を通じて実際に建物に耐震対策を講じることにより、安全性の向上につながることを期待されます。(2014年8月時点)



構造実験試験体の損壊状況について説明するOYOインターナショナルの井上明専門家(写真: JICA)

▶ 南アジア地域における日本の国際協力の方針



図表 II-9 / 南アジア地域における日本の援助実績

2013年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
			うち国際機関を通じた贈与							
1	インド	1.87	0.17	40.49	42.35	1,357.76	737.77	619.99	662.34	1,400.11
2	バングラデシュ	17.55	5.12	45.96	63.52	371.73	107.98	263.75	327.27	435.25
3	スリランカ	29.09	5.79	23.07	52.16	265.96	213.12	52.83	105.00	318.12
4	パキスタン	35.80	11.22	19.36	55.16	157.00	39.19	117.81	172.97	212.16
5	ネパール	24.36	—	24.48	48.84	1.37	9.43	-8.07	40.77	50.21
6	ブータン	6.41	—	8.77	15.17	3.40	—	3.40	18.58	18.58
7	モルディブ	0.12	—	1.15	1.27	—	—	—	1.27	1.27
	南アジアの複数国向け	0.28	0.28	1.46	1.74	—	—	—	1.74	1.74
南アジア地域合計		115.48	22.57	164.75	280.23	2,157.21	1,107.49	1,049.72	1,329.95	2,437.44

* 1 順位は支出総額の多い順。

* 2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

* 3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

* 4 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

* 5 「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。

* 6 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。



高温の炉の中がくっきり見える耐熱カメラが インドの経済発展と環境保護に貢献

～インド国営製鉄所・発電所で普及・実証事業～



高温の炉内部を点検する、耐熱カメラ「ファーンレスコープ®」(写真：(株)セキュリティージャパン)

インドは急激な経済発展を遂げてきましたが、慢性的な電力不足にあり、電力供給は不安定で停電が頻発しています。また、基幹産業である電力・鉄鋼は多くのエネルギーを消費する上、大量の温室効果ガスを排出します。インドの温室効果ガス排出量は、世界第4位とされ、その10%を電力産業が、8%を鉄鋼業が占めているといわれています。インドでは、両産業の発電効率、エネルギー効率を上げることで、安定した電力供給と温室効果ガス排出量低減を実現することが切実に求められています。

そんなインドのニーズに応える技術が日本にあります。それは「耐熱カメラ」です。世界でも珍しい「耐熱カメラ・耐冷熱監視カメラ」の総合メーカーとして30年の実績を持つ(株)セキュリティージャパン(東京・江東区)。同社が開発した耐熱カメラ「ファーンレスコープ®」は、高温の工業炉や発電所のボイラー内部を、細かいくところまで正確に映し出すことができます。特に、摂氏1,200度を超える高温の炉の中に直接カメラを入れて内部を見ることができるといった技術については、1997年11月に特許を取得しました。「それまでは、炉の部品交換などのメンテナンスに携わる人間の勘や経験に頼っていましたが、この技術によって、誰でも内壁の劣化や灰の付着具合、炎の状態など、内部をはっきりと目で確認できるようになりました。」と同社営業部の岩見守和さん(いわみ もりかず)はいます。その結果、工業炉やボイラーの適切な管理・補修が可能になり、エネルギー効率が向上し、省エネ、温室効果ガスの削減にもつながっています。

インドの抱える問題に自社の製品が大いに役立つはずと確信した同社は、海外での事業展開の経験のなさを補うため、理化学機器や医療機器を扱う商社として海外との豊富



耐熱カメラの使用方法を現地スタッフに説明する日本人技術者(写真：(株)セキュリティージャパン)

なネットワークを持つオガワ精機(株)、海外の市場調査などに強い(株)エックス都市研究所※1と連携し、インドでの事業実施を決断しました。JICAの「普及・実証事業」※2に採択され、2013年11月からインドの国営製鉄所(チャッティースガル州)と石炭火力発電所(ビハール州)で耐熱カメラ「ファーンレスコープ」を使った普及・実証事業を開始することができたのです。

「耐熱カメラの存在を知ってもらい、ファーンレスコープを実際に使用してもらわなければその良さは分からない。しかし、我々のような中小企業が海外で本格的な市場調査や製品のデモンストレーションを行うのは、まず不可能です。今回、JICAの支援によって国営企業を相手に普及・実証事業を開始することができたメリットはとて大きいですね。」とオガワ精機の安藤涼子さん(あんどうりょうこ)は語ります。

「耐熱カメラ」という概念自体は新しいものではありませんが、ファーンレスコープの独自性は、水と空気を効率的に活用した冷却技術によって、長時間の使用が可能になる点にあります。また、炉に入れる冷却ジャケットの先端にカメラを装着できるため、内部の細かな点までチェックできます。「インドでは、冷却機能が足りずにカメラが故障してしまう例が多かったため、現場の人々も最初は半信半疑でした。しかし、実際にカメラが炉の内壁の画像を鮮明にとらえたときは感嘆の声が上がりました。」と安藤さん。

今回の事業を通して新たな課題も見えてきたそうです。「製造現場に高度なインフラが整備されている日本と違って、インドでは停電対策をはじめ、カメラの冷却に必要な良質の水や空気の確保など、導入前の準備が求められることが分かりました。」とエックス都市研究所の仁井田恵さん(にいだけい)は分析します。セキュリティージャパンの岩見さんも、今後は製品だけでなく、問題解決策を含めたシステムそのものを販売する必要性を感じています。

「インドでは、今後、鉄鋼や電力のニーズは、緩やかとはいえ増加の一途をたどります。大量にエネルギーを消費するこれらの産業において、少しでもエネルギー効率を上げることができれば、環境への大きな貢献につながり、ひいては持続可能な社会づくりにも結び付く。我々の技術がその一端を担えればうれしく思います。」とオガワ精機の安藤さんはインドでの取組に意気込みを見せています。

※1 本普及・実証事業において、外部人材として参画

※2 中小企業などからの提案に基づき、製品・技術に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。事業の上限金額は1億円、協力期間は1～3年程度。

3. 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に囲まれていることから政治的にも地理的にも重要な地域です。また、石油、天然ガス、ウラン、レアメタル(希少金属)などのエネルギー・鉱物資源が豊富で、資源供給国の多様化を目指して、資源・エネルギー外交を展開する日本にとって戦略的に重要な地域です。そのため、この地域の安定と発展は、日本

を含むユーラシア地域全体の安定と発展にとっても重要です。この観点から日本は、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値が根付くよう、そして同時にアフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに接する地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

< 日本の取組 >

日本は、計画経済体制から市場経済体制への移行と経済発展を支援するため、法制度の整備、保健医療など社会システムの再構築、経済発展に役立つインフラ整備(経済社会基盤)、市場経済化のための人材育成など様々な支援活動を行っています。たとえば、ウズベキスタンおよびキルギスにおける日本センター*では、日本の経験に基づくビジネスコースなどを提供することで、市場経済化に対応できる人材の育成に貢献しています。

カザフスタンおよびアゼルバイジャンのカスピ海沿岸には、世界有数の規模を誇る油田が存在し、日本企業も権益を有しています。この地域が安定し経済が発展することは、国際エネルギー市場の安定と国際社会のエネルギー資源の確保のためにも重要であり、公共サービスの改善や人材育成、発電所などのインフラ整備といった支援を行っています。



新たに建築され医療機材が整備されたアゼルバイジャン西部のザガダラ地区ガンダフ村診療所で、超音波検査機による診断を受ける妊婦(写真: 杉山史恵/在アゼルバイジャン日本大使館)

また、日本は、2004年に中央アジアの地域協力を進めることを目的として「中央アジア+日本」対話の枠組みを設立し、これまで外相会合や高級実務者会合を含めて様々なレベルでの対話や協力を実施しています。10周年を迎えた2014年7月には、キルギスにて第5回外相会合が開催されました。



2014年11月、タジキスタン・ドゥシャンベ市の消化器病院において医療機材の供与式でスピーチを行う園浦健太郎外務大臣政務官

用語解説

● 日本センター

中央アジアやインドシナ地域の市場経済移行国における市場経済化を担う人材育成を目指し、日本の「顔の見える援助」として、また日本との人脈を築く拠点として、市場経済を目指す9か国に10センターが設置され、現在、7か国8センターでJICAプロジェクトを継続中(プロジェクト終了の2センターも現地で活動を継続)。ビジネスコース、日本語コース、相互理解促進事業を活動の柱としている。

中央アジア・コーカサス地域における日本の国際協力の方針



図表 II-10 / 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2013年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	ウズベキスタン	3.88	—	9.78	13.66	42.83	26.38	16.45	30.11	56.49
2	アゼルバイジャン	1.76	—	1.57	3.33	52.63	13.10	39.52	42.85	55.96
3	グルジア	1.45	—	0.47	1.92	45.81	2.66	43.15	45.07	47.74
4	カザフスタン	0.70	—	2.41	3.11	33.88	43.31	-9.43	-6.32	36.99
5	タジキスタン	19.01	—	7.65	26.66	—	—	—	26.66	26.66
6	キルギス	6.64	2.09	11.23	17.87	—	0.39	-0.39	17.48	17.87
7	アルメニア	0.44	—	2.13	2.57	1.40	2.63	-1.24	1.33	3.96
8	トルクメニスタン	—	—	0.56	0.56	—	2.24	-2.24	-1.68	0.56
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	1.61	1.61	0.62	2.23	—	—	—	2.23	2.23
	中央アジア・コーカサス地域合計	35.49	3.70	36.42	71.91	176.54	90.71	85.83	157.74	248.45

* 1 順位は支出総額の多い順。

* 2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

* 3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

* 4 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

* 5 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

キルギス

輸出のための野菜種子生産振興プロジェクト
技術協カプロジェクト(2013年5月～実施中)

農業は、キルギスの人口の約3割が従事し、GDPの22%を占める産業の大きな柱の一つです。旧ソ連時代のキルギスは、乾燥した気候と恵まれた水源、そして広大な灌漑用^{かんがい}地を活かし、穀物や野菜などの種子の一大生産地でした。しかし、旧ソ連の崩壊に伴い、生産技術が更新されず、普及させる体制も構築されないままの状況が続き、種子生産は著しく減少してしまいました。また、民間セクター主体で行われている野菜種子の生産を振興していく実施体制も整備されておらず、海外企業と取引できる生産技術を持つ生産者がいない状況です。

こうした状況を改善し、手ごろな価格で高品質な種子の生産能力を向上させ、野菜種子の生産がキルギスの輸出産業として盛んになるよう、日本による技術協力プロジェクトが開始されました。このプロジェクトの主な活動は、研修用農場での種子の試験栽培、マニュアルづくり、種子を生産する農家を対象とした研修の実施などです。

また、種子の生産の過程では様々な検査が行われます。このプロジェクトでは、プロジェクトの終了後も視野に入れ、キルギスの技術水準と資源で対応できるように検査技術を改善しています。さらに、野菜種子の生産者が経営管理能力を向上させるための研修に加え、輸出産業としての種子生産を支援するため、海外の種苗企業^{しゅひょう}と出会いの機会をつくる支援も行います。

このプロジェクトにより、種子生産農家の技術が向上して高い品質の種子の生産量が増加することはもちろん、種子生産農家が海外企業と連携して種子の輸出量が伸びることが見込まれています。ロシアなどの近隣諸国のニーズにも応えることが期待されています。

(2014年8月時点)



育苗施設におけるトレイを使った苗生産の現場
(写真：JICAキルギス事務所)



2014年7月、キルギスの首都ビシュケクにおいて、無償資金協力案件に関する交換公文の署名を行う岸田文雄外務大臣とラヴロヴァ財務大臣(後ろで拍手しているのはアブディルダエフ外務大臣)

4. 中東・北アフリカ地域

中東・北アフリカ地域は、石油と天然ガスの埋蔵量が共に世界の約5割を占めており、世界のエネルギーの一大供給地です。日本は原油輸入の8割強を中東・北アフリカ地域に依存している上、日本と欧州とを結ぶ貿易の中心となる航路は中東地域を經由しており、日本の経済とエネルギーの安全保障という意味からも極めて重要な地域となっています。

中東・北アフリカ地域は2011年以降、大きな政治的変動を経験しました。長期政権が崩壊した国では民主化プロセスが進められています。しかし、経済的・社会的な状況は依然として改善したとはいえ、改革はこれからが正念場です。そうした国の改革努力を、経済的支援を通じて後押しし、地域の安定に貢献していくことは、その国自身や周辺諸国だけでなく、世界全体の平和と安定にもつながります。

< 日本の取組 >

中東・北アフリカ地域には、パレスチナ問題に加え、アフガニスタンやイラクなど、生活や社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在します。これらの国や地域の平和と安定は、地域全体、さらには国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼしかねないことから、これらの国・地域に対しては、持続的な平和と安定の実現、国づくりや国家の再建のために国際社会が一致団結して支援していくことがとても重要です。このような中東・北アフリカ地域の位置付けから、日本として積極的に支援を行う大きな意義があ



2014年6月、イラン・イスラム共和国を訪問し、ザリーフ外務大臣との会談においてザリーフ大臣の名前入りW杯日本代表ユニフォームを贈る岸信夫外務副大臣(前)

これらの地域の中には未だに情勢が不安定な国もあります。シリアでは、2011年3月から、3年以上経過した現在も弾圧と暴力が継続し、多数の難民や避難民が発生していることに加え、2013年8月には国内で化学兵器が使用され、多くの市民が死亡するなど、大きな人道問題となりました。2014年には、イラクおよびシリアにおいて国境をまたぎ、「国家」の樹立を宣言するISIL(「イラクとレバントのイスラム国」)^(注10)による活動が国際秩序にとって重大な脅威となっています。

さらに人口に占める若者の割合が高く、高い経済成長を続ける国が多いことも中東・北アフリカ地域の特徴であり、そうした伸び盛りの国が今後も安定した成長を実現できるよう援助していくことは重要です。



ヨルダン北部のイルビッド県にあるパレスチナ難民キャンプでの「Forsati(フルサティ)キャンペーン」。ForsatiとはMy Chanceの意味。ポスターやパンフレットを配布し、キャンプ住民が持つ女性の就労に対する否定的な意識の変革を目指す取組(写真:新岡真紀/JICA)

ります。

2011年以降、中東・北アフリカ地域は、大きな政治的変動を経験しています。2011年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミット(フランス)において、各国首脳はこの地域で起こっている変革の動きを「アラブの春」と呼んだ上で、この歴史的な変革を歓迎し、G8としてその努力を支援していくことを互いに確認しました。

2013年5月、サウジアラビアを訪問した安倍総理

注10 Islamic State in Iraq and the Levant

大臣は、日本と中東地域の関係を「安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」に向けて抜本的に強化していくことを宣言するとともに、地域安定化や民主化支援として、今後総額22億ドル規模の支援を行うことや、コストシェア技術協力*の新スキームを立ち上げることを発表し、産業人材育成を強化することで一致しました。

国際社会の懸案事項であるシリア問題について、日本は、2014年1月、クウェートで開催された第2回シ



2014年1月、スイス・モントルーにおいて開催された、シリアに関する国際会議（いわゆる「ジュネーブ2」会議）に出席する岸田文雄外務大臣



2014年12月、シリア・ダマスカスの食料配給テントで、食用油などが入った段ボール箱とコメの袋を受け取る住民たち（写真：共同通信社）

リア人道支援会合（「クウェート2」会合）、およびスイスで開催されたシリアに関する国際会議（「ジュネーブ2」）会議において、総額約1.2億ドルの追加的な人道支援を表明しました。これにより、日本のシリアおよび周辺国に対する人道支援の総額は約4億ドルとなりました。

また同年9月、中東地域の人道危機へ迅速に対応するとともに、ISILなど中東地域で活発化している過激主義の定着を阻止する一助として、約5,000万ドルの緊急支援を実施することを表明しました。

用語解説

コストシェア技術協力

ODA卒業国のうち、引き続き日本の支援を必要とする開発課題を有する経済・社会状況が認められる国を対象に行う技術協力。これまでJICAを通じた経済協力によって日本が蓄積してきた経験も活用しながら、日本の質の高い技術・知識・経験を提供し、相手国政府に必要な経費を原則負担させる形で実施することにより、相手国の経済社会開発に寄与し、それらの国と日本との良好な二国間関係の維持および増進を図ることを目的としている。



円借款により2013年10月に開通したボスポラス海峡横断地下鉄（マルマライ）事業。トルコ・イスタンブールのアイリクチェシュメ駅で日曜午前に利用する乗客たち（写真：澤田聡恵/JICAトルコ事務所）

モロッコ

投資促進政策アドバイザー 専門家派遣(2013年8月~実施中)

北アフリカに位置するモロッコは、経済成長・競争力の強化、雇用促進の観点から、海外からの直接投資の受入れを積極的に進めています。また輸出税などを含む税制を優遇する「フリーゾーン」の設置による輸出力強化を推進しています。ほかにも、ビジネス環境委員会や投資促進庁(AMD¹)を設立するなど、投資環境の改善に向けた取組を行ってきています。

一方で、世界銀行の「Doing Business 2013」²によると、モロッコはビジネスのしやすい国のランキングで185か国中97位となっており、ビジネス環境にはまだ改善の余地があります。特に、国内では、若い人たちの失業率が30%に近く、社会的不安定の大きな要因となっています。モロッコにとって、雇用の受け皿を拡大する意味でも、製造業の誘致は雇用確保への貢献が大きいことから、極めて重要な課題です。

そのような中、モロッコに進出している日本企業は自動車関連を中心に約35社に上り、欧州向け輸出のための工場を設置し、現地の人たちの雇用改善にも大いに寄与しています。モロッコ政府としてもさらに多くの日本企業による投資の拡大を期待しています。これを受け、日本は、2013年8月から投資促進政策アドバイザーを派遣して、AMDの日本企業誘致活動を支援しています。また、アドバイザーは、AMDがモロッコへの投資を検討中、または既に進出している日本企業に対してAMDから適切な情報提供や相談が行われるよう、AMDの組織としての能力を強化することに貢献しています。このアドバイザー派遣は、2013年のTICAD Vで掲げられた支援策の一つである、産業政策アドバイザーをアフリカの10か国に派遣する「経済成長の促進」に基づき実施されているものです。(2014年8月時点)

※1 AMDI: Agence Marocaine de Développement des Investissements(仏語) MIDA: Moroccan Investment Development Agency(英語)

※2 世界銀行 “Doing Business 2013” TABLE 1.1 Rankings on the ease of doing business



モロッコのタンジェ・フリーゾーンの日本企業の工場を訪問(左:住友電装工場 右:Renault-Nissan工場)(写真:円福静雄専門家/JICA)

イエメン

選挙運営管理 国別研修(2013年4月~実施中)

いわゆる「アラブの春¹」の影響を受けて、2011年2月以降イエメンにおいても政治が混乱し、武力衝突が発生しました。その結果、2012年2月、30年以上も続いたサーレハ政権は崩壊し、新たな大統領が選出されました。2013年3月から新大統領の下で、国民各層からの幅広い参加による国民対話が行われ、2014年1月、その対話における意見を集約した成果文書がまとめられました。その成果文書に沿って、新憲法制定および大統領・国会議員選挙を行う政権移行プロセスが進められていくことになります。このプロセスは、政変が起こった後のイエメンにおける民主化にとってたいへん重要なものであり、今後のイエメンの安定と発展を左右することになることから、日本は積極的に支援しています。

選挙運営管理研修は、イエメンの選挙管理委員会等に属する研修員に対して、民主的な国家に必要なとされる、①国民に開かれた、健全に機能する議会、②自由で民主的な選挙の運営方法、③公平で中立的なメディアを確立するための知識等の習得を目指して実施しています。初年度は12名に対して研修を行い、カリキュラムには、岡山市長・市議補欠選挙における投票前日の準備作業から投票および開票状況の視察や研修員による模擬投票の体験が組み込まれました。それにより講義で学んだことがどのように実施されているかを、研修員たちは身をもって体験することができました。

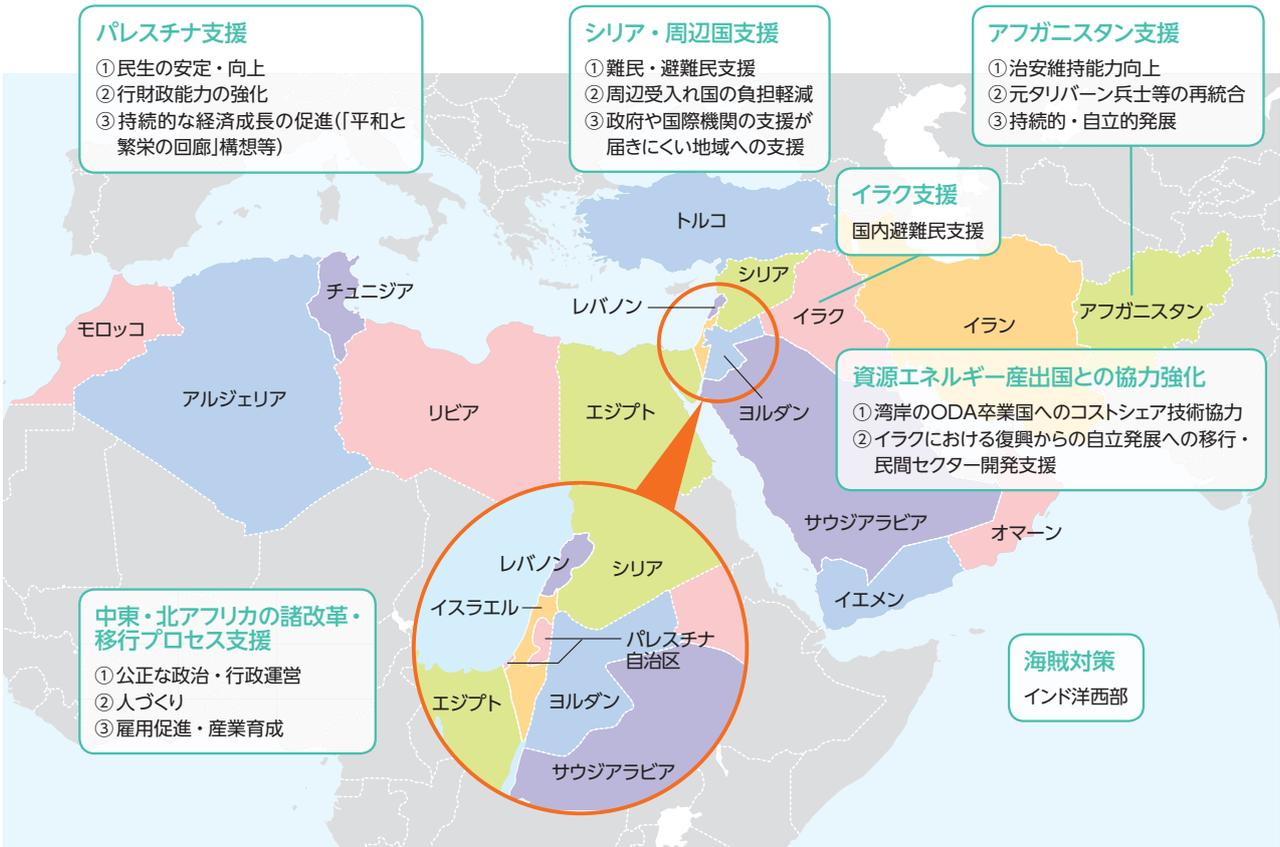
帰国後には、研修員をはじめとするイエメンの関係者間で、本研修で得られた知見などを活かした民主的な国会運営や選挙制度の整備に向けての議論や取組が一層進むことが期待されます。(2014年8月時点)



岡山市長・市議補欠選挙の開票状況を視察している研修員(写真:日本政治総合研究所)

※1 2010年末から2011年にかけてアラブ諸国で起きた民主化運動の総称。

▶ 中東・北アフリカ地域における日本の国際協力の方針



図表 II-11 / 中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2013年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出総額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
1	アフガニスタン	751.07	610.34	79.97	831.03	—	—	—	831.03	831.03
2	イラク	8.76	6.09	15.68	24.45	687.46	11.44	676.01	700.46	711.90
3	トルコ	9.84	9.58	9.69	19.53	139.58	169.44	-29.86	-10.33	159.11
4	モロッコ	6.93	—	9.08	16.01	122.04	61.29	60.75	76.75	138.04
5	エジプト	0.25	—	20.37	20.62	67.83	180.91	-113.08	-92.46	88.45
6	[パレスチナ自治区]	38.07	24.73	11.99	50.06	—	—	—	50.06	50.06
7	ヨルダン	35.18	20.93	9.01	44.19	0.81	102.19	-101.38	-57.19	45.00
8	イエメン	42.06	41.53	1.30	43.36	—	1.76	-1.76	41.61	43.36
9	チュニジア	2.89	2.60	11.72	14.61	27.55	78.58	-51.03	-36.43	42.15
10	シリア	25.15	19.96	0.98	26.13	—	41.41	-41.41	-15.29	26.13
11	イラン	7.47	6.47	6.96	14.42	—	10.64	-10.64	3.79	14.42
12	レバノン	13.92	12.21	0.25	14.17	—	7.14	-7.14	7.03	14.17
13	リビア	4.76	4.76	0.72	5.48	—	—	—	5.48	5.48
14	アルジェリア	0.06	—	2.35	2.41	—	0.82	-0.82	1.59	2.41
	中東・北アフリカの複数国向け	83.15	83.15	0.55	83.70	—	—	—	83.70	83.70
	中東・北アフリカ地域合計	1,029.56	842.36	183.97	1,213.53	1,045.26	719.61	325.65	1,539.18	2,258.79

*1 順位は支出総額の多い順。
 *2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
 *3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
 *4 国名はDAC援助受取国。ただし、国名はDAC援助受取国。合計は卒業国向け援助を含む。
 *5 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
 *6 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

5. サブサハラ・アフリカ地域

アフリカ、特に、サハラ砂漠より南に位置するサブサハラと呼ばれる地域は、依然として深刻な貧困問題に直面しています。サブサハラ・アフリカ諸国の大半(49か国中34か国)は後発開発途上国(LDCs)であり、人口の約半分が貧困の境界線である「1日約1.25ドル」未満の生活を送っています。また、この地域には、内戦や紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/エイズをはじめとする感染症の蔓延^{まんえん}など、発展を阻害する深刻な問題を抱える国も多く、国際社会からの多大な援助を必要としています。アフリカのこうした問題は国連安全保障理事会(安保理)などにおいて議論され国際社会の

重大な関心事となっています。

一方、アフリカは豊富な天然資源と増加する人口を背景に、近年は目覚ましい経済成長を遂げており、国際社会の期待と注目を集め、「将来の世界の成長センター」として存在感を増しています。日本は、20年以上にわたり日本が主導するアフリカ開発会議(TICAD)のプロセスを通じて、アフリカの主体的な取組(オーナーシップ)を国際社会が後押しする(パートナーシップ)という基本原則の下に、アフリカ自身による開発課題への取組を積極的に支援しています。

< 日本の取組 >

1993年に開始したTICADの20周年に当たる2013年6月、横浜において第5回アフリカ開発会議(TICAD V)が開催されました。39人の国家元首・首脳級を含むアフリカ51か国、31か国の開発パートナー諸国およびアジア諸国、72の国際機関および地域機関の代表、ならびに民間セクターやNGO等市民社会の代表など、約4,500人以上が参加し、TICAD Vは前回の規模を上回り、日本が主催する最大規模の国際会議となりました。

TICAD Vは、「躍動するアフリカと手を携えて」を基本メッセージとし、「強固で持続可能な経済」^{ほうせつ}、「包摂的で強靱な社会」^{きょうじん}、「平和と安定」の主要テーマに沿って活発な議論が行われ、今後のアフリカ開発の方向性を示す「横浜宣言2013」と今後5



2013年6月、TICAD Vの閉会式の様子

年間の具体的な取組を示す「横浜行動計画2013-2017」が採択されました。また、民間セクター主導による成長の重要性を反映し、アフリカ首脳と日本の民間企業の代表が直接対話を行う「民間との対話」セッションが、今回のTICAD全体会合で初めて実施されました。

本会議の中で、日本はインフラ整備と人材育成に重点を置き、ODA約1.4兆円を含む官民による最大約3.2兆円の取組や、「ABEイニシアティブ^{注11}」を含む産業人材育成およびサヘル地域への開発・人道支援等を内容とする、対アフリカ支援を打ち出しました。

TICAD Vでの約束どおり、2014年1月、安倍総理大臣は、アフリカ3か国(コートジボワール、モザンビーク、エチオピア)を訪問しました。コートジボワー



エチオピアの主食であるテフという穀物を手作業で選り分ける女性たち
(写真:久野武志/JICA)

注11 ABEイニシアティブ: African Business Education Initiative for the Youth

ルでは西アフリカから集まった10か国の首脳と会合、モザンビークでは今後5年間で300人以上の人材育成やナカラ回廊地域を中心とした総合的開発のための約700億円の支援を柱とする「日モザンビーク相互成長支援パッケージ」を表明し、エチオピアにおける政策スピーチでは、アフリカの個人「一人ひとり」に焦点を当て、特に成長における女性と若者の重要性を訴えました。安倍総理大臣のアフリカ訪問には、延べ33の日本の民間企業・団体・大学の代表が同行し、アフリカとのビジネス関係強化に向けたトップセールスを推進しました。

2014年5月にカメルーンで開催された第1回 TICAD V閣僚会合では、日本はTICAD Vで約束した支援を着実に実施していることを報告し、アフリカの多くの国から日本のこれまでの支援に対する感謝の言葉が表明されました。このほかにも、2014年8月には、今年で8回目となるアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションをエチオピア、ルワンダおよびタンザニアに派遣し、同年9月には、ニューヨークにてインフラ開発をテーマにアフリカの地域経済共同体(RECs)^{〈注12〉}議長国との首脳会合を開催するなど、様々な取組で日・アフリカ間の関係を強化しました。

日本はアフリカ地域における平和と安定の実現に向けた取組にも貢献しています。2014年1月の安倍総



コートジボワール・アビジャン中心のプラトー地区は各省庁や大使館、ホテルに銀行が立ち並びビジネス街
(写真：大塚雅貴/JICA)

理大臣のアフリカ訪問時には、南スーダン、サヘル地域、中央アフリカの情勢改善への貢献を含む3.2億ドルの紛争・災害支援の用意があることを表明しました。また、同年3月には、ハッサン・ソマリア大統領を招聘し、日ソマリア首脳会談を行いました。ハッサン大統領の訪日を機に、新たに約4,000万ドルのソマリア支援パッケージおよび二国間の草の根・人間の安全保障無償資金協力の再開を決定したほか、人材育成支援の強化を含め、ソマリア国民一人ひとりに役に立つ支援を着実に実施していくことを安倍総理大臣からハッサン大統領に伝達しました。両首脳は、海賊対策を含めたソマリア情勢の安定、ひいては東アフリカ地域の平和と繁栄に向けて協力することで一致しました。ソマリアの安定は、東アフリカの安定と繁栄にとって重要であり、また、ソマリア海賊問題を根本的に解決し、インド洋から紅海、地中海に抜ける世界でも有数の海の大動脈の安全を確保する上で欠かせません。

また、2014年2月には、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)^{〈注13〉}を通じて、仏語圏アフリカ諸国の刑事司法実務家を対象に、効果的な犯罪捜査およびテロ対策捜査のあり方、ならびに刑事司法関係者の能力向上等をテーマとした研修を実施しました。本研修は、仏語圏アフリカ諸国における刑事司法を充実・発展させることで、これら地域において世界的な課題ともなっている治安の悪化や深刻な汚職問題の解決に寄与しています。



リベリアのゴム農園の中を学校に向かう子どもたち(写真：小辻洋介)

注12 日・アフリカ地域経済共同体 RECs: Regional Economic Commissions

注13 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

全人口の6割が農村に暮らすセネガルでは、多くの人々が農業や牧畜業に従事しています。しかし、その多くが周囲の自然に依存して生活しているため、人口増加により、限りある森林資源や水資源が再生能力以上に利用される傾向にあります。その結果、環境劣化^{*1}が引き起こされ、農業などの生産性が低下し、さらなる貧困の拡大を生む、という悪循環が問題となっています。このため、2008年、政府は、環境と経済が両立する持続可能な村落開発と農村部での雇用拡大を目的とした「エコビレッジ^{*2}計画」を打ち出しました。しかし、実施機関のエコビレッジ庁は、活動の実態が伴っていませんでした。

そこで日本は、エコビレッジ庁と連携し、エコビレッジ計画を推進するため、セネガルの州レベルでの開発計画の策定や実施体制の構築を支援しています。具体的には、農業省など中央省庁とエコロジー・自然保護局などの各州関係機関との調整を行う「エコ・プラットフォーム」を構築し、パイロット事業として、異なる生態系を有するルーガ州、ファティック州、ティエス州の3州で、それぞれの地域の資源と開発ニーズに基づいた開発事業計画の策定と実施を試験的に行っています。ファティック州海岸部のマングローブ林は、近年外部からの侵入者による伐採圧力などにより存続の危機にありましたが、住民が植林による再生に取り組んでおり、マングローブ林には魚やエビが戻ってきています。また、遊牧民の多い北部ルーガ州では、家畜の糞を利用して燃料に使うバイオガスを発生させる装置(バイオダイジェスター)の普及が進められています。

エコビレッジ計画を将来的に全国展開するためには、中央政府だけでなく州レベル政府が自発的に関与することが不可欠です。これからも各州レベルでエコ・プラットフォームを構築して連携強化を図るとともに、地元の意向を反映させたエコビレッジ化を推進していきます。(2014年8月時点)

- ^{*1} 可耕地の65%(250万ヘクタール)が土壌劣化の影響下にあるとされる(劣化土壌地域における土壌劣化抑制・有効利用促進のための能力強化プロジェクト(CODEVAL)第1年次業務完了報告書より)。
^{*2} 環境、経済、社会の3つの側面が高い持続可能性を有するようなコミュニティ。エコビレッジ化を目指す村落開発事業として、自然エネルギーを活用した生計向上活動などが挙げられる。



地下水位が非常に浅い(10m程度)というニャイ地区の地理的条件を活かし、太陽光を動力源とした揚水ポンプを設置することで効率的で経済的な農業の確立・普及を目指す(写真: JICA)

ナカラ回廊とは、インド洋に面するモザンビーク北部のナカラ港を玄関口とし、モザンビーク北部と、マラウイ、ザンビアといった近隣の陸地国を結ぶ地域の動脈です。これは、モザンビークが有する豊富な鉱物・エネルギー資源の輸送路としても、また、農業開発が進めばその潜在的な可能性が大きい農産物の輸送ルートとしても重要です。日本は、ナカラ回廊開発の推進のため、回廊と周辺地域を結ぶ道路・橋梁改修やナカラ港の整備・電力等のインフラ整備を支援するとともに、農業開発、教育、給水支援などにも積極的に取り組み、包括的な回廊開発支援を行っています。これらを総合して「ナカラ回廊開発・整備プログラム」といいます。

インフラ整備では、国道上の350kmの改修事業である円借款「ナンプラークアンバ間道路改善計画」や国道上に13ある橋梁の新設・架け替えを行う協力である無償資金協力「イレークアンバ間道路橋梁整備計画」などを実施中です。また、教育関連支援では、無償資金協力「ナンプラ州中学校改善計画」を実施しています。この協力は、モザンビーク国内で中等教育への就学率が低い北部ナンプラ州において、中学校4校(合計教室数49教室)を新設し、事務機器、教育用機材など必要な機材を供与するものです。

ほかにも、給水関連支援としては、「ニアッサ州持続的給水・衛生改善プロジェクト」があります。この協力は、これまで大規模な支援が行われていなかったニアッサ州を対象に給水・衛生改善を図るとともに、ニアッサ州公共事業局をはじめとするモザンビーク側関係機関の計画・実施管理・モニタリングの能力強化を目指すものです。日本は、様々な分野の支援を通じて、ナカラ回廊の総合開発を目指しています。(2014年8月時点)



ほかのドナーにより建設された施設の維持管理状況を確認する小島寛明専門家。本プロジェクトでも類似のハンドポンプ付き深井戸給水施設約30基の建設が予定されている(写真: JICA)

スーダン

フロントライン母子保健強化プロジェクトフェーズ2
技術協カプロジェクト(2011年9月～2014年9月)

スーダンでは、2013年に妊産婦死亡率が10万人の出生に対して360人、1歳未満児死亡率が1,000人の出生に対して51人など、世界の平均(前者が210人、後者が34人)と比べて大きく上回っています。その原因として地方の妊産婦や母親、新生児などが利用できる医療施設やサービスが限られていること、必要な保健医療を担う人材が不足していることなどが挙げられ、母子保健の改善が急務となっています*1。

このプロジェクトは、スーダンにおいて、より多くの女性が妊娠・出産に関する質の高い保健医療サービスを受けることができるようになることを目標に掲げています。そして、スーダン全域における村落助産師(VMW**2)の能力向上と、セナール州における妊産婦や新生児の健康を改善するための包括的なモデルの確立に向けた支援を実施しています。

この取組により、セナール州においては、2011年から2013年にかけて、医療施設における産前検診受診数が、10,333件から14,376件に、分娩数が9,421件から14,227件に、VMWによる産前検診数が1か月当たり平均7.9件から11.94件に増加しました。

また、連邦保健省や州保健省の行政能力が強化されるとともに、VMWを支援する制度設計も進みました。それは数字にも表れ、全国のVMWのうち政府に雇用される割合は、2010年の3%から2012年の23%へ増加しました。保健人材の育成に関しても、このプロジェクト(フェーズ2)および前身のフェーズ1を通して、163名の現任研修講師・準講師が養成され、全国の21%に相当する2,735名のVMWが現任研修を受講し、能力向上が図られています。今後も継続的にVMWを支援することにより、母子保健が改善されることが期待されます。

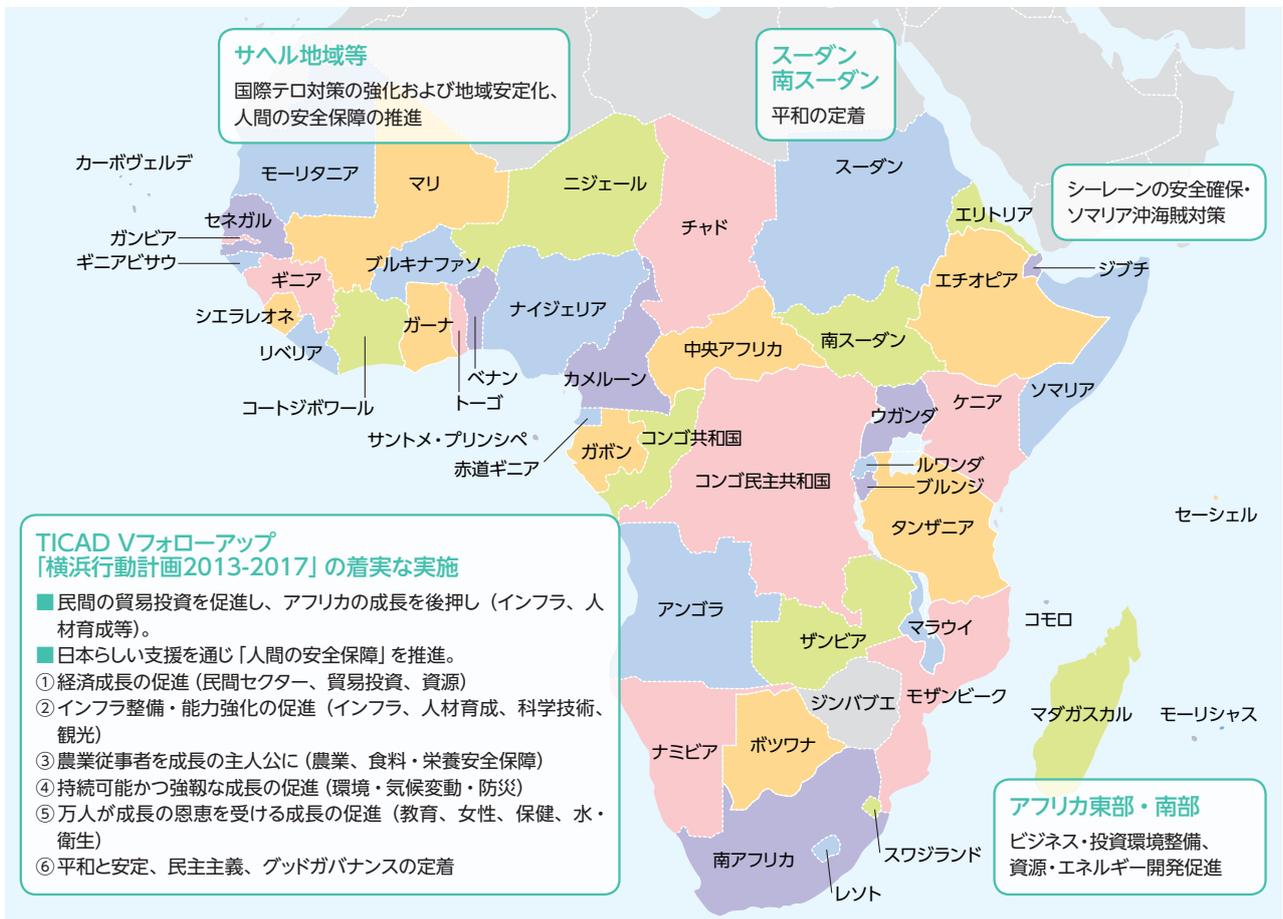


必要な検診用具の具合をチェックする中村安秀専門家(医師)と村落助産師(写真: JICA)

*1 (出典) 国連死亡率推定に関する機関間グループ。

*2 VMW: Village Midwife

サブサハラ・アフリカ地域における日本の国際協力の方針



図表 II-12 / サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2013年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与				政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
			うち国際機関 を通じた贈与							
1	タンザニア	253.24 (39.28)	7.00 (7.00)	30.29 (30.29)	283.53 (69.57)	54.90 (54.90)	141.56 —	-86.66 (54.90)	196.87 (124.47)	338.43 (124.47)
2	ケニア	72.64	35.50	40.65	113.30	224.47	67.43	157.04	270.34	337.77
3	コートジボワール	233.52 (23.04)	10.70 (10.70)	9.54 (9.54)	243.06 (32.58)	—	207.37 —	-207.37 —	35.69 (32.58)	243.06 (32.58)
4	マダガスカル	184.41 (1.04)	1.03 (1.03)	6.32 (6.32)	190.73 (7.36)	—	140.14 —	-140.14 —	50.59 (7.36)	190.73 (7.36)
5	エチオピア	111.71	36.90	38.41	150.12	—	—	—	150.12	150.12
6	モザンビーク	93.92 (12.89)	—	35.37 (35.37)	129.29 (48.27)	20.78 (20.78)	51.70 —	-30.92 (20.78)	98.37 (69.05)	150.07 (69.05)
7	ギニア	120.33 (7.80)	6.60 (6.60)	1.69 (1.69)	122.02 (9.49)	—	52.10 —	-52.10 —	69.93 (9.49)	122.02 (9.49)
8	シエラレオネ	109.59 (6.05)	1.00 (1.00)	7.55 (7.55)	117.14 (13.60)	—	74.23 —	-74.23 —	42.91 (13.60)	117.14 (13.60)
9	コンゴ民主共和国	95.10	39.30	8.68	103.79	—	—	—	103.79	103.79
10	南スーダン	57.64	45.05	22.71	80.36	—	—	—	80.36	80.36
11	スーダン	58.11	40.77	18.19	76.31	—	—	—	76.31	76.31
12	ザンビア	35.50	5.26	20.17	55.67	10.93	—	10.93	66.60	66.60
13	ガーナ	42.81	4.60	22.98	65.79	—	—	—	65.79	65.79
14	ソマリア	58.21	58.21	0.14	58.35	—	—	—	58.35	58.35
15	ウガンダ	22.69	21.20	18.53	41.22	16.30	—	16.30	57.51	57.51
16	マリ	53.16 (47.90)	47.90 (47.90)	0.40 (0.40)	53.56 (48.30)	—	3.49 —	-3.49 —	50.08 (48.30)	53.56 (48.30)
17	ルワンダ	38.56	8.90	11.30	49.86	—	—	—	49.86	49.86
18	セネガル	18.97	9.50	23.12	42.09	—	—	—	42.09	42.09
19	カメルーン	26.67	17.60	7.00	33.67	7.66	—	7.66	41.32	41.32
20	ナイジェリア	28.12	5.15	12.02	40.13	—	—	—	40.13	40.13
21	ニジェール	29.29	29.00	5.18	34.47	—	—	—	34.47	34.47
22	マラウイ	18.28	—	16.14	34.42	—	—	—	34.42	34.42
23	ベナン	28.45	1.50	5.07	33.52	—	—	—	33.52	33.52
24	ブルンジ	25.08	9.74	5.62	30.70	—	—	—	30.70	30.70
25	ブルキナファソ	15.31	10.70	10.75	26.06	—	—	—	26.06	26.06
26	トーゴ	21.07	1.50	2.68	23.75	—	—	—	23.75	23.75
27	モーリタニア	22.41	21.70	1.19	23.60	—	—	—	23.60	23.60
28	リベリア	20.93	9.90	1.82	22.75	—	—	—	22.75	22.75
29	カーボヴェルデ	0.96	—	0.30	1.26	14.30	—	14.30	15.56	15.56
30	アンゴラ	10.50	4.70	4.67	15.17	—	—	—	15.17	15.17
31	ジンバブエ	7.47	5.41	4.95	12.42	—	—	—	12.42	12.42
32	南アフリカ	2.01	—	9.32	11.33	—	0.96	-0.96	10.37	11.33
33	ボツワナ	0.18	—	4.09	4.27	2.89	4.62	-1.73	2.54	7.16
34	ガンビア	6.87	3.69	0.17	7.04	—	—	—	7.04	7.04
35	チャド	6.38	6.38	0.26	6.64	—	—	—	6.64	6.64
36	ジブチ	3.19	1.80	3.04	6.23	—	—	—	6.23	6.23
37	コンゴ共和国	4.23	4.07	1.90	6.13	—	—	—	6.13	6.13
38	ギニアビサウ	5.64	2.15	0.01	5.65	—	—	—	5.65	5.65
39	中央アフリカ	5.50	5.50	0.03	5.53	—	—	—	5.53	5.53
40	ナミビア	1.78	1.50	3.56	5.33	0.18	9.85	-9.66	-4.33	5.52
41	ガボン	0.29	—	4.27	4.56	—	0.84	-0.84	3.72	4.56
42	サントメ・プリンシペ	2.68	—	0.04	2.72	—	—	—	2.72	2.72
43	レソト	2.15	1.95	0.42	2.57	—	—	—	2.57	2.57
44	モーリシャス	0.52	—	1.96	2.48	0.07	3.20	-3.12	-0.64	2.56
45	コモロ	0.48	—	1.35	1.82	—	—	—	1.82	1.82
46	スワジランド	1.13	0.94	0.67	1.80	—	2.07	-2.07	-0.26	1.80
47	エリトリア	—	—	1.14	1.14	—	—	—	1.14	1.14
48	セーシェル	—	—	0.55	0.55	—	—	—	0.55	0.55
49	赤道ギニア	—	—	0.04	0.04	—	—	—	0.04	0.04
	サブサハラ・アフリカの複数国向け	42.26	41.14	21.49	63.75	96.32	—	96.32	160.07	160.07
	サブサハラ・アフリカ地域合計	1,999.94 (1,089.78)	565.45 (565.45)	447.74 (447.74)	2,447.68 (1,537.52)	448.80 (448.80)	759.56 (88.96)	-310.76 (359.84)	2,136.93 (1,897.36)	2,896.49 (1,986.32)

*1 順位は支出総額の多い順。

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

*4 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

*5 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。

*6 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

日本発のカイゼンの手法が 品質と生産性向上を実現する

～エチオピアの製造業を後押しするカイゼン普及プロジェクト～



カイゼンの研修を行う企業に赴いた菊池さん(右)
(写真：菊池剛)

戦後日本の高度成長期、主に製造業の現場で培われ、広がった取組「カイゼン(改善)」。整理、整頓、清掃、清潔^{しつじょう}の頭文字をとった「5S」など、品質や生産性向上を目的に様々な考え方や手法が生まれました。やがて日本流のカイゼンは「KAIZEN」として広く海外でも知られるようになります。

カイゼンとは、どうすれば少しでも生産過程のムダを省き、品質や生産性を上げることができるか、生産現場で働く一人ひとりが自ら発案し、実行していく手法です。現場にある工具や原材料などを整理整頓し、ムダな工程や手間を見直す。これを現場の全員がやる。これによって、新たな設備投資をしなくても既存の設備や機械をそのまま使いながら、品質や生産性の向上、コスト削減、納期の短縮、労働環境改善などを実現していきます。カイゼンは、基礎学力があれば誰もが理解できる分かりやすい取組で、国や人種を超え、また、製造業だけではなくサービス業や公共サービスなどにも応用することができます。

カイゼンに強い関心を持った一人が、東アフリカ・エチオピアの故メレス前首相です。2025年の中進国の仲間入りを目指すエチオピアは、近年、高いGDP成長率を示しているものの、製造業が伸び悩んでおり、製造業の競争力強化を次期国家開発計画の最重要課題として位置付けています。そんな中、メレス氏が着目したのが日本の製造業を支えたカイゼンの考え方でした。メレス氏の要請に基づき、2011年11月、「エチオピア国品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト」がスタート。チーフアドバイザーは、JICAの中小企業育成専門家として、チュニジアやアルゼンチンなどの途上国でカイゼン普及に携わってきた(株)日本開発サービスの菊池剛^{きくち たけし}さんです。

「カイゼンは、生産現場の従業員が主体となって進めることから、参加型アプローチ、あるいはボトムアップ・アプローチともいわれます。いわゆる欧米型のトップダウン的なアプローチと比べて、エチオピアの国民性にも適しており、効果



日本人の専門家の指導の下、カイゼン活動を学ぶ工場労働者たち(写真：菊池剛)

も期待できるとメレス氏は考えたのではないかと思います。カイゼンは小集団によって実施されることが多いのですが、もともとエチオピアには農

作業などを通じて少人数のグループにより活動する土壌があるため、彼らの資質に馴染みやすいと考えたのではないのでしょうか。」と菊池さんは語ります。

2014年11月まで実施された、このプロジェクトの狙いは、日本のカイゼンの技術や経験をエチオピアに移転することで産業競争力を強化すること。そのためには、まず現地のカウンターパート(援助受入機関)であるエチオピア・カイゼン機構(EKI※1)のスタッフの育成が大きな課題でした。57名のスタッフの理論研修に始まり、大・中企業での実践的な研修やカイゼン技術の現場への移転を行い、日本での研修も実施しました。あわせて、職業訓練学校の教師の指導者を育成し、零細小企業に対してもカイゼン技術の移転を行いました。

「当初、日本発のカイゼンの考え方を伝える上で価値観の問題など苦労もありましたが、お互いの中に信頼関係が築かれるにつれ、彼らも日本人専門家の指導成果を評価するようになりました。可能な限り学びたい、吸収したいという姿勢が強くなっていきました。プロジェクトの期間中、カイゼンを指導した大・中企業は51社、零細小企業は306社に上ります。それらの企業において従業員のカイゼンへの参画意識が高まり、作業時間・納期の短縮や不良品の減少などによって品質や生産性が向上しており、ほとんどの企業がカイゼンの成果に満足しています。大・中企業は5か月、零細小企業に至っては2か月間の指導にもかかわらず、生産現場もそうですが、特に経営者や従業員の意識が大きく変わることにも私自身も驚いています。メディアが大きく取り上げたこともあり、今ではタクシーの運転手やホテルの従業員などの一般の人たちまでも、『KAIZEN』と口にしています。」

今回のプロジェクトの成果を受けて、エチオピア政府の強い要望によって引き続き5年間の新たなプロジェクトが実施されようとしています。エチオピアにおけるカイゼンの普及はより一層進み、国民運動へと発展するほどの勢いを見せ始めました。さらに、エチオピアが周辺のアフリカ諸国へのカイゼン普及の拠点として期待を集めています。「エチオピアだけでなくアフリカ諸国にカイゼンの技術や考え方が広く浸透すれば、今後日本企業がこの地に進出していく土壌づくりにもなるのでは。」と菊池さんはいいます。効率良く品質の良い製品を生む日本流ものづくりを実現したカイゼンの思想が、今アフリカの大地に根付き始めているのです。

※1 Ethiopian KAIZEN Institute

6. 中南米地域

中南米地域は人口6億人、域内総生産約6兆ドル(2013年)の巨大市場です。また、民主主義が根付き、2008年以降比較的安定した成長を続けてきている上、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル(希少金属)、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、国際社会での存在感を着実に高めています。平均所得の水準はODA対象国の中で

< 日本の取組 >

中南米地域は、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援は重要です。日本は、2010年1月のマグニチュード7.0の大地震により壊滅的な被害を受けたハイチに対する復旧・復興支援をはじめ、カリブ海上の国々および太平洋に面した国々に地震、津波対策のための支援を行っています。また、中米域内については、コミュニティ・レベルでの防災知識の共有や災害リスク削減を目指す「中米広域防災能力向上プロジェクト「BOSAI」」が大きな成果を上げています。



エルサルバドル中央部のサンペドロ・マサウア市で、住民参加型の防災啓蒙活動。がれきの下からの人命救助方法を学ぶ小学生たち(写真: エルネスト・マンサノ/JICA)

中南米は、近年、生産拠点や市場としても注目されており、多くの日本企業が進出しています。2011年にメキシコの医師を招聘して実施した心臓カテーテル技術*の研修は、中南米地域において日本企業の技術の普及を後押しするものとして期待されています。また、中南米諸国の経済開発のための基盤整備の観点から、首都圏および地方におけるインフラ整備も積極的に行っています。

は比較的高いものの、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多いことも、この地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、地震、ハリケーンなど自然災害に脆弱な地域でもあることから、環境・気候変動、防災での取組も重要となっています。

環境問題に対しては、日本は、気象現象に関する科学技術研究、生物多様性の保全、アマゾンの森林における炭素動態(注14)の広域評価や廃棄物処理場の建設など、幅広い協力を行っています。近年注目を集めている再生可能エネルギー分野においては、太陽光発電導入への支援を多くの国で実施しており、地熱発電所の建設に向けた支援も行う予定です。

医療・衛生分野でも、日本は中南米に対して様々な協力を行っています。中米地域では、同地域特有の寄生虫病であるシャーガス病撲滅のための技術支援を行い、感染リスクの減少に貢献しています。パラグアイでは、大学病院の改築、医療機材の供与を行いました。衛生分野でも、ペルーをはじめとする国々において安全な飲料水の供給や生活用水の再利用のため、上下水道施設の整備への協力を数多く行っています。

今も多くの貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって、教育分野への支援は非常に重要で



エクアドルの中部山岳地方チンボラソ県リオバンバ市において、平成24年度「クンドゥアナ地区下水道整備計画」により、新しく整備された下水道の竣工式(写真: 園田豊/在エクアドル日本大使館)

注14 一定期間中における炭素量の変動。



2014年11月、カリブ共同体(カリコム) 諸国(14か国)の外相等を東京に招き、第4回日・カリコム外相会合を開催した

す。日本は、小学校などの教育施設の建設への支援や、指導者の能力向上のためのボランティア派遣などを実施し、現地で高い評価を得ています。

また、カリブ海の小島嶼国において、水産業は国民への食料供給および雇用創出の面で重要な産業であることから、日本は水産分野への支援を通してこれら地域の水産資源の持続可能な利用の促進に貢献しています。

長年の日本の開発協力の実績が実を結び、第三国への支援が可能な段階になっているブラジル、メキシコ、



モザンビーク保健省で、保健人材養成機関教員能力強化プロジェクトの一環で、モザンビーク側のカウンターパートと協議する日系ブラジル人専門家の伊藤ルーシー小姐(写真:永武 ひかる/JICA)

用語解説

心臓カテーテル技術

具体的には、経機骨動脈冠動脈カテーテル技術。手首の大きな血管からカテーテルを挿入して、細くなったり閉塞したりしている心臓の血管を広げる方法。

南南協力

より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々に対して、主に技術協力をを行う。また、ドナー(援助国)や国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

チリ、アルゼンチンの4か国は、南南協力*で実績を上げています。これらの国と日本はパートナーシップ・プログラムを締結し、たとえば、ブラジルと共に、アフリカのモザンビークにて、また、メキシコと共にパラグアイにて、農業開発分野の協力を進めているほか、アルゼンチン、ドミニカ共和国等と協力し、震災後のハイチの復興支援などを行っています。

より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題については中米統合機構(SICA)^(注15)やカリブ共同体(CARICOM)^(注16)といった地域共同体とも協力しつつ、広い地域にかかわる案件の形成を進めています。

日本は官民連携で地上デジタル放送の日本方式(ISDB-T方式)^(注17)の普及に取り組み、2013年9月末時点までに中南米では12か国が、日本方式を採用しています。日本はこれら採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材育成を行っています。

また、2010年に大地震に見舞われたハイチに対し、日本はこれまで総額約1.9億ドルの復興支援を実施してきており、引き続き中長期的観点から、保健・衛生や教育といった基礎社会サービス分野を中心に復興支援を行っています。

注15 中米統合機構 SICA: Sistema de la Integración Centroamericana

注16 カリブ共同体 CARICOM: Caribbean Community

注17 地上デジタル放送 ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial

パラグアイにおいて、ゴマは大豆と並ぶ主要輸出品の一つであり、日本はその最大の輸出相手国です。しかし、小規模農家がゴマばかり連続して栽培することによる連作障害や、種子の品質低下などが問題となってしまいます。その結果、単位面積当たりの生産量が、栽培が広がり始めた1993年ごろと比べて半分以下に低下している例も見られるようになりました。

そこで日本は、2009年から、ゴマ栽培小規模農家に優良な種子を安定して提供するために技術協力を実施してきました。モデルとなる種子生産農家グループを育成し、現在では白ゴマの主力品種である「エスコバ」の純化栽培*1を行っています。また、メキシコから導入された品種の適応性試験、有望な品種の普及、企業から委託を受けて生産農家に技術指導を行ってきた、ゴマ生産地3県に分校を持つ国立アスンシオン大学の技術指導能力や種子管理能力の向上などの技術支援を行っています。また、2012年から開始したフェーズIIでは白ゴマに加えて、黒ゴマも対象とした優良な種子の生産、ゴマ栽培技術の向上や産・学・官連携を促進させるための協力を継続しています。

この協力は、ゴマ生産において高い技術を持つメキシコと日本メキシコ・パートナーシップ・プログラム*2 (JMPP*3) の枠組みの下で協力し実施しています。日本、パラグアイ、メキシコ3か国の協力関係に基づいた日本の支援が、大きな実を結ぶことが期待されています。(2014年8月時点)

- *1 純化栽培とは、様々な品種が混ざり合った既存の種子から1品種の種子を選抜→播種→発芽→育成する。発芽してからさらに交じっている別品種の苗だけを取り除き、収穫時には1品種のみを残す栽培方法。
- *2 パートナーシップ・プログラムは、かつて援助を受けていた開発途上国が、援助する側へ移行し、日本と対等の立場で協力して他の途上国を援助する事業。日本はメキシコはじめ12か国とパートナーシップ・プログラム、あるいはそれに類する文書を締結している。
- *3 JMPP: Japan and Mexico Partnership Program



プロジェクトで実施しているゴマの優良種子の選別 (写真: JICA)

ペルーでは、都市部において90%以上の電化率を達成しているものの、農村地域では未だ32%程度と、中南米でも低い水準にとどまっています。ペルー政府は1993年以降、農村電化事業を積極的に進め、2003年までの10年間で農村地域の平均電化率を5%から32%まで引き上げましたが、山岳地域など過疎地における電化のニーズは引き続き高い状況にあります。

この計画は、ペルー全国で最も電化率の低い3州(カハマルカ州、ワヌコ州、ロレト州)のうち、カハマルカ州において送配電網の整備を行うことにより、対象地域の電化率を向上させ、それにより地域住民の生活水準の向上を図るものです。

計画対象地域はカハマルカ州の12地域であり、円借款による資金(供与限度額: 41億7,100万円)は、これら地域の送配電網整備に必要な資機材や土木工事、コンサルティング・サービスなどの費用に充てられました。現在は、12地域のすべての工事が完了し、事業実施機関であるカハマルカ州政府から、配電網設備の維持管理を担う地域の配電会社に設備の引き渡しを順次行っている状況です。

本計画により、カハマルカ州の12地域の950村落の電化を実現し、45,000世帯の約20万人が新たに電気を利用できるようになる見込みです。これにより、計画実施開始前は40%だったカハマルカ州の電化率が73%にまで引き上げられることが期待されています。(2014年8月時点)



電力フロンティア拡張事業で設置された街灯兼用の電信柱。電気が引かれ、各家庭で電化製品を利用できるようになった (写真: 岡原功祐 / JICA)



今まで真っ暗だった夜道も街灯がともって夜でも往来がしやすくなった (写真: 岡原功祐 / JICA)

▶ 中南米地域における日本の国際協力の方針



第II部第1章
第II部第2章



エクアドル内陸部のポリバル県エチェアンディア市における平成24年度「ブルウアイ地区上水道改善計画」の竣工式の様子 (写真：園田豊／在エクアドル日本大使館)



メキシコ中西部ハリスコ州に位置する国立遺伝資源センター(National Genetic Resources Centre)で開催された国際シンポジウム。米州各国参加者に超低温保存を実演する日本人研究者 (写真：町田僚子)

図表 II-13 中南米地域における日本の援助実績

2013年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	ブラジル	1.40	—	27.00	28.40	67.63	110.39	-42.76	-14.35	96.03
2	ペルー	0.98	—	11.85	12.83	50.84	103.87	-53.03	-40.20	63.67
3	パラグアイ	11.07	—	10.60	21.67	3.60	36.92	-33.31	-11.65	25.27
4	エルサルバドル	14.16	—	8.75	22.91	—	18.57	-18.57	4.34	22.91
5	ニカラグア	11.73	—	7.39	19.12	—	—	—	19.12	19.12
6	コスタリカ	0.47	—	3.93	4.40	13.43	26.18	-12.75	-8.35	17.83
7	グアテマラ	2.28	—	6.29	8.57	8.49	9.24	-0.75	7.82	17.06
8	ボリビア	2.60	—	11.69	14.29	—	0.51	-0.51	13.78	14.29
9	ホンジュラス	5.40	—	8.61	14.02	—	—	—	14.02	14.02
10	メキシコ	0.40	—	13.09	13.49	—	52.27	-52.27	-38.78	13.49
11	ハイチ	10.93	1.63	2.47	13.41	—	—	—	13.41	13.41
12	コロンビア	2.45	0.11	7.69	10.13	—	—	—	10.13	10.13
13	ドミニカ共和国	2.59	—	7.50	10.10	—	9.15	-9.15	0.95	10.10
14	エクアドル	0.56	—	7.60	8.15	—	17.49	-17.49	-9.34	8.15
15	アルゼンチン	0.37	—	7.30	7.66	—	6.56	-6.56	1.11	7.66
16	パナマ	0.81	0.30	3.75	4.57	2.77	7.17	-4.41	0.16	7.33
17	キューバ	1.47	—	4.19	5.66	—	—	—	5.66	5.66
18	チリ	1.02	—	3.64	4.65	—	1.03	-1.03	3.62	4.65
19	ウルグアイ	1.21	—	1.41	2.63	—	1.98	-1.98	0.65	2.63
20	ジャマイカ	0.38	—	1.78	2.16	—	20.31	-20.31	-18.15	2.16
21	ベネズエラ	0.13	—	1.50	1.64	—	—	—	1.64	1.64
22	ベリーズ	0.10	—	1.11	1.22	—	—	—	1.22	1.22
23	セントルシア	0.06	—	1.10	1.15	—	—	—	1.15	1.15
24	ガイアナ	0.34	0.20	0.66	1.00	—	—	—	1.00	1.00
25	ドミニカ国	0.21	—	0.53	0.74	—	—	—	0.74	0.74
26	アンティグア・バーブーダ	—	—	0.35	0.35	—	—	—	0.35	0.35
27	セントビンセント	—	—	0.32	0.32	—	—	—	0.32	0.32
28	グレナダ	—	—	0.15	0.15	—	—	—	0.15	0.15
29	セントクリストファー・ネイビス	—	—	0.15	0.15	—	—	—	0.15	0.15
30	スリナム	—	—	0.07	0.07	—	—	—	0.07	0.07
	中南米の複数国向け	0.06	0.06	4.98	5.05	—	—	—	5.05	5.05
	中南米地域合計	73.20	2.30	167.54	240.74	146.76	421.65	-274.89	-34.14	387.51

*1 順位は支出総額の多い順。

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

*4 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

*5 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

7. 大洋州地域

太平洋島嶼国・地域は、日本にとって太平洋を共有する「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国・地域は広大な排他的経済水域(経済的な権利が及ぶ水域、EEZ)^(注18)を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である上、遠洋漁業にとって大切な漁場を提供しています。太平洋島嶼国・地域の平和と繁栄は日本にとって極めて重要です。

一方、太平洋島嶼国・地域には比較的新しい独立国が多く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。

< 日本の取組 >

太平洋島嶼国・地域における政治的な安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国・地域で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム(PIF)^(注19)との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに日本と太平洋島嶼国・地域との首脳会議である太平洋・島サミットを開催しています。

2012年5月に沖縄県名護市で開催された第6回太平洋・島サミットでは、「We are Islanders : 広げよう太平洋のキズナ」というキャッチフレーズの下、日本は、①自然災害への対応、②環境・気候変動、③持続可能な開発と人間の安全保障、④人的交流、⑤海洋問題という5本柱に沿って協力を進めるため、今後3年間で最大5億ドルの援助を行うべく最大限努力することを表明しました。この支援の5本柱の一つである「自然災害への

対応」では、東日本大震災の教訓を共有しつつ、太平洋災害早期警報システムの整備などの協力を進めていくこととしています。

また、2013年10月には太

加えて経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいこと、海面上昇により国土を失ってしまう可能性があることなど、島嶼国・地域に特有の共通の問題があります。さらにフィジーでは、民主化に向けた取組を進めています。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国・地域の良きパートナーとして、各国・地域の事情を考慮した援助を実施しています。



2014年9月、ソロモンを訪問し、ソアラオイ外務・貿易大臣と握手を交わす宇都隆史外務大臣政務官

平洋・島サミット第2回中間閣僚会合を開催し、第6回太平洋・島サミットのフォローアップ、次回のサミットに向けた準備、太平洋島嶼国共通の課題と協力についての意見交換を行いました。太平洋島嶼国・地域は、環境・気候変動、教育や保健などの分野においても課題を抱えており、これらの国々の持続的な発展のため、日本は、各国への協力のみならず、太平洋島嶼国・地域全体の利益を考慮した地域協力を実施しています。

たとえば、気候変動による影響が大きく、自然災害を受けやすい太平洋島嶼国・地域の防災能力を向上させるために、住民が適切に避難できる体制づくりなどを支援しています。また、サモアにある地域国際機関である太平洋地域環境計画(SPREP)^(注20)と連携し、各国の国家廃棄物管理計画の策定や廃棄物管理に携わる人材の育成を支援しています。



トンガでそろばんを持ってポーズをとる子どもたち(140ページの「日本のそろばんと島国の子どもたち『国際協力の現場から』」をご覧ください)(写真:長岡由佳)

注18 排他的経済水域 EEZ: Exclusive Economic Zone

注19 太平洋諸島フォーラム PIF: Pacific Islands Forum

PIF加盟国・地域: オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル、パラオ、クック、ニウエ

注20 太平洋地域環境計画 SPREP: Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme

パプア ニューギニア

道路補修機材整備計画・道路整備能力強化プロジェクト 無償資金協力・技術協カプロジェクト(2013年11月~実施中)

パプアニューギニアには総延長約8,700kmの国道がありますが、その64%が舗装されていない砂利道です。道路の維持管理も不十分なため、特に地方ではその9割が悪路のまま残されています。また、地形が険しく、雨季には全国各地で地滑りや洪水などが発生し道路が寸断されてしまいます。

こうした状況を改善するため、日本は、道路整備機材の不足・老朽化の問題に対し、無償資金協力「道路補修機材整備計画」を通じ、モロベ州、西ハイランド州、東セピック州、西ニューブリテン州の4州に対して道路整備機材を供与しました。これとあわせてもう一つの課題であるパプアニューギニアの公共事業省の職員の能力向上のため、供与された機材の運転・整備などを



パイロット事業開始に当たっての住民説明会。地方の未舗装道路を対象として実施するパイロット事業に対する周辺住民の期待は大きい(写真:中田康雄/株式会社アンジェロセック)

含む、技術協力「道路整備能力強化プロジェクト」を実施しました。パプアニューギニアが舗装されていない道路の維持管理や災害対策を適切に行うことができるよう、総合的な支援を行っています。

今後、このプロジェクトによりパプアニューギニア公共事業省の道路維持管理能力が向上することで、地方においても人々が教育・保健などの社会サービスを利用しやすくなったり、農産物の消費地への輸送コストが低減するなど、隔絶された地域の住民の所得を向上させる機会の増加につながる事が期待されます。(2014年8月時点)



贈与された建機を用い、公共事業省職員に対して、実際に道路整備を行いながら技術移転を実施している(写真:中田康雄/株式会社アンジェロセック)

フィジー ソロモン

大洋州地域コミュニティ防災能力強化プロジェクト 技術協カプロジェクト(2010年10月~2013年10月)

太平洋地域の島嶼国は国土が拡散している国が多く、台風、地震、津波、火山噴火などの自然災害に対して脆弱な地域です。この地域では、島の都市・村落間はもちろんのこと本島・離島間の情報通信や輸送は必ずしも容易ではありません。そのため、災害情報が住民まで迅速かつ的確に伝達されず、災害時の緊急援助も届きにくい状態でした。フィジーやソロモンもその例外ではありませんでした。

このプロジェクトでは、フィジーとソロモンにおいて中央政府レベル、コミュニティレベルでの防災能力の強化を支援しました。両国の気象局や水公社(フィジー)ならびに水資源局(ソロモン)に対し、水位計や雨量計などを設置して、洪水予測に関する気象データの収集能力や、洪水が起こった場合のデータ解析などの洪水予測能力を強化しました。また、気象局や水公社・水資源局の出す災害・避難情報(警報)を国家災害管理局やコミュニティレベル



ナワンガリア村での避難訓練風景(フィジー)(写真: JICA)

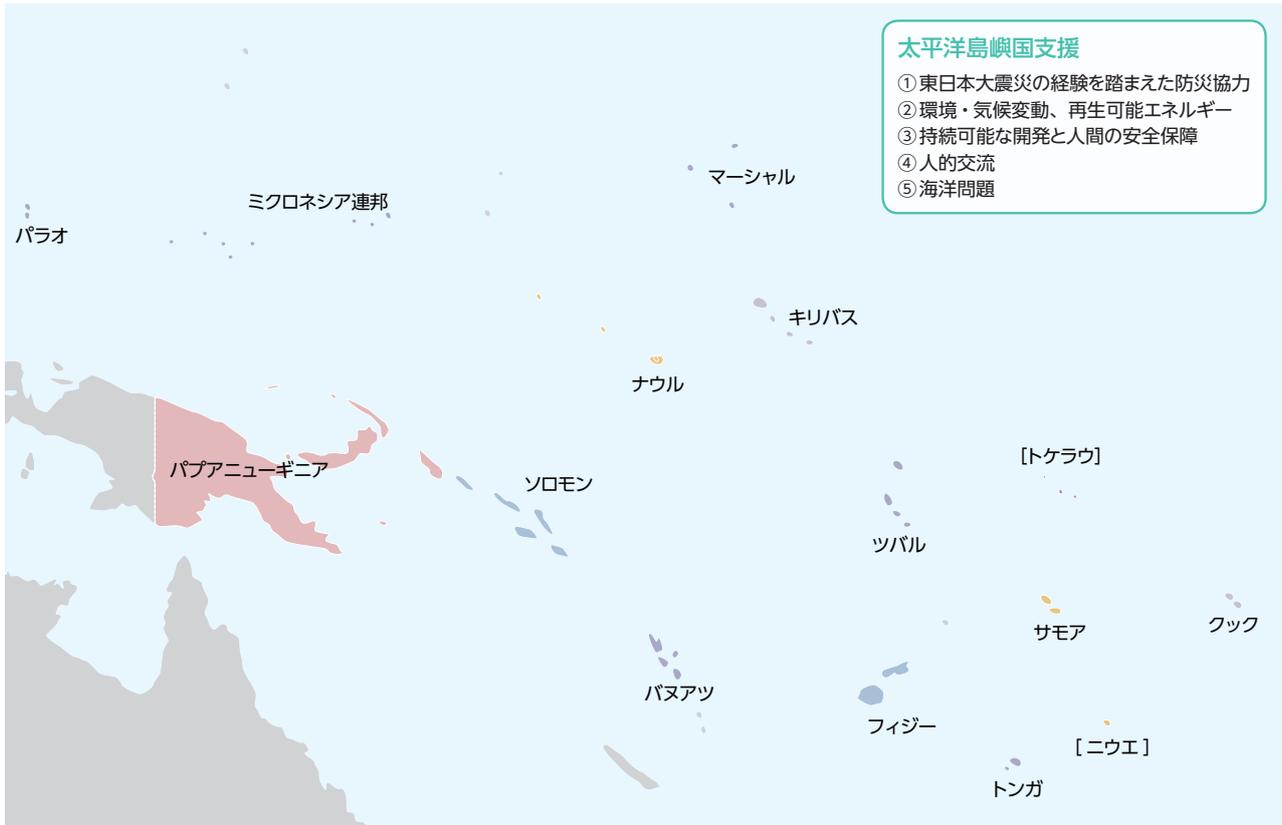
へ速やかに伝達できる体制を強化しました。さらに、コミュニティでの防災計画体制を整備するため、簡易型雨量計の設置やハザードマップの作成、住民向け防災啓発活動や避難訓練の実施など、ハードとソフトの両面で支援を実施しました。

ほかにも、日本は太平洋島嶼地域に対して、自然災害に強い社会を構築するための支援として、気象観測能力、地震・津波観測能力の向上や、予警報伝達体制の強化に対する支援など、災害に強い社会づくりに向けて包括的な支援を実施しています。今後もこれらの支援を継続して、この地域の防災・減災に貢献していきます。



建設した避難所は120名の村人を収容可能で、2基の貯水タンクにより飲み水および生活用水が確保されている(ソロモン)(写真: JICA)

▶ 大洋州地域における日本の国際協力の方針



図表 II-14 / 大洋州地域における日本の援助実績

2013年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	ミクロネシア連邦	1.28	—	2.72	4.00	18.44	—	18.44	22.44	22.44
2	ソロモン	17.95	—	4.49	22.43	—	—	—	22.43	22.43
3	パラオ	13.85	—	2.37	16.21	—	—	—	16.21	16.21
4	バヌアツ	9.37	—	3.46	12.84	0.69	—	0.69	13.53	13.53
5	キリバス	12.08	—	0.82	12.91	—	—	—	12.91	12.91
6	パプアニューギニア	1.03	—	10.33	11.36	0.08	18.60	-18.51	-7.16	11.44
7	マーシャル	9.87	—	1.37	11.24	—	—	—	11.24	11.24
8	フィジー	0.84	—	7.11	7.95	—	1.24	-1.24	6.71	7.95
9	ツバル	5.49	—	2.08	7.58	—	—	—	7.58	7.58
10	サモア	0.89	—	2.95	3.84	3.54	—	3.54	7.38	7.38
11	トンガ	1.22	—	3.27	4.50	—	—	—	4.50	4.50
12	ナウル	0.35	—	0.04	0.39	—	—	—	0.39	0.39
13	クック	0.20	—	0.11	0.31	—	—	—	0.31	0.31
14	[ニウエ]	—	—	0.06	0.06	—	—	—	0.06	0.06
15	[トケラウ]	—	—	0.01	0.01	—	—	—	0.01	0.01
	大洋州の複数国向け	0.71	0.40	2.38	3.09	—	—	—	3.09	3.09
	大洋州地域合計	75.13	0.40	43.59	118.72	22.76	19.84	2.92	121.64	141.48

*1 順位は支出総額の多い順。

*2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

*4 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

*5 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

日本のそろばんと 島国の子どもたち

～トンガで青年海外協力隊による珠算教育～



長岡由佳さん(右)と、現地のそろばんオフィサーの
ロアニ・タヒツアさん(写真:長岡由佳)

日本人にも馴染み深いそろばんが、南太平洋に浮かぶ小さな王国・トンガで算数教育の一環として取り入れられていることをご存じでしょうか。1978年、トンガ国王から珠算教育普及の依頼を受けた大東文化大学が、留学生受入れなどの交流を通じて珠算指導者の育成に尽力。JICAも、青年海外協力隊として、1989年からトンガ教育省へ珠算隊員や小学校教諭隊員を派遣しています。

現在、トンガの公立小学校の3～5年生は、毎日15分間そろばんを学習することになっており、そろばんのテストや大会なども実施されています。しかし、特に離島や地方ではそろばんの数が不足しており、JICAのプログラム「世界の笑顔のために」※1を活用し、日本国内で不用になったそろばんを集めて寄贈する活動も実施しています。2012年、沖縄で開催された「第6回太平洋・島サミット」では、トンガの首相に約900丁のそろばんが寄贈されました。長年にわたり、そろばんが日本とトンガの絆を深める道具になっているのです。

珠算有段者の長岡由佳さん(青年海外協力隊・珠算)は、「そろばんオフィサー」としてトンガの本島であるトンガタブ島に赴任。島に46ある公立小学校のうち、10校を中心に日々巡回しています。

「トンガで小学校の教員になるためには、教員養成学校で珠算が必須科目となっているため、多くの教員が珠算を指導することができます。そのため、隊員が自ら小学校で授業をすることはまれで、授業のアシストや指導方法のアドバイスが主な活動です。しかし、様々な理由で指導を行っていない学校や学級もあるので、その原因を調べて指導が実施できるようフォローもしています。」と長岡さん。

また、トンガ国内で年に7回開催される珠算大会の運営や、月に1度の離島出張、教員養成学校での授業なども行っています。ところで、長岡さんがトンガ行きを決意した理由は何だったのでしょうか。



学校を訪問し、そろばん指導の支援を行う若松さん(写真:若松恵)

「もともとは、国際協力やボランティアは自分から遠いものだと思っていたのですが、勤めていた会社の尊敬する上司が青年海外協力隊のOB

で、折に触れてそのときの体験を聞くうちに興味が湧き応募しました。珠算の資格を取得していたので、既に自分が身に付けている技術で国際協力に携われることに、素直に喜びを覚えました。」

トンガは、主要な産業が少なく、雇用にも限りがあるため、優秀な人材の海外への流出が止まりません。国王自ら珠算教育に力を入れるのには、優秀な人材を育成する狙いもあるといいます。「海外への人材流出はある程度しかたのないこととしても、国際社会で世界の人々と涉りあえる人材の育成にこそ力を入れるべきではないかと個人的には考えています。そのために初等教育はとて重要ですし、そこに自分がかかわれることを誇りに思っています。珠算は、単なる計算能力だけでなく、集中力・忍耐力・情報処理能力の向上や脳の活性化にも効果があるといわれています。小学校で珠算を学ぶことは、算数や数学にも抵抗なく取り組める下地づくりになります。」(長岡さん)

一方、日本で小学校教諭や珠算塾経営の経験を持つ若松恵さん(青年海外協力隊・小学校教諭)は、自然が多く残る離島・ババウ島で活動しています。珠算教育を通して算数教育全般の向上を目指しています。

「現地の教員が子どもたちにたずねると、みんな口々にそろばんが大好きだと答えます。多くの人は、そろばんはとても良いものだと思っているのですが、実際にはなかなか習得できない子どももいます。また、そろばん指導に意欲的な教員もいる一方、やる気に欠ける教員もあり、課題も多いのが実情です。」と語っています。

トンガタブ島の長岡さんは、「赴任直後、自分のトンガでの存在意義を自問自答する日々が続きましたが、自分にとって初めての全国大会を開催した際、200人も子どもたちが一心不乱にそろばんに向かっている光景を目の当たりにして、一気にモチベーションが上がりました。」と自身の活動を振り返ります。そろばんの数が不足していたり、教員のやる気に差があったりする課題はあるものの、この南の島々に日本のそろばんは着実に根付き、これまで隊員が中心になって行っていたそろばん大会の運営をトンガ人が主導するようになるなど、成果も上がっています。そろばんが、トンガの子どもたちの目を輝かせ、算数教育の向上に貢献していることは間違いのないようです。

※1 開発途上国で必要とされている、スポーツ、文化、教育、福祉などの関連物品の提供者を日本国内で募集し、派遣中のJICAボランティアを通じ、世界各地へ届けるプログラム。国際協力への参加を身近に感じてもらうこと、および途上国への貢献を目的としている。

8. 欧州地域

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の欧州地域の多くの国々では、その後民主化と自由化を達成し、現在は民主的政権の下で市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これら地域および欧

州全体の一層の安定と発展のため、また普遍的価値(人権、民主主義、市場経済、法の支配)を共有できる関係を築くため、市場経済化、経済インフラの再建および環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

< 日本の取組 >

西バルカン諸国^(注21)は、1990年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していました。しかし、各援助国や国際機関などの支援があり、またそれぞれの国が自身で改革のための努力を行ったことにより、復興支援を必要とする段階を卒業しました。現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は2004年にEU(欧州連合)と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の3本柱を開発協力の重点分野として支援を展開してきました。引き続き、特に「平和の定着・民族融和(異なる民族間で争いが起きないこと)」および「環境・気候変動問題への対策」を重点方針として支援しています。

旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUの間に位置するという政治・外交上での地理的な重要性を持っています。これら諸国の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとってなくてはならないものです。民主主義が根付き、市場経済を確立させるための努力を支援する必要があります。これに関し、日本は2014年3月

にウクライナ情勢の悪化を踏まえ、最大約1,500億円の支援パッケージを表明しました。

日本は、欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、EUに加盟した国に対しては、援助を卒業したのものとして、その支援を段階的に縮小させるとともに、ドナー(援助国)として欧州地域の後発国に対する開発協力に一層積極的になることを促していきます。一方、西バルカン地域やウクライナなどの後発国に対しては、各々の国の経済水準も考えながら、適切な支援を実施していきます。また、どの国に支援を行う場合にも、各援助国および国際機関等の動きに注意を払いながら、日本の知識と経験を活かして、より成果を重視した効率的かつ効果的な支援を行っていくことに努めています。

かつて日本のODA対象国であった国々の中には、EUへ加盟する際に日本のODA対象国から外れ、援助国としての国際的な役割を担い始めている国もあります。日本は、ヴィシエグラード4か国^(注22)を含むこれらの国々と援助国としての経験を共有するための取組も行っています。

モルドバ

医療サービス改善計画 有償資金協力(2013年6月~実施中)

モルドバでは、旧ソビエト連邦からの独立後、経済や財政状況が悪化する中で、医療財政も圧迫を受け、住民は必要な医療サービスを十分に受けられない状況に陥ってしまいました。それまで、医療費が全額国庫負担であったことや、病院が乱立し非効率であったこともその要因となっていました。それから約20年をかけて、モルドバ政府は国民皆保険制度を導入して医療財政改革を進め、医療機関の役割分担と連携によって医療サービスレベルを向上させました。

一方で、モルドバの医療機関は、比較的高いレベルの医療従事者が多いものの、医療機材が不足しているため、一般的な診察・治療の実施が十分とはいえません。それに加え、増加傾向にある心血管疾患や癌^{がん}といった専門的な医療レベルが求められる疾患への対応という点でも課題を抱えています。

こうした課題への対応のため、日本は、2013年に供与した円借款「医療サービス改善計画」(本邦技術活用条件(STEP)^{*1})により首都キシナウを中心に、病院セクターの中核となる救命救急医療に対応できる病院等に対して、日本製のCT・MRIなどの高度医療機器を含む医療機材・検査機材などの整備を支援しています。今後は、支援した病院のスタッフを中心に、機材の維持管理能力向上等を目的とした技術協力もあわせて実施することとしており、日本の技術を総合的に活用してモルドバの医療改革を引き続き後押ししています。(2014年8月時点)

^{*1} 本邦技術活用条件STEP: Special Terms for Economic Partnership
日本の優れた技術やノウハウが活用され、途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するため、2002年から導入。適用に当たっては、主契約者を日本企業とすること、使用する資機材等の30%以上を日本製にすることが供与条件。



プロジェクトの対象病院の一つである国立救急医療科学センターの手術室。一定の手術設備は備わっているが高度医療機材が不足している(写真: JICA)

注21 西バルカン諸国: アルバニア、クロアチア、コンゴ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ

注22 ヴィシエグラード4か国: ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア

欧州地域における日本の国際協力の方針



図表 II-15 欧州地域における日本の援助実績

2013年

(単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
			うち国際機関 を通じた贈与							
1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.95	—	2.98	6.93	0.98	1.38	-0.40	6.53	7.91
2	セルビア	1.09	—	3.09	4.18	2.43	0.23	2.21	6.39	6.61
3	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.26	—	2.30	2.56	2.22	5.36	-3.15	-0.59	4.78
4	モルドバ	0.55	—	3.87	4.42	—	—	—	4.42	4.42
5	コソボ	0.31	—	3.56	3.86	—	—	—	3.86	3.86
6	アルバニア	0.06	—	1.64	1.70	1.27	3.48	-2.21	-0.51	2.97
7	ウクライナ	0.64	—	2.02	2.66	—	—	—	2.66	2.66
8	ベラルーシ	0.43	—	0.58	1.00	—	—	—	1.00	1.00
9	モンテネグロ	0.40	—	0.21	0.60	—	—	—	0.60	0.60
	欧州の複数国向け	—	—	0.71	0.71	—	—	—	0.71	0.71
	欧州地域合計	7.69	—	22.41	30.10	33.90	67.28	-33.38	-3.28	64.00

* 1 順位は支出総額の多い順。

* 2 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

* 3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

* 4 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

* 5 「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。

* 6 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。

第3節

援助実施の原則の運用

日本政府は、政府開発援助(ODA)大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則(特に、主権平等および内政不干渉)や以下の援助実施の原則を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会の状況やODAを受ける側の社会的に弱い立場の人々への影響、さらには二国間関係などを総合的に判断した上でODAを実施してきました。

- ①環境と開発を両立させる。
- ②軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する。
- ③テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正か

つ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。

- ④開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う。

●環境や社会への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害被害の経験を活かし、ODAの実施に当たっては環境への悪影響が回避・最小化されるよう、慎重に支援を行っています。また、開発政策によって現地社会、特に貧困層や女性、少数民族、障害者などの社会的に弱い立場に置かれやすい人々に望ましくない影響が出ないように配慮しています。たとえば、JICAは2010年4月に新環境社会配慮

ガイドライン(172ページを参照)を発表し、事前の調査、環境レビュー(見直し)、実施段階のモニタリング(目標達成状況の検証)などにおいて、環境や社会に対する配慮を確認する手続きを行っています。

また、日本は、「開発におけるジェンダー主流化」の推進のため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れていく方針をとっています。

●軍事的用途および国際紛争助長への使用の回避

日本政府は、ODAの「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」の原則を遵守し、ODAにより軍事目的の支援を行うことはありません。日本はテロとの闘いや平和構築に積極的に貢献していますが、日本の支

援物資や資金が軍事目的に使われることを避けるため、たとえテロ対策などのためにODAを活用する場合でも、この原則を十分に踏まえることとしています。

●民主化の促進、基本的人権、自由の保障のための対応

開発途上国において政治的な動乱後に成立した政権には、民主的な正統性に疑いがある場合があり、人権侵害に歯止めをかけるはずの憲法が停止されたり、国民の基本的人権が侵害される懸念が生じることがあります。また、反政府デモが多発している開発途上国においては、政府による弾圧が行われ、国民の基本的人権の侵害が懸念される場合もあります。このような場合、日本は、ODAが適切に使われていることを確認するとともに、開発途上国の民主化状況や人権状況などに日本として強い関心を持っているとのメッセージを

相手国に伝え、ODAによる支援に慎重な対応を取ることとしています。

また、新しい開発協力大綱においては、これまでの実施上の原則に加え、開発協力の効果的・効率的な開発協力推進のための原則が具体的に示されたほか、不正腐敗の防止、開発協力関係者の安全配慮など、適正性の確保の観点からの新しい原則も盛り込まれました。今後は、こうした実施上の原則に沿って、開発協力を実施していくこととなります。

ミャンマー

日本はミャンマーの民主化および国民和解、持続的経済発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革の進捗を見守りつつ、民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるよう、以下の分野を中心に幅広い支援を実施しています。

- ①国民の生活向上のための支援(少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む)
- ②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援(民主化推進のための支援を含む)
- ③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援

この方針に基づき、2013年5月にミャンマーを訪問した安倍総理大臣は、ミャンマーが取り組む改革努力を官民の総力を挙げて支援することを表明するとともに、新たな円借款510億円、無償資金・技術協力400億円の合計910億円を同年度末までに順次進める旨表明し、同年度末までにこれを達成しました。さらに、2013年12月に行われた日ミャンマー首脳会談において、安倍総理大臣が新たな円借款約632億円の供与を表明するとともに、2014年3月の岸田外務大臣のミヤ

ンマー訪問時に円借款約247億円を、また同年8月の同大臣のASEAN関連外相会議出席のための訪問時には、円借款105億円を供与する方針と伝達するなど、上記の方針に基づき、幅広い支援を実施しています。

また、2014年1月には少数民族との和平の実現および紛争の影響を受けた地域を中心とした民生向上のため、和平プロセスの進捗状況に合わせて、今後5年間で100億円の支援を行う用意がある旨発表するなど、少数民族支援にも力を入れています。



1985年に日本の支援によって建設された、ミャンマーのトゥワナ橋。市民の重要な通路になっている(写真:久野真一/JICA)

シリア

2011年3月からシリア国内各地で反政府デモが発生し、シリア治安当局がデモ隊を武力により押さえ込む事態となりました。日本は、シリア政府が、民間人への暴力を直ちに停止し、国民が求める政治、経済などの面における様々な改革を早急を実施し、国内の安定を回復することを強く求めました。この立場から、同国に対しては、緊急・人道的な支援を除き、新規の二国間のODAの実施を見合わせることにしています。

しかし、シリア国外に流出した難民は320万人を超え、シリア国内および周辺国における人道状況は悪化しています。そこで、2014年1月、クウェートで開催された第2回シリア人道支援会合(いわゆる「クウェート2」)、およびスイスで開催されたシリアに関する国際会議(いわゆる「ジュネーブ2」会議)において、日本は、総額約1.2億ドルの追加的な人道支援を表明しました。これにより日本のシリアおよび周辺国に対する人道支援の総額は約4億ドルとなりました。加えて、日本は、化学兵器廃棄支援のために約1,800万ドルの支援も表明しており、シリア危機に対する日本の支援の総額は、約4.2億ドルとなっています。

日本は、シリア国内および周辺国における難民・避難民に対する支援として、主に国際機関を經由して、女性・子どもに対する支援のほか、保健・衛生、教育、食料等の分野の支援を行っています。日本は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、美しいシリアを取り戻すために、国際社会の取組に責任を持って参加し、人道支援と政治対話への貢献を車の両輪として取り組んでいきます。



日本のNGOである「パレスチナ子どものキャンペーン」がレバノンで実施中の子ども心理サポート事業をモニタリングするジャパン・プラットフォーム(JPF)スタッフ(写真:ジャパン・プラットフォーム)

青年海外協力隊事業発足50周年—協力隊が紡ぎ出す大きな可能性

■ 青年海外協力隊とは

青年海外協力隊事業は、1965年12月に初代隊員がラオスに飛び立ってから2015年で50周年を迎えます。この事業は、様々な分野で技術・知識・経験を持ち、「途上国の人々のために自分の力を活かしたい」と望む20歳～39歳の日本の青年が、派遣された国の人々と共に生活し、同じ言葉を話し、その国が抱える問題に共に取り組むことを通じ、その国の経済や社会の発展、復興へ貢献することを目的としています。同時に、派遣国と日本との間の友好親善、相互理解を深めること、そして、参加した隊員が国際的視野を持ち、自らのボランティア経験を日本社会に還元することも目指しています。これまで世界88か国で39,000人を超える隊員が草の根レベルのボランティアとして活動してきました。彼ら、彼女らの活動は、日本の「顔の見える援助」として国内外から高く評価されています。2014年5月にカメルーンで岸田外務大臣とアフリカ諸国の外務大臣等が一堂に会したTICAD V閣僚会合が開かれた際にも、アフリカ諸国の大臣から、協力隊による草の根レベルの活動はアフリカのニーズに応えるもので大いに役立っているという感謝の言葉が相次ぎました。



羽田空港を出発する初代の青年海外協力隊員たち (写真: JICA)

■ 隊員の派遣

協力隊事業は、日本政府の政府開発援助(ODA)予算により、国際協力機構(JICA)によって実施されています。毎年2回、春と秋に募集と選考が行われ、合格者は事前訓練を経て、原則2年間の任期で派遣されます。職種は理数科教育、看護師等の保健医療、自動車整備から、野菜栽培まで、10分野、約200職種とたいへん多岐にわたります(140ページにはトンガの「珠算隊員」をコラムで紹介しています)。こうして採用された隊員たちの活動をいくつかご紹介しましょう。

■ パラグアイで培った柔軟性と度胸

大学卒業後、中学校の保健体育の臨時講師をしていた岡本崇広おかもとたかひろさんは、自分の得意なスポーツを通じて国際貢献ができると知って協力隊に挑戦。陸上競技のコーチとしてパラグアイ陸上競技協会に派遣されました。

パラグアイでは陸上競技はどちらかといえばマイナースポーツ。岡本さんは「普及活動」、「競技力向上」、「協会の改善」の3つのテーマを設定して活動しました。中でも「競技力向上」では他の協力隊員と協力して指導を行い、2年間で11の国内新記録を出すことができました。指導をした選手の中には、「暮らしのため、卒業したら働かないといけない」と語る少年もいました。帰国して数年後、現地の先生から、その少



パラグアイの選手と岡本崇広さん (写真: 岡本崇広)

年が仕事をしながら体育学校に通って陸上競技を続け、指導者を目指しているという話を聞いて、岡本さんは自分も役に立つことができたといへんうれしく思ったそうです。

現在、岡本さんは京都市職員採用試験の協力隊経験者特別枠で採用され、京都市役所で働いています。最初は市役所の仕事に不安もあったそうですが、パラグアイで培った「相手の立場で考える」という思考の柔軟性や突拍子のないことが起こってもあわてない度胸が日々の仕事で大いに役に立っているそうです。



ベトナム人のスタッフと植林した幼木の状態をチェックする青年海外協力隊(森林経営)の清水文明さん(写真:加藤雄生/JICA)

日本とタイの架け橋に

加藤亜紀子さんは、聾学校で教員として勤務した6年目のときに、現職教員特別参加制度を利用し青年海外協力隊員としてタイの聾学校へ派遣されました。タイで養護教員として活動する中で、加藤さんは日本とタイの聾学校の子どもたちが互いを身近に感じ、同じ聴覚障害者として理解し合うことができないか常に考えていました。そこで、加藤さんは自分が働いていた聾学校へ現地の様子を綴った便りを送り、学校に掲示してもらいました。便りを見た先生たちが、タイで活動する加藤さんのことを教室で話題にしてくれたおかげで、聾学校の子どもたちにとり、タイは「海の向こうの見知らぬ国」から「大好きな先生の住んでいる国」になりました。タイはどんな国なんだろうという生徒たちの関心が高まって、タイに実際に行ってみたいと思うようになりました。そして加藤さんが派遣されてから1年後に、加藤さんの勤務するタイの聾学校へ日本の聾学校の生徒と職員・保護者の訪問が実現しま

した。半日の短い時間でしたが、生徒たちはタイの子どもたちに校内を案内してもらい、昼食のテーブルを共に囲み、休み時間には一緒にサッカーをして遊びました。日本の生徒たちにとってタイの聾学校を実際に訪れた経験はタイを身近な国に変えました。交流は加藤さんの帰国後も続きました。協力隊の任期を終えて帰国した翌年、加藤さんは生徒たちや職員と派遣先の聾学校を再び訪問したのです。あらかじめ学んでいったタイ語の手話で自己紹介を行ったり、タイの子どもたちと一緒にタイ料理を習ったり、逆にタイの子どもたちにたこ焼きの作り方を教えたりしました。双方の生徒たちは互いの国をなお一層親しく感じることができました。加藤さんがつなげた輪によってタイの子どもたちも日本の生徒たちもお互いの文化に触れる貴重な経験を共にできたのです。

教員が現職で協力隊に参加することによって、日本の子どもと派遣国の子どもをつなぐ手伝いができると加藤さんは語ります。「私はクラスの子どもたちに、外国語で生活することの難しさや助けてもらってうれしかったことを話すようになっています。協力隊の活動を通して、自分たちの当たり前が、当たり前ではない世界があることを身をもって感じました。そんな体験を子どもたちに伝えていきたいと思っています」

協力隊の新たな広がり

青年海外協力隊事業は50年の歴史の中で、日本と開発途上国の双方の社会におけるニーズの変化に合わせて変容を遂げてきました。青年を派遣する青年海外協力隊に加え、40歳～69歳の人たちのためのシニア海外ボランティア、日系社会を協力の対象とする日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアとJICAの派遣するボランティアの種類も増え、より多くの日本の市民が、世界の様々な現場で活躍できるよう、制度の整備も進められてきました。

民間企業と協力隊の連携も最近の新しい流れです。たとえば、ウガンダでは保健医療分野の隊員が手洗いを指導してきましたが、水が不足する地域で石けんの使用が難しいという問題がありました。そのような状況を打開する鍵が、アフリカでの事業展開を目指す日本の洗剤・石けんメーカーのサラヤ株式会社との協力にありました。サラヤ社はJICAの協力を得て、水のいらぬ消毒剤がウガンダの市場に受け入れられるかを調べていました。このような消毒剤は協力隊が直面している問題の解決につながるかもしれません。そこで、現

地事情に通じている協力隊員が協力することになりました。現地の病院で活動する看護師隊員が病院関係者へ消毒剤の使用方法や効果を説明し、病院側からは意見の聞き取りを行ったのです。その結果、サラヤ社はこの消毒剤のアフリカ市場での販売に向けて順調に準備を進めています。このような連携は、途上国市場への日本企業の関心が高まる中で広がりつつあります。

最近では、日本国内の民間企業や地方自治体、教育委員会の間で、職員が在職したままで協力隊に参加することを支援する動きも広がっています。また、帰国後の隊員を職員・教員として採用するところもあります。教員として在職中にタイに協力隊と



タイの醫学校で子どもたちに読み聞かせをする加藤亜紀子さん(写真: 加藤亜紀子)

して派遣された加藤さん、隊員経験者として京都市に採用された岡本さんは、そのような形でキャリアを積んでいる好例です。JICAと大学が連携する例もあります。たとえば、広島大学や帯広畜産大学などでは、協力隊としての活動がカリキュラムの一部を構成するプログラムを実施しています。このように協力隊は、日本国内でグローバルな視野や経験を持つ人材の育成の場としても注目を集めています。

東日本大震災の被災市町村では自治体職員の人手不足が問題となっていました。2014年6月までには100名を超える協力隊員などJICAボランティアの経験者が復興庁に採用されました。採用された隊員経験者は、被災地の市町村で、土木・建築や教育等、それぞれの専門性に加え、ボランティア活動を通じて得た企画力、課題解決力、コミュニケーション力等の能力を発揮して活躍しています。

■ 輝き続ける協力隊

このように青年海外協力隊は、世界の国々と日本を国民一人ひとりとの友情と信頼を通してつなぎながら、途上国の様々な課題の克服に取り組んできました。そして、その経験者はグローバルな視野と経験を持った人材として、帰国後も様々な分野で活躍しています。新しい流れの中で変化の波に晒されながらも、青年海外協力隊に対して、世界の、そして日本の人々が寄せる信頼と期待は変わりません。



マラウイのチョロ県病院で、この日生まれたばかりの赤ちゃんの容態をチェックするマラウイ人助産師と青年海外協力隊(看護師)の横内美由紀さん(写真: 今村健志朗/JICA)

本節では、ODAをより効率的で効果的なものとするために進めるべき措置を、「開発協力政策の立案および実施体制」、「国民参加の拡大」、「戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項」の3つに分けて紹介しています。

1. 開発協力政策の立案および実施体制

(1) 一貫性のある開発協力政策の立案

2006年8月、外務省は経済協力局を改編し、国際協力局を設置しました。国際協力局は、ODAにかかわる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体を通して調整する中心的な役割を担っています。2009年7月には、さらに、外務省におけるODAの政策・企画立案機能を強化するため、国際協力局の機構改革を行いました。ODA政策の企画・立案を担当していた総合計画課と援助手法を担当していた無償資金・技術協力課および有償資金協力課を統合し、国別開発協力課を強化しました。この機構改革により、新設された開

発協力総括課の下、3つの国別開発協力課によって有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法を一体とした支援が可能となりました。

また、二国間協力と多国間協力(国際機関を通じた協力)に関しては、これまで以上に各課の連携を図り、国際協力の戦略性を強化し、より効果的なODAの実施に取り組んでいます。また、関係府省庁の間で情報の共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知識と経験を政策に反映しています。

(2) 政府と実施機関の連携

外務省は、年度ごとの国際協力重点方針等、各種政策を速やかにODAの実施に活かすことができるよう、実施機関である国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)との連携を図っています。

2008年10月には、技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を担ってきたJICAと、円借款など有償資

金協力の実施を担当していた国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部もJICAに移され、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に実施する総合的なODAの実施機関となりました。

(3) 政策協議の強化

より効果的な開発支援を実行するため、開発途上国と密接な政策協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。日本は、その国の主体的取組を通じた発展を促す支援をするという観点からODAを実施しており、開発途上国からの要請を重視する一

方、要請を受ける前の段階で相手国の政府関係者と政策協議を実施することで、相手国の開発政策や援助の需要を十分に理解し、日本のODA政策との協調を図っています。

(4) 現地機能の強化

開発途上国政府との政策の協議を強化するため、原則としてすべてのODA対象国について、在外公館(海外の日本大使館)やJICAの現地事務所などで構成される「現地ODAタスクフォース*」を設置しています。(注1)タスクフォースは、開発途上国の援助需要を把握した上で、国別援助方針や事業展開計画などのODA政策を決めるプロセスにも参加します。また、開発途上国政府との政策に関する協議を行います。さらに、他の援助国や国際機関と連携しながら、援助手法の面での

連携や見直しに関する提言を行い、援助対象となる候補案件の検討・選定などを行っています。

また、貧困削減戦略文書(PRSP)*の策定や見直しの動きなどに合わせて、開発途上国における援助協調*が各地で本格化している状況に対応し、日本は2006年度から一部の在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報の収集・調査を行っているほか、他国に対し、日本の政策に関する情報を発信したり、提言を現場にて行う体制をとっています。

用語解説

現地ODAタスクフォース

現地ODAタスクフォースとは、日本大使館、JICAの現地事務所などをメンバーとして構成され、その国に対する日本の援助政策の立案や相手国政府との政策協議、さらには、ほかのドナーや関連機関、現地で活躍する日本企業・NGOとの連携を強化する目的でつくられ、原則すべてのODA対象国に設置されている。被援助国のニーズを踏まえた「現場主義」を強化し、質の高いODAを実施していく上で、現地のODAタスクフォースの役割は極めて重要である。

援助協調

援助の効果を増大させるために、複数のドナーが情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。従来の援助協調は、案件ごとのドナー間の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が、サブサハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになってきている。

貧困削減戦略文書(PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper)

世界銀行・国際通貨基金(IMF)により、1999年に導入された、重債務貧困国(巨額の借金を抱えている貧困国)が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずに済んだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は途上国政府のオーナーシップ(主体的取組)の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。

(5) 様々な担い手との連携

日本は、非政府組織(NGO)、民間企業、大学、地方自治体、国際機関や他の援助国とも連携しながら国際

協力をを行っています。

● NGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において教育、医療・保健、農村開発、難民支援、地雷処理技術指導など様々な分野において質の高い開発協力活動を実施しています。また、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場において迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。このように日本のNGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。また、日



NGO連携無償資金協力事業「東ティモール自動車整備士育成事業」の一環で、女子生徒たちにエンジンの内部構造を説明する日本人教官(写真:小滝勝信/日本地雷処理・復興支援センター(JDRAC))

注1 JICAが本部で所管する一部の国を除く。

本のNGOは、日本の「顔の見える援助」を行う上で不可欠な国際協力の担い手であり、外務省はこうした日本のNGOを、ODAを実施する上での重要なパートナーとして、定期的に意見交換・対話を行いながら、連携を強化してきています。開発協力大綱をはじめとする各種の政策においてもNGOとの連携を進めることを掲げており、具体的には、①NGOの開発協力活動

ア. NGOが行う事業への資金協力

日本は、日本のNGOが開発途上国・地域において開発協力活動および緊急人道支援活動事業を円滑かつ効

■ 日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。2013年度に57団体が、この枠組みを通じて、33か国・1地域において、教育・人づくり、医療・保健、職業訓練、農村開発等の分野に関する計106件の事業を実施しました。直近の5年間で資金協力の規模はほぼ倍増しており、2013年度は約60億円規模の資金協力を実施しました。また、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」には、2014年11月時点で



電動工業用ミシンによる、初めての「洋服ブラウス製作」実習を行うルワンダ人訓練生
(写真：リボン・京都)

■ NGO事業補助金

外務省は、日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施するNGOに対し、総事業費の2分の1、かつ200万円を上限に補助金を

に対する資金面での協力、②NGOの能力強化に対する支援、③NGOとの定期的な対話という、3本の柱により連携強化を進めています。

また、開発、環境、保健、防災、女性、人権、軍縮など、主要な国際協力課題や外交分野において政策提言(アドボカシー)を行う日本のNGOの活動も年々活発になってきています。

果的に実施できるように様々な協力を行っています。

48のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。2013年度には、インド北部水害被災者支援、フィリピン・ルソン島水害被災者支援、ミャンマー少数民族帰還民支援、シリア紛争人道支援、東南アジア水害被災者支援、南スーダン緊急支援、アフガニスタン・パキスタン人道支援など、15か国において総額約31億円のODA資金が、JPF加盟のNGOが実施する事業に使用されました。



ホンジュラス・エル・パライス県の山間部で「婦人クラブ」の研修に参加する婦人たち
(写真：AMDA-MINDS)

交付しています。2013年には計12団体がこの補助金を活用し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内外でのセミナーやワークショップ(参加型の講習会)などの事業を実施しました。

■ JICAの草の根技術協力事業ほか

JICAの技術協力プロジェクトはNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があります。NGOや大学といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、JICAはNGOや大学、地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ協力活動について、ODAの一環として事業委託する「草の根技術協力事業」*を実施しています。2013年度は250件の事業を世界47か国で実施しました。



かつて栄えたウズベキスタンの養蚕業に日本の養蚕業の技術を伝え、質の高い繭を作り、絹織物に付加価値を付けて商品に変える。東京農工大学は草の根技術協力事業を通じて養蚕業の振興に取り組む。蚕の飼育指導を担当した大澤光男客員教授と共に繭を収穫する現地の人々(写真：東京農工大学)

イ. NGO活動環境の整備

NGOに対する資金協力以外のさらなる支援策として、NGOの活動環境を整備する事業があります。これは、NGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化

するとともに、人材育成を図ることを目的とした事業で、外務省は、具体的には以下の4つの取組を行っています。

■ NGO相談員制度

外務省の委託を受けた日本各地の経験豊富なNGO団体(2013年度は17団体に委嘱)が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応する制度です。そのほか、国際協力イベントなど

において様々な相談に応じたり、出張して講演を行うサービスを行うなど、多くの人がNGOや国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。

■ NGOインターン・プログラム

国際協力に対する関心の高まりを背景に、市民による国際協力の担い手であるNGOへの就職を希望する若い人材が増える一方、多くの日本のNGOは、財源や人手不足から若手人材を育成する余裕がない状況にあります。「NGOインターン・プログラム」は、国際協力分野に関心のある若手人材の受入れと育成を、日本

のNGOに委託することにより、NGO活動に携わる人材の門戸を広げ、人材の拡充を通じてNGOによる国際協力の拡大・重層化を図ることを目的としています。2013年度は、このプログラムにより、計19名がインターンとしてNGOに受け入れられました。

■ NGO海外スタディ・プログラム

日本のNGOの中堅職員を対象として、1か月～最長6か月程度、海外での研修を行うプログラムです。「実務研修型」および「研修受講型」の二つの形態で実施するもので、研修員の所属NGOのニーズに基づき、

主体的に研修計画を策定することが可能な点が特徴です。研修員や所属NGOには、帰国後、研修成果を所属NGOの活動に活かし、還元していただくことが求められます。

■ NGO研究会

政府は、NGOの能力、専門性向上のための研究会の実施を支援しています。具体的に、業務実施を委嘱されたNGOがほかのNGOの協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することにより、NGO自身の組織および能力の強化を図ります。2013年度は、「ジェンダーとNGO」、「ポストMDGsと国際協力NGO」、「企業・個人の視点から見たNGO連携についての意識調査」、「国際協力活動における地方のNGOの能力強化」の4つのテーマに関する研究会を実施しました。活動の報告書・成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

なお、外務省が行う支援のほかに、JICAは、NGOスタッフのために様々な研修を行っています。たとえば、次のようなものがあります。

①「組織力アップ！NGO人材育成研修」

国内外で今後活躍するNGOスタッフの人材育成を通じて団体の組織強化を支援

②「プロジェクト運営基礎研修」

プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)*を活用して開発途上国でのプロジェクトの計画・立案・評価の手法を習得

③「NGO組織強化のためのアドバイザー派遣制度」

NGOが国内での広報活動や資金獲得、経理・会計分野での能力などを強化することを目的にこの分野の知識・経験を持つアドバイザーを派遣

④「NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣制度」

海外においてプロジェクトを効果的に実施するために必要な能力強化の指導を行うアドバイザーを派遣

ウ. NGOとの対話と連携

■ NGO・外務省定期協議会

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見を交換する場として1996年度に設けられました。現在では、年1回の全体会議に加え、「ODA政策協議会」

と「連携推進委員会」の二つの小委員会が設置されています。どちらの小委員会も原則としてそれぞれ年3回開催されます。「ODA政策協議会」ではODA政策全般に関する意見交換が、「連携推進委員会」ではNGO支援・連携策に関する意見交換が行われています。

■ NGO・在外ODA協議会(通称:ODA・NGO(オダンゴ)協議会)

2002年以降は開発途上国で活動する日本のNGOと意見を交換する場として「NGO・在外ODA協議会(通称:ODA・NGO(オダンゴ)協議会)」を開設しまし

た。これまでネパールやスリランカをはじめとする34か国で、大使館、援助実施機関、NGO等がODAの効率的・効果的な実施について意見交換を行っています。

■ NGO-JICA協議会、NGO-JICAジャパンデスク

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA協議会を開催しています。また、NGOの現地での活動を支援す

るとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICAジャパンデスク」を海外20か国に設置しています。

● 用語解説

草の根技術協力事業

国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAがODAの一環として支援し、共同で実施する事業。団体の規模や種類に応じて、次の3つの支援方法がある。

1. 草の根パートナー型(事業規模:総額1億円以内、期間:5年以内)
2. 草の根協力支援型(事業規模:総額2,500万円以内、期間:3年以内)
3. 地域提案型(事業規模:総額3,000万円以内、期間:3年以内)

プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)手法

開発協力プロジェクトの分析・計画・実施・評価という一連のサイクルを、プロジェクト概要表を用いて運営管理する参加型開発手法で、参加型計画とモニタリング・評価から成る。JICAや国際機関などが開発協力の現場で用いる手法。

アフガニスタン

アフガニスタン市民社会の能力強化事業
日本NGO連携無償資金協力(2013年3月～実施中)

アフガニスタンでは、地方政府に基本的な社会サービスを提供する能力が乏しく、様々な制約から国際社会の支援も地方まで十分に行き届いていません。

そのような中、ピースウィンズ・ジャパン、難民を助ける会、シビルソフィア、日本国際ボランティアセンターの4つのNGOが、日本NGO連携無償資金協力の枠組みを活用して支援を続けています。これらのNGOは、治安悪化によりなかなか現地に入ることができないため、アフガニスタンの現地パートナーNGOと協力して支援活動を行っています。この事業は、地域住民と最も近く、かつ住民の多様な支援ニーズを適切に把握し応える潜在的な能力を持つアフガニスタン各地の市民社会組織(CSO)^{※1}に対し、各種の研修事業等を行い、その能力強化を目指すものです。

2013年から3年間の予定で実施しており、研修内容には、汚職防止、平和構築と和解、良い統治と人権、行動規範、NGO法等の運営実務、紛争下における人権とジェンダー、財政管理、アカウントビリティ(説明責任)、事業運営等が含まれています。

2013年にはアフガニスタン全土34県のうち、31県で計69回の研修が実施されました。これらの研修には現地CSO職員のほか、地方政府職員も加わり、合計2,225名が参加しています。

アフガニスタンの自立のためには、開発支援分野における人づくりが不可欠です。この事業はまさにこうした「人づくり」に役立つものであり、日本のNGOによるきめ細かい支援の一つとして高い評価を受けています。これらの研修を通じて、アフガニスタンのCSOの能力が向上し、CSOや地方政府等の間に密接なネットワークが築かれていきます。今後は、最も支援を必要としている人々に対して、各地のCSOが支援を適切に届けることができるよう、また、CSO自ら事業を計画、立案、実施できるようになることが期待されます。(2014年8月時点)



北部バルフ県におけるNGO法、所得税法、労働法、行動規範、紛争下における人権に関する研修の様子(2013年8月27日、ACBAR実施分)

※1 市民社会組織 CSO:Civil Society Organization

ミャンマー

カレン州における電力支援による避難民帰還にむけた生活環境整備事業
日本NGO連携無償資金協力(ジャパン・プラットフォーム(JPF)事業)
特定非営利活動法人 BHNテレコム支援協議会(2013年10月～実施中)

ミャンマー南東部の少数民族が多く居住するカレン州では、ミャンマー国軍と少数民族武装勢力との間で、長年にわたり戦闘が続いていましたが、この戦闘に終止符が打たれ、両者間で停戦合意が結ばれました。しかしながら、現在も、たくさんの難民・国内避難民が帰還や再定住ができずに大きな課題となっています。さらに、長年の紛争によりカレン州の開発は遅れ、保健、水・衛生、教育、電力など、住民にとっての基礎的な生活基盤も十分とはいえません。

このような状況を受けて、ジャパン・プラットフォーム(JPF)は、2013年4月から「ミャンマー少数民族帰還民支援プログラム」を開始しました。このプログラムにより、複数のJPF加盟団体がカレン州を中心に、紛争前にもともと住んでいたところに戻る人々(帰還民)の支援に取り組んでいます。その中でもBHNテレコム支援協議会が実施するこの事業では、難民・国内避難民の帰還先である無電化村落において、コミュニティセンターや学校への太陽光発電システムの設置などによる電化支援を行いました。

その結果、コミュニティセンターには、近くに住む約100世帯の住民や役場の職員、学校の教師たちがテレビの周りによく集うようになり、ニュースを通じて国内外の情報に接する機会を持つようになったほか、村の教育や開発について意見交換を行うようになりました。また、これまでに学校2校、約700人の生徒が電氣を使えるようになったことで、より良い学習環境で勉強をすることが可能になりました。また、このように、住民の生活・教育環境が改善されると、これらの村落が難民・国内避難民をさらに受け入れるための環境整備にもつながります。これにより、将来的な難民・国内避難民の帰還や地域の開発が促進されることが期待されます。(2014年8月時点)



コミュニティセンターに設置されたソーラーパネル
(写真：BHNテレコム支援協議会)

紛争が続く地で避難民の自立と 地元住民との融和を支援

～アフリカ・スーダンでNGOが菜園づくり・井戸掘りに協力～



首都ハルツームにあるNGO事務所での今井さん。現地のスタッフと緊密に連絡をとりながら、支援を進めている(写真: JVC)

1956年の独立以来、長く続いてきたスーダン南北内戦は、2011年の南部独立によってようやく終結を見ました。しかし、その後もスーダンの一部では治安が安定せず、ダルフール、南コルドファンなどでは、今も200万人以上の国内避難民を抱えています。

国際協力NGO・日本国際ボランティアセンター(JVC)は、スーダンの南コルドファン州で2010年から避難民に対する支援活動を行ってきました。スーダン現地代表を務めている今井高樹さんは、安全上の理由で現在首都ハルツームを拠点としています。そして700km離れたカドグリ事務所のスーダン人スタッフ3名と連絡を取り合いながら南コルドファンでの活動を続けています。

カドグリは、「ヌバ山地」と呼ばれる丘陵地帯に囲まれ、丘陵地の裾野に沿って農村・牧畜地域が広がる土地です。住民たちは一年の半分を占める雨季に畑を耕し、残り半分の乾季には炭焼きや薪拾いを行ったり、市内に働きに出て生計を立てています。

「戦闘地域からカドグリに逃れてきた避難民は約4万人。当初、私たちは避難民に対して食料などの人道支援を行っていました。やがて、活動を通じて避難民の生活状況を把握していくうちに、カドグリの地元住民に土地の一部を提供してもらい、避難民の生計確保のための菜園づくりができないかと考えるようになりました。避難民たちが同じ村の出身者や親戚を頼ってカドグリに避難していることもあって、地元住民側に受け入れようとする姿勢があったことが大きな助けになったと思います。」と今井さんはいいます。

とはいえ、土地の所有者はあくまでも地元住民なので、菜園づくりの用地をどこにすべきかは、地元住民と避難民双方のリーダーの間で話し合ってもらう必要がありました。「私たちの役割は、両者の関係を良くするための場所づくりだと認識しています。私たちは、その機会を提供しますが、話し合いそのものについては基本的に彼らに任せています。そうしたやり方を根気強く続けていると、自然に地域住民の中から、



紛争被災民の耕作再開を支援するため、種子を配布しているJVCのスタッフ(写真: JVC)

井戸掘りなどの地域の問題を話し合う場に、避難民グループを招いたりする動きが出てくるのです。」

話し合いの結果、一部の土地が避難民の畑に充てられることに

なり、2012年からは食料支援を取りやめ、避難民の自立支援のための雨季の耕作支援に切り替えました。さらに、避難民にとって、雨の降らない乾季の生計手段の確保が重要だということが分かり、2013年からは日本NGO連携無償資金協力*1の支援によって乾季の菜園づくりと井戸掘削・補修による小規模灌漑支援を開始しました。避難民たちは、簡単な研修を受け、モロヘイヤ、オクラ、ルッコラなどの野菜を作り、食料として利用し、さらに市場で売って収入源にすることを目標としました。収穫した野菜を家庭で調理し、子どもに食べさせたというある避難民が「これで毎日、朝起きたときに食べ物のことを心配する必要がなくなった。良かった。」としみじみ語ってくれたそうです。プロジェクトは様々な不安に苛まれてきた避難民たちに大きな安心を与えることができました。

活動を進めるに当たって、避難民と地域住民の自発性と自立心が重要だったと今井さんはいいます。「放置されていた井戸の修理を住民たちが頼みに来たことがありました。こちらは、住民たちの側に自ら点検・補修する意思や計画があるように見えなかったので、要望に対してすぐにうんといわずに、様子を見続けました。すると、住民同士が少額を分担し合って井戸の補修をしたり、『大事な井戸は自分たちで管理しなくては』と井戸管理委員会を作って井戸の維持運営の準備を始めたのです。これにはこちらも驚きました。また、最初こちらから種や農具を支給して始まった菜園づくりでしたが、収穫が終わり、次の種蒔きの時期になっても、避難民たちは私たちのところに種をもらいに来るのではなく、自分たちで市場に行って新たに種を買って蒔いていました。スーダンの人々は、自分たちでできることは自分たちで、という意識がとても強いのです。」与えられた支援をいつのまにか自分たちで引き受けて、自ら動かしていこうとする南コルドファンの人たち。そんな彼らの姿を見ると、今井さんはプロジェクトの成果を実感するといいます。

「生活再建を進める事業については、避難民と地域住民が協力しながら、一年を通じて安定的に生計手段を確保できるようになった段階が『出口』(外部からの支援の終了)だと考えています。間もなく、いくつかの集落ではこの段階に到達できると期待しています。」地元住民と良い関係の中で、避難民が自立的な生活を築けるよう今井さんは今日も奮闘を続けています。

*1 日本のNGOが開発途上国・地域で行う経済社会開発事業および緊急人道支援事業に対して外務省が資金協力を行う制度。これを受けたNGOが活動実績を積むことで、国際的活動を広げるという意味でNGOの能力強化も目的としている。

● 民間企業との連携

経済のグローバル化に伴い、ODAの約2.5倍の民間資金が開発途上国に流入する現在、開発途上国の開発のための資金ニーズに対応するためには、民間資金による開発への貢献を促進することがますます重要となっています。そのため日本政府は、次のような官民連携による民間投資を後押ししています。

開発途上国の持続的な開発につなげるためには、それが「人間中心」のアプローチで行われるべきであるとの考え方を提唱しています。つまり、日本政府はODAを活用した民間との連携を通じて、開発途上国におけ

る雇用創出、防災・気候変動・環境問題対策、現地の人々の能力構築などにつながる「人間中心の投資」*を推進していく考えです。

こうした「人間中心の投資」を推進する方針は、2014年5月に日本が議長を務めたOECD閣僚理事会にて岸田外務大臣が初めて表明しました。その後も、8月の日ASEAN外相会議や、11月の日ASEAN首脳会議、G20サミットにおいて説明するなど、この方針に関する国際社会の理解・賛同を得るための発信に取り組んでいます。

ア. 成長加速化のための官民パートナーシップ

日本の民間企業が開発途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会を創り出し、途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得などに寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を開発途上国にもたらすことができます。このような民間企業の開発途上国における活動を推進するために、2008年4月にODAなどと日本企業との連携強化のための新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表しました。民間企業からの開発途上国の経済成長や、貧困削減に役立つ民間企業の活動とODAとの官民連携案件に関する相談や提案を受け付けています。たとえば、インドネシアにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、日本企業が小学校に独立型太陽光発電装置を設置し、小学校や周辺地域での電気の使用時間を延ばすことで、初等教育の学習環境改善と周辺地域の生活向上を図った事例があります。ほかにも、技術協力を活用し、メキシコから医師団を日本に招き、日本企業の開発した高度な医療技術(心臓カテーテル技術)の移転を行った事例があります。

また、最近、民間企業が進出先の地域社会が抱える課題の解決に対して積極的に貢献することを目指す企業の社会的責任(CSR)^(注2)活動や、低所得者層を対象にしたビジネスを通じて、生活の向上や社会的課題の解決への貢献を目指すBOPビジネス*が注目されています。日本の民間企業のCSR活動やBOPビジネスと、現地NGOの活動の連携を促進するため、現地NGOと日本の民間企業が連携する案件を積極的に採択するための優先枠を設定し、積極的に民と民のマッチング

を支援しており、2013年度は11件を認定しました。ほかにも、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指すPPP*にも取り組み、技術協力による制度整備や人材育成のほか、海外投融资や円借款を活用して、プロジェクトの計画段階から一貫した支援を行っています。

さらに、2011年6月に開催されたミレニアム開発目標(MDGs)フォローアップ会合時に、日本は「MDGs官民連携ネットワーク」の設立を発表しました。これは、日本企業が開発途上国でビジネスや社会貢献活動を円滑に行えるよう支援するもので、日本企業に対して、開発途上国の開発ニーズに関する情報の提供、国内外のNGO、国際機関、大学などを紹介し、ネットワークづくりを支援、保健分野やポストMDGsなどのテーマごとのワークショップを開催するなどして、MDGs達成に貢献する日本企業の活動を促進しています。

加えて、国連開発計画(UNDP)^(注3)および国連児童基金(UNICEF)^(注4)などの国際機関は、開発途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包括的ビジネス*を推進しています。たとえば、日UNDPパートナーシップ基金を活用して、UNDPの専門家が、インドにおける有機綿栽培を促進する日本企業に対して助言を提供したことにより、有機農法への移行支援プロジェクトは、企業利益と開発目的を同時に達成するビジネスを推進する国際的なイニシアティブであるビジネス行動要請(BCtA: Business Call To Action)に採択されました。

注2 企業の社会的責任 CSR: Corporate Social Responsibility

注3 国連開発計画 UNDP: United Nations Development Programme

注4 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund

■ PPPインフラ事業・BOPビジネスの協力準備調査

優れた技術や知識・経験を持ち、海外展開に関心を持つ日本企業の開発への参加を促すため、民間からの提案に基づく2種類の協力準備調査を実施しています。具体的には、PPPインフラ事業とBOPビジネスのそれぞれについて事業化調査のための企画書(プロポーザル)を民間から広く募集し、その提案を行った企業にフィージビリティ調査*(実現の可能性を探るための調査)を委託することで計画策定を支援する民間提案型

■ 中小企業等の海外展開支援

発展著しい新興国や途上国の経済成長を取り込むことは、日本経済の今後の成長にとって重要な要素となっています。とりわけ、日本の中小企業は世界に誇れる多くの優れた製品・技術を有していますが、人材や知識・経験の不足により多くの企業が海外展開に踏みきれないでいます。一方で、開発途上国においては、こうした日本の中小企業等の製品・技術等が活用され、その国の経済社会開発に役立つことも期待されています。

このような状況を受け、外務省・JICAは、ODAを活用して、日本の中小企業等の海外展開を積極的に後押ししています。具体的には、中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いた調査(ニーズ調査)、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業の海外事業(直接進出による事業)に必要な基礎情報収集・事業計画策定のための調査(中小企業連携促進基礎調査)、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査(案件化調査)および中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業(普及・実証事業)を実施しています。

これらの事業は、ODAにより、日本の中小企業の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図るものであり、2012年度および2013年度において、延べ155社の中小企業による調査や普及・実証事業への支援を行っています。こうした事業の成果として、たとえば「案件化調査」の実施後約1年で約3割の中小企業が新たな取引先を確保し、約1割の中小企業が現地生産を開始しています。

また、「案件化調査」実施後1年を経過した中小企業の約6割が「普及・実証事業」を実施中です。参加企業

の調査制度です。これまで上下水道や高速道路案件などのPPPインフラ事業については55件、保健・医療、農業分野におけるBOPビジネスについては83件を採択しており、海外投融資案件として承諾され、または円借款案件として承諾に至った案件もあります。これにより、開発途上国の経済社会開発に民間企業の専門的知識、資金、技術等を活用するとともに、民間企業の海外展開を後押ししていきます。



海外展開を図る中小企業の(株)セキュリティージャパン。インドで、耐熱カメラ設置のため、クレーン台を立ち上げている様子。118ページの「匠の技術、世界へ」をご覧ください(写真：(株)セキュリティージャパン)

等からは、こうした取組をさらに拡充してほしいとの声が多く寄せられており、今後ともODAによる中小企業等の海外展開支援を積極的に推進していきます。

さらに、開発途上国の経済社会開発に必要な物資の輸入のための資金を途上国政府に無償で供与し、その資金をもって日本の中小企業の製品を開発途上国に供与する中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力も実施しています。

中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力は、途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の経済社会開発を支援するのみならず、その中小企業の製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本の中小企業の海外展開を力強く支援するものです。

そのほか、中小企業が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」*を2012年に創設し、中小企業の途上国における人脈形成を積極的に支援しています。

また、経済産業省でも、中小企業の海外展開に必要な

なグローバル人材の育成に役立つ取組として、若手人材の海外インターンシップ派遣事業を新たに開始し、2012年11月にはJICA・経済産業省の共催でグローバル人材育成に関するシンポジウムを開催するなど、日本の中小企業の海外展開を支援しています。加えて、

■ 海外投融資

開発途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。そこで、日本はJICA海外投融資*を活用して、開発途上国において民間企業が実施する開発事業へ直接、出資・融資を行うことにより支援しています。海外投融資については、2001年12月に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、基本的に、2001年度末までに承諾された案件以外、出融資を行わないこととなっていました。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2011年3月にベトナムにおける産業人材育成

2014年2月、経済産業省と共に「海外展開一貫支援ファストパス制度」*を立ち上げ、上述の各種事業に中小企業がより簡単にアクセスできるよう配慮しています。

事業やパキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業など、JICAによる民間企業に対する海外投融資を試行的に再開しました。2012年10月には海外投融資を本格的に再開し、ミャンマーのティラワ経済特別区(Class A)開発事業など現在までに計5件の出・融資契約を調印しています。また、2014年6月に、海外のインフラ事業に参画する日本企業の為替リスクを低減するため、JICA海外投融資制度について、従来の円建てに加え、現地通貨建てでも融資するとの改善を行いました。

■ 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

開発途上国の政府関係者を主な対象とする日本での研修や現地でのセミナーなどを通じて、日本企業が持つ優れた製品、技術、システムなどへの理解を促すとともに、開発途上国の開発への活用可能性の検討を行うことを目的とした公募型事業です。民間企業から提案を募り、採択案件の実施は、提案した企業に委託します。その事業およびその後の民間企業の事業展開を通じ、開発途上国の課題解決に貢献できるという効果があります。また、民間企業にとっては、その対象の国における自社の技術、製品、システムへの認知度の向

上、公共性の高いビジネスの具体的な展開、途上国政府関係者と間の人的ネットワーク形成などの効果が期待できます。

2013年度は第1回公募において15件、第2回公募において12件を採択しました。提案された内容は、保健医療、農業、エネルギー、環境などの分野での個別の製品や技術を対象とする事業にとどまらず、郵便事業、栄養士資格といった日本の制度や、交通管制、防災といった複合的なシステムを対象とする事業まで、多岐にわたっています。

■ インフラシステム輸出*

日本政府は、日本企業によるインフラシステム輸出を支援するとともに、海外経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、「経協インフラ戦略会議」を開催し、2013年5月には「インフラシステム輸出戦略」をとりまとめて、2014年6月には「インフラシステム輸出戦略」の改訂を行いました。これを踏まえ、外務省は、円借款、無償資金協力、技術協力など経済協力の様々な援助手法を整備・活用

するとともに、関係省庁、JICA、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)関係機関や、企業、地方自治体等と連携し、日本の技術・知見を活かしながら開発途上国のインフラ整備を支援しています。2013年のインフラ受注は、前年の137件から285件へと倍増、金額も受注金額が判明した分のみでも前年の約3.2兆円から約9.3兆円へと大幅に増加しました。(内閣官房調べ)



の技術、世界へ—— 6

アフリカの環境改善に貢献する 日本流リサイクル

～石川県の中小企業がナイジェリアに環境配慮型の自動車リサイクルを導入～



ナイジェリアにて、解体作業のノウハウを教える日本人スタッフ(写真:会宝産業(株))



首都アブジャ近郊の廃車置き場(写真:会宝産業(株))

およそ1億7,000万人というアフリカ最大の人口を有するナイジェリア。同国ではモータリゼーションが進行中で、国内の自動車保有台数は1,000万台以上といわれています。路肩に放置されたままの廃車が多く、交通事故や犯罪、環境悪化などの原因になることから問題視されていました。こうした廃車も、ていねいに解体し、部品ごとに細かく分けていけば新たな資源になりますが、現地ではそうした処理方法が確立しておらず、リサイクルの技術や設備も整っていないといえます。

そこで、石川県を拠点に自動車リサイクルと中古部品の輸出を手掛ける会宝産業(株)が、これまで日本国内で培ったノウハウを駆使して、ナイジェリアでの自動車リサイクルビジネスに乗り出しました。なぜ今、ナイジェリアだったのでしょうか。

「2010年、UNIDO※1(国際連合工業開発機関)本部の一行が当社を訪問された際、当時ナイジェリアのUNIDO代表を務めていた日本人の方からナイジェリアの放置車両の問題を聞かされ、『ぜひナイジェリアに進出してほしい』との要望を受けたことがきっかけでした。目標は、環境配慮型の自動車リサイクルの確立と現地の雇用創出です。」と会宝産業専務取締役の馬地克哉さんは経緯を語ります。

2012年からは、約2年間にわたり、JICAの支援を得て、環境コンサルティング会社イースクエアと共同で、日本の自動車リサイクル技術を使ったナイジェリアでの廃車の再資源化事業のための協力準備調査(BOPビジネス連携促進)※2を実施しました。これまで世界各国に自動車部品を輸出してきた同社がナイジェリアの産業や環境に貢献していくためには何が必要なのかを探るためのODAを活用した調査です。

「日本流の自動車リサイクルがナイジェリアで事業として成立するのかを調査すると同時に、現地の自動車修理組合のスタッフを対象に解体の技術研修も行いました。これまでも彼らは、車からエンジンなどの主要な部品を取り出して販売することはしていましたが、たとえば、ドアの内側にリサイクル可能な銅線があることなどは知りませんでした。力任

せに行う解体作業は大きな危険を伴います。やみくもな解体作業がいかに危ないものかを説明し、安全性や環境配慮の重要性を訴えました。我々が車両の構造や解体の手順をきちんと教えたところ、簡単に解体できることに彼らは驚いていましたね。」

現在、地球上にはおよそ11億台の自動車があり、そのうちの3億5,000万台が日本車だといわれます。会宝産業がナイジェリアの自動車リサイクルに乗り出した背景には、「日本車の後始末は日本人がつけるべき」という同社社長・近藤典彦さんの思いがあるといえます。日本では、戦後の高度経済成長期、様々な資源を利用して製品を作る「動脈産業」が発展しましたが、一方、その結果もたらされた環境への負荷をリサイクルなどで軽減する「静脈産業」も発達しました。環境汚染やごみ問題を経験し、やがて世界でも屈指のリサイクル技術と静脈産業が発達した日本は、現在途上国が行き当たっている課題に先んじて取り組み、乗り越えてきた経験があります。かつての日本が抱えていた問題に直面している途上国に対して、いま日本ができることは少なくありません。「今後は、ナイジェリアの行政機関と連携して、現地での技術教育にかかわるとともに、貧困層を巻き込んだ自動車リサイクルビジネスを展開していきます。」と馬地さん。ナイジェリアで静脈産業が発展し、環境保全と両立する持続可能な成長を支えていくための第一歩になるのではないかと期待されています。

※1 UNIDO : United Nations Industrial Development Organization

※2 開発途上国でのBOPビジネスを計画している本邦法人からの提案に基づき、ビジネスモデルの開発、事業計画の策定、およびJICA事業との協働事業の可能性について検討・確認を行うもの。事業の上限金額は5,000万円、協力期間は最大3年間。



石川県の研修施設「国際リサイクル教育センター」(IREC)での研修の様子(写真:会宝産業(株))

用語解説

「人間中心の投資」の推進

日本政府は、第1に雇用創出や社会サービスへのアクセス改善等を通じて、投資の経済的利益をできるだけ多くの人々が享受する「包摂性」、第2に経済変動、気候変動、自然災害等に対する「強靱性」、第3に投資を通じた現地の人々の「能力構築」という3点を重視する「人間中心の投資」を、官民連携を通じて推進していく。その際は、民間投資を呼び込むための触媒となるODA(ビジネス環境整備、産業人材育成等)、海外投融資、BOPビジネスや官民パートナーシップ(PPP)事業等の事業化計画策定の支援などの施策を活用していく。

BOPビジネス(BOP:Base Of the Pyramid)

途上国の低所得層*を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約40億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得者層を消費者、生産者、販売者とする事で、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。

事例：洗剤やシャンプーなどの衛生商品、水質浄化剤、栄養食品、防虫剤を練り込んだ蚊帳、浄水装置、太陽光発電など。

*低所得層：1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたもの。

ODAを活用した官民連携

(PPP:Public-Private Partnership)

官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指す。

PPPの分野事例：上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

包括的(インクルーシブ)ビジネス(Inclusive Business)

包括的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

フィジビリティ調査

立案されたプロジェクトが実行(実現)可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどのような可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。

民間連携ボランティア制度

中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。事業展開を検討している国へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握したり、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後に企業活動に還元されることが期待される。

海外展開一貫支援ファストパス制度

海外展開の潜在力と意欲を持つ中堅・中小企業などの海外展開を支援するための制度。これらの企業に身近な存在である地方自治体、地方経済団体、地方金融機関等が、顧客企業と海外展開にノウハウを持つ在外公館・JETROなどとの橋渡しをすることにより、国内から海外まで切れ目のない支援を提供するもの。

海外投融資

JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援するもの。支援対象分野は①MDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。

インフラシステム輸出

海外の電力、鉄道、水、道路などのインフラ需要に対して、日本企業が施設建設・機器輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理まで含む「システム」を輸出する考え方。

イ. 円借款の制度改善

日本の優れた技術やノウハウを開発途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に日本と密接な関係を有するアジアを含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化にもつなげることが求められています。開発途上国と日本の民間企業双方にとって、より魅力的な円借款となるよう、制度の改善を一層進めていく必要があります。

日本は、2013年4月に「円借款の戦略的活用のための改善策」を発表し、同年10月制度改善を発表しました。まず、4月の制度改善では、これまでの重点分野を「環境」および「人材育成」に整理した上で、新たに「防災」および「保健・医療」を加えた4分野における譲許性を引き上げ(金利を下げたり、返済期間を長くすることで条件をより緩やかにすること)しました。また、中進国および中進国を超える所得水準の開発途上国に対し

ても円借款を一層活用していきます。加えて、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術的移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するために導入された本邦技術活用条件(STEP: Special Terms for Economic Partnership)について、適用範囲拡大、金利引き下げ等の制度改善を行ったほか、災害復旧スタンバイ借款^(注5)の創設などの追加的な措置を行ってきています。次に、10月の制度改善では、特にアジア地域における膨大なインフラ需要に適切に対応していくために、官民連携(PPP: Public-Private Partnership)方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進する、開発途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、EBF円借款^(注6)およびVGF円借款^(注7)を導入しました。

注5 災害の発生が予想される途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

注6 EBF(Equity Back Finance)円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社(SPC: Special Purpose Company)に対する開発途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

注7 VGF(Viability Gap Funding)円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填(VGF)に対して円借款を供与するもの。

また、2014年6月には、同一セクター等の複数案件に対して包括的に円借款を供与する「セクター・プロジェクト・ローン」の本格活用の開始や、日本企業の参

画が期待できる円借款事業の実施に当たっての事前資格審査と本体入札との一本化などを通じ、円借款のさらなる迅速化を図ることとしました。

●大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や県市町村など地方自治体が蓄積してきた実務的な知識を活用しています。JICAは、大学が持つ専門的な知識を活用し、開発途上国の課題に総合的に取り組めるよう、共同で技術協力の実施や円借款事業を推進しています。また、地方自治体との間でも、都市インフラの運営ノウハウなどの知見を活かし、ODA事業の質的向上、

開発協力を行う人材の育成などについて連携を行い、地方発の海外協力事業がより活発に展開できるよう協力しています。

2013年3月には、政府はJICAの草の根技術協力事業の枠組みを活用し、地域経済活性化特別枠として地方自治体の国際協力を通じて日本の地域の活性化を図る方針を打ち出しました。

●開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携

開発途上国の地方自治体やNGOとの連携は、開発途上国の経済社会の開発だけではなく、現地の市民社会やNGOの強化にもつながります。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら開発協力関係者が実施する経済社会開発事業を支援し

ています。この資金協力は、学校建設、病院の基礎的医療機材の整備、井戸の掘削など、草の根レベルに直接利益となるきめ細やかで迅速な支援として開発途上国でも高く評価されています。

●国際機関や他国との連携

近年、ミレニアム開発目標(MDGs)などの国際的な開発目標を達成するため、開発協力の質の改善を目指し、効果的に開発協力を行うとの観点から、パリ宣言やアクラ行動計画(AAA)^(注8)、釜山パートナーシップ文書^(注9)、効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC)^(注10)における合意事項に基づいて、様々な国や機関、団体が開発協力の政策策定や実施について協調していこうとしています。現在、協力を受ける側の多くの国において、保健や教育など分野ごとに作業部会が形成され、その国の分野別開発戦略に沿って、プログラム型の支援が実施されています。日本はタンザニアにおける地方行政改革などのプログラムに参加しています。また、バングラデシュにおいては、2005年の世界銀行、アジア開発銀行(ADB)^(注11)、英国国際開発省(DFID)^(注12)と同国の貧困削減戦略を支援するための共通戦略パートナーシップを経て、2010年6月には18の国際機関が参加して共同支援

戦略(JCS)^(注13)が決定されており、分野横断的に(保健、教育などの分野を越えて横のつながりを持ち)、より効果的で、効率的な開発協力を実施するための協調・連携を進めています。また、国際開発金融機関(MDBs)^(注14)との具体的な協力として、2005年には、アフリカ開発銀行との間で、エプサ(EPISA:アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ)^(注15)を立ち上げ、アフリカの民間セクターに対する円滑な資金供給や、道路や電力整備等を通じた民間投資促進を図るため、これまでに10億ドルを超える円借款を供与してきました。2012年のG20ロスカボス・サミット(メキシコ)においては、同イニシアティブの下、新たに10億ドルの円借款を供与することを表明しました。2014年1月、エチオピアにおける安倍総理大臣によるアフリカ政策スピーチにおいてこれを20億ドルに倍増することを表明しました。また、2012年には、米州開発銀行との間でも、省エネ・再生可能エネルギー分

注8 アクラ行動計画 AAA: Accra Agenda for Action

注9 釜山パートナーシップ文書: Busan Partnership for Effective Development Cooperation

注10 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ GPEDC: Global Partnership for Effective Development Co-operation

注11 アジア開発銀行 ADB: Asian Development Bank

注12 英国国際開発省 DFID: Department for International Development

注13 共同支援戦略 JCS: Joint Cooperation Strategy

注14 国際開発金融機関 MDBs: Multilateral Development Banks

注15 アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ EPISA: Enhanced Private Sector Assistance for Africa

野における協調融資枠組みとしてコア(CORE)^(注16)を立ち上げており、5年で最大10億ドルの協力を行う考えです。

最近では、国際機関や他のドナー(援助国)との協力・連携も積極的に進めています。主要ドナー全体のODA予算が減少する傾向にある中で、各国の限られたODA予算を開発途上国の開発に効果的に活用するためにも、国際機関や他のドナーとの協力・連携の重要性は高まっています。

また、日本は、近年、米国との協力・連携を一層強化しています。2013年12月、バイデン米副大統領の訪日の際に発表した「日米のグローバル協力に関するファクト・シート」の中で、新たに、定期的な高級実務者レベルでの「日米開発対話」の立ち上げを表明しました。協力の焦点としては、人道支援・災害救援、東南アジア、大洋州、アフリカ、女性の能力強化などを掲げています。2014年2月には第1回日米開発対話を開催し、幅広い開発課題に対する日米協力につき協議しました。同年4月のオバマ大統領の訪日に際しては「ファクトシート：日米のグローバル及び地域協力」を発表し、東南アジアやアフリカなどにおける具体的連携を打ち出しました。その後、アフリカの女性起業家への支援、インドにおける女性に安全な街づくりのためのUN Womenの事業などに関する具体的な連携を

現してきています。こうした日米開発協力の強化は、日米関係の幅を広げ、日米同盟のさらなる発展に寄与するものと考えています。

これまで国際社会では、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC^{ダック})の加盟国が中心となって開発協力を行ってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジルなど、DAC加盟国以外の新興ドナーと呼ばれる国々が、その資金力を背景に開発途上国の開発課題に対し大きな影響力を持つようになっていきました。G20の枠組みにおいても、開発課題につき先進国のみならず、新興国・途上国を交えた形で協議が行われるようになったこともこの表れです。新興ドナーが国際的な取組と調和した開発協力を行うよう、日本は様々な会合への新興ドナーの参加を促し、話し合いを進めています。

また、2014年4月には「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ第1回ハイレベル(閣僚級)会合」がメキシコ・メキシコシティで開催され、開発途上国の開発課題の解決のためには、先進国・途上国政府だけでなく、市民社会組織(CSO)^(注17)や民間セクター、議会等、開発に携わる様々な組織や団体が参加した包摂的な取組が必要であるとの認識が、参加者の間で共有されました。ポスト2015年開発アジェンダを達成するには、開発に役立つ資金源として、ODAだけではなく、開発途上国の税制度改善などによる途上国内の資金の有効活用、南南協力や三角協力による開発への貢献、民間資金の効果的な活用とそのためのODAの触媒的役割(たとえばODAで途上国のインフラを整備し、民間投資の誘致につなげるなど)の重要性などについても議論が行われました。

また、2014年9月には、ハノイで「第5回アジア開発フォーラム」*を開催し、「アジアの持続的成長のための課題と戦略」をテーマに、アジアの経験を踏まえた開発協力のあり方について議論を深めました。



2014年4月、メキシコシティにおいて開催された「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ第1回ハイレベル会合」に出席し、発言する木原誠二外務大臣政務官(前)

用語解説

● アジア開発フォーラム

アジア各国の政府関係者、アジア開発銀行(ADB)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)などの国際機関、および民間企業関係者などが集まり、開発に関する各種課題や今後の取組のあり方などに関して議論し、開発協力に関する「アジアの声」を形成し、発信することを目的とするフォーラム。日本および韓国の発案で立ち上がり、2010年より開催されており、その運営に当たっては、主催国に加え、日本を含む過去の開催国から成るグループが中心的な役割を果たしている。

注16 コア CORE: Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency

注17 市民社会組織 CSO: Civil Society Organization



火山周辺の荒廃地に 緑を取り戻せ

～インドネシアで産学協同による緑化再生の土づくり～



多機能フィルターの上に設置された種バッグ
(写真:多機能フィルター(株))

インドネシアは、130もの活火山があり、そのうち17の火山が今も活発に活動する火山国です。バリ島北東部のバトゥール山周辺では、1917年と1926年の大噴火による噴出物が今も広範囲に残っており、土地の荒廃が進んでいます。木や植物が根を張らなくなった土地は地盤がもろくなり、土砂崩れなどの災害を引き起こす原因になります。また、土地の荒廃は、観光地として知られるバリ島市街地の水源となる地下水脈の枯渇にもつながることから、緊急な対策が望まれています。

荒廃した土地に緑を甦らせるべく、バリ島南部のウダヤナ大学がさまざまな植物を試験的に植えてみたものの、どれも思うように育ちません。ウダヤナ大学と交流協定を結ぶ山口大学は、防災に関する共同研究を通して、こうした課題を知ることになりました。そこで、山口大学は、山口県に拠点を持つ多機能フィルター(株)と産学連携^{よみかえ}*1で開発した、植物の生育を促す養生マット「多機能フィルター」による環境再生をウダヤナ大学側に提案しました。

「1994年に開発した『多機能フィルター』は、極細のポリエステル繊維に補強ネットを重ねた構造で、周囲から飛んでくる種子の定着を促します。このシートを土の上に敷きつめることで、保湿性も保ちながら、より自然に近い状態での土づくりと緑化が可能となります。表土と密着することで雨による土の移動を食い止め、土砂崩れを防ぐ効果もあります。日本国内では、47都道府県すべてで採用された実績を持ち、土地の緑化再生などに利用されてきました。」と多機能フィルター(株)代表取締役社長の山本一夫^{やまもとかずお}さんは、その独自の機能を説明します。

2011年に、調査の一環でバトゥール山の荒廃地に多機能フィルターシート100㎡を敷設。さらに、植物の種子と土壤微生物などを詰めた同社の特殊植生袋「種バッグ」50袋を設置したところ、効果が確認されました。2012年には、外務省の「案件化調査^{あき}*2」に採択され、約2,500㎡のシートと100袋の種バッグを設置。植物は順調に生育し、緑の再生に効果を上



2013年12月に開催された、現地での植樹祭の様子(写真:多機能フィルター(株))

げています。しかし、こうした取組を一過性のプロジェクトで終わらせないためには、現地での継続的な活動が必要です。

そこで山本さんたちは、地元の素材を用いて製品を開発、地元で製造することにしました。同時に、地元住民や高校生とも協力して、環境保全や防災に対する啓発活動も行います。そのために多機能フィルター社は、JICAの「普及・実証事業^{あき}*3」を活用し、インドネシアにおいて新たな実証活動を2013年9月に開始しました。地元の素材を活用した多機能フィルターと現地の微生物を用いた種バッグをウダヤナ大学、山口大学と共同開発。ウダヤナ大学構内に設置した研究所で製造し、バトゥール山周辺地域でその効果を検証しているところでは。

「現在、バトゥール山周辺の荒涼地の植樹に取り組んでいます。環境教育の一環としても行われている植樹祭には、地元の高校生や住民ボランティアなど総勢320人余りが参加し、ギンネム(マメ科の落葉低木)、チーフ(シソ科の落葉高木)など現地植物の種子を入れた種バッグを設置。地元住民からは『通常の苗木植栽に比べて簡単だった』と高い評価を受けました。こうした活動が、地元の人々に環境保全と防災に対する意識を根付かせることを願っています。」と山本さんは地元での展開に胸を膨らませています。

自然災害の多いインドネシアでは、防災・環境保全分野でやるべきことはまだまだたくさんあります。同じように自然災害の多い日本にはインドネシアの必要とする技術や知識の蓄えがあり、この面で大いに役立つことができます。

「今回の普及・実証事業では、まず荒廃地の再生に着手しましたが、今後さらに、道路や海岸などでも活用できないか検証していくことになると思います。実証事業の成果を確認しながら、インドネシア全土での土壤環境改善を検討していく予定です。現地の素材を活用するのでインドネシアの経済に貢献できますし、現地で新たな雇用も創出していけると思います。さらに、ウダヤナ大学、山口大学との共同研究や技術開発などによる人材の交流にも大きな期待を寄せています。」と山本さん。小さな種が芽を出し、やがて緑が育つ。産学協同によるプロジェクトは、現地にはしっかりと根を張って大きく育っていきそうです。

*1 民間企業と大学などの教育・研究機関が共同で研究、商品開発などの事業を行うこと。
*2 中小企業などからの提案に基づき、製品・技術を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査。
*3 中小企業などからの提案に基づき、製品・技術に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。事業の上限金額は1億円、協力期間は1～3年程度。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民の理解と支持の促進の重要性

2010年6月に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」では、ODAに対する国民の理解と支持を得ていくことの重要性が強調されています。

外務省およびJICAは、開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開、地方や幅広い層への発信など様々なレベルや形で国民参加を強化しています。幅広い層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、ODAの現場を体験できる機会も提供しています。同時に、開発課題の多様化・高度化に適切に対応していくためには、

人材育成と研究協力、官民連携も重要と認識しています。国際社会において日本の開発協力に関する考え方への理解を広めることも重要であり、NGOや大学をはじめとする教育・研究機関との連携もますます重要となりつつあります。

なお、途上国において日本の支援について多くの人に知ってもらうことはODAの実施において欠かせないプロセス（過程）であり、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地でのODA広報に力を入れています。

(2) 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる途上国支援への直接参加

若い人やいろいろな技術・経験を持つ幅広い層の国民がボランティアとして取り組む国際協力を推進するため、JICAは、青年海外協力隊事業やシニア海外ボランティア事業を行っています。青年海外協力隊事業は、20歳から39歳までの青年が開発途上国に原則2年間滞在し、現地の人々と生活や労働を共にしながら、経済社会開発に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は、1965年以来50年近くの歴史を持ち、海外でも高く評価されている日本の「顔の見える援助」の一つです。シニア海外ボランティア事業は、40歳から69歳までの男女が幅広い技術、豊かな経験を活かして開発途上国の発展のために活動するという国民参加型事業であり、青年海外協力隊のシニア版として位置付けられています。

現地の人と協力して途上国の開発に取り組むこれらのボランティア事業は、現地の人たちの日本への親しみを深め、日本と途上国との間に草の根の関係を作り



セネガル北部の村で活動する青年海外協力隊（視聴覚教育）の依田真由美さんと子どもたち（写真：小辻洋介）

出す効果ももたらします。また、近年はボランティア経験者が、民間企業の途上国への進出等に貢献できるという側面も注目されています。

こうした取組を促進するため、現職参加*の普及・浸透に取り組むとともに、帰国ボランティアの進路開拓支援を行うなどして、これらのボランティア事業に参加しやすくなるよう努めています。

用語解説

現職参加
現在、企業や国・地方自治体、学校に勤務している者が、休職や職務専念義務免除などの形で所属先に身分を残したまま青年海外協力隊やシニア海外ボランティアに参加すること。

(3) NGOへの支援や活動への参加

国際協力への市民参加の最も身近な例は、国際協力を行っているNGOへの支援やその活動への参加です。日本のNGOの数は、1998年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され法的な整備が進んでから大幅に増加しました。実際に国際協力活動にかかわっている団体は400を上回るといわれています。前述したとおり(●NGOとの連携、149～152ページ)、外務省は日本のNGOを日本の「顔の見える援助」を行う上で不可欠なパートナーとして重視し、連携を強化してきています。具体的には、日本のNGOが海外で行

う事業に対し資金面で協力したり(日本NGO連携無償資金協力など)、NGOの能力向上を図るための事業を実施しています。日本のNGOは、途上国のコミュニティに直接入ることから、政府間の協力を補完し、ODAの裾野を広げることができます。NGOは、国際協力分野の優秀な人材を育て、日本の「顔の見える援助」を担う存在として期待されています。また、日本のNGOは緊急人道支援分野においても、その機動力・迅速性を駆使して活躍しています。

(4) ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情にふれていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。スタディツアー(大学のゼミ等)によるODA現地視察、教師や地方自治体関係者などの現地視察への派遣支援にも力を入れています。また、旅行社の企画する体験ツアーや視察ツアーとの連携も強化しつつあります。一般の方々にODAプロジェクトの現場を実際に視察していただき、帰国後に国内の様々なイベントで報告していただく新しい事業「国際協力レポーター」(JICA実施)も、2011年より開始しました。同年8月にはケニアとベトナム、2012年8月にはウガンダとスリランカ、2013年8月にはルワンダとヨルダン、2014年にはエチオピアと東ティモールに一般の方を派遣



2014年に実施された「国際協力レポーター」。東ティモール、ディリ港の現地視察(写真:JOCA)

し、各国における日本のODA事業を視察していただきました(派遣人数は1か国10名ずつ)。

(5) 議論や対話の促進

ODAを活用した中小企業支援等、ODAに関する取組について外務省やJICAは国内各地で説明会を行うなどの取組を行っています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心をお持ちの国民の方と対話する場を随時設けています。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、地域発信の国際協力の推進とともに地域の活性化を目指しています。

(6) 開発分野における人材育成と研究

開発分野における高度な人材の育成を行うため、外務省は2011年度より、「高度開発人材育成事業」を開始しました。同事業は、開発の現場で将来指導的立場に立つ人材を育成するための実践的プログラムであり、既存の大学の開発学を補完するものです。具体的には、①アジアの開発への日本の貢献、アジアの経済発展モデルの他地域への応用(南南協力)の実践的側面についての講座、②国際公法を習得するための講座、③交渉のロールプレイング・ワークショップ、④インタビュー/プレゼン能力向上のためのメディア・トレーニング、⑤開発分野で国際的に影響力のある海外の有識者による特別講義・講演等の交流事業、⑥開発系国際機関等におけるインターンシップの6つのコースから成っています。

JICAは、専門的な知識や多様な経験を持つ人材を確

保してそうした人たちに活躍してもらうため、2003年に「国際協力人材センター」を開設しました。また、省庁、JICAやNGO、国際機関といった国際協力に関する求人情報を国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」(<http://partner.jica.go.jp/>)より提供し、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、そしてキャリア相談(進路相談)なども行っています。

さらに、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保しています。2008年10月に設立されたJICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の開発協力経験に基づいた研究を進めています。

(7) 開発教育

外務省は、職員を中学校、高校、大学、地域の自治体、NGOなどに派遣し、国際協力やODAについての説明や解説を行う「ODA出前講座」を実施しています。また、JICAは、開発教育を推進するため、開発教育に活用できる写真やグローバル教育の実践報告を募る「グローバル教育コンクール」^(注18)(2011年度からJICAが主催)を開催しています。また、開発教育を支援するため、学校教育の現場や国際化を進める自治体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として学校へ派遣し、途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解促進を図る「国際協力出前講座」や、高校生および大学生等を対象とした「国際協力実体験プログラム」、中学生・高校生を対象にした「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施しています。さらに、教員に対しては、「開発教育



静岡県牧之原市立相良中学校でのODA出前講座で日本のODAの意義について説明する外務省職員

指導者研修」や、開発途上国に派遣し、その経験を授業に活かすことが目的の「教師海外研修」などを実施しています。

(8) 広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、それぞれODAに関するホームページ^(注19)をつくり、相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。2010年10月

にはODAプロジェクトの現状などが全体でどのような流れになっているかを分かりやすく説明するため「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設

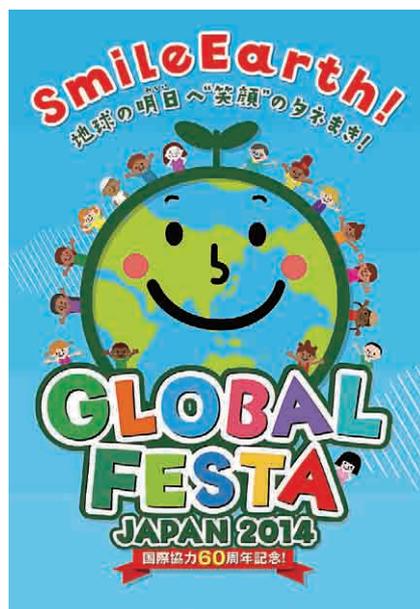
注18 旧称：開発教育/国際理解教育コンクール(2009年度に改称)

注19 外務省ODAホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda>
JICA：<http://www.jica.go.jp> ODA見える化サイト：<http://www.jica.go.jp/oda>

けました。また、ODAメールマガジンを発行し、海外の大使館や総領事館の職員やJICA関係者などによる実際の開発協力の現場での体験談やエピソードなどを紹介しています。

1993年度以来、テレビ番組の放映を通じて国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう努力しています。2014年は、国際協力60周年特別番組として「外務省 presents 僕らが世界にできること」(東京MXテレビおよびニコニコ生放送にて同時放映)等を放映し、開発途上国の現場取材や具体的なエピソードなどを交えながら、日本が世界各地で行ってきた国際協力やODAについて分かりやすく紹介しました。また、テレビのほかにも雑誌やインターネットの特設サイト等を通じて、特に若い世代の方々に向けて、国際協力に関する情報発信を行いました。

毎年「国際協力の日」(10月6日)*の前後には、日本国内最大級の国際協力行事として「グローバルフェスタ JAPAN」を開催しています。東京・日比谷公園で土曜日と日曜日の2日間にわたって外務省、JICAとJANIC(国際協力NGOセンター)^(注20)が共催してい



グローバルフェスタJAPAN2014

るこの行事には、NGOや国際機関、企業、関係する省庁などが参加し、2014年のイベントには約7万8,000人が来場しました。^(注21)

また、海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献についてよく理解してもらうための広報を行っています。具体的には、開発協力にかかわる署名式や引渡し式に際してプレスリリース(報道機関に向けて紹介する文書)を出すなど現地の報道機関の取材に協力しています。また、在外公館では、現地の報道機関に対して日本の開発協力の現場の視察を企画し、現地の報道においても日本の協力が取り上げられる機会をつくるように努めています。また、様々な講演活動、英語・現地の言葉によるホームページや広報パンフレットの作成も行っています。



国際協力60周年特別情報バラエティ番組「外務省 presents 僕らが世界にできること」

用語解説

国際協力の日

1954年10月6日、日本はコロンボ・プラン(第二次世界大戦後最も早く1951年に組織された途上国援助のための国際機関)への加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。これにちなんで、10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められた。

注20 国際協力NGOセンター JANIC: Japan NGO Center for International Cooperation
注21 荒天のため、2日目は午前中でイベントを終了した。

3. 戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項

これまで日本は、ODA事業の透明性向上を徹底し、その説明責任の向上を図るため、①PDCAサイクル(案件形成(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、フォローアップ活動(Act))の強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めてきました。

2013年4月には、ODA事業の透明性向上と継続的改善を目的として、「戦略的・効果的な援助の実施に向けて(第3版)」を公表しました。ここでは、PDCAサイクル強化のため、無償資金協力についての体系的な数値目標の導入(これにより個別プロジェクトごとに合理的な目標設定が可能になる)や、貧困削減戦略支援

無償へのPDCAサイクルの導入、事業評価への4段階評価の導入等を発表しました。このうち、体系的な数値目標の導入については、2014年6月に開催された第11回行政改革推進会議において有識者からPDCAサイクルを強化した改善事例として評価されました。

また、2013年11月に実施された「秋の行政事業レビュー」において受けた指摘を踏まえ、開発協力適正会議における外部有識者による議論を経て、所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用についての方針を策定しました。

(1) 戦略的な援助の実施

● プログラム・アプローチ

プログラム・アプローチとは、被援助国との協議等を通じて特定の開発課題の解決に向けた目標(プログラム目標)を設定した上で、その目標達成に必要な具体的なODA案件(プロジェクト)を導き出していくアプローチのことです。

たとえば、特定地域の妊産婦死亡率を減らすという

「目標」のために、無償資金協力による病院の建設や、技術協力による助産師の育成といった「具体的なプロジェクト」を導き出すケースが考えられます。現在、試験的な取組を進めており、その経験と成果を活かして、プログラム・アプローチの強化に取り組んでいきます。

● 国別援助方針

「国別援助方針」は、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、相手国の開発計画、開発上の課題等を総合的に考え合わせて策定する日本の援助方針です。その国への援助の意義や基本方針・重点分野等を簡潔にま

とめ、「選択と集中」による開発協力の方向性の明確化を図っています。原則としてすべてのODA対象国について策定することとしており、2014年10月時点で106か国の援助方針を策定しました。

(2) 効果的な援助の実施

● ODA見える化サイト

ODAに対する国民の理解と支持をさらに高めていくため、2011年4月にJICAのホームページ上に透明性向上のため「ODA見える化サイト」を立ち上げました。全世界で展開しているODA事業のうち、有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の各案件について、各事業の概要、案件の形成から完了までの過程を分かりやすく伝えるため、写真や、事前・事後評価などの情報を随時掲載し、情報の拡充に努めています。また、外務省のホームページにおいては、実施された案件について効果が現れている案件や十分な効果が現れていない案件などを含む具体的な達成状況や教訓を

ODA が見える。わかる。
 開発プロジェクトの情報を紹介「ODA見える化サイト」
 Google カスタム検索 検索 印刷 お問い合わせ

～ 特集 ～
環境・気候変動対策

JICAは、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて最善を尽くすため環境・気候変動問題に対する取り組みを幅広く実施しています。

気になる国から見てみよう
 取り組み詳細から見てみよう
 協力形成から見てみよう

新着案件情報

- カンボジア] プノンペン市都市交通改善プロジェクト (2014年12月8日)
- インドネシア] インドネシア建機総研産学委員会加工能力強化プロジェクト (2014年12月8日)
- ベトナム] 復興期社会の形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト (2014年12月8日)

案件検索
 ODA見える化サイトに掲載されている各案件を、様々な条件により検索することができます。

案件検索ページへ

ODA見える化サイト： <http://www.jica.go.jp/oda>

とりまとめたリストを既に3回にわたって公表しており、より効果的なODAの実施に努めています。このリストに記載されている情報を、2014年度からJICA

の「ODA見える化サイト」の各案件のページへ盛り込み、利便性のさらなる向上に努めています。

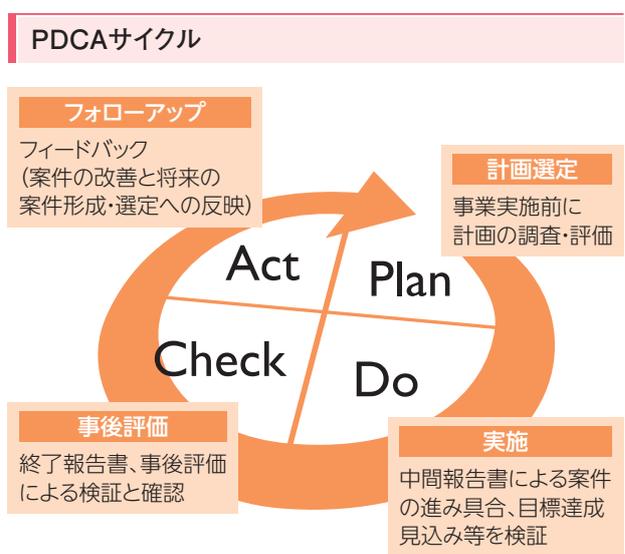
● PDCAサイクル

PDCAサイクル強化については、①すべての被援助国における国別援助方針の策定、②開発協力適正会議の開催、③個別案件ごとの指標の設定、④評価体制の強化といった取組を進めています。特に、2011年から開催されている開発協力適正会議はPDCAサイクルの中核としての役割を果たしています。この会議は、無償資金協力、有償資金協力および技術協力の新規案件形成のための調査実施に先立ち、ODA関連分野に知見を有する外部有識者と外務省・JICAの担当部署との間で調査内容などについて意見交換を行い、過去の経験や外部有識者の視点を新規案件に反映することを通じて、ODA事業のより一層の効果的な実施と透明性の向上を図ることを目的としています。

● 評価の充実

より効果的・効率的なODAを行うためには、開発協力の実施状況やその効果を的確に把握し、改善していくことが必要です。そのため外務省を含む関係府省庁やJICAは、PDCAサイクルの一環としてODA評価を行っています。ODA評価の結果から得られた教訓や提言は、将来の計画や、実施過程に活かしていくため、関係する部局をはじめ、途上国の政府にも伝えていきます。また評価結果をホームページなどで広く公表することで、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかについて説明責任(アカウンタビリティ)を果たす役割も持っています。

現在外務省では、ODA評価として、主に政策レベルの評価(国別評価、重点課題別評価など)を行っています。外務省が実施するODA評価は、開発援助委員会(DAC)の評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト(長期的効果)、自立発展性)を踏まえて、政策は妥当であったか、目的は達成されたか、実施過程は適切であったかの3つの評価項目について開発の視点から評価し、その客観性・透明性を確保するため、第三者による評価を行っています。



また、2011年からのODA評価においては、開発の視点に加えて、外交の視点からの評価を行っています。

一方、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫したモニタリング・評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、これらの評価はDAC評価5項目に基づいて行われ、一定金額以上の案件については、外部評価者による事後評価を実施しています。

こうしたODA評価の結果から得られた提言や教訓については、対応を検討して、ODAの政策・実施へ反映させています。

これら以外にも、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(いわゆる「政策評価法」)に基づいて、外務省では経済協力政策の全般に関する政策評価や一定の金額を超える案件の事前評価、5年間着手されなかった案件(未着手案件)、または10年経っても貸付が終わっていない案件(未了案件)*の事後評価も行っています。

● 用語解説 未着手・未了案件

「5年未着手案件」とは、案件の実施が決定した後、5年を経過した時点においても貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「10年未了案件」とは、案件実施決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

●不正行為の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、ODA事業に関連して不正行為が行われることは、援助の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODA事業に対する国民の信頼を損なうもので、絶対に許されません。そのため、政府とJICAは過去に発生した不正事件も踏まえ、調達手続きなどにおいて透明性を確保するなど不正の防止に取り組んでいます。

ODA案件の調達段階においては、JICA調達ガイドラインに従って開発途上国側が入札手続きを行い、その結果をJICAが確認し、受注した企業名だけでなく契約金額も公表することで透明性を高める対応をとっています。調達をはじめ、ODA事業実施の過程で不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間、事業の入札・契約に参加させない仕組みが整えられています。

外部監査については、JICAにおいて会計監査人による外部監査を実施しているほか、300万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力の案件について原則として外部監査を義務付け、実施しています。

内部監査については、有償資金協力では、政府間で合意がなされた案件を対象に必要なに応じて監査を行うことができる仕組みを導入しています。技術協力では、JICAにおいてサンプリングによる内部監査(一部を抜き出して調べることを実施しています。無償資金協力についても、JICAにおいて技術的な監査を実施しています。

また、OECD外国公務員贈賄防止条約^(注22)の締約国である日本は、ODA事業への信頼を確保するため、外国政府の関係者との不正な取引に対しても、不正競争防止法などの適用を含め厳格に公正な対処を行っています。

2008年のベトナム円借款事業における不正を受け、外務省とJICAは、不正行為を行った企業に対して一定期間入札に参加させないなどを規定した措置の規程を見直しました。そして、海外にある日本大使館やJICAの海外事務所が現地の日本法人などをサポートできる体制を確立し、関係業界などへ法令を守るよう働きかけました。具体的には、企業団体との協力の下で日本企業向けの国際契約約款に関するセミナーの開催、相手国によるコンサルタントの選定に際してJICAの関与の強化、援助国との間で不正、腐敗を防止するための話し合いなどを実施しました。

しかしながら、このような取組にもかかわらず、2014年には、インドネシアにおける円借款事業をめぐる不正により、日本企業が米国司法当局と司法取引を行い、米国において有罪判決を受けたほか、インドネシア、ウズベキスタン、ベトナムにおける円借款事業等に関連した不正の疑いにより、日本企業関係者が起訴される事件が起きました。外務省、JICAとしては、上述のとおり、これまでも様々な不正防止策を講じてきたところですが、ODA事業への信頼を損ねる事案が発生したことを踏まえ、不正腐敗情報相談窓口の強化、不正に関与した企業への入札からの排除措置の強化、企業へのコンプライアンス体制構築の働きかけなどの再発防止策のさらなる強化を行っています。また、このような事態を未然に抑止するためには、日本側のみならず、相手国における取組・協力も必要であり、その観点から、相手国政府とも協議を行っています。

なお、2013年度においては、1案件(1企業)に対し、一定期間入札に参加させないなどの措置を実施しました。

注22 正式名：「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」
(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)

2014年版ODA評価年次報告書ハイライト ～評価を通じたODAの改善を目指して～

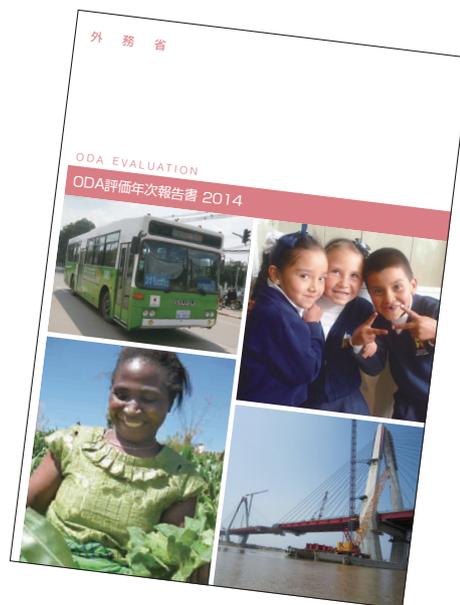
■ ODA評価年次報告書の目的

外務省ではODAに関して、ODA白書に加え、ODA評価の概要についてまとめたODA評価年次報告書を毎年発行しています。1982年に第1回報告書を発行して以来、今年で32回目の発行となります。

そもそもなぜODA評価を行うのでしょうか。評価には、ODAの管理改善を支援することと、国民に対し、ODAが適正に実施されているかどうかについて説明を行うという二つの目的があります。

第一の目的のODAの管理改善とは、日本が世界各地で実施しているODAが、効果的に実施されているか、それが本当に被援助国の開発に役立っているかを検証し、改善すべき点があれば対応し、その後の活動に活かすことです。そのために、外務省は、開発政策上、重要なテーマや分野、また援助実績の多い国などの観点から、年に8件程度の案件を取りあげて、有識者による第三者評価を行っています。評価結果は、今後のより良い援助のための提言とともにまとめて評価報告書として公表されています。

さらに、ODAについて国民の理解と支持を得るといふ第二の目的のために、過去1年間に行った評価結果の概要と、評価の結果行われた提言に対し、どのように応えていくかに



2013年度に実施された評価結果の概要などを紹介する
[ODA評価年次報告書 2014] (外務省発行)

ついて簡潔にまとめ、年次報告書として公表しています。

なお、評価報告書は、客観的な観点から評価を行うとの考え方に立って、外務省のODA担当部局から独立した立場で外務省の評価専門の別の部局が作成しています。



カンボジア・コンポンチャム州において『ジェンダー主流化プロジェクト』に参加する農民たちから広く意見を聴取する

ODA評価年次報告書2014の概要

ODA評価年次報告書2014は3つの章と参考資料から構成されています。

第1章ではODA評価の制度や経緯の概要について紹介しています。第2章では外務省が2013年に実施した第三者評価の概要と提言、そしてそれを受けた外務省およびJICAの対応策について説明しています。また、外務省だけでなく、日本政府としてどのような評価が行われたのかについて紹介するため、他省庁およびJICAが実施した評価の概要も紹介しています。2013年度は8件の第三者評価が実施されましたが、ここでは、その中から、防災協力イニシアティブの評価について紹介します。

防災協力イニシアティブが評価の対象となったのは、同一イニシアティブが評価すべき重要な節目を迎えていると判断されたからです。一つには、2005年に神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で、国際的な防災の行動指針となる「兵庫行動枠組」が策定され、日本のODAによる防災協力に関する基本方針として「防災協力イニシアティブ」が発表されて10年となること。二つ目は、2015年に開催される第3回国連防災世界会議で「兵庫行動枠組」の後継枠組みが採択される予定であることです。これらを踏まえ、第2回国連防災世界会議以降、日本が推進してきた防災協力イニシアティブを評価し、第3回同会議に向けた日本の政策立案の参考とすることを目的に評価が行われました。

評価の結果、防災協力イニシアティブは、日本が長年実施してきた防災分野の協力の姿勢を内外に明確に示す意義があった、とされました。また、今後の防災分野における協力の方針として、すべての開発政策・計画に防災の観点を導入する防災の主流化を進めるため、災害多発国の災害統計の整備や災害リスク評価制度の導入などが提言されました。日本は、この評価結果も踏まえ、第3回国連防災世界会議に向けて今後の国際防災協力の進め方の検討を進めています(92ページの開発協力のトピックス参照)。

また、第3章では、2012年度に実施された第三者評価8件の結果に対するフォローアップの状況を報告しています。



ペルーの国家緊急オペレーションセンター。地震などの災害を検知し、ペルー全土に知らせる役目を果たしている(写真:岡原功祐/JICA)

いくつかご紹介すると、たとえば、キューバに対する日本の支援の評価では、「日本の民間セクターを後押しできる協力」や「ODA実施体制の強化」が提言として挙げられましたが、これを受けて、2013年10月に官民連携アドバイザーや農業開発アドバイザーの派遣を決定し、JICAが、2014年4月に各1名の派遣を開始したことが報告されています。また、男女平等や女性の活躍のための支援の評価では、「協力案件の要請・計画など各段階においてジェンダー視点^(注)からのレビューを重視すべき」との提言が示されました。これに対しては、JICAとして、途上国がJICAに協力を要請し、案件を形成していく初期の段階で、「ジェンダー視点」から案件の内容が適切であるか確認しつつ、途上国側に助言を行う取組を継続するとともに、年2回モニタリングする制度を新たに導入したことが報告されています。

各評価案件の報告書や年次報告書は外務省ホームページに公表していますので、ここに紹介しきれなかった内容や、評価についてより詳しく知りたい方は、こちらもご参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>
(注) 「ジェンダー視点」とは、男女平等に配慮した視点という意味です。

(3) 適正な手続きの確保

開発協力を実施する際には、事業の実施主体となる相手国の政府や関係機関が、環境や現地社会への影響、たとえば、住民の移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認します。2010年に策定した「環境社会配慮ガイドライン」*に基づき、開発協力プロジェクトが環境や現地社会に望ましくない影響をもたらすことがないよう、その影響を回避・最小化するための相手国による適切な環境社会配慮の確

保を支援してきています。このような取組は、環境・社会面への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任を確保することにつながります。

また、ODA事業をより効果的にし、より一層の透明化を図るため、事業の調査実施前において知識・経験を持つ外部の有識者との意見交換を行う開発協力適正会議を一般にも公開する形で開催しています。

(4) 開発協力の関係者の安全確保

開発協力の関係者が活動する開発途上国の治安状況はとても複雑で、日々刻々と変化しています。2001年の米国同時多発テロ以降、中東地域や南アジア地域では緊張が高まり、世界各地でテロ活動が多発しています。平和構築支援の活動において、どのようにして開発協力関係者の安全を確保するのかは極めて重要な課題となっています。

政府は、在外公館などを通じて現地の治安状況を把握し、渡航の際の情報などを提供し、開発協力関係者間での情報共有を行っています。JICAは、開発協力関係者に対し、出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策アドバイザー*の配置、住居の防犯設備などの整備に努めてい

ます。また、在外公館や各国の国際機関の事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルを作成するなど、適時適切な安全対策措置をとっています。さらに、緊急時の対処やリスク管理についての研修を国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）^{（注23）}の国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター（eCentre）^{（注24）}と共に開催するなど、安全管理の強化に取り組んでいます。無償資金協力では、コンサルタントや施工会社へ情報提供を行うとともに、緊急時の連絡体制を整備しています。有償資金協力では、受注した日本の企業への情報提供などにより、その企業の関係者の安全確保を図っています。

用語解説

環境社会配慮ガイドライン

「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系および生物相等の自然への影響、住民が非自発的に移転しなければならないなど、環境面および社会面へその事業が与える可能性のある負の影響に配慮することをいう。環境社会配慮ガイドラインは、JICAが関与するODA事業において、こうした負の影響が想定される場合、必要な調査を行い、負の影響を回避、または最小化するとともに、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等が適切な環境社会配慮を確保できるよう支援し、確認を行うための指針。
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

安全対策アドバイザー

JICAでは、現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を「安全対策アドバイザー」として委託、日々の治安情報の収集と発信を行い、住居の防犯から交通事故対策まで幅広い事態に対して24時間体制で対応できるようにしている。

注23 国連難民高等弁務官事務所 UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees

注24 国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター eCentre: UNHCR Regional Centre for Emergency Preparedness (eCentre)

第III部

資料編

第1章 日本の政府開発援助予算	174
第1節 2014年度政府開発援助予算(当初予算)	174
第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要	177
第2章 日本の政府開発援助実績	186
第1節 開発途上国への資金の流れ	186
第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	187
第3節 国別実績	189
第4節 分野別実績	198
第5節 緊急援助実績	199
第3章 二国間援助案件リスト	201
第1節 二国間贈与	201
第2節 二国間借款	206
第4章 国際機関に対する政府開発援助実績	208
第5章 政府開発援助に関する主な資料	212
第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き (2013年10月～2014年10月)	212
第2節 政府開発援助に関する政策	214
第3節 重債務貧困国(HIPCs)一覧	245
(参考) 諸外国の政府開発援助	246
第1節 DAC諸国の政府開発援助実績	246
第2節 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ	254
第3節 DAC援助受取国・地域リスト	256
第4節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	257

図表 III-1 / 政府開発援助予算の内訳

(単位:億円、%)

区 分	2013年度			2014年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,573	-39	-0.7	5,502	-71	-1.3
事業予算(純額)	10,424	-562	-5.1	11,322	898	8.6
事業規模(総額)	16,907	-108	-0.6	17,760	853	5.0
(参考)円/ドル・レート	82円			97円		

図表 III-2 / 政府開発援助一般会計予算(政府全体)

(単位:億円、%)

区 分	2013年度			2014年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	5,067	24	0.5	5,017	-50	-1.0
1. 二国間贈与	4,219	37	0.9	4,225	1	0.2
(1) 経済開発等援助	1,642	26	1.6	1,667	25	1.5
(2) 技術協力等	2,561	11	0.4	2,542	-18	-0.7
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	848	-13	-1.5	792	-56	-6.6
(1) 国連等諸機関	545	-28	-5.0	488	-57	-10.4
(2) 国際開発金融機関等	303	15	5.3	304	1	0.2
II 借 款	506	-63	-11.1	485	-21	-4.2
JICA(有償資金協力部門)	506	-63	-11.1	485	-21	-4.2
III 計	5,573	-39	-0.7	5,502	-71	-1.3

図表 III-3 / 政府開発援助事業予算の内訳

(単位:億円、%)

区 分	2013年度				2014年度			
	予算額	増減額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈 与	7,671	-428	-5.3	45.3	7,730	59	0.8	43.5
借 款	9,236	320	3.6	54.6	10,030	794	8.6	56.5
計(事業規模)	16,907	-108	-0.6	100.0	17,760	853	5.0	100.0
(参考)回収金	-6,484	—	—	—	-6,438	—	—	—
純 額	10,424	-562	-5.1	—	11,322	898	8.6	—

図表 III-4 / 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳(政府全体)

(単位:億円、%)

区 分	2013年度			2014年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	7,671	-428	-5.3	7,730	59	0.8
1. 二国間贈与	4,917	33	0.7	4,942	25	0.5
(1) 経済開発等援助	1,642	26	1.6	1,667	25	1.5
(2) 技術協力等	3,259	7	0.2	3,259	0	0.0
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	2,754	-461	-14.3	2,788	34	1.2
(1) 国連等諸機関	571	-17	-3.0	514	-58	-10.1
(2) 国際開発金融機関等	2,183	-444	-16.9	2,274	91	4.2
II 借 款	9,236	320	3.6	10,030	794	8.6
(1) JICA(有償資金協力部門)	9,150	350	4.0	9,885	735	8.0
(2) その他	86	-30	-25.8	145	59	68.3
III 計(事業規模)	16,907	-108	-0.6	17,760	853	5.0
(参考)回収金	-6,484	—	—	-6,438	—	—
純 額	10,424	-562	-5.1	11,322	898	8.6

図表 III-5 / 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

2013年度事業予算 総額 1兆6,907億円 (-0.6%)				2014年度事業予算 総額 1兆7,760億円 (+5.0%)			
形態別歳出項目	財源		財源	財源		形態別歳出項目	
無償資金協力 1,642億円 (+1.6%)	その他 16億円 (同前年)	一般会計 5,573億円 (-0.7%)	外務省 4,212億円 (+0.7%)	特別会計 298億円 (+0.5%)	11省庁計 1,361億円 (-4.9%)	無償資金協力 1,667億円 (+1.5%)	
技術協力 3,259億円 (+0.2%)							一般会計 5,502億円 (-1.3%)
国際開発 金融機関等 (出資金・拠出金) 2,183億円 (-16.9%)	国連等諸機関 (分担金・拠出金) 571億円 (-3.0%)	出資・拠出国債 1,880億円 (-19.6%)	特別会計 297億円 (-0.4%)	出資・拠出国債 1,970億円 (+4.8%)	国連等諸機関 (分担金・拠出金) 514億円 (-10.1%)	国際開発 金融機関等 (出資金・拠出金) 2,274億円 (+4.2%)	
円借款等 9,236億円 (+3.6%)		財政投融资等 9,157億円 (+4.4%)		財政投融资等 9,990億円 (+9.1%)		円借款等 1兆30億円 (+8.6%)	
[純額 1兆424億円 (-5.1%) 回収金 6,484億円]				[純額 1兆1,322億円 (+8.6%) 回収金 6,438億円]			

第2節

各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要

図表 III-6 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)

(単位:百万円、%)

区 分	2013年度	2014年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	12	13	0	2.9
金融庁	103	113	11	10.5
総務省	689	790	101	14.7
法務省	157	205	47	29.9
外務省	421,157	423,005	1,848	0.4
財務省	81,426	79,373	-2,053	-2.5
文部科学省	28,191	22,230	-5,961	-21.1
厚生労働省	5,818	5,815	-3	-0.1
農林水産省	2,772	2,780	8	0.3
経済産業省	16,196	14,981	-1,214	-7.5
国土交通省	293	284	-9	-3.2
環境省	470	616	146	31.1
計	557,284	550,204	-7,079	-1.3

図表 III-7 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)

(単位:百万円、%)

区 分	2013年度	2014年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	12	13	0	2.9
金融庁	103	113	11	10.5
総務省	689	790	101	14.7
法務省	157	205	47	29.9
外務省	424,122	423,005	-1,117	-0.3
財務省	1,173,671	1,261,038	87,367	7.4
文部科学省	28,191	22,230	-5,961	-21.1
厚生労働省	6,356	6,348	-7	-0.1
農林水産省	11,391	17,286	5,895	51.7
経済産業省	41,648	41,834	186	0.4
国土交通省	293	284	-9	-3.2
環境省	4,118	2,867	-1,251	-30.4
計(事業規模)	1,690,750	1,776,012	85,262	5.0
(参考)回収金	-648,357	-643,797	—	—
純 額	1,042,392	1,132,215	89,822	8.6

図表 III-8 / 各省庁の事業予算(2014年度事業予算)と事業概要

1. 贈与

(1) 二国間贈与

ア. 経済開発等援助

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	無償資金協力 (166,675)	無償資金協力は、開発途上地域に対し返済義務を課さない開発資金を供与する援助形態で、被援助国政府等が実施する経済社会開発を目的とした事業に必要な施設、資機材、設備およびサービスを購入するための資金を贈与する。主として食料、安全な水へのアクセス、衛生、保険・医療、基礎教育の整備等の基礎生活分野や国づくりおよび持続的経済成長に不可欠な経済基盤整備等の支援を実施している。

イ. 技術協力等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋 薬物取締会議 (12)	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	(14)	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	(546)	(1)情報通信分野における諸外国との政策対話および研究者交流等を行う。 (2)政府統計職員の研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所(SIAP)に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力をを行う。 (3)アジア・太平洋電気通信共同体(APT)を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋IT研究者・技術者育成支援、デジタル・デバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	(205)	(1)アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (2)アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	JICAを通じて行う技術協力の予算 (150,274)	<p>(1)国際約束に基づく技術協力:開発途上国が経済・社会面において自立的・継続的に発展できるよう、開発途上国の開発の担い手を育成し、日本の技術や経験の移転、開発の障害となっている課題の解決に必要な各種制度や組織の整備・構築等を行う。 具体的には、開発途上国の国づくりの担い手となる行政官、技術者等を日本や第三国等で受け入れ、多岐にわたる分野で専門知識や技術を伝える「研修員受入事業」や、日本の行政官や技術者等を開発途上国へ派遣し、開発途上国の政府機関等に対して開発計画の立案、調査、研究開発、教育・訓練、普及活動、助言、指導等を行う「専門家派遣事業」、またこれら事業に必要な「機材供与事業」等を有機的に組み合わせて実施している。</p> <p>(2)開発計画調査型技術協力:政策立案や公共事業計画の策定を支援するとともに、相手国のカウンターパートに対し、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。</p> <p>(3)人材養成確保:技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保、養成ならびに前記事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行う。</p> <p>(4)国民参加型協力:日本のNGO・地方自治体等による国際協力の促進のための草の根技術協力事業、また、国際協力への理解促進に役立つ開発教育支援事業等を実施。</p> <p>(5)ボランティア派遣:国民参加型事業で、開発途上国の社会・経済の発展に貢献を志望する人材を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活と労働を共にさせ、技術、知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力である。20歳から39歳までの「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの「シニア海外ボランティア」が中心になっている。</p> <p>(6)災害援助等協力:海外の、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。</p> <p>(7)中小企業海外展開支援事業: <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いた、コンサルタント等による対象分野を絞った国別のニーズ調査(ニーズ調査) ・中小企業等からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業の海外事業(直接進出による事業)に必要な基礎情報収集や事業計画策定を行うための調査(中小企業連携促進基礎調査) ・中小企業等からの提案に基づき、製品・技術を途上国の開発に活用する可能性を検討するための調査(案件化調査) ・中小企業等からの提案に基づき、製品・技術に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業(普及・実証事業) </p> <p>(8)各種調査:案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、3スキーム(無償資金協力、技術協力、政府貸付)の相乗効果を現すために、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。また、地域別・国別の援助の実施方針や特定の開発課題に関する援助方針/アプローチ等を検討するため、対象地域・国や上述の開発課題にかかわる基礎情報を収集・分析する。</p> <p>(9)事業評価:事業の改善と国民への説明責任を果たすため、プロジェクト等の事前段階から実施後にわたり、一貫した事業評価を実施する。</p> <p>(10)その他:海外移住者に対する援助および指導等を実施する。</p>
	(独立行政法人)国際交流基金運営費交付金 (6,566)	独立行政法人国際交流基金は、文化その他の分野において総合的かつ効率的な国際交流事業を実施し、日本と諸外国との間の相互理解を深めるとともに、良好な国際環境の整備ならびに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与している。
	その他 (58,734)	(1)効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助方針の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、(2)援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、(3)日本のNGOの活動環境整備およびNGOが実施する事業前後の調査や研修会・講習会等に要する経費、(4)ODAを実施するために必要な行政的諸経費など。
	総額 215,575	
財務省	財政経済に関する技術協力の必要な経費等 (45,089)	<p>(1)開発途上国現地および日本国内においてセミナー・研修を開催する。</p> <p>(2)開発途上国へ専門家を派遣する。</p> <p>(3)開発途上国から客員・実務研究員を受け入れる。</p> <p>(4)開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。</p> <p>(5)円借款事業の案件形成や円借款事業に付随する技術支援等を実施する(JICA有償勘定技術支援)。</p>

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
文部科学省 (日本学生支援機構を含む)	留学生交流の推進 (21,056)	グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や日本の高等教育機関の国際競争力強化、「留学生30万人計画(2008年7月)」の実現を図るため、日本人の海外留学および外国人留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。日本の高等教育機関に在籍している外国人留学生は約13万6,000人(2013年5月)、海外の大学等に在籍する日本人学生は約5万8,000人(2011年)となっている。 (施策例) ・国費外国人留学生の受入れ:開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招聘し、高等教育機関で教育や研究指導を受けさせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助:日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を実施。
	大学の世界展開力強化事業(ASEAN諸国等との大学間交流形成支援) (720)	国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指し、日本とASEAN等の大学との国際教育連携の取組を支援。具体的には、適正に認証された大学の間で、それぞれが提供する教育内容を十分にすり合わせて単位の相互認定や共通の成績管理を実施することにより、相互に教育内容の質を保証しながら大学間交流を行う。これにより、日本人学生の海外留学とASEAN等諸国の学生の日本への戦略的受入れを実施する。
	その他 (382)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で、開発途上国からの研究者等の受入れや開発途上国への専門家派遣等の事業を行っている。また、UNESCOの主催する政府間事業への参加、東南アジア教育大臣機構(SEAMEO)の活動への協力なども実施している。
	総額	22,158
厚生労働省	(1,117)	(1)開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2)結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻しん根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3)技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4)職業能力開発総合大学校への国費留学生および在職職業訓練指導員の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 (5)東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)等への支援。
農林水産省	(1,257)	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上地域における農林水産業の振興等を図るため、(1)世界の食料生産の拡大や投資の促進、(2)気候変動等地球規模の課題の解決に向けた支援、(3)途上国における森林の保全等を通じた持続可能な森林経営の推進、(4)関係諸国との協調による海外漁場の確保および漁業協定の円滑な推進に関する事業を実施する。
経済産業省	海外開発計画調査事業等 (1,290)	(1)日本国政府が開発途上国からの要請等を受けて、途上国の国づくりに必要なセクター・地域等における最も経済的で総合的なマスタープランの策定を支援し、政策提言等を実施。(海外開発計画調査事業) (2)日本企業の海外進出拠点整備に向け、必要なインフラ整備および受注案件発掘のため、政府間協議やミッション派遣等を実施。また、OECDコンサルテーション会合での商業性判断に対応するため、タイド円借款供与に係る諸手続の上で必要な商業可能性調査を実施。(進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業)
	共同資源開発基礎調査事業 (592)	石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等を通じ、資源を保有する開発途上国における資源開発調査(地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査等)に係る技術協力を行う。 2013年度は、6か国6地域において調査を実施。
	貿易投資促進事業 (1,959)	今後の急成長が見込まれる新興国において日本企業による市場の獲得を促進するため、(1)政策対話等に基づく現地人材育成協力や日本の産業政策・制度の移転による事業環境整備、(2)インフラ受注率を高めるための、日本の技術等の優位性の理解促進を目的とした研修・専門家派遣、(3)中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得に向けた「国際即戦力人材」育成のための、日本の若手人材の海外インターンシップを実施する。
	新興市場開拓人材育成支援事業 (1,207)	民間ベースによる開発途上国からの研修生の受入れ、開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等につながる指導・助言を行う専門家の派遣への支援を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。 2013年度は1,751名の研修生受入れと107名の専門家派遣を実施。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経済産業省	独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金 (6,878)	日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に貢献する取組の一環として、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化の基盤となる活動、および開発途上国経済研究活動を実施している。
	その他 (25,287)	日本の省エネルギー技術等の開発途上国における普及を図るための実証事業などの諸事業を実施。
	総額 37,213	
国土交通省	(186)	国土交通分野(国土政策、交通、社会資本整備等)において、(1)国際交通分野における途上国の経済活性化と日本企業の競争力強化のための支援、(2)国際協力交流企画事業、(3)環境・安全対策協力事業、(4)海外プロジェクトの推進等を実施する。
環境省	(2,511)	(1)地球環境の保全:クリーンアジア・イニシアティブ推進、途上国におけるフロン等対策支援事業費 (2)大気・水・土壌環境等の保全:アスベスト飛散防止総合対策費(うち、アジア諸国における石綿対策技術支援事業)、国際的水環境改善活動推進費(うち、アジア水環境パートナーシップ事業、第2期) (3)廃棄物・リサイクル対策の推進:アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 (4)温暖化対策:二国間クレジット制度(JCM)制度構築・実施等事業 (5)アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業(うち、コベネフィット型対策導入戦略の策定、コベネフィット技術の先駆的導入の実証・技術導入指針作成) (6)エコツーリズム総合推進事業費

ウ. 債務削減等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入れ (1,600)	重債務貧困国(HIPCs: Heavily Indebted Poor Countries)等に対する債務削減の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入れを実施。

(2) 国際機関への出資・拠出(出資、拠出、分担金(ただしODA分))

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力開発機構(OECD)等拠出金 (99)	経済協力開発機構、保険監督者国際機構および証券監督者国際機構による新興市場国向け技術支援に必要な資金を拠出する。
総務省	拠出金・分担金 (244)	国際電気通信連合(ITU)、万国郵便連合(UPU)に対する分担金および東南アジア諸国連合(ASEAN)に対する拠出金。
外務省	国際連合(UN)分担金 (4,719) 国際連合平和維持活動(PKO)分担金 (3,803)	国際連合は、(1)世界の平和と安全を維持すること、(2)諸国間の友好関係を発展させること、(3)国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の重視を拡大することについて国際協力を実現すること、(4)これら共通の目的の達成に当たって諸国の行動を調和させるための中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金拠出金(UNTFHSへの拠出金) (831)	日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金は、人間一人ひとりの安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連機関のプロジェクトを支援する。
	国連開発計画(UNDP)拠出金 (6,598)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関および最大規模の資金供与機関として、貧困の撲滅、不平等と排除の是正を目標とし、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点政策として177か国・地域で活動。日本は、コア・ファンドへの拠出、特定の目的に沿った各種の基金の設置・拠出、無償資金協力によるUNDP経由の事業実施のほか、補正予算等を通じてUNDPに資金拠出し、国際的な開発課題の解決に向けた取組や開発途上国への支援を実施している。
	環境問題拠出金 (3,360)	国連環境計画(UNEP)をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の実施や遵守を促進するプロジェクト等を実施しており、これらを支援している。
	国連人口基金(UNFPA)拠出金 (2,125)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる取組に対し支援を行っている。地域別にはアジア太平洋地域およびアフリカ地域に重点的資金配分を実施。
	国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金 (4,098)	国連難民高等弁務官事務所は、(1)世界各地の難民に対する国際的保護の付与、(2)難民に対する水、食料、住居の提供等の生活支援、(3)難民問題の恒久的解決(本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住)、(4)難民保護のための条約の各国による締結の促進、(5)無国籍者の保護における国際協力の強化を目的とした活動を実施している。
	国連児童基金(UNICEF)拠出金 (1,937)	国連児童基金は、母子保健、栄養改善、飲料水供給、教育等児童に関する中長期的援助および自然災害や紛争時の緊急援助を行っている。援助対象国は世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金 (200)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健および救済(食料支援、住宅改善支援等)、福祉(助成対策プログラムの実施、公民館の運営等)といったサービスを実施している。
	国連世界食糧計画(WFP)拠出金 (592)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食糧援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国際原子力機関(IAEA)技術協力基金 (901)	国際原子力機関は、原子力の平和的利用の促進のため技術協力基金を設立し、開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材の供与、研修員の受入れなどの技術協力を実施している。
	国連食糧農業機関(FAO)分担金 (2,704)	国連食糧農業機関は、世界の食料問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。
	国際農業開発基金(IFAD)拠出金 (0)	農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、農業・農村開発、農村金融、灌漑、貯蔵・加工等の分野において、被援助国である開発途上国に貸付および無償資金供与を行う。現在は第9次増資期間(2013～2015年)であり、当増資期間に係る拠出金については平成25年度までに拠出済み。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	国連教育科学文化機関 (UNESCO) 分担金 (2,230)	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由を拡大し、世界の平和と安全に寄与するために、教育、科学、文化を通じて諸国民の間の理解や協力を促進している。国際的な知的交流の促進や、途上国の支援事業なども実施している。
	国連工業開発機関 (UNIDO) 分担金 (701)	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力などの関連事業を自ら実施するとともに、その分野における国連の活動を調整する機関である。
	国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (207)	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (0)	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。同基金に対する2014年分拠出金は、平成25年度補正予算(237億円)で手当て。
	赤十字国際委員会 (ICRC) 拠出金 (202)	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)にのっとり、保護(ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護)、救援(紛争犠牲者に対する医療・水・食料・非食料物資分野の支援)、予防(国際人道法の普及)等を行っている。
	平和利用イニシアティブ (PUI) 拠出金 (287)	平和利用イニシアティブ (PUI) は、2010年NPT(核兵器不拡散条約)運用検討会議での米国の呼びかけにより設立され、IAEAを通じ、保健・医療、農業、食品、水資源管理および環境等の分野での技術協用に用いられている。
	UN Women 拠出金 (454)	UN Womenは、女性の地位向上を目的として、女性および女兒に対する差別撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等などの活動を行っている。
	紛争下の性的暴力担当 国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所拠出金 (255)	紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所は、紛争下の性的暴力撲滅のため対象国の政府高官と交渉し、政治的なコミットメントを引き出し、対象国の取組を促進するために国際社会の支援を獲得する。
	国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出金 (931)	国際家族計画連盟は、開発途上国における母子保健、リプロダクティブ・ヘルス分野に関する取組を実施。世界中の約150か国の加盟協会を通じた支援により、草の根レベルで役立つ活動を行っている。
	Gaviワクチンアライアンス 拠出金 (842)	Gaviワクチンアライアンスは、開発途上国における予防接種の普及により子どもたちの命と人々の健康を守る活動を実施。
その他 (2,778)	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を支出している。	
総額	40,755	
財務省	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) 拠出金 (10,961)	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) は、途上国の貧困削減と持続可能な経済成長の実現を使命として、加盟国に金融支援、技術支援等を提供している。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	国際開発協会 (IDA) 拠出金 (110,999)	国際開発協会 (IDA) は、市場の条件で借入れを行うことが全く、あるいはほとんどできない世界の最貧国に対して、無利子の長期融資と贈与を行っている。
	国際金融公社 (IFC) 拠出金 (704)	国際金融公社 (IFC) は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本部の融資・出資による支援を補完している。開発途上国の起業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けを行ったり、民間企業の設立支援等の技術支援活動も推進している。
	アジア開発銀行 (ADB) 拠出金 (7,259)	アジア開発銀行 (ADB) は、アジア太平洋地域における包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の助長等を通じて、開発途上国の貧困削減に貢献している。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	アジア開発銀行 (ADB) 出資金 (10,933)	アジア開発銀行 (ADB) への出資金は、ADBの通常資金財源の一部を成し、ADBが行う貸付を部分的に賄っている。
	アジア開発基金 (ADF) 拠出金 (39,270)	アジア開発基金 (ADF) は、アジア太平洋地域の開発途上国を対象に、ADBの貸付よりも緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 拠出金 (768)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完している。加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等も行っている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 出資金 (3,068)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。
	アフリカ開発基金 (AfDF) 出資金 (18,574)	アフリカ開発基金 (AfDF) は、アフリカ地域の開発途上国へ、AfDBよりも緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行 (IDB) 拠出金 (708)	米州開発銀行 (IDB) は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	米州開発銀行 (IDB) 出資金 (2,276)	米州開発銀行 (IDB) は、加盟国からの出資金をもとに債券を発行することにより、資金を国際資本市場から調達し、融資を行っている。
	米州開発銀行 特別業務基金 (FSO) 拠出金 (699)	特別業務基金は、中南米・カリブ海地域における低所得の開発途上国の経済社会開発の促進に寄与するために、緩和された条件での融資等を実施している。
	欧州復興開発銀行 (EBRD) 拠出金 (115)	欧州復興開発銀行 (EBRD) は、中東欧・旧ソ連地域の民主化、市場経済への移行、民間企業の育成等の支援を目的とする国際金融機関である。本拠出金は、同地域の民間企業等への融資、技術協力等に対する資金提供に使われ、同地域の経済の発展に貢献している。
	地球環境ファシリティ (GEF) 信託基金拠出金 (15,730)	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多国間資金メカニズム。(1)気候変動対策、(2)生物多様性の保護、(3)国際水域管理、(4)オゾン層の保護、(5)土地劣化防止、(6)残留性有機汚染物質 (POPs) 対策の6分野を支援。
その他拠出金 (5,385)	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援のための拠出金。国際通貨基金 (IMF)、関税協力理事会 (WCO)、経済協力開発機構 (OECD)、アジア太平洋経済協力 (APEC)、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 等向けがある。	
総額	227,449	
文部科学省	分担金等 (71)	文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) 分担金、世界知的所有権機関 (WIPO) 事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関 (WHO) 分担金 (3,720)	世界保健機関 (WHO) は、世界のすべての人々ができる限り高い健康水準に到達することを目的とした事業を行っている国連の専門機関であり、加盟国として割り当てられた分担金の拠出を行っている。
	世界保健機関等拠出金 (807)	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業や世界エイズ対策を推進する国連合同エイズ計画 (UNAIDS) に対して、資金の拠出を行っている。
	国際労働機関 (ILO) 分担金等 (704)	(1)国際労働機関 (ILO) に対する分担金の拠出。(2)ILO等が企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画に対する拠出金。
	総額	5,231
農林水産省	国連食糧農業機関 (FAO) 拠出金 (402)	世界の食料安全保障の確立や地球的規模課題への対応のため、持続可能な農業生産の推進、統計情報整備、気候変動対策、SPS (食品安全、動物衛生や植物防疫) 関連国際基準策定や越境性感染症対策、世界農業遺産 (GIAHS) 支援、持続可能な森林経営や水産業の推進に関する技術援助や人材育成等を実施。
	国連世界食糧計画 (WFP) 拠出金 (81)	フード・フォー・ワーク (労働の対価として食料を供与する住民参加型農村開発事業) により、復興途上にあるアフリカ諸国で稲作生産基盤を農民主体で復旧し、コメの中長期的生産性を向上する事業を実施。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
農林水産省	国際農業研究協議グループ(CGIAR) 拠出金 (186)	国際農業研究協議グループ傘下の国際稲研究所(IRRI)、国際熱帯農業センター(CIAT)、国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT)、国際熱帯農業研究所(IITA)、アフリカ稲センター(AfricaRice)、国際水管理研究所(IWMI)を通じ、開発途上国における食料増産や農業の持続可能な生産性改善等にかかる研究・普及を実施。
	国際獣疫事務局(OIE) 拠出金 (104)	世界の動物衛生の向上を目的とし、動物衛生基準等の策定、動物の伝染性疾病についての情報収集・分析・提供、動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言を行っている。
	国際熱帯木材機関(ITTO) 拠出金 (103)	持続可能かつ合法的な熱帯木材貿易の拡大・多様化および熱帯林の持続可能な経営の促進のため、熱帯木材生産国における違法伐採対策の取組に対して拠出を行っている。
	その他拠出金 (647)	農林水産分野の様々な課題の解決に貢献するため、規格および通商開発機構(STDF)、アセアン事務局(ASEAN)、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)、メコン河委員会(MRC)、国際協同組合同盟(ICA)、国連大学(UNU)、アジア生産性機構(APO)等の行うプロジェクトに対する拠出を実施する。
経済産業省	国連工業開発機関(UNIDO) 拠出金 (490)	開発途上国における持続可能な工業開発を促進するために、総会で決定される方針に基づき、技術協力、政策提言、規格制定、知識移転を主とした活動を実施している。
	その他拠出金等 (2,530)	世界知的所有権機関(WIPO)事務局分担金、世界知的所有権機関拠出金、ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金、アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金、日・ASEAN経済産業協力拠出金、APECビジネス諮問委員会拠出金、国際エネルギー機関拠出金、国際エネルギーフォーラム拠出金、東アジア経済統合研究協力拠出金、国際再生可能エネルギー機関分担金、アジア太平洋エネルギー研究センター拠出金、国際再生可能エネルギー機関拠出金。
国土交通省	拠出金等 (98)	観光や気象等運輸分野および都市・居住分野に係る開発や技術協力に係る国際機関(ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関、国連人間居住計画<UN-Habitat>)に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等 (356)	国連環境計画(UNEP)、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC)、国連環境計画アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)、国連地域開発センター(UNCRD)、国際自然保護連合(IUCN)、国際湿地保全連合(WI)に対する拠出金、分担金、世界適応ネットワークアジア太平洋地域事務局拠出金。

2. 借款等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省(注)	円借款および海外投融資 (988,500)	開発途上地域の経済および社会の開発または経済の安定に寄与するため、JICAを通じ、金利、償還期間等について緩やかな条件の資金貸付を行う。 (注) JICAの有償資金協力業務は、一般会計出資金、財政投融資資金および自己資金等を財源として行われる。
農林水産省	海外漁業協力事業資金融資 (14,506)	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に寄与することを目的として、日本の法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金(相手国において行う開発可能性調査およびその他の技術協力、合併により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付)を、公益財団法人海外漁業協力財団(OFCE)から融資する。

第1節

開発途上国への資金の流れ

図表 III-9 / 日本から開発途上国への資金の流れ

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

項目		暦年	2012年	2013年	対前年伸び率 (%)
政府開発援助	二 国 間	贈 与	6,775	9,841	45.3
		無償資金協力	3,118	7,032	125.5
		技術協力	3,657	2,809	-23.2
		政府貸付等	-423	-1,317	-211.3
	(二国間)計		6,352	8,524	34.2
	国際機関に対する出資・拠出等		4,202	2,970	-29.3
(ODA)計 (対GNI比(%))		10,554 (0.17)	11,494 (0.23)	8.9 —	
その他政府資金	輸出信用(1年超)		-273	-145	47.1
	直接投資金融等		7,006	2,497	-64.4
	国際機関への融資等		-813	-219	73.0
	(OOF)*4計		5,920	2,133	-64.0
民間資金	輸出信用(1年超)		-5,280	538	110.2
	直接投資		40,344	50,607	25.4
	その他二国間証券投資等		5,269	7,323	39.0
	国際機関に対する融資等		-1,241	-1,712	-38.0
(PF)*4計		39,092	56,756	45.2	
民間非営利団体による贈与		487	458	-5.8	
資金の流れ総計 (対GNI比(%))		56,052 (0.92)	70,841 (1.39)	26.4 —	
国民総所得(GNI)(億ドル)		61,245	50,836	-17.0	

*1 換算率:2012年=79.8136円/ドル、2013年=97.591円/ドル(OECD-DAC指定レート)

*2 卒業国向け援助を含む。

*3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

*4 OOF: Other Official Flows、PF: Private Flows。

参考:技術協りに行政経費、NGO事業補助および開発啓発などを含まない場合の実績は下記のとおり。

(単位:百万ドル、%)

項目		暦年	2012年	2013年	対前年伸び率 (%)
贈 与	与		6,758.5	9,835.5	45.5
	うち技術協力		2,843.5	2,147.9	-24.5

* 卒業国向け援助を除く。

第2節

二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表 III-10 / 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

受取国グループ	2012年	2013年	供与相手国・地域数 (2013年)
後発開発途上国 (LDCs)	3,023.0	5,582.0	49
低所得国 (LICs)	206.4	326.9	4
低中所得国 (LMICs)	2,504.9	2,287.0	40
高中所得国 (UMICs)	-1,163.8	-1,254.1	50
分類不能	1,831.7	1,669.7	—
合計	6,402.2	8,611.4	143

- *1 卒業国向け援助を除く。
- *2 分類不能には、複数受取国グループにまたがる援助等を含む。
- *3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- *4 LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域リストは256ページの図表III-37DAC援助受取国・地域リストを参照。
- *5 LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域の分類基準は下記のとおり。

- *5.1 後発開発途上国(LDCs:Least Developed Countries)
国連開発政策委員会(CDP:UN Committee for Development Policy)が設定した基準(下表)に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。LDCとしての認定には、すべての基準を満たし、該当国の同意を条件とする。

LDCリストへの掲載基準

2008～2010年の 1人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
992ドル以下	60以下	36以上

LDCリストからの卒業基準

2008～2010年の 1人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
1,190ドル以上	66以上	32以下

上記条件の2つ以上を満たすか、あるいは、GNIが基準値の2倍以上となると、LDCリストからの卒業が適格と判断され、LDC卒業に向けたプロセスが開始される。

(※1) HAI: Human Assets Index

人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①栄養不良人口の割合、②5歳以下の乳幼児死亡率、③中等教育就学率、④成人識字率、を指標化したもの

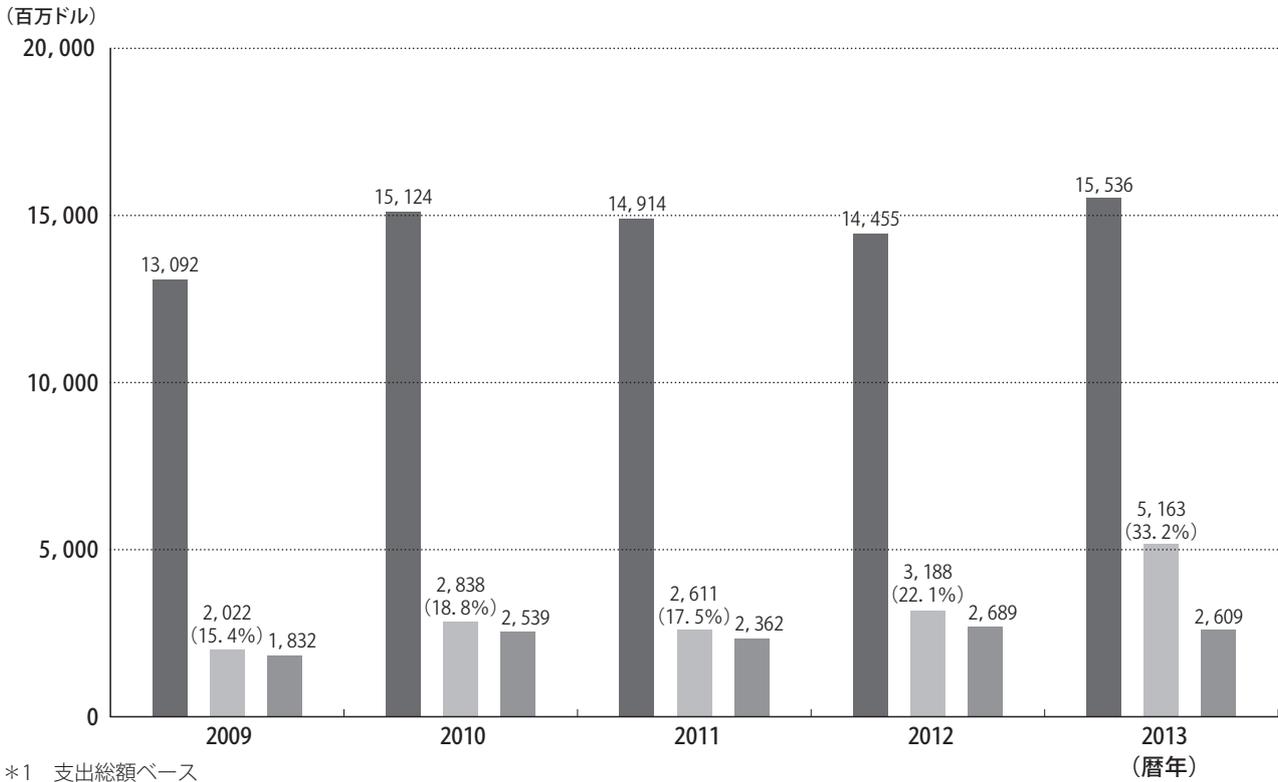
(※2) EVI: Economic Vulnerability Index

経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①人口規模、②(世界的市場からの)遠隔度、③商品輸出の集中度、④GDPに占める農林水産業の割合、⑤低標高沿岸地帯に住む人口の割合、⑥財・サービスの輸出不安定度、⑦自然災害の被害者の割合、⑧農業生産の不安定度、を指標化したもの。

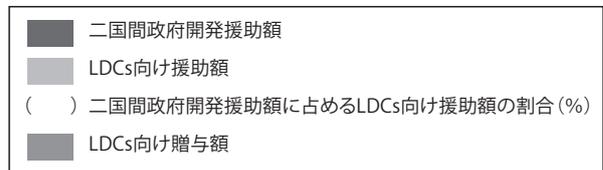
- *5.2 低所得国(LICs:Low Income Countries)
2010年の国民1人当たりのGNIが1,005ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)
- *5.3 低中所得国(LMICs:Lower Middle Income Countries)
2010年の国民1人当たりのGNIが1,006ドル以上3,975ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)
- *5.4 高中所得国(UMICs:Upper Middle Income Countries)
2010年の国民1人当たりのGNIが3,976ドル以上12,275ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)

出典:世銀アトラス、DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

図表 III-11 / 二国間政府開発援助と後発開発途上国 (LDCs) 向け援助額および贈与額の比較



*1 支出総額ベース
 *2 債務救済を除く
 *3 卒業国向け援助を除く



第3節

国別実績

図表 III-12 / 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳

(単位:百万ドル)

国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)		
	うち国際機関 を通じた贈与								
アジア	3,718.81	139.08	756.71	4,475.52	8,050.83	9,077.62	-1,026.79	3,448.73	12,526.35
	(608.11)	(139.08)	(756.71)	(1,364.82)	(8,050.83)	(7,912.30)	(138.53)	(1,503.35)	(9,415.65)
東アジア	3,520.70	89.14	511.85	4,032.55	5,717.07	7,879.42	-2,162.34	1,870.21	9,749.62
	(410.00)	(89.14)	(511.85)	(921.85)	(5,717.07)	(6,714.10)	(-997.02)	(-75.17)	(6,638.93)
北東アジア	36.16		49.61	85.77	421.60	1,144.11	-722.51	-636.74	507.37
中国	5.15		24.40	29.55	295.57	1,117.77	-822.20	-792.64	325.12
※[香港]			0.01	0.01				0.01	0.01
モンゴル	31.01		25.12	56.13	126.03	17.00	109.04	165.16	182.16
東南アジア	3,484.41	89.02	454.59	3,939.00	5,295.47	6,735.31	-1,439.83	2,499.16	9,234.47
	(373.71)	(89.02)	(454.59)	(828.30)	(5,295.47)	(5,569.99)	(-274.51)	(553.79)	(6,123.77)
インドネシア	11.31	0.17	85.86	97.16	870.99	1,789.09	-918.09	-820.93	968.16
カンボジア	74.29	5.64	46.20	120.50	22.89	1.90	20.99	141.49	143.39
※シンガポール			0.26	0.26				0.26	0.26
タイ	23.60	1.08	48.38	71.98	535.23	800.26	-265.03	-193.05	607.21
フィリピン	63.03	33.64	59.88	122.91	133.81	658.21	-524.41	-401.50	256.72
※ブルネイ			0.02	0.02				0.02	0.02
ベトナム	23.99		105.30	129.28	1,551.12	373.51	1,177.61	1,306.89	1,680.41
マレーシア	0.70	0.23	10.19	10.89	133.66	305.00	-171.35	-160.46	144.54
ミャンマー	3,238.45	48.27	48.65	3,287.10	2,044.67	2,803.45	-758.78	2,528.32	5,331.76
	(127.75)	(48.27)	(48.65)	(176.40)	(2,044.67)	(1,638.13)	(406.54)	(582.94)	(2,221.07)
ラオス	40.33		38.11	78.44	1.40	3.88	-2.48	75.96	79.84
(ASEAN)*5	3,475.69	89.02	442.84	3,918.53	5,293.76	6,735.31	-1,441.54	2,476.99	9,212.30
	(364.99)	(89.02)	(442.84)	(807.83)	(5,293.76)	(5,569.99)	(-276.22)	(531.61)	(6,101.60)
東ティモール	8.72		11.74	20.46	1.71		1.71	22.17	22.17
東アジアの複数国向け	0.13	0.13	7.66	7.79				7.79	7.79
南アジア	115.48	22.57	164.75	280.23	2,157.21	1,107.49	1,049.72	1,329.95	2,437.44
インド	1.87	0.17	40.49	42.35	1,357.76	737.77	619.99	662.34	1,400.11
スリランカ	29.09	5.79	23.07	52.16	265.96	213.12	52.83	105.00	318.12
ネパール	24.36		24.48	48.84	1.37	9.43	-8.07	40.77	50.21
パキスタン	35.80	11.22	19.36	55.16	157.00	39.19	117.81	172.97	212.16
バングラデシュ	17.55	5.12	45.96	63.52	371.73	107.98	263.75	327.27	435.25
ブータン	6.41		8.77	15.17	3.40		3.40	18.58	18.58
モルディブ	0.12		1.15	1.27				1.27	1.27
南アジアの複数国向け	0.28	0.28	1.46	1.74				1.74	1.74
中央アジア・コーカサス	35.49	3.70	36.42	71.91	176.54	90.71	85.83	157.74	248.45
アゼルバイジャン	1.76		1.57	3.33	52.63	13.10	39.52	42.85	55.96
アルメニア	0.44		2.13	2.57	1.40	2.63	-1.24	1.33	3.96
ウズベキスタン	3.88		9.78	13.66	42.83	26.38	16.45	30.11	56.49
カザフスタン	0.70		2.41	3.11	33.88	43.31	-9.43	-6.32	36.99
キルギス	6.64	2.09	11.23	17.87		0.39	-0.39	17.48	17.87
グルジア	1.45		0.47	1.92	45.81	2.66	43.15	45.07	47.74

(単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)		
	うち国際機関 を通じた贈与								
タジキスタン	19.01		7.65	26.66				26.66	26.66
トルクメニスタン			0.56	0.56		2.24	-2.24	-1.68	0.56
中央アジア・コーカサスの複数国向け	1.61	1.61	0.62	2.23				2.23	2.23
アジアの複数国向け	47.14	23.66	43.69	90.83				90.83	90.83
中東・北アフリカ	1,029.56	842.36	183.97	1,213.53	1,045.26	719.61	325.65	1,539.18	2,258.79
アフガニスタン	751.07	610.34	79.97	831.03				831.03	831.03
※アラブ首長国連邦			0.09	0.09				0.09	0.09
アルジェリア	0.06		2.35	2.41		0.82	-0.82	1.59	2.41
イエメン	42.06	41.53	1.30	43.36		1.76	-1.76	41.61	43.36
イラク	8.76	6.09	15.68	24.45	687.46	11.44	676.01	700.46	711.90
イラン	7.47	6.47	6.96	14.42		10.64	-10.64	3.79	14.42
エジプト	0.25		20.37	20.62	67.83	180.91	-113.08	-92.46	88.45
※オマーン			2.47	2.47				2.47	2.47
※カタール			0.19	0.19				0.19	0.19
※クウェート			0.03	0.03				0.03	0.03
※サウジアラビア			0.56	0.56		53.99	-53.99	-53.43	0.56
シリア	25.15	19.96	0.98	26.13		41.41	-41.41	-15.29	26.13
チュニジア	2.89	2.60	11.72	14.61	27.55	78.58	-51.03	-36.43	42.15
トルコ	9.84	9.58	9.69	19.53	139.58	169.44	-29.86	-10.33	159.11
※バーレーン			0.03	0.03				0.03	0.03
[パレスチナ自治区]	38.07	24.73	11.99	50.06				50.06	50.06
モロッコ	6.93		9.08	16.01	122.04	61.29	60.75	76.75	138.04
ヨルダン	35.18	20.93	9.01	44.19	0.81	102.19	-101.38	-57.19	45.00
リビア	4.76	4.76	0.72	5.48				5.48	5.48
レバノン	13.92	12.21	0.25	14.17		7.14	-7.14	7.03	14.17
中東・北アフリカの複数国向け	83.15	83.15	0.55	83.70				83.70	83.70
サブサハラ・アフリカ	1,999.94	565.45	447.74	2,447.68	448.80	759.56	-310.76	2,136.93	2,896.49
	(1,089.78)	(565.45)	(447.74)	(1,537.52)	(448.80)	(88.96)	(359.84)	(1,897.36)	(1,986.32)
アンゴラ	10.50	4.70	4.67	15.17				15.17	15.17
ウガンダ	22.69	21.20	18.53	41.22	16.30		16.30	57.51	57.51
エチオピア	111.71	36.90	38.41	150.12				150.12	150.12
エリトリア			1.14	1.14				1.14	1.14
ガーナ	42.81	4.60	22.98	65.79				65.79	65.79
カーボヴェルデ	0.96		0.30	1.26	14.30		14.30	15.56	15.56
ガボン	0.29		4.27	4.56		0.84	-0.84	3.72	4.56
カメルーン	26.67	17.60	7.00	33.67	7.66		7.66	41.32	41.32
ガンビア	6.87	3.69	0.17	7.04				7.04	7.04
ギニア	120.33	6.60	1.69	122.02		52.10	-52.10	69.93	122.02
	(7.80)	(6.60)	(1.69)	(9.49)				(9.49)	(9.49)
ギニアビサウ	5.64	2.15	0.01	5.65				5.65	5.65
ケニア	72.64	35.50	40.65	113.30	224.47	67.43	157.04	270.34	337.77
コートジボワール	233.52	10.70	9.54	243.06		207.37	-207.37	35.69	243.06
	(23.04)	(10.70)	(9.54)	(32.58)				(32.58)	(32.58)
コモロ	0.48		1.35	1.82				1.82	1.82

(単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)		
	うち国際機関 を通じた贈与								
コンゴ共和国	4.23	4.07	1.90	6.13				6.13	6.13
コンゴ民主共和国	95.10	39.30	8.68	103.79				103.79	103.79
サントメ・プリンシペ	2.68		0.04	2.72				2.72	2.72
ザンビア	35.50	5.26	20.17	55.67	10.93		10.93	66.60	66.60
シエラレオネ	109.59	1.00	7.55	117.14		74.23	-74.23	42.91	117.14
	(6.05)	(1.00)	(7.55)	(13.60)				(13.60)	(13.60)
ジブチ	3.19	1.80	3.04	6.23				6.23	6.23
ジンバブエ	7.47	5.41	4.95	12.42				12.42	12.42
スーダン	58.11	40.77	18.19	76.31				76.31	76.31
スワジランド	1.13	0.94	0.67	1.80		2.07	-2.07	-0.26	1.80
セーシェル			0.55	0.55				0.55	0.55
赤道ギニア			0.04	0.04				0.04	0.04
セネガル	18.97	9.50	23.12	42.09				42.09	42.09
ソマリア	58.21	58.21	0.14	58.35				58.35	58.35
タンザニア	253.24	7.00	30.29	283.53	54.90	141.56	-86.66	196.87	338.43
	(39.28)	(7.00)	(30.29)	(69.57)	(54.90)		(54.90)	(124.47)	(124.47)
チャド	6.38	6.38	0.26	6.64				6.64	6.64
中央アフリカ	5.50	5.50	0.03	5.53				5.53	5.53
トーゴ	21.07	1.50	2.68	23.75				23.75	23.75
ナイジェリア	28.12	5.15	12.02	40.13				40.13	40.13
ナミビア	1.78	1.50	3.56	5.33	0.18	9.85	-9.66	-4.33	5.52
ニジェール	29.29	29.00	5.18	34.47				34.47	34.47
ブルキナファソ	15.31	10.70	10.75	26.06				26.06	26.06
ブルンジ	25.08	9.74	5.62	30.70				30.70	30.70
ベナン	28.45	1.50	5.07	33.52				33.52	33.52
ボツワナ	0.18		4.09	4.27	2.89	4.62	-1.73	2.54	7.16
マダガスカル	184.41	1.03	6.32	190.73		140.14	-140.14	50.59	190.73
	(1.04)	(1.03)	(6.32)	(7.36)				(7.36)	(7.36)
マラウイ	18.28		16.14	34.42				34.42	34.42
マリ	53.16	47.90	0.40	53.56		3.49	-3.49	50.08	53.56
	(47.90)	(47.90)	(0.40)	(48.30)				(48.30)	(48.30)
南アフリカ	2.01		9.32	11.33		0.96	-0.96	10.37	11.33
南スーダン	57.64	45.05	22.71	80.36				80.36	80.36
モーリシャス	0.52		1.96	2.48	0.07	3.20	-3.12	-0.64	2.56
モーリタニア	22.41	21.70	1.19	23.60				23.60	23.60
モザンビーク	93.92		35.37	129.29	20.78	51.70	-30.92	98.37	150.07
	(12.89)		(35.37)	(48.27)	(20.78)		(20.78)	(69.05)	(69.05)
リベリア	20.93	9.90	1.82	22.75				22.75	22.75
ルワンダ	38.56	8.90	11.30	49.86				49.86	49.86
レソト	2.15	1.95	0.42	2.57				2.57	2.57
サブサハラ・アフリカの複数国向け	42.26	41.14	21.49	63.75	96.32		96.32	160.07	160.07
中南米	73.20	2.3	167.54	240.74	146.76	421.65	-274.89	-34.14	387.51
アルゼンチン	0.37		7.30	7.66		6.56	-6.56	1.11	7.66
アンティグア・バーブーダ			0.35	0.35				0.35	0.35
ウルグアイ	1.21		1.41	2.63		1.98	-1.98	0.65	2.63

(単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)		
	うち国際機関 を通じた贈与								
エクアドル	0.56		7.60	8.15		17.49	-17.49	-9.34	8.15
エルサルバドル	14.16		8.75	22.91		18.57	-18.57	4.34	22.91
ガイアナ	0.34	0.2	0.66	1.00				1.00	1.00
キューバ	1.47		4.19	5.66				5.66	5.66
グアテマラ	2.28		6.29	8.57	8.49	9.24	-0.75	7.82	17.06
グレナダ			0.15	0.15				0.15	0.15
コスタリカ	0.47		3.93	4.40	13.43	26.18	-12.75	-8.35	17.83
コロンビア	2.45	0.11	7.69	10.13				10.13	10.13
ジャマイカ	0.38		1.78	2.16		20.31	-20.31	-18.15	2.16
スリナム			0.07	0.07				0.07	0.07
セントクリストファー・ネーヴィス			0.15	0.15				0.15	0.15
セントビンセント			0.32	0.32				0.32	0.32
セントルシア	0.06		1.10	1.15				1.15	1.15
チリ	1.02		3.64	4.65		1.03	-1.03	3.62	4.65
ドミニカ共和国	2.59		7.50	10.10		9.15	-9.15	0.95	10.10
ドミニカ国	0.21		0.53	0.74				0.74	0.74
※トリニダード・トバゴ			0.06	0.06				0.06	0.06
ニカラグア	11.73		7.39	19.12				19.12	19.12
ハイチ	10.93	1.63	2.47	13.41				13.41	13.41
パナマ	0.81	0.30	3.75	4.57	2.77	7.17	-4.41	0.16	7.33
パラグアイ	11.07		10.60	21.67	3.60	36.92	-33.31	-11.65	25.27
※バルバドス			0.04	0.04				0.04	0.04
ブラジル	1.40		27.00	28.40	67.63	110.39	-42.76	-14.35	96.03
ベネズエラ	0.13		1.50	1.64				1.64	1.64
ベリーズ	0.10		1.11	1.22				1.22	1.22
ペルー	0.98		11.85	12.83	50.84	103.87	-53.03	-40.20	63.67
ボリビア	2.6		11.69	14.29		0.51	-0.51	13.78	14.29
ホンジュラス	5.40		8.61	14.02				14.02	14.02
メキシコ	0.40		13.09	13.49		52.27	-52.27	-38.78	13.49
中南米の複数国向け	0.06	0.06	4.98	5.05				5.05	5.05
大洋州	75.13	0.4	43.59	118.72	22.76	19.84	2.92	121.64	141.48
キリバス	12.08		0.82	12.91				12.91	12.91
クック	0.20		0.11	0.31				0.31	0.31
サモア	0.89		2.95	3.84	3.54		3.54	7.38	7.38
ソロモン	17.95		4.49	22.43				22.43	22.43
ツバル	5.49		2.08	7.58				7.58	7.58
[トケラウ]			0.01	0.01				0.01	0.01
トンガ	1.22		3.27	4.50				4.50	4.50
ナウル	0.35		0.04	0.39				0.39	0.39
[ニウエ]			0.06	0.06				0.06	0.06
※[ニューカレドニア]			0.01	0.01				0.01	0.01
バヌアツ	9.37		3.46	12.84	0.69		0.69	13.53	13.53
パプアニューギニア	1.03		10.33	11.36	0.08	18.6	-18.51	-7.16	11.44
パラオ	13.85		2.37	16.21				16.21	16.21
フィジー	0.84		7.11	7.95		1.24	-1.24	6.71	7.95

(単位:百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)	
	贈与			計	政府貸付等					
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)			
	うち国際機関 を通じた贈与									
※[フランス領ポリネシア] マーシャル ミクロネシア連邦 大洋州の複数国向け	9.87 1.28 0.71		0.01 1.37 2.72 2.38	0.01 11.24 4.00 3.09		18.44		18.44	0.01 11.24 22.44 3.09	0.01 11.24 22.44 3.09
欧州	7.69		22.41	30.10	33.90	67.28	-33.38	-3.28	64.00	
アルバニア	0.06		1.64	1.70	1.27	3.48	-2.21	-0.51	2.97	
ウクライナ	0.64		2.02	2.66				2.66	2.66	
※クロアチア			0.86	0.86				0.86	0.86	
コソボ	0.31		3.56	3.86				3.86	3.86	
セルビア	1.09		3.09	4.18	2.43	0.23	2.21	6.39	6.61	
※ハンガリー			0.41	0.41				0.41	0.41	
※ブルガリア			0.09	0.09		17.72	-17.72	-17.63	0.09	
ベラルーシ	0.43		0.58	1.00				1.00	1.00	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.95		2.98	6.93	0.98	1.38	-0.4	6.53	7.91	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.26		2.30	2.56	2.22	5.36	-3.15	-0.59	4.78	
モルドバ	0.55		3.87	4.42				4.42	4.42	
モンテネグロ	0.4		0.21	0.60				0.60	0.60	
※ルーマニア			0.10	0.10	27.00	21.20	5.81	5.91	27.11	
欧州の複数国向け			0.71	0.71				0.71	0.71	
複数地域にまたがる援助等	127.59	86.74	1,186.98	1,314.57				1,314.57	1,314.57	
二国間政府開発援助計	7,031.92 (3,011.06)	1,636.33 (1,636.33)	2,808.94 (2,808.94)	9,840.86 (5,820.00)	9,748.31 (9,748.31)	11,065.56 (9,229.64)	-1,317.25 (518.67)	8,523.61 (6,338.67)	19,589.18 (15,568.31)	

- *1 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- *2 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、各地域の複数の国にまたがる援助。
- *3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- *4 複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
- *5 (ASEAN)は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
- *6 「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
- *7 OECD-DAC加盟国に対する供与額等は個別に掲載していないが、合計額には含まれる。

図表 III-13 二国間政府開発援助の形態別 30 大供与相手国 (2013 年)

(単位:百万ドル)

順位	無償資金協力				技術協力	
	(債務救済*2を含む)		(債務救済*2を除く)		国または地域名	実績
	国または地域名	実績	国または地域名	実績		
1	ミャンマー	3,238.45	アフガニスタン	751.07	ベトナム	105.30
2	アフガニスタン	751.07	ミャンマー	127.75	インドネシア	85.86
3	タンザニア	253.24	エチオピア	111.71	アフガニスタン	79.97
4	コートジボワール	233.52	コンゴ民主共和国	95.10	フィリピン	59.88
5	マダガスカル	184.41	カンボジア	74.29	ミャンマー	48.65
6	ギニア	120.33	ケニア	72.64	タイ	48.38
7	エチオピア	111.71	フィリピン	63.03	カンボジア	46.20
8	シエラレオネ	109.59	ソマリア	58.21	バングラデシュ	45.96
9	コンゴ民主共和国	95.10	スーダン	58.11	ケニア	40.65
10	モザンビーク	93.92	南スーダン	57.64	インド	40.49
	10か国計	5,191.34	10か国計	1,469.56	10か国計	601.34
11	カンボジア	74.29	マリ	47.90	エチオピア	38.41
12	ケニア	72.64	ガーナ	42.81	ラオス	38.11
13	フィリピン	63.03	イエメン	42.06	モザンビーク	35.37
14	ソマリア	58.21	ラオス	40.33	タンザニア	30.29
15	スーダン	58.11	タンザニア	39.28	ブラジル	27.00
16	南スーダン	57.64	ルワンダ	38.56	モンゴル	25.12
17	マリ	53.16	[パレスチナ自治区]	38.07	ネパール	24.48
18	ガーナ	42.81	パキスタン	35.80	中国	24.40
19	イエメン	42.06	ザンビア	35.50	セネガル	23.12
20	ラオス	40.33	ヨルダン	35.18	スリランカ	23.07
	20か国計	5,753.63	20か国計	1,865.06	20か国計	890.71
21	ルワンダ	38.56	モンゴル	31.01	ガーナ	22.98
22	[パレスチナ自治区]	38.07	ニジェール	29.29	南スーダン	22.71
23	パキスタン	35.80	スリランカ	29.09	エジプト	20.37
24	ザンビア	35.50	ベナン	28.45	ザンビア	20.17
25	ヨルダン	35.18	ナイジェリア	28.12	パキスタン	19.36
26	モンゴル	31.01	カメルーン	26.67	ウガンダ	18.53
27	ニジェール	29.29	シリア	25.15	スーダン	18.19
28	スリランカ	29.09	ブルンジ	25.08	マラウイ	16.14
29	ベナン	28.45	ネパール	24.36	イラク	15.68
30	ナイジェリア	28.12	ベトナム	23.99	メキシコ	13.09
	30か国計	6,082.72	30か国計	2,136.27	30か国計	1,077.94
	開発途上国計*1	7,031.92	開発途上国計*1	3,011.06	開発途上国計*1	2,808.94

順位	政府貸付等*3					
	国または地域名	実績 (返済額含まない)	(債務救済*2を含む)		(債務救済*2を除く)	
			国または地域名	実績 (返済額含む)	国または地域名	実績 (返済額含む)
1	ミャンマー	2,044.67	ベトナム	1,177.61	ベトナム	1,177.61
2	ベトナム	1,551.12	イラク	676.01	イラク	676.01
3	インド	1,357.76	インド	619.99	インド	619.99
4	インドネシア	870.99	バングラデシュ	263.75	ミャンマー	406.54
5	イラク	687.46	ケニア	157.04	バングラデシュ	263.75
6	タイ	535.23	パキスタン	117.81	ケニア	157.04
7	バングラデシュ	371.73	モンゴル	109.04	パキスタン	117.81
8	中国	295.57	モロッコ	60.75	モンゴル	109.04
9	スリランカ	265.96	スリランカ	52.83	モロッコ	60.75
10	ケニア	224.47	グルジア	43.15	タンザニア	54.90
	10か国計	8,204.95	10か国計	3,277.98	10か国計	3,643.44
11	パキスタン	157.00	アゼルバイジャン	39.52	スリランカ	52.83
12	トルコ	139.58	カンボジア	20.99	グルジア	43.15
13	フィリピン	133.81	ミクロネシア連邦	18.44	アゼルバイジャン	39.52
14	マレーシア	133.66	ウズベキスタン	16.45	カンボジア	20.99
15	モンゴル	126.03	ウガンダ	16.30	モザンビーク	20.78
16	モロッコ	122.04	カーボヴェルデ	14.30	ミクロネシア連邦	18.44
17	エジプト	67.83	ザンビア	10.93	ウズベキスタン	16.45
18	ブラジル	67.63	カメルーン	7.66	ウガンダ	16.30
19	タンザニア	54.90	※ルーマニア	5.81	カーボヴェルデ	14.30
20	アゼルバイジャン	52.63	サモア	3.54	ザンビア	10.93
	20か国計	9,260.04	20か国計	3,431.92	20か国計	3,897.14
21	ペルー	50.84	ブータン	3.40	カメルーン	7.66
22	グルジア	45.81	セルビア	2.21	※ルーマニア	5.81
23	ウズベキスタン	42.83	東ティモール	1.71	サモア	3.54
24	カザフスタン	33.88	バヌアツ	0.69	ブータン	3.40
25	チュニジア	27.55	キルギス	-0.39	セルビア	2.21
26	※ルーマニア	27.00	ボスニア・ヘルツェゴビナ	-0.40	東ティモール	1.71
27	カンボジア	22.89	ボリビア	-0.51	バヌアツ	0.69
28	モザンビーク	20.78	グアテマラ	-0.75	キルギス	-0.39
29	ミクロネシア連邦	18.44	アルジェリア	-0.82	ボスニア・ヘルツェゴビナ	-0.40
30	ウガンダ	16.30	ガボン	-0.84	ボリビア	-0.51
	30か国計	9,566.37	30か国計	3,436.22	30か国計	3,920.86
	開発途上国計*1	9,748.31	開発途上国計*1	-1,317.25	開発途上国計*1	518.67

(単位:百万ドル)

順位	二国間援助計							
	(債務救済*2を含む)				(債務救済*2を除く)			
	国または地域名	支出総額	国または地域名	支出純額	国または地域名	支出総額	国または地域名	支出純額
1	ミャンマー	5,331.76	ミャンマー	2,528.32	ミャンマー	2,221.07	ベトナム	1,306.89
2	ベトナム	1,680.41	ベトナム	1,306.89	ベトナム	1,680.41	アフガニスタン	831.03
3	インド	1,400.11	アフガニスタン	831.03	インド	1,400.11	イラク	700.46
4	インドネシア	968.16	イラク	700.46	インドネシア	968.16	インド	662.34
5	アフガニスタン	831.03	インド	662.34	アフガニスタン	831.03	ミャンマー	582.94
6	イラク	711.90	バングラデシュ	327.27	イラク	711.90	バングラデシュ	327.27
7	タイ	607.21	ケニア	270.34	タイ	607.21	ケニア	270.34
8	バングラデシュ	435.25	タンザニア	196.87	バングラデシュ	435.25	パキスタン	172.97
9	タンザニア	338.43	パキスタン	172.97	ケニア	337.77	モンゴル	165.16
10	ケニア	337.77	モンゴル	165.16	中国	325.12	エチオピア	150.12
	10か国計	12,642.02	10か国計	7,161.65	10か国計	9,518.02	10か国計	5,169.53
11	中国	325.12	エチオピア	150.12	スリランカ	318.12	カンボジア	141.49
12	スリランカ	318.12	カンボジア	141.49	フィリピン	256.72	タンザニア	124.47
13	フィリピン	256.72	スリランカ	105.00	パキスタン	212.16	スリランカ	105.00
14	コートジボワール	243.06	コンゴ民主共和国	103.79	モンゴル	182.16	コンゴ民主共和国	103.79
15	パキスタン	212.16	モザンビーク	98.37	トルコ	159.11	南スーダン	80.36
16	マダガスカル	190.73	南スーダン	80.36	エチオピア	150.12	モロッコ	76.75
17	モンゴル	182.16	モロッコ	76.75	マレーシア	144.54	スーダン	76.31
18	トルコ	159.11	スーダン	76.31	カンボジア	143.39	ラオス	75.96
19	エチオピア	150.12	ラオス	75.96	モロッコ	138.04	モザンビーク	69.05
20	モザンビーク	150.07	ギニア	69.93	タンザニア	124.47	ザンビア	66.60
	20か国計	14,829.39	20か国計	8,139.71	20か国計	11,346.85	20か国計	6,089.30
21	マレーシア	144.54	ザンビア	66.60	コンゴ民主共和国	103.79	ガーナ	65.79
22	カンボジア	143.39	ガーナ	65.79	ブラジル	96.03	ソマリア	58.35
23	モロッコ	138.04	ソマリア	58.35	エジプト	88.45	ウガンダ	57.51
24	ギニア	122.02	ウガンダ	57.51	南スーダン	80.36	[パレスチナ自治区]	50.06
25	シエラレオネ	117.14	マダガスカル	50.59	ラオス	79.84	ルワンダ	49.86
26	コンゴ民主共和国	103.79	マリ	50.08	スーダン	76.31	マリ	48.30
27	ブラジル	96.03	[パレスチナ自治区]	50.06	モザンビーク	69.05	グルジア	45.07
28	エジプト	88.45	ルワンダ	49.86	ザンビア	66.60	アゼルバイジャン	42.85
29	南スーダン	80.36	グルジア	45.07	ガーナ	65.79	セネガル	42.09
30	ラオス	79.84	シエラレオネ	42.91	ペルー	63.67	イエメン	41.61
	30か国計	15,942.99	30か国計	8,676.54	30か国計	12,136.73	30か国計	6,590.79
	開発途上国計*1	19,589.18	開発途上国計*1	8,523.61	開発途上国計*1	15,568.31	開発途上国計*1	6,338.67

*1 開発途上国計には卒業国向け援助を含む。

*2 債務救済は、円借款の債務免除、付保商業債権および米穀の売渡し債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

*3 以下補足。

「実績(返済額含まない)」=暦年中の貸付額。

「(債務救済を含む)実績(返済額含む)」=「実績(返済額含まない)」から開発途上国からの返済額(回収額)と債務救済の額とを差し引いた金額。

「(債務救済を除く)実績(返済額含む)」=「実績(返済額含まない)」から開発途上国からの返済額(回収額)を差し引いた金額。

図表 III-14 / 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

2008年	金額	2009年	金額	2010年	金額	2011年	金額	2012年	金額
アンティグア・バーブーダ	0.63	アルメニア	98.70	アルゼンチン	40.33	アゼルバイジャン	105.75	アゼルバイジャン	155.36
ウズベキスタン	48.63	ガンビア	11.39	アンティグア・バーブーダ	6.76	アンティグア・バーブーダ	9.64	アンティグア・バーブーダ	0.80
エリトリア	17.71	カンボジア	127.49	インド	981.14	インド	801.96	インド	704.65
カンボジア	114.77	コスタリカ	58.29	ウルグアイ	11.36	エリトリア	9.45	カンボジア	182.44
スリランカ	96.69	スリランカ	91.62	エリトリア	9.86	ガンビア	11.45	スーダン	94.60
セントビンセント	9.47	セーシェル	9.06	ガンビア	17.22	カンボジア	134.21	スリランカ	182.21
セントルシア	1.47	セントビンセント	3.67	カンボジア	147.46	グレナダ	8.49	セントビンセント	0.68
ツバル	5.76	セントルシア	6.40	ギニアビサウ	16.11	スリランカ	171.80	セントルシア	1.42
ドミニカ国	1.20	ツバル	8.58	グレナダ	5.84	セントルシア	2.02	パラオ	7.68
パラグアイ	30.85	ドミニカ国	4.46	コスタリカ	63.74	中央アフリカ	38.27	ブータン	41.64
ブータン	20.34	トルコ	210.75	スリランカ	155.43	ツバル	14.21	ベトナム	1,646.71
ベトナム	619.04	パナマ	33.51	セントクリストファー・ネイビス	0.72	ドミニカ国	3.48	ミャンマー	92.78
マレーシア	113.83	フィジー	23.23	セントビンセント	0.87	パナマ	63.18	ラオス	88.43
モルディブ	9.32	ブータン	23.92	セントルシア	2.55	ブータン	32.06	—	—
モンゴル	60.70	ベトナム	1,191.36	ドミニカ国	2.75	ベトナム	1,031.01	—	—
ラオス	66.29	マレーシア	91.78	トルコ	543.49	モンゴル	83.25	—	—
—	—	モルディブ	17.99	トンガ	23.77	—	—	—	—
—	—	モンゴル	74.68	パナマ	101.83	—	—	—	—
—	—	ラオス	92.36	バレーバドス	1.20	—	—	—	—
—	—	—	—	ブータン	43.23	—	—	—	—
—	—	—	—	ベトナム	807.81	—	—	—	—
—	—	—	—	ベリーズ	7.46	—	—	—	—
—	—	—	—	マダニア旧ユーゴスラビア共和国	23.05	—	—	—	—
—	—	—	—	ミャンマー	46.83	—	—	—	—
—	—	—	—	モルディブ	37.30	—	—	—	—
—	—	—	—	モンゴル	53.89	—	—	—	—
—	—	—	—	ラオス	121.45	—	—	—	—
(16か国)		(19か国)		(27か国)		(16か国)		(13か国)	

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 地域は含まない。

*2 卒業国向け援助を除く。

参考: 日本が第2位の援助供与国となっている国は、次のとおり。(2012年実績)

アフガニスタン、アンゴラ、イラク、イラン、カーナ、カイヤナ、ガボン、ガンビア、ギニア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ジブチ、セーシェル、ドミニカ国、トルコ、ニカラグア、パナマ、バングラデシュ、フィジー、ベリーズ、マーシャル、ミクロネシア連邦、モリシャス、モルディブ、モンゴル(計 26か国)

図表 III-15 / 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧(2013年実績まで)

- (1) 日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数…190 (うち国数169)。
 (2) 2013年(暦年)に、日本がODAを供与した国・地域は、計160か国・地域(うち国数154)。
 詳細は図表III-12「二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳」参照。

地域区分	日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域	卒業国・地域*1	計
東アジア	インドネシア、カンボジア、タイ、中国、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	韓国、シンガポール、ブルネイ、 <u>[香港]</u> 、 <u>[台湾]</u> 、 <u>[マカオ]</u>	17か国・地域 (うち国数14)
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、 バングラデシュ、ブータン、モルディブ		7か国
中央アジア・コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、 カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、 トルクメニスタン		8か国
北中東・北アフリカ	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、 イラン、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、 [パレスチナ自治区]、モロッコ、ヨルダン、リビア、 レバノン	アラブ首長国連邦、イスラエル、 オマーン、カタール、クウェート、 サウジアラビア、バーレーン、	21か国・地域 (うち国数20)
サブサハラ・アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、 カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、 ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、 コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、 ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、 スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、 [セントヘレナ]*2、ソマリア、タンザニア、チャド、 中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、 ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、 ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、 南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、 リベリア、ルワンダ、レソト	[レユニオン]	51か国・地域 (うち国数49)
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、 エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、 グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、 ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、 セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、 ドミニカ国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、 ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、 ホンジュラス、メキシコ、[モンセラット]*2	[アルバ]、[オランダ領アンティル]、 [グアドループ]、[ケイマン諸島]、 トリニダード・トバゴ、バハマ、 [バミューダ]、[バルバドス]、 [フランス領ギアナ]、 [マルティニーク]	41か国・地域 (うち国数33)
大洋州	キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、 [トケラウ]、トンガ、ナウル、[ニウエ]、バヌアツ、 パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、 ミクロネシア連邦、[フリス・フテyna]*2	[北マリアナ諸島] [ニューカレドニア]、 [フランス領ポリネシア]、[米領太平洋諸島]*3	20か国・地域 (うち国数13)
欧州	アルバニア、ウクライナ、コソボ、セルビア、ベラルーシ、 ボスニア・ヘルツェゴビナ、 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、 モンテネグロ	エストニア、キプロス、ギリシャ、 クロアチア、スペイン、スロバキア、 スロベニア、チェコ、ハンガリー、 ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、 マルタ、ラトビア、リトアニア、 ルーマニア、	25か国

*1 卒業国・地域のうち、2013年に日本がODAを供与した国については、下線を引いた。

*2 [セントヘレナ]、[モンセラット]および[フリス・フテyna]については、卒業国・地域ではないが、2013年に日本によるODAを供与していない。

*3 [米領太平洋諸島]には現在独立しているマーシャル、ミクロネシア連邦、パラオ、自治領の[北マリアナ諸島]が含まれる。

参考: 日本がODA供与実績を有していない地域…7

(アジア)[北朝鮮]、(アフリカ)[マイヨット]、(中南米)[アンギラ]、[英領ヴァージン諸島]、[タークス・カイコス諸島]、[フォークランド諸島]、(北米)[サンピエール島およびミクロン島]

第4節

分野別実績

図表 III-16 二国間政府開発援助分野別配分

2013年(暦年)

(約束額ベース、単位:百万ドル)

分野	形態	無償 資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	
							構成比 (%)
I. 社会インフラおよびサービス		1,240.10	780.08	2,020.18	1,429.55	3,449.73	15.90
1. 教育		157.73	307.92	465.65	91.19	556.83	2.57
2. 保健		294.49	89.32	383.82	60.72	444.54	2.05
3. 人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス ^(注)		18.56	35.64	54.21	—	54.21	0.25
4. 水と衛生(上下水道等)		194.77	143.40	338.17	1,277.64	1,615.81	7.45
5. 政府と市民社会 ^(注)		532.75	91.40	624.15	—	624.15	2.88
6. その他社会インフラおよびサービス ^(注)		41.80	112.39	154.19	—	154.19	0.71
II. 経済インフラおよびサービス		882.49	261.99	1,144.48	7,830.48	8,974.96	41.36
1. 輸送および貯蔵 ^(注)		616.99	128.79	745.78	5,943.09	6,688.87	30.82
2. 通信		17.13	23.07	40.20	—	40.20	0.19
3. エネルギー		194.39	73.40	267.80	1,887.39	2,155.18	9.93
4. 銀行および金融サービス		53.73	23.58	77.30	—	77.30	0.36
5. ビジネス支援		0.26	13.14	13.40	—	13.40	0.06
III. 生産セクター		168.36	445.75	614.11	753.51	1,367.63	6.30
1. 農林水産業		137.85	268.23	406.08	249.66	655.75	3.02
1) 農業		86.86	206.83	293.69	231.22	524.91	2.42
2) 林業		8.44	34.38	42.82	—	42.82	0.20
3) 漁業		42.55	27.02	69.57	18.44	88.01	0.41
2. 工業・鉱業・建設業		22.81	70.23	93.04	474.08	567.12	2.61
1) 工業		22.81	57.41	80.23	474.08	554.31	2.55
2) 鉱物資源および鉱業		—	12.00	12.00	—	12.00	0.06
3) 建設業		—	0.81	0.81	—	0.81	0.00
3. 貿易および観光		7.70	107.30	114.99	29.77	144.76	0.67
1) 貿易		7.56	92.22	99.79	—	99.79	0.46
2) 観光		0.13	15.07	15.21	29.77	44.98	0.21
IV. マルチセクター援助		66.25	644.44	710.69	572.46	1,283.15	5.91
1. 環境保護(生物多様性、洪水防止等)		4.49	50.84	55.34	187.63	242.97	1.12
2. その他マルチセクター(都市・地方開発等)		61.75	593.60	655.35	384.83	1,040.18	4.79
V. 商品援助/一般プログラム援助		356.24	—	356.24	2,569.08	2,925.32	13.48
1. 一般財政支援		—	—	—	2,569.08	2,569.08	11.84
2. 食糧援助		128.86	—	128.86	—	128.86	0.59
3. 輸入支援		227.38	—	227.38	—	227.38	1.05
VI. 債務救済 ^{*2}		2,184.94	—	2,184.94	—	2,184.94	10.07
VII. 人道支援(緊急食糧援助、復興、防災等)		774.72	39.10	813.82	—	813.82	3.75
VIII. 行政経費等		27.31	672.80	700.11	—	700.11	3.23
総合計		5,700.41	2,844.16	8,544.57	13,155.08	21,699.65	100.00

人間の基礎生活分野(BHN) ^{*3}	2,281.53	1,087.41	3,368.94	1,679.21	5,048.15	23.26
------------------------------	----------	----------	----------	----------	----------	-------

*1 卒業国向け援助を含む。

*2 「VI.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。

*3 人間の基礎生活分野(BHN)はI.社会インフラ、III.1農林水産業、V.2食糧援助、VII.人道支援を加えたもの。

BHN:Basic Human Needs 人間の基礎生活分野(衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの)

(注)

I.3 人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)は母子保健、HIV/エイズ対策を含む。

I.5 政府と市民社会は人権、ジェンダー、法制度整備支援、平和構築を含む。

I.6 その他社会インフラおよびサービスは社会福祉、博物館等の文化施設を含む。

II.1 輸送および貯蔵は輸送(道路、鉄道、水上、航空インフラ)、貯蔵(倉庫)を含む。

第5節

緊急援助実績

図表 III-17 / 緊急無償資金協力案件(2013年度)

(単位:ドル)

国・地域名	決定日	案件名	資金協力額
シリア	2013年6月14日	シリアの国内避難民及び同国から流出した難民に対する緊急無償資金協力	10,000,000
インド	2013年7月2日	インドにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	200,000
ソマリア	2013年8月2日	ソマリアにおけるポリオ対策のための緊急無償資金協力	約1,350,000
シリア	2013年9月20日	シリアから流出した難民及び同国の国内避難民等に対する緊急無償資金協力	43,400,000
フィリピン	2013年10月11日	フィリピン・ミンダナオ島における武力衝突により発生した国内避難民に対する緊急無償資金協力	2,000,000
フィリピン	2013年11月1日	フィリピン中部における地震被害に対する緊急無償資金協力	3,500,000
フィリピン	2013年11月15日	フィリピン中部における台風被害に対する緊急無償資金協力	30,000,000
イラク	2014年2月12日	イラク西部における武力衝突により発生した国内避難民に対する緊急無償資金協力	1,800,000

図表 III-18 / 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与案件(2013年度)

国・地域名	決定日	案件名	援助内容
ケニア	2013年5月10日	ケニアにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
マーシャル	2013年5月17日	マーシャル北部地域における干ばつ被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ジンバブエ	2013年5月27日	ジンバブエにおけるひょうを伴う暴風雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ミャンマー	2013年8月6日	ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
スーダン	2013年8月8日	スーダンにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ニジェール	2013年9月20日	ニジェールにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
カンボジア	2013年10月21日	カンボジアにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
カメルーン	2013年10月28日	カメルーンにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィリピン	2013年10月29日	フィリピン中部における地震被害に対する緊急援助の実施	緊急援助物資供与
南スーダン	2013年11月1日	南スーダンにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィリピン	2013年11月11日	フィリピン中部における台風被害に対する国際緊急援助隊・医療チームの派遣	緊急援助隊派遣
フィリピン	2013年11月12日	フィリピンにおける台風30号(ヨランダ)の被害に対する緊急援助物資の供与	緊急援助物資供与
フィリピン	2013年11月12日	フィリピン中部における台風被害に対する国際緊急援助隊(自衛隊)の派遣	緊急援助隊派遣
パラオ	2013年11月15日	パラオにおける台風30号の被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィリピン	2013年11月18日	フィリピンにおける台風被害に対する国際緊急援助隊・医療チーム二次隊の派遣	緊急援助隊派遣
フィリピン	2013年11月22日	フィリピンにおける台風被害に対する国際緊急援助隊・専門家チームの派遣	緊急援助隊派遣
フィリピン	2013年11月27日	フィリピンにおける台風被害に対する国際緊急援助隊・医療チーム三次隊の派遣	緊急援助隊派遣
フィリピン	2013年12月2日	フィリピンにおける油流出事故に対する国際緊急援助隊・専門家チームの派遣	緊急援助隊派遣
トンガ	2014年1月20日	トンガにおけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ブルンジ	2014年2月17日	ブルンジにおける豪雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ボリビア	2014年2月19日	ボリビアにおける降雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ジンバブエ	2014年2月24日	ジンバブエにおける水害被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
マレーシア	2014年3月11日	マレーシア航空機の情報不明事案に関する国際緊急援助隊(自衛隊)の派遣	緊急援助隊派遣
マレーシア	2014年3月11日	マレーシア航空機の情報不明事案に関する国際緊急援助隊(海上保安庁)の派遣	緊急援助隊派遣

図表 III-19 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与実績(2013年度)

被災国・地域名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与	
			派遣期間	チーム構成	物資品目	援助額
ケニア	洪水	2013年5月10日			浄水剤、医薬品など	1,600万円相当
マーシャル	干ばつ	2013年5月17日			水、食料	800万円相当
ジンバブエ	暴風雨 (ひょうを伴う)	2013年5月27日			テント、毛布	1,200万円相当
ミャンマー	洪水	2013年8月6日			毛布、スリーピング パッド	1,300万円相当
スーダン	洪水	2013年8月8日			浄水器、スリーピン グパッドなど	1,600万円相当
ニジェール	洪水	2013年9月20日			毛布、ポリタンクな ど	1,600万円相当
カンボジア	洪水	2013年10月21日			発電機、浄水器など	3,200万円相当
カメルーン	洪水	2013年10月28日			テント	1,000万円相当
フィリピン	地震	2013年10月29日			テント、プラスチック シート	3,800万円相当
南スーダン	洪水	2013年11月1日			テント、毛布など	1,800万円相当
フィリピン	台風	2013年11月11日	11/11～11/24 (14日間)	医療チーム (27名)		
フィリピン	台風	2013年11月12日			プラスチックシー ト、スリーピング パッドなど	6,000万円相当
フィリピン	台風	2013年11月12日	11/12～12/25 (44日間)	自衛隊部隊 (2部隊、 計1,119名)		
パラオ	台風	2013年11月15日			発電機、スリーピン グパッドなど	200万円相当
フィリピン	台風	2013年11月18日	11/20～12/3 (14日間)	医療チーム 2次隊(30名)		
フィリピン	台風	2013年11月22日	11/26～12/19 (24日間)	専門家チーム (早期復旧) (17名)		
フィリピン	台風	2013年11月27日	11/29～12/12 (14日間)	医療チーム 3次隊(24名)		
フィリピン	油流出 (台風起因)	2013年12月2日	12/4～12/13 (10日間)	専門家チーム (油防除)(5名)		
トンガ	サイクロン	2014年1月20日			ポリタンクなど	1,300万円相当
ブルンジ	豪雨	2014年2月17日			プラスチックシー ト、毛布	約1,200万円相当
ボリビア	降雨	2014年2月19日			テント	約1,900万円相当
ジンバブエ	水害	2014年2月24日			テント、毛布など	1,300万円相当
マレーシア	航空機 消息不明	2014年3月11日	3/12～5/1 (51日間)	自衛隊部隊 (3部隊、 計137名)		
マレーシア	航空機 消息不明	2014年3月11日	3/13～4/3 (22日間)	救助チーム (海保)(28名)		
実績計				8チーム	16件	約2億9,800万円相当

第1節

二国間贈与

図表 III-20 / 無償資金協力案件一覧

● 2013年度:地域・国別

国・地域名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
東アジア地域			
インドネシア	次世代自動車ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年4月30日	15.00
	医療機材ノン・プロジェクト無償資金協力		5.50
	ノン・プロジェクト無償資金協力「途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与」		3.00
カンボジア	国立母子保健センター拡張計画	2014年3月26日	11.93
	食糧援助「途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与」(WFP連携)	2014年3月12日	1.00
	シハヌーク州病院整備計画(追加分)(2013年3月21日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2013年12月15日	(追加分) 2.33
	国道1号線改修計画		15.85
	アンコール・ワット西参道修復機材整備計画		0.95
	食糧援助「途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与」(WFP連携)	2013年11月26日	2.70
	第二次地雷除去活動強化計画	2013年10月30日	8.98
	コンポンチャム及びバットアン上水道拡張計画	2013年6月5日	33.55
	人材育成奨学計画		2.58
東ティモール	ブルト灌漑施設改修計画	2013年12月6日	14.99
	効果的で利用しやすい司法制度, 社会対話及び警察サービスによる平和構築支援計画(UNDP連携)	2013年11月4日	2.63
	モラ橋護岸計画	2013年8月15日	11.08
フィリピン	メトロセブ水道区上水供給改善計画	2014年3月25日	11.65
	沿岸警備通信システム強化計画		11.52
	台風ヨランダ災害復旧・復興計画		46.00
	日本方式普及ノン・プロジェクト無償(次世代自動車パッケージ)	2014年3月12日	5.00
	人材育成奨学計画	2013年6月19日	2.63
ベトナム	日本方式普及ノン・プロジェクト無償(次世代自動車パッケージ)	2014年3月14日	5.00
	人材育成奨学計画	2013年7月18日	3.24
ミャンマー	鉄道中央監視システム及び保安機材整備計画	2014年3月24日	40.00
	カヤー州ロイコー総合病院整備計画		19.45
	貧困農民支援		2.30
	ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民に対する緊急食糧支援計画(WFP連携)	10.00	
	カチン州及びラカイン州における避難民の子供に対する緊急支援計画(UNICEF連携)	3.00	
	ミャンマー南東部、ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民援助計画(UNHCR連携)	3.00	
	ヤンゴン市内総合病院医療機材整備計画	2014年2月20日	9.78
	ラカイン州道路建設機材整備計画		7.38
	中央銀行業務ICTシステム整備計画	2013年10月25日	51.00
	第二次気象観測装置整備計画		2.31
	ミャンマーラジオテレビ局(MRTV)番組ソフト及び放送編集機材整備計画		0.82
	ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画	2013年5月26日	19.00
	人材育成奨学計画		4.56
モンゴル	日本方式普及ノン・プロジェクト無償資金協力(医療・保健パッケージ)	2014年3月11日	7.50
	モンゴル国営放送番組ソフト整備計画		0.72

国・地域名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
モンゴル	中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力	2014年1月15日	3.00
	人材育成奨学計画	2013年6月28日	2.36
ラオス	食糧援助「途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与」(WFP連携)	2014年3月12日	3.00
	環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画	2014年3月4日	13.84
	南部地域前期中等教育環境改善計画		10.69
	気象水文システム整備計画		5.84
	地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画	2013年12月15日	8.64
	国道16B号線セコン橋建設計画(詳細設計)		0.84
	タケク上水道拡張計画	2013年5月23日	16.43
	人材育成奨学計画		2.50
南アジア地域			
インド	チェンナイ小児病院改善計画	2014年1月25日	14.95
スリランカ	食糧援助「途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与」(WFP連携)	2014年3月12日	1.60
	日本方式普及ノン・プロジェクト無償資金協力(医療・保健パッケージ)	2014年3月11日	5.00
	北部州及び東部州における地域社会インフラ施設再建、生計向上及び女性の能力強化支援計画(UN-Habitat連携)		3.77
	ノン・プロジェクト無償資金協力「途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与」	2013年12月19日	4.00
	食糧援助「途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与」(WFP連携)	2013年11月26日	2.20
	人材育成奨学計画	2013年6月5日	1.92
ネパール	制憲議会選挙支援計画	2013年7月24日	1.49
パキスタン	日本方式普及ノン・プロジェクト無償資金協力(次世代自動車パッケージ)	2014年3月20日	5.00
	ポリオ感染拡大防止・撲滅計画	2014年3月7日	3.89
	シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画	2014年2月11日	8.08
	空港保安強化計画	2013年10月31日	19.46
	医療機材ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年4月30日	6.00
	中小企業を活用したノン・プロジェクト無償資金協力		2.00
バングラデシュ	航空保安設備整備計画	2014年3月31日	24.02
	貧困削減戦略支援無償資金協力	2013年11月28日	5.00
	人材育成奨学計画	2013年6月27日	1.80
ブータン	サルパン県タクライ灌漑システム改善計画	2013年6月27日	10.51
モルディブ	中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2013年12月18日	2.00
中央アジア・コーカサス地域			
中央アジア地域3か国(ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン)	中央アジア国境連絡事務所設立計画(UNODC連携)	2013年10月22日	1.41
アゼルバイジャン	第二次土地改良・灌漑機材整備計画	2013年4月17日	7.77
ウズベキスタン	人材育成奨学計画	2013年7月26日	2.04
キルギス	人材育成奨学計画	2013年7月11日	2.12
	ビシュケク-オシユ道路クガルト川橋梁架け替え計画		11.96
グルジア	中小企業製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年1月20日	2.00
タジキスタン	タジキスタン-アフガニスタン国境地域生活改善計画(UNDP連携)	2014年3月19日	(2か国対象) 11.29
	ハトロン州ピアンジ県給水改善計画(詳細設計)	2014年1月28日	0.42
	人材育成奨学計画	2013年5月31日	1.00
中東・北アフリカ地域			
中東4か国・地域(シリア、[パレスチナ自治区]、ヨルダンおよびレバノン)	食糧援助(UNRWA連携)	2013年11月11日	6.30
アフガニスタン	タジキスタン-アフガニスタン国境地域生活改善計画(UNDP連携)	2014年3月19日	(2か国対象) 11.29
	女性に対する暴力撤廃のための警察及び司法関係者能力向上計画	2014年3月12日	2.32

国・地域名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
アフガニスタン	空港維持管理能力強化支援計画	2014年3月10日	9.68
	ノン・プロジェクト無償資金協力		28.00
	国際連合児童基金(ユニセフ)を通じた無償資金協力「小児感染症予防計画」	2014年2月9日	11.86
	カブール国際空港保安機能強化計画	2014年2月4日	44.27
	大統領選挙及び県議会選挙支援計画(UNDP連携)	2013年11月12日	16.39
	識字能力強化計画(第三期)(UNESCO連携)	2013年10月22日	20.20
	警察識字能力強化計画(第二期)(UNESCO連携)	2013年10月1日	3.03
アルジェリア	テロ対策法制度強化計画(UNODC連携)	2013年11月4日	0.58
イエメン	食糧援助(WFP連携)	2013年11月26日	4.60
チュニジア	南部地下水淡水化計画(追加分)(2010年3月18日署名済み案件の限度額の変更)	2014年3月18日	(追加分) 0.23
	危機管理体制整備支援計画	2013年7月9日	2.54
	ノン・プロジェクト無償資金協力「途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与」	2013年5月2日	3.00
[パレスチナ自治区]	食糧援助(WFP連携)	2013年11月21日	3.40
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年7月24日	8.00
ヨルダン	北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画	2014年3月13日	25.10
	日本方式普及ノン・プロジェクト無償資金協力(医療・保健パッケージ)		7.50
	ペトラ博物館建設計画	2014年3月1日	6.86
サブサハラ・アフリカ地域			
サヘル地域7か国 (セネガル、ナイジェリア、モーリタニア、マリ、ブルキナファソ、ニジェールおよびチャド)	サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画(UNODC連携)	2013年7月15日	6.42
ウガンダ	西部ウガンダ地域医療施設改善計画	2013年11月28日	18.17
	第三次地方電化計画	2013年7月4日	12.04
	アチョリ地域国内避難民の再定住促進のための給水計画		9.73
エチオピア	第四次幹線道路改修計画(2/2期)	2013年6月10日	75.21
	アムハラ州南部地方小都市給水計画		6.33
ガーナ	人材育成奨学計画	2013年7月12日	1.20
	配電設備整備計画	2013年5月6日	16.86
カメルーン	極北州ディアマレ及びマヨ・カニ地区給水・衛生改善計画(UNICEF連携)	2014年3月31日	3.74
ガンビア	食糧援助(WFP連携)	2013年6月27日	3.60
ギニア	国道1号線橋梁改修計画	2013年6月12日	12.54
ギニアビサウ	食糧援助「途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与」(WFP連携)	2014年3月12日	1.40
	食糧援助「途上国の要望を踏まえた水産加工品の供与」(WFP連携)	2013年11月26日	2.10
ケニア	バリング郡村落給水計画	2013年7月10日	10.42
	ナロック給水拡張計画		13.22
コートジボワール	食糧援助	2013年12月19日	6.30
	コミュニティ参加型森林回復計画(国際熱帯木材機関(ITTO)連携)	2013年5月14日	1.83
コモロ	食糧援助	2013年12月16日	2.70
コンゴ共和国	食糧援助(WFP連携)	2013年8月20日	2.70
コンゴ民主共和国	食糧援助	2013年12月23日	7.80
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年7月22日	6.00
サントメ・プリンシペ	食糧援助	2013年12月19日	2.40
ザンビア	ルサカ郡病院整備計画(追加分)(2013年7月17日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2014年1月28日	(追加分) 0.91
	コールドチェーン展開計画(UNICEF連携)	2013年7月19日	2.21
	ルサカ郡病院整備計画	2013年7月17日	19.08
シエラレオネ	食糧援助	2014年2月5日	4.30
	配電網緊急改修計画(追加分)(2013年5月22日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2013年12月17日	(追加分) 1.55
	配電網緊急改修計画	2013年5月22日	13.97
ジブチ	海上保安能力向上のための巡視艇建造計画	2014年3月30日	9.24
	食糧援助	2013年11月27日	2.40

国・地域名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
ジンバブエ	食糧援助 (WFP連携)	2013年 6 月27日	4.30
スーダン	環境・気候変動対策無償資金協力	2014年 2 月20日	15.34
	食糧援助 (WFP連携)	2013年 8 月20日	3.00
スワジランド	効果的な災害危機管理のためのシステム強化計画	2013年 5 月17日	0.92
セネガル	ダカール州郊外中学校建設計画	2014年 3 月25日	12.90
	ファティック州教員研修センター整備計画		6.42
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 7 月26日	5.00
ソマリア	食糧援助 (WFP連携)	2013年 8 月20日	3.10
タンザニア	貧困農民支援	2014年 3 月31日	3.80
	ザンジバル・マリンディ港魚市場改修計画	2014年 3 月11日	9.35
	ニューバガモヨ道路拡幅計画 (追加分) (2010年5月31日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2014年 1 月17日	(追加分) 2.22
	ダルエスサラーム送配電網強化計画 (詳細設計)		0.32
	第二次ダルエスサラーム市交通機能向上計画	2013年11月11日	1.04
	タボラ州水供給計画		17.92
	タザラ交差点改善計画		2013年 6 月18日
チャド	食糧援助 (WFP連携)	2013年 6 月27日	3.30
トーゴ	食糧援助	2013年11月18日	4.50
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 4 月22日	11.00
ニジェール	中学校教室建設計画	2013年11月19日	12.23
	貧困農民支援		3.80
ブルキナファソ	ブルキナファソ国営放送局番組ソフト整備計画	2013年 9 月 5 日	0.35
	食糧援助	2013年11月26日	5.10
	第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	2013年11月13日	9.68
	法の支配の強化と貧困層の司法へのアクセス支援計画	2013年 7 月11日	2.83
ベナン	食糧援助	2013年11月29日	4.30
ボツワナ	国営テレビ局番組ソフト整備計画	2013年 7 月29日	0.44
マラウイ	第三次中等学校改善計画	2014年 3 月17日	17.56
	テザニ水力発電所増設計画 (詳細設計)		1.01
	第三次ブランタイヤ市道路網整備計画	2013年12月13日	6.02
	リロングウェ中等教員養成校建設計画 (追加分) (2013年5月16日交換公文締結済み案件の限度額の変更)		(追加分) 2.09
リロングウェ中等教員養成校建設計画	2013年 5 月16日	11.18	
マリ	食糧援助 (WFP連携)	2013年 8 月20日	4.80
南スーダン	食糧援助 (WFP連携)	2013年 8 月20日	1.90
モーリシャス	気象レーダーシステム整備計画 (追加分) (2013年6月10日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2013年12月13日	(追加分) 0.71
	気象レーダーシステム整備計画	2013年 6 月10日	10.79
モーリタニア	食糧援助	2014年 1 月23日	5.20
	平和構築、治安維持及び司法強化計画	2013年 6 月27日	2.83
	ヌアディブ漁港拡張整備計画	2013年 5 月26日	11.17
モザンビーク	マプト市医療従事者養成学校建設計画 (詳細設計)	2014年 1 月12日	0.84
	ナカラ港緊急改修計画 (追加分) (2012年12月10日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2013年10月30日	(追加分) 5.34
	イレクアンバ間道路橋梁整備計画	2013年 6 月14日	38.05
	ナンブラ州モナボ初等教員養成校建設計画	2013年 4 月26日	10.24
リベリア	食糧援助	2013年11月19日	5.10
	モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画	2013年 6 月10日	49.39
ルワンダ	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年 7 月24日	3.00
レソト	食糧援助 (WFP連携)	2013年 6 月27日	1.90
中南米地域			
エクアドル	公共放送局番組ソフト整備計画	2013年 4 月10日	0.37
ガイアナ	ノン・プロジェクト無償資金協力	2014年 3 月 3 日	3.00
グアテマラ	中小企業を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2013年10月18日	2.00
グレナダ	ノン・プロジェクト無償資金協力「途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与」	2014年 2 月 6 日	2.00
ドミニカ共和国	日本方式普及ノン・プロジェクト無償資金協力 (次世代自動車パッケージ)	2014年 3 月12日	5.00

国・地域名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
ドミニカ共和国	中小企業の製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年2月6日	3.00
ハイチ	中央県におけるコレラ対策強化計画 (UNICEF連携)	2014年3月11日	2.57
	南東県ジャクメル病院整備計画 (追加分) (2012年10月4日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2014年3月6日	(追加分) 6.94
	レオガン市復興のための給水システム復旧整備計画		6.69
ペルー	中小企業を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2013年4月30日	2.00
	次世代自動車ノン・プロジェクト無償資金協力		12.00
ホンジュラス	デモクラシア橋補修計画 (追加分) (2013年3月18日交換公文締結済み案件の限度額の変更)	2013年10月23日	(追加分) 0.42
大洋州地域			
サモア	都市水道改善計画	2014年2月24日	18.31
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年12月24日	1.00
ソロモン	ホニアラ港施設改善計画 (詳細設計)	2014年1月17日	0.52
ツバル	貨物旅客兼用船建造計画	2013年9月17日	15.44
	ノン・プロジェクト無償資金協力		1.00
トンガ	中小企業製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年2月24日	2.00
ナウル	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年8月28日	1.00
パプアニューギニア	マダン市場改修計画	2013年10月25日	10.04
マーシャル	中小企業製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年3月7日	2.00
	ノン・プロジェクト無償資金協力「途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与」	2014年2月14日	2.00
ミクロネシア連邦	ノン・プロジェクト無償資金協力「途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与」	2013年12月26日	2.00
	国内海上輸送能力向上計画	2013年8月27日	11.10
欧州地域			
セルビア	日本方式普及ノン・プロジェクト無償資金協力 (次世代自動車パッケージ)	2014年3月12日	5.00
	中小企業製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年2月26日	2.00
ボスニア・ヘルツェゴビナ	中小企業製品を活用したノン・プロジェクト無償資金協力	2014年2月26日	3.00
モルドバ	バイオマス燃料有効活用計画	2013年6月26日	11.54

* 2013年度に交換公文を締結した案件を実績として記載している。ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力を除く。

第2節

二国間借款

図表 III-21 / 有償資金協力案件一覧

● 2013年度:地域・国名別

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
東アジア地域			
インドネシア	ジャワ南線複線化計画(第四期)	2014年2月18日	168.75
	ジャカルタ首都圏鉄道輸送能力増強計画(第一期)		163.22
	貧困削減地方インフラ開発計画(第二期)		100.29
	ジャカルタ特別州下水道整備計画(E/S)		19.68
	メラピ山緊急防災計画(第二期)		51.11
	ウォノギリ多目的ダム・貯水池堆砂対策計画(第二期)		49.54
	高等人材開発計画(第四期)		70.75
		連結性強化開発政策借款	2013年11月29日
カンボジア	国道5号線改修計画(バットアンバン-シンソポン間)	2013年4月30日	88.52
フィリピン	災害復旧スタンド・バイ借款	2013年12月13日	500.00
	フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画		187.32
ベトナム	南北高速道路建設計画(ダナン-クアンガイ間)(第二期)	2014年3月18日	300.08
	南北高速道路建設計画(ホーチミン-ゾーザイ間)(第三期)		184.59
	ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第二期)		210.51
	ラックフェン国際港建設計画(道路・橋梁)(第二期)		169.07
	タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第二期)	2014年3月5日	363.92
	気候変動対策支援プログラム(第四期)		100.00
	第二次経済運営・競争力強化借款		150.00
	ダナム水力発電所増設計画		75.15
	ハノイ市環状3号線整備計画(マイジック-タンロン南間)	2013年12月15日	205.91
	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第三期)		260.62
ミャンマー	貧困削減地方開発計画(フェーズ1)	2013年5月26日	170.00
	インフラ緊急復旧改善計画(フェーズ1)		140.52
	ティラワ地区インフラ開発計画(フェーズ1)		200.00
モンゴル	工学系高等教育支援計画	2014年3月11日	75.35
	ウランバートル第四火力発電所効率化計画	2013年11月15日	42.01
ラオス	ビエンチャン国際空港ターミナル拡張計画	2013年12月15日	90.17
	第9次貧困削減支援オペレーション		5.00
		ナムグム第一水力発電所拡張計画	2013年5月23日
南アジア地域			
インド	デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ3)(第二期)	2014年3月31日	1,488.87
	新・再生可能エネルギー支援計画(フェーズ2)		300.00
	中小零細企業・省エネ支援計画(フェーズ3)		300.00
	ハリヤナ州配電設備改善計画		268.00
	アグラ上水道整備計画(II)	2014年1月25日	162.79
	ウッタラカンド州森林資源管理計画		113.90
	インド工科大学ハイデラバード校(IITH)整備計画(フェーズ2)		177.03
	タミル・ナド州投資促進プログラム		130.00
	ムンバイメトロ3号線建設計画	2013年5月29日	710.00
スリランカ	ケラニ河新橋建設計画	2014年3月28日	350.20
中央アジア・コーカサス地域			
ウズベキスタン	ナボイ火力発電所近代化計画	2013年8月22日	348.77
中東・北アフリカ地域			
イラク	港湾整備計画(第二期)	2014年2月16日	391.18
チュニジア	地方都市水環境改善計画	2013年6月12日	108.71
トルコ	ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(II)(追加分)(2005年2月18日 署名済み案件の限度額の変更)	2014年1月17日	(追加分) 429.79
モロッコ	基礎教育セクター支援計画	2013年12月6日	88.99

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
ヨルダン	財政強化型開発政策借款	2014年3月17日	120.00
サブサハラ・アフリカ地域			
アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での 民間セクター支援融資(IV)	2013年12月16日	94.80
カーボヴェルデ	サンティアゴ島上水道システム整備計画	2013年12月20日	152.92
タンザニア	第十次貧困削減支援貸付	2013年6月18日	15.00
	小規模灌漑開発計画	2013年5月30日	34.43
	第二次道路セクター支援計画	2013年4月8日	76.59
モザンビーク	マプト・ガス複合式火力発電所整備計画	2014年1月12日	172.69
	マンディンバ・リシガ間道路改善計画	2013年11月28日	67.73
中南米地域			
コスタリカ	グアナカステ地熱開発セクターローン	2013年11月19日	560.86
ニカラグア	持続可能な電化及び再生可能エネルギー促進計画	2013年6月19日	14.96
パラグアイ	東部輸出回廊整備計画	2014年3月28日	178.97
ペルー	災害復旧スタンダード・バイ借款	2014年3月31日	100.00
欧州地域			
モルドバ	医療サービス改善計画	2013年6月27日	59.26

* 2013年度に交換公文を締結した案件を実績として記載。

図表 III-22 / 債務救済案件一覧

● 2013年度:国名別(交換公文ベース)

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
コートジボワール	債務救済措置(債務免除方式)	2013年4月12日	205.40
ミャンマー	債務救済措置(債務免除方式)	2013年5月26日	1,761.46
	債務救済措置(債務免除方式)	2013年5月26日	125.03*
ギニア	債務救済措置(債務免除方式)	2013年9月20日	99.73

* この案件は、TDB決議(1978年の国連貿易開発会議(UNCTAD)による第9回貿易開発理事会にて採択された決議)に基づく債務免除であるが、交換公文で債務免除が行われており、口上書は作成されない。

● 2013年度:国名別(その他)

国名	案件名	債権免除日	金額 (億円)
マリ	債務救済措置(米穀の売渡し債権の免除)	2013年5月20日	5.1
タンザニア	債務救済措置(米穀の売渡し債権の免除)	2013年5月21日	208.8
モザンビーク	債務救済措置(米穀の売渡し債権の免除)		79.1
シエラレオネ	債務救済措置(米穀の売渡し債権の免除)	2013年5月24日	101.0
マダガスカル	債務救済措置(米穀の売渡し債権の免除)		179.0

* 上記案件は、「外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法」(平成25年法律第14号)第2条の規定に基づいて実施されたもの。

図表 III-23 / 国際機関に対する政府開発援助実績の推移

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

区分	暦年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
1. 国際機関贈与		1,498.0	1,352.9	807.1	1,234.2	916.1	1,126.9	853.6	1,075.0	1,682.8	894.9
(1) 国連諸機関		1,259.7	1,087.4	587.7	584.9	602.6	662.3	553.9	593.5	678.6	593.3
(2) その他機関		238.3	265.5	219.4	649.3	313.5	464.6	299.7	481.5	1,004.2	301.6
2. 国際機関出資等		1,507.3	1,387.5	3,066.9	684.8	1,861.4	2,163.4	2,866.7	2,813.4	2,519.5	2,075.2
(1) 世界銀行グループ		1,034.9	896.9	2,575.6	172.7	1,253.4	1,404.4	1,931.0	1,744.0	1,550.2	1,231.1
(2) その他		472.4	490.5	491.3	512.2	608.0	759.0	935.8	1,069.4	969.3	844.2
合 計		3,005.3	2,740.4	3,874.0	1,919.0	2,777.5	3,290.4	3,720.3	3,888.4	4,202.3	2,970.2
政府開発援助全体に占める割合(%)		33.7	20.9	34.8	24.9	28.9	34.8	33.6	35.1	39.6	25.6

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

* 政府開発援助全体に占める割合の算出に関しては、卒業国向け援助を除く。

図表 III-24 主要国際機関に対する拠出・出資実績(上位5か国)

	国際機関名	2012年				2013年			
		順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
1	国連食糧農業機関(FAO)	1	米国	111,621	22.0	1	米国	111,621	22.0
		2	日本	63,878	12.6	2	日本	63,878	12.6
		3	ドイツ	40,874	8.1	3	ドイツ	40,874	8.1
		4	英国	33,669	6.6	4	英国	33,669	6.6
		5	フランス	31,213	6.2	5	フランス	31,213	6.2
2	国連世界食糧計画(WFP)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	米国	1,459,965	36.9	1	米国	1,475,586	34.4
		2	EC	386,136	9.8	2	英国	452,354	10.6
		3	カナダ	367,149	9.3	3	カナダ	366,661	8.6
		4	英国	202,145	5.1	4	EC	336,569	7.9
5	日本	190,749	4.8	5	日本	238,434	5.6		
3	国連教育科学文化機関(UNESCO)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
		1	米国	(未払い)71,830	22.0	1	米国	(未払い)71,830	22.0
		2	日本	40,914	12.5	2	日本	35,373	10.8
		3	ドイツ	26,182	8.0	3	ドイツ	23,319	7.1
		4	英国	21,565	6.6	4	フランス	18,264	5.6
5	フランス	19,995	6.1	5	英国	16,909	5.2		
4	国連工業開発機関(UNIDO)	順位	国名	分担額(千ユーロ)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ユーロ)	分担率(%)
		1	日本	13,231	19.1	1	日本	14,610	19.1
		2	ドイツ	8,467	12.2	2	ドイツ	9,349	12.2
		3	英国*2	7,229	—	3	フランス	7,140	9.3
		4	フランス	6,465	9.3	4	イタリア	5,829	7.6
5	イタリア	5,279	7.6	5	中国	3,719	4.9		
5	国連児童基金(UNICEF)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	英国	334,503	14.7	1	英国	555,387	18.5
		2	米国	334,097	14.7	2	EC	431,365	14.4
		3	ノルウェー	234,283	10.3	3	米国	325,355	10.9
		4	EC	227,847	10.0	4	日本	263,019	8.8
5	日本	197,412	8.7	5	ノルウェー	241,306	8.1		
6	国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	米国	793,471	35.1	1	米国	1,040,847	38.3
		2	日本	185,380	8.2	2	日本	252,939	9.3
		3	EC	164,446	7.3	3	EC	186,238	6.9
		4	スウェーデン	118,199	5.2	4	英国	155,358	5.7
5	オランダ	103,433	4.6	5	スウェーデン	112,592	4.1		
7	国連人口基金(UNFPA)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	スウェーデン	66,314	15.2	1	ノルウェー	70,551	15.3
		2	ノルウェー	59,424	13.6	2	スウェーデン	65,816	14.3
		3	オランダ	49,020	11.2	3	オランダ	52,356	11.4
		4	デンマーク	44,013	10.1	4	フィンランド	46,776	10.2
		5	フィンランド	36,025	8.2	5	デンマーク	40,379	8.8
8	日本	24,910	5.7	8	日本	24,910	5.4		

	国際機関名	2012年				2013年			
		順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
8	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	1	米国	233,329	26.2	1	米国	294,023	24.1
		2	EC	204,098	22.9	2	EC	216,387	17.8
		3	英国	68,785	7.8	3	サウジアラビア	151,567	12.4
		4	スウェーデン	54,331	6.1	4	英国	93,737	7.7
		5	ノルウェー	31,583	3.5	5	スウェーデン	54,440	4.5
		8	日本	22,469	2.5	8	日本	28,837	2.4
9	国連開発計画 (UNDP)	1	ノルウェー	137,820	16.3	1	ノルウェー	133,236	14.9
		2	スウェーデン	103,376	12.2	2	カナダ	93,543	10.4
		3	英国	87,302	10.3	3	英国	85,470	9.5
		4	日本	80,472	9.5	4	スウェーデン	84,638	9.4
		5	米国	78,404	9.3	5	日本	80,472	9.0
10	世界保健機関 (WHO)	1	米国	109,880	22.0	1	米国	109,880	22.0
		2	日本	58,196	12.5	2	日本	58,196	12.5
		3	ドイツ	37,240	8.0	3	ドイツ	37,240	8.0
		4	フランス*3	30,921	6.1	4	フランス*3	30,921	6.1
		5	英国	30,673	6.6	5	英国	30,673	6.6
11	国際復興開発銀行 (IBRD)*4	1	米国	46,384	16.7	1	米国	46,384	16.7
		2	日本	19,958	7.2	2	日本	19,958	7.2
		3	中国	12,859	4.6	3	中国	12,859	4.6
		4	ドイツ	11,650	4.2	4	ドイツ	11,650	4.2
		5	フランス	10,906	3.9	5	フランス	10,906	3.9
		5	英国	10,906	3.9	5	英国	10,906	3.9
12	国際開発協会 (IDA)*5	1	米国	904	12.1	1	米国	904	12.1
		2	英国	899	12.0	2	英国	899	12.0
		3	日本	814	10.9	3	日本	814	10.9
		4	ドイツ	483	6.5	4	ドイツ	483	6.5
		5	フランス	376	5.0	5	フランス	376	5.0
13	国際通貨基金 (IMF)*6	1	米国	42,122	17.7	1	米国	42,122	17.7
		2	日本	15,629	6.6	2	日本	15,629	6.6
		3	ドイツ	14,566	6.1	3	ドイツ	14,566	6.1
		4	フランス	10,739	4.5	4	フランス	10,739	4.5
		4	英国	10,739	4.5	4	英国	10,739	4.5
14	アジア開発銀行 (ADB)*4	1	日本	25,461	15.6	1	日本	25,512	15.6
		1	米国	25,461	15.6	1	米国	25,512	15.6
		3	中国	10,513	6.4	3	中国	10,534	6.4
		4	インド	10,329	6.3	4	インド	10,349	6.3
		5	オーストラリア	9,440	5.8	5	オーストラリア	9,459	5.8

	国際機関名	2012年				2013年			
		順位	国名	拠出額(百万ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(百万ドル)	拠出率(%)
15	アジア 開発基金 (ADF) ^{*5}	1	日本	1,612	35.0	1	日本	2,035	35.0
		2	米国	461	10.0	2	オーストラリア	640	11.0
		3	オーストラリア	299	6.5	3	米国	360	6.2
		4	英国	233	5.1	4	英国	315	5.4
		5	ドイツ	222	4.8	5	ドイツ	194	3.3
16	アフリカ 開発銀行 (AfDB) ^{*4}	1	ナイジェリア	9,389	9.3	1	ナイジェリア	9,407	9.3
		2	米国	6,662	6.6	2	米国	6,675	6.6
		3	日本	5,522	5.5	3	日本	5,533	5.5
		4	エジプト	5,434	5.4	4	エジプト	5,445	5.4
		5	南アフリカ	4,867	4.8	5	南アフリカ	4,876	4.8
17	アフリカ 開発基金 (AfDF) ^{*5}	1	英国	880	14.0	1	英国	881	14.0
		2	ドイツ	595	9.5	2	ドイツ	597	9.5
		3	米国	586	9.3	3	米国	587	9.3
		4	フランス	547	8.7	4	フランス	549	8.7
		5	日本	422	6.7	5	日本	423	6.7
18	米州開発銀行 (IDB) ^{*4}	1	米国	51,314	30.0	1	米国	51,314	30.0
		2	アルゼンチン	19,415	11.4	2	アルゼンチン	19,415	11.4
		2	ブラジル	19,415	11.4	2	ブラジル	19,415	11.4
		4	メキシコ	12,481	7.3	4	メキシコ	12,481	7.3
		5	日本	8,551	5.0	5	日本	8,551	5.0
19	欧州復興 開発銀行 (EBRD) ^{*4}	1	米国	3,001	10.1	1	米国	3,001	10.1
		2	日本	2,557	8.6	2	日本	2,557	8.6
		2	英国	2,557	8.6	2	英国	2,557	8.6
		2	フランス	2,557	8.6	2	フランス	2,557	8.6
		2	ドイツ	2,557	8.6	2	ドイツ	2,557	8.6
		2	イタリア	2,557	8.6	2	イタリア	2,557	8.6

*1 上記の実績には国際機関を通じた事業に対する援助(二国間援助の一部)を含む場合がある。

*2 英国は2011年に脱退を表明し、2012年は前年と同額を負担した。したがって分担率は記していない。

*3 フランスの分担額にはフランス人職員の自国への納税額が含まれているため、正味分担額より大きくなっている。

*4 この機関については、これまでの出資額の累計(コミットメントベース)を示す。

*5 この機関は、それぞれが採用している会計年度を基準に記載している(表中の年の年末が含まれる増資期間における出資または拠出額を示している)。

*6 この機関については、これまでの出資額の累計を示す。

第1節

日本の政府開発援助をめぐる動き(2013年10月～2014年10月)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2013.10-11	フィリピン中部における地震被害に対する緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力 (350万ドル)	2013.11	第19回 気候変動枠組条約締約国会議 (COP19) (於：ポーランド、ワルシャワ)
11	フィリピンにおける台風30号 (ヨランダ) の被害に対する緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力、JPF支援 (3,350万ドル)		
12	グローバルファンド (世界エイズ・結核・マラリア対策基金) に対し、2014年以降、当面8億ドルの拠出を行うことを発表		
12	シリア難民に係る物資協力 (約1億3,600万円) の実施		
12	日・ASEAN特別首脳会議 (於：東京) で、今後5年間で2兆円規模の対ASEAN支援と、防災分野における今後5年間で3,000億円の支援および1,000人の防災人材育成の表明		
2014.1	安倍総理大臣のオマーン・コートジボワール・モザンビーク・エチオピア訪問	2014.1	第2回シリア人道支援会合 (於：クウェート)
1	安倍総理大臣のインド訪問		
2	シリアやパレスチナをはじめとした中東・北アフリカ地域の安定化、テロ対策に関する支援 (約195億円) の決定		
2	第1回日米開発対話 (於：ワシントンDC)		
3	パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 (CEAPAD) 第2回閣僚会合において岸田外務大臣が2億ドルの対パレスチナ支援を表明		
3	マレーシア航空機の情報不明事案に対する国際緊急援助隊の派遣		
3	ウクライナ情勢を踏まえ、最大約1,500億円の支援を表明		
3	岸田外務大臣ODA政策スピーチ 「進化するODA－世界と日本の未来のために」		
3	政府開発援助 (ODA) 大綱見直しに関する有識者懇談会の開始 (於：東京、全4回)		
4	ギニアにおけるエボラ出血熱対策のための緊急無償資金協力 (約52万ドル)		
5	第1回 ^{ティカッド} TICAD V閣僚会合で岸田外務大臣がアフリカの民間セクター育成のためのアフリカ開発銀行に対する3億ドルの円借款供与を表明		
5	南スーダンの国内避難民等及び周辺国に流出した難民に対する緊急無償資金協力 (1,200万ドル)	1	シリアに関する「ジュネーブ2」会議 (於：スイス、モントルー、ジュネーブ)
		3	G7首脳会合 (於：オランダ、ハーグ) (ウクライナ支援へのG7団結を確認)
		4	効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ第1回ハイレベル会合 (於：メキシコ、メキシコシティ)
		5	OECD閣僚理事会 (日本議長、於：パリ)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2014.6	ナイジェリアにおける女子生徒集団拉致事案に対応するための緊急無償資金協力 (85万5,000ドル)	2014.6	G7首脳会合 (於：ブリュッセル) (ポスト2015年開発アジェンダ、アフリカの開発等を議論)
6	イラクにおける武力衝突により発生した国内避難民に対する緊急無償資金協力 (600万ドル)		
6	OECD開発援助委員会 (DAC) 開発協力相互レビュー		
7	「中央アジア+日本」対話 第5回外相会合 (於：キルギス、ビシュケク)	7	UNDP人間開発報告書2014年版国際公式発表 (於：東京)
7	ガザ情勢悪化により被害を受けたパレスチナ人に対する緊急無償資金協力 (550万ドル)		
7	第3回日EU開発政策対話 (於：ブリュッセル)		
7-8	安倍総理大臣のメキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリ、ブラジル訪問、第1回日・カリコム首脳会合 (於：トリニダード・トバゴ) 出席		
8	日・ASEAN外相会議 (於：ミャンマー、ネーपीドー) (「ASEAN連結性支援協力プロジェクト」実施確認、官民連携による「人間中心の投資」を通じたさらなるインフラ整備支援強化の方針を表明)		
8-9	シエラレオネ、リベリアおよびギニアをはじめとする西アフリカ諸国で発生したエボラ出血熱対策のための緊急無償資金協力、緊急援助物資の供与 (資金協力150万ドル、物資8,900万円)、国際機関への拠出金等 (約216万ドル)		
9	ウクライナ東部の人道状況改善のための緊急無償資金協力 (30万ドル)	9	第3回 ^{とうしょ} 小島嶼開発途上国 (SIDS) 国際会議 (於：サモア)
9	安倍総理大臣のバングラデシュ・スリランカ訪問 (バングラデシュに対し今後4～5年間で最大6,000億円の支援を表明)	9	第5回アジア開発フォーラム (於：ベトナム、ハノイ)
9	女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム (WAW! Tokyo 2014)	9	第69回国連総会 ハイレベルウィーク (於：ニューヨーク) 国連エボラ出血熱流行対応ハイレベル会合
9	イエメンにおける新憲法国民投票啓発活動に対する緊急無償資金協力 (約100万ドル)		
9	中東地域の人道危機へ迅速に対応するとともに、ISILなど中東地域で活発化している過激主義の定着を阻止する一助として、約5,000万ドル (ISIL対策支援2,550万ドル含む) の緊急支援を表明		
9	第69回国連総会における一般討論演説で安倍総理大臣が西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に対し4,000万ドルの追加支援、個人防護具約50万セットの供与を表明		
9	国連気候サミットにおいて、今後3年間に気候変動分野で14,000人の人材の育成を約束。また、途上国の対処能力の向上を包括的に支援する「適応イニシアチブ」を発表 (於：ニューヨーク)		
9	第2回日・アフリカ地域経済共同体 (RECs) 議長国首脳会合でアフリカにおけるインフラ開発を討議 (於：ニューヨーク)		
10	国際協力60周年記念グローバルフェスタ JAPAN2014 (於：東京)	10	第10回ASEM首脳会議 (於：イタリア、ミラノ) (2015年までのミレニアム開発目標 (MDGs) の達成、ポスト2015年開発アジェンダについて議論)
10	ガザ復興支援会合で、中山副大臣がガザ向けを含む2,000万ドル以上の支援を行う旨表明		
10	開発協力大綱案パブリックコメント開始		

① 開発協力大綱(2015年2月閣議決定)

開発協力大綱について

平成27年2月10日
閣議決定

平成4年に閣議にて決定され、平成15年に改定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで我が国のODA政策の根幹をなしてきた。

ODA60周年を迎えた今、日本及び国際社会は大きな転換期にある。この新たな時代に、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していかなくてはならない。また、国際社会が直面する課題の解決のために開発途上国と協働する対等なパートナーとしての役割を更に強化すべく、日本のODAは更なる進化を遂げるべき時を迎えている。

また、現在の国際社会では、多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。このような状況下において、我が国は、ODAのみならず、様々な力を結集して、開発課題に対処していかなくてはならない。

以上の認識に基づき、平成25年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略も踏まえつつ、次のとおり、ODA大綱を改定し、開発協力大綱を定めることとする。

なお、ここで言う「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとする。また、狭義の「開発」のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、「開発」を広くとらえることとする。

こうした開発協力は、我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（ODA以外の公的資金（OOF）、国際連合平和維持活動（PKO）等）や開発を目的とする又は開発に資する民間の資金・活動（企業や地方自治体、NGOを始めとする多様な主体による資金・活動）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められる。

開発協力大綱

— 平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために —

現在の国際社会は、かつてないほどの世界のパワーバランスの変化及びグローバル化と技術革新の急速な進展による国際的な経済活動の拡大と、相互依存の深化並びに様々な非国家主体の影響力の増大といった大きな変化のただ中にある。こうした中、環境・気候変動問題、水問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、我が国を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっている。また、新興国・開発途上国の経済的重要性が高まり、これら諸国の経済成長が今後の世界経済の成長の行方を左右する中、新興国・開発途上国において、包摂的で持続可能で強靱な成長を実現することは、世界経済全体の安定的成長にとって不可欠なものとなっている。さらに、我が国自身の経済社会状況を

踏まえれば、新興国・開発途上国を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込んでいくことが、我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。こうした変化の中で、平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつくようになってきており、我が国が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠となっている。

また、世界が抱える開発課題も大きく変化している。新興国を筆頭に、多くの国で開発の進展が見られる一方、そうした国々においても、脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定や国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罨」等の課題が生じている。また、小島嶼国等においては、特別な脆弱性の問題を抱えている等、単純な所得水準のみでは計ることのできない開発課題が表面化している。また、国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。加えて、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保することが重要な課題となっている。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。これらの困難な挑戦に直面している世界は、これまで以上に各国の知恵と行動を必要としている。

I. 理念

上記認識を踏まえ、我が国は、以下の理念にのっとり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力を推進する。

(1) 開発協力の目的

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する我が国は、コロナ・プランに加盟した1954年以降一貫して、国際社会の平和と繁栄を希求し、政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の開発努力を後押しするとともに、地球規模課題の解決に取り組んできた。これは、国際社会の責任ある主要な国家として、国際社会の抱える課題の解決に真摯に取り組む、我が国の国としての在り方を体現するものである。我が国の長年にわたる地道で着実な歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得るとともに、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

加えて、我が国は、各種の課題を克服しつつ、世界でも類い希な高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現し、アジアで最初の先進国となった。同時に、アジア諸国等に対し、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い、その成長を支えてきた。我が国はこうした歩みの中で、様々な成功や失敗を経験し、数多くの経験と知見、そして教訓を得てきた。また、我が国は高度経済成長期の体験だけでなく、人口減少や高齢化への対応、震災復興等、現在直面する課題からも、数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見、教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり、その活用に対する国際社会の期待も高い。

このような国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。

以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が

高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。

その際、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である。その意味で、ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていく。

(2) 基本方針

上記の目的のために行われる我が国の開発協力は、その長い歴史の中で我が国が培ってきた哲学を踏まえて、更なる発展させていくものであるべきである。この観点から、目指すべき方向性を以下の基本方針として定める。

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体現するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。

イ 人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しつつ、現場主義にのっとり、対話と協働により相手国に合ったものを共に創り上げていく精神、さらには共に学び合い、開発途上国と日本が相互に成長し発展する双方向の関係を築いていく姿勢は、開発途上国の自助努力を後押しし、将来における自立的発展を目指してきた日本の開発協力の良き伝統である。この観点から、引き続き、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視するとともに、日本の経験と知見を活用しつつ、対話と協働を一層深化させ、当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。さらに、相手国からの要請を待つだけでなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する。

II. 重点政策

(1) 重点課題

我が国は、上記の理念にのっとり、多様化・複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定及び繁栄を実現するため、課題間の相互関連性にも留意しつつ、以下を重点課題として、開発協力を推進していく。

ア「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに多数の貧困層が存在しており、世界における貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱国、脆弱な状況に置かれた人々に対しては、人道的観点からの支援、そして、発展に向けた歯車を始動させ、脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが

重要である。

同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、一定の経済成長を遂げた国々の中にも、格差の拡大や持続可能性の問題、社会開発の遅れ、政治経済的不安定等の課題に直面する国々があることに鑑みれば、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。これらは、我が国が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあり、我が国は自らの経験や知見、教訓及び技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行う。

これらの観点から、インフラ、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備及び産業育成、持続可能な都市、情報通信技術（ICT）や先端技術の導入、科学技術・イノベーション促進、研究開発、経済政策、職業訓練・産業人材育成、雇用創出、フード・バリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等、経済成長の基礎及び原動力を確保するために必要な支援を行う。同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行う。

イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から、実定法の整備や法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、経済社会制度整備支援、公務員の人材育成、不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援、選挙制度等の民主的政治体制構築支援、メディア支援や民主化教育等の民主化支援等、必要な支援を行う。

また、平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件である。この観点から、貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。その際、難民・避難民支援等の人道支援、女性や社会的弱者の保護と参画、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行う。また、自然災害等の緊急事態に際しては、中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援を行う。さらに、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。

ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものであり、特に貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向にある。

こうした地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築すること

を目指す。

この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、生物多様性の保全並びに森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形で資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。

(2) 地域別重点方針

現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。については、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を越える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになっていくことを踏まえた協力を行っていく。また、開発の進展が見られても、いわゆる「中所得国の罠」といった持続的経済成長を妨げる課題や防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題を始めとする様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく。

アジア地域については、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力を行う。

特に、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域については、連結性の強化を含むハード・ソフト両面のインフラ整備支援、域内及び各国内の格差是正を柱として、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展を支援する。とりわけ、メコン地域への支援を強化するとともに、一定の経済成長を遂げた国々についても、「中所得国の罠」に陥ることのないよう、生産性向上や技術革新を促す人材育成等の支援を継続する。同時に、防災対策や災害対処能力の向上、安定した経済社会活動の基盤となる法の支配促進等のための支援を重視する。また、ASEANが一体となって取り組む課題の解決のため、地域機関としてのASEANとの連携を推進する。

さらに、南アジアについては、同地域の安定と同地域が有する様々な潜在力の発現に向け、インフラの整備やアジア域内を含めた連結性の強化を始めとする貿易・投資環境の整備等、成長を通じた経済発展の基盤を構築するための協力を行うとともに、保健、衛生、教育等の基礎生活分野の支援、貧富の格差を和らげるための経済社会インフラ整備支援等を行う。

中央アジア・コーカサス地域については、域内の格差にも留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力を支援する。

アフリカについては、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結びつけられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行っていく。また、特にアフリカで進む準地域レベルでの地域開発及び地域統合の取組に留意する。一方、依然として紛争が頻発する国々や深刻な開発課題が山積する国々が存在することを踏まえ、引き続き人間の安全保障の視点に立って、平和構築と脆弱な国家への支援に積極的に取り組み、平和と安定の確立・定着及び深刻な開発課題の解決に向けて、必要な支援を行う。

中東については、日本のみならず国際社会全体にとって、平和と安定及びエネルギーの安定供給の観点から重要な地域であり、平和構築、格差是正、人材育成等の課題に対する協力を行い、同地域の平和と安定化に積極的に貢献し、我が国と中東地域諸国の共生・共栄に向け支援を行っていく。

中・東欧については、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州への統合に向けた歩みを支持し、このために必要な支援を行っていく。

中南米については、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援するとともに、大きな発展を遂げている国においても国内格差が存在すること等を踏まえ、必要な協力を行う。また、日系社会の存在が我が

国との強い絆となっていることに留意する。

大洋州、カリブ諸国を始めとする小島嶼国については、多くの国・地域が小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、また、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足等、地球規模の環境問題の影響への対応が課題となっていることを踏まえ、小島嶼国の特殊性を勘案し、開発ニーズに即した支援を行う。

III. 実施

(1) 実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力を行う。

ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

(ア) 戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

(イ) 日本の持つ強みを活かした協力

高度成長や急速な人口動態の変化を経験し、様々な課題を乗り越えつつ、今日まで歩を進めてきた我が国は、その過程の中で、人材、知見、先端技術を含む優れた技術及び制度を培ってきた。これらを活用することは、開発途上国が今日及び将来直面する同様の課題への対処にとって有用であり、我が国に対する期待も大きい。我が国の開発協力の実施に当たっては、民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れるとともに、大学・研究機関等と連携することにより教育・学術研究の知見を活用し、それぞれの潜在能力の発掘にも努める。また、インフラ建設等のハード面の支援のみならず、その運営管理等のシステム、人づくりや制度づくり等のソフト面の支援を総合的に行うことにより、日本の経験と知見をより積極的に活用していく。加えて、日本の価値観や職業文化等日本らしさに対する国際社会の高い評価も踏まえ、日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意する。

(ウ) 国際的な議論への積極的貢献

これまでの我が国の開発協力において得られた経験と知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外

発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において十分に反映されるよう、国際連合、国際金融機関、経済協力開発機構（OECD）（その中の開発援助委員会（DAC））、その他の国際的枠組みにおける議論に積極的に参加・貢献していく。

イ 開発協力の適正性確保のための原則

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況

開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力で相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。

(ロ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、当該国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

(ハ) 開発に伴う環境・気候変動への影響

環境と開発を両立させ、持続可能な開発を実現するため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行う。

(ニ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮

格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。

(ホ) 女性の参画の促進

男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。

(ヘ) 不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

(コ) 開発協力関係者の安全配慮

開発協力で携わる人員の安全を確保する観点から、安全管理能力強化、治安情報の収集及び安全対策の実施、工事施工時の関係者の安全確保に十分注意を払う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支

援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行う。

(2) 実施体制

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に係る資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

ア 政府・実施機関の実施体制整備

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点としてJICAの国内拠点が果たす役割にも留意する。

イ 連携の強化

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていることを踏まえ、政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

（ア）官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになっている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

（イ）緊急人道支援、国際平和協力における連携

災害が激甚化・頻発化する中において、防災・減災大国である我が国の貢献の余地は大きい。災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。

また、国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

(ウ) 国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的を実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

(エ) 他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

(オ) 市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO/市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO/CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICAボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

ウ 実施基盤の強化

開発協力が上記の理念の実現と重点政策推進のために必要な役割を果たすためには、資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するための基盤を強化する必要がある。対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

(ア) 情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要

であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

(イ) 開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

(ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等による協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO/CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

また、日本が持つ強みを活かして、国際的な開発協力の理念・潮流の形成を積極的に主導していくためにも、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図る等、大学・研究機関等と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための研究能力等知的基盤の強化に努める。

(3) 開発協力大綱の実施状況に関する報告

開発協力大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。

平成27年2月10日

閣 議 決 定

政府開発援助大綱の改定について

平成15年8月29日

閣 議 決 定

平成4年に閣議にて決定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法の本質にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理念 — 目的、方針、重点

1. 目的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

(2) 「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

(3) 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(4) 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

(5) 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域の競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

II. 援助実施の原則

上記の理念の通り、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干涉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

- (1) 環境と開発を両立させる。
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- (4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2) 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3) 政府と実施機関の連携

政府と実施機関（国際協力機構、国際協力銀行）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連携を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4) 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

(5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

(6) 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

(2) 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活性化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

(3) 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

(4) 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

(2) 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

(3) 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

(4) 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

IV. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助（ODA）白書」において明らかにする。

平成15年8月29日
閣 議 決 定

3 政府開発援助に関する中期政策

平成17年2月4日

1. 中期政策の位置付け

(1) 平成15年8月に閣議決定により改定された政府開発援助大綱（以下、ODA大綱）は、「この大綱の下に、ODA中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る」こととしている。また、旧ODA中期政策は、旧ODA大綱の下で平成11年8月に策定されたものであり、策定後5年が経過している。これらを踏まえ、今般、ODA中期政策を抜本的に見直し、ここに新たな中期政策（以下、新ODA中期政策）を策定する。

(2) ミレニアム開発目標（MDGs）、地球的規模の問題を始めとする開発課題への取組を進めるとともに、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築することは、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題である。また、我が国と密接な関係を有する開発途上国との経済連携の推進等を通じ、これら諸国の持続的成長を図ることは重要な課題である。このような国際社会の直面する喫緊の課題への取組において、我が国としては、ODA大綱がODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、戦略的かつ効率的なODAの活用を通じて、我が国の地位にふさわしい役割を果たす考えである。

このような考え方にに基づき、新ODA中期政策では、ODA大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心としたものとし、ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、そして「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組について記述し、大綱にのっとってODAを一層戦略的に実施するための方途を示す。

(3) 国別援助計画の策定に当たっては、ODA大綱に加え、大綱の内容を更に具体化した新ODA中期政策を併せて踏まえることとする。なお、新ODA中期政策における記載の有無は、ODA大綱に盛り込まれている事項自体の重要性や必要性等を変更するものではない。新ODA中期政策は向こう3～5年を念頭に置き、国内外の情勢を踏まえつつ、それ以前にも必要に応じ、実施状況を評価した上で改定することとする。

(4) ODAに対する国民の理解と支持を得るためにも、我が国ODAに関し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報し、援助活動への国民参加を促進することとする。また、評価を充実し、効果的な援助の実施に努めていく。

2. 「人間の安全保障」の視点について

(1) 「人間の安全保障」の考え方

(イ) 近年、グローバル化の深化により、国際社会はこれまでにない緊密な相互依存関係を持つようになった。しかし、同時に、テロや環境破壊、HIV/エイズ等の感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大している。これらに対応していくにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入する必要がある。

(ロ) 「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処

するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

- (イ) 我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

(2) 「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

(イ) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

(ロ) 地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には、政府の行政能力の向上を図るとともに、政府に対する支援だけでは、援助が人々に直接届かないおそれがあることから、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また、地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める。

(ハ) 人々の能力強化を重視する援助

人々を援助の対象としてのみならず、自らの社会の「開発の担い手」ととらえ、自立に向けての能力強化を重視する。具体的には、人々を保護し、保健、教育など必要な社会サービスを提供するだけでなく、職業訓練等を通じて生計能力の向上を図り、さらに、人々の能力の発揮に資する制度、政策を整備して、人々の「自立」を支援する。

(ニ) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助では、貧困を始めとする「欠乏からの自由」と紛争のような「恐怖からの自由」の双方を視野に入れ、人々が直面している脅威に対して、可能な限り包括的に対処していく必要がある。

また、その際、生命、生活及び尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々がどこに分布し、何を必要としているのかを把握した上で重点的に援助を実施する。

(ホ) 文化の多様性を尊重する援助

人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援する。また、文化の名の下に個人の人権や尊厳が脅かされないように配慮する。

(ヘ) 様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助

貧困や紛争が発生する国々では、人々が直面する問題の構造は極めて複雑である。これらの問題に対処するためには、問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用して、分野横断的な支援を実施する。

- (注) 「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例を、本文末の附属に示した。なお、「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件は、これらに限られるものではなく、今後ともその反映に努力していく。

3. 重点課題について

重点課題に取り組むに当たっては、ODA大綱の基本方針である開発途上国の自助努力（オーナーシップ）支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる。

(1) 貧困削減

(イ) 貧困削減の考え方

- a. 開発途上地域では、いまだに約11億人が1日1ドル未満の貧しい生活を余儀なくされている。このような状況に対処するため、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットを経て、貧困削減、ジェンダー格差、保健、教育、HIV/エイズを含む感染症の拡大防止、環境等について2015年までに達成すべき目標を盛り込んだミレニアム開発目標（MDGs）が設定された。MDGsはより良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としては、その達成に向けて、効果的なODAの活用等を通じて積極的に貢献する。
- b. 貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面も有する。MDGsは、多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標である。同時に、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件である。したがって、経済・社会の両側面から包括的に貧困削減の達成を目指すことが必要である。
- c. それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要である。この観点から、開発途上国自身が策定する貧困削減戦略に貢献するとともに、その貧困削減戦略と整合性の取れた支援を行う。

(ロ) 貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

a. 発展段階に応じた分野横断的な支援

貧困は様々な要因を背景とし、また、貧困層の抱える問題は多様であることから、貧困削減に効果的に取り組むためには、分野横断的な援助が必要である。そのために、案件形成に先立って、国や地域ごとに異なる貧困事情の把握や貧困人口のニーズの分析に努める。貧困層にかかわる様々な情報収集のために、政府やNGO、大学、研究機関、民間企業等とのネットワークを強化する。また、分析に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の二国間援助スキーム及び国際機関を活用した支援を国や地域ごとの事情や相手国の発展段階に応じて効果的に組み合わせる。

例えば、HIV/エイズ対策は、保健医療にとどまらない問題として、各種スキームを活用しつつ、セクター横断的な対策を行う。具体的には、予防及び自発的カウンセリングと検査（VCT）の強化に重点を置くが、同時に、地域保健医療システム全体の強化にも配慮する。また、ニーズに応じて感染者の雇用支援や、治療・ケア、感染者や家族、エイズ遺児等への社会的支援も行う。経済活動の発展に伴う人の移動・集中によるHIV/エイズ流行の危険性、児童や女性の人身売買、麻薬問題等に伴うHIV/エイズ感染リスクの拡大などを考慮し、必要に応じそれぞれの開発援助プログラムにエイズ対策を加えるよう配慮する。

b. 貧困層を対象とした直接的な支援

貧困削減を図る上で、貧困層に焦点を当てた直接的な支援は重要な意義がある。その際、人間の安全保障の視点から、貧困層や地域社会の能力を強化し、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において貧困層が参加できるようにすることが必要である。特に、草の根レベルで多様なニーズに応じた対応が

可能なNGO等と協働していく。

(i) 基礎社会サービスの拡充

貧困層の生活の質の向上を図るため、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、電化等の基礎社会サービスの拡充を当該国のガバナンス改善も意図しながら積極的に支援する。例えば、貧しい地域で建設された学校で井戸、トイレの設置により衛生状態の改善及び意識の向上を図るほか、給食を通じて児童の栄養改善を図る。基礎社会サービス供給の強化の観点から、中央政府及び地方政府の能力強化や保健医療システム等の強化を支援すると同時に病院や学校へのアクセス改善を目的とした運輸・通信・電力インフラの整備を行う。また、サービスの質の向上を目的として、人材養成・研修、教材の普及を支援する。さらに、女性と子供の健康、リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策、女性の能力構築に資する支援を行う。

(ii) 生計能力の強化

貧困層の貧困状態からの脱出を可能とするためには、貧困層の生計能力を強化し、自らの生産的活動を通じた収入確保を図ることが重要である。貧困層が裨益するような農産物市場や漁港、農道、灌漑施設等の小規模な経済インフラを整備し、小規模金融(マイクロファイナンス)支援や貧困層を対象とした失業プログラムを実施する。同時に、貧困層に対する技能訓練等、貧困層の能力開発を行う。

(iii) 突然の脅威からの保護

貧困層は経済危機、麻薬、犯罪等の社会問題や自然災害等に対して極めて脆弱であることから、こうした脅威からの保護及び対応能力の強化が重要となる。そのために、貧困層を対象とした失業対策、栄養改善プログラムや社会サービスの提供等の「セーフティー・ネット」の構築を支援する。2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、「防災協力イニシアティブ」に基づき、地震、津波を始めとする自然災害に包括的かつ一貫性のある協力を行う。災害予防を国家政策、都市計画、地域計画に反映・定着させる上で必要な政策提言や制度構築、人材育成及び計画の着実な実施を支援する。また、災害発生後、被災者への支援が速やかに届けられるよう迅速な支援を実施するとともに、復興時において災害と貧困の悪循環を断つことにより、貧困層の災害への脆弱性の緩和に努める。

c. 成長を通じた貧困削減のための支援

貧困削減のためには、貧困層に対する直接的な支援と同様に、国全体あるいは貧困地域を含む地方全体の経済成長を促進して貧困削減につなげるアプローチが重要である。特に、貧困層に裨益効果をもたらす成長となるよう配慮する。

(i) 雇用創出

就業を通じた所得の向上は、貧困層の生活水準を高めるための重要な手段である。このため、特に、労働集約的な中小・零細企業育成を支援する。また、企業活動の基盤となる経済インフラ整備、零細企業の参入・国内外からの投資を拡大するための制度改革及び労働環境整備を支援する。文化面の魅力を活用して観光の振興を図ることは雇用の創出にもつながる。

(ii) 均衡の取れた発展

経済成長を遂げている国においても、地域間格差の問題が存在する。この格差は、多くの場合、貧しい農村地域と比較的恵まれた都市部との間で生じている。農村地域の発展のためには、農業生産性向上が重要であることから、農業関連政策立案支援、灌漑や農道等の生産基盤の強化、アフリカにおけるネリカ稻など生産技術の普及及び研究開発、住民組織の強化を支援する。加えて、農村地域における農産物加工、市場流通や食品販売の振興等の農業以外の経済活動の育成を支援する。

また、このような地域間格差が存在する都市部と村落地域を結びつける運輸、エネルギー、通信等の基幹イン

フラを整備する。その際、幹線道路に農道を結びつける等の工夫により、基幹インフラが貧困層による経済・社会活動への参加に役立つよう配慮をする。

都市部においても、人口増加や村落地域からの人口流入などにより極めて貧しい地区が存在している。労働集約的な中小・零細企業育成を支援し、特に都市部において小規模金融やその育成に資するような技術協力を行う。

なお、貧困層は自然資源を直接生活の糧としている場合が多いこともあり、環境劣化により特に深刻な影響を受けるため、成長を通じた貧困削減においては、特に持続可能な開発の視点に十分留意する。

d. 貧困削減のための制度・政策に関する支援

(i) 貧困削減のためには、法の下での平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度、政策の構築が重要である。そのため、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する。

(ii) 開発途上国政府が適切な開発戦略を策定し、実施できるよう能力向上を支援する。

(iii) 経済危機やインフレーションなどによる貧困層への影響を回避する観点から、適切な財政・金融政策を通じたマクロ経済の安定化は不可欠である。そのために、専門家派遣等を通じて政府関係者の能力強化を支援する。

(2) 持続的成長

(イ) 持続的成長の考え方

a. 貧困を削減し、また、開発の成果を持続的なものとするためにも、開発途上国の持続的成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、ODAによって、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することが重要である。加えて、ODAを通じて途上国の多角的自由貿易体制への参画を支援することも重要である。

b. 国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の持続的成長のために積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。

c. 持続的成長の阻害要因を国ごとに分析し、各国の個別状況及び発展段階に応じて経済社会基盤の整備、政策立案・制度整備、人づくりを包括的に支援することが重要である。これらの包括的な支援を通じて各国の投資環境の改善と経済の持続的成長を追求する。

d. 近年、各国間で進んでいる経済連携は、貿易・投資の自由化に加え、経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義がある。我が国は、東アジア地域を始め各国との経済連携の強化を進めているが、相手国のうち開発途上国に対しては、経済連携を強化し、その効果を一層引き出すための貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援するため、ODAを戦略的に活用していく。

(ロ) 持続的成長のアプローチ及び具体的取組

a. 経済社会基盤の整備

民間セクターの活動を促進する上で、インフラは根本的な重要性を有する。我が国は、従来、経済成長の下支えとなる経済・社会インフラの整備を円借款などを通じて積極的に支援し、アジア地域を中心に経済成長の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。経済・社会インフラ整備を促進するに当たっては適切な規模の中長期資金が必要で

あること、また、十分な自己財源や民間資金の流入を確保し得る開発途上国がまだ一部に限られていることにも留意する必要がある。この観点から、途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備等に資する経済社会基盤の整備を支援する。また、インフラの維持管理と持続性の確保のため、インフラ整備への支援と併せて、分野ごとの課題に関する政策策定・対話の推進、人材育成等、インフラのソフト面での支援も行う。

インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで裨益をもたらす場合もあることから、支援を行うに当たっては、地域全体の発展という観点を考慮する。また、国境を越えた人・モノの移動の円滑化を確保する観点から保安上の問題への対処能力向上や安全対策を支援する。開発途上国にとってのODA以外の資金の重要性にかんがみ、民間資金及びODA以外の公的資金（OOF）との役割分担と連携や、民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ（PPP：Public Private Partnership）の構築を重視する。インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底する。

b. 政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は、民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。

マクロ経済の安定化に関しては、適切かつ持続可能な財政・金融政策、公的債務管理、経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに、貿易・投資の拡大を見据えた産業政策、地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には、財務管理、金融、税務、税関分野の制度構築、人材育成のための支援を行い、また、地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては、政策、制度構築、法整備、人材育成を含めた市場経済化支援を行う。

貿易・投資促進のための制度整備に関しては、各国の経済状況に配慮しつつ、政府調達、基準・認証制度、知的財産権保護制度、物流網構築やその運用に向けた支援を含め、国際経済ルールにのっとった制度整備を支援していく。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上は、民主的で公正な社会の実現のためにも、また、投資環境の改善のためにも重要であることから、ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

c. 人づくり支援

人づくりは、労働力の質的な改善につながるとともに、新たな技術革新を生み出す力ともなる。我が国の経済発展の経験に照らしても、国の経済・社会開発や科学技術振興に必要な官民の人材育成が経済成長に果たした役割は大きい。したがって、開発途上国における基礎教育、高等教育及び職業訓練の充実に向けた支援に加え、我が国の高等教育機関への留学生の受入れなどを通じた幅広い分野における人材育成のための支援を行う。また、専門家の派遣や研修制度等を活用し、我が国の技術、知見、人材を活用して我が国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展を始めとする様々な分野における人材育成を支援する。

d. 経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術（ICT）、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野における協力をを行う。

(3) 地球規模の問題への取組

地球温暖化を始めとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球規模の問題は、国境を越えて個々の人間の生存にかかわる脅威である。国際社会の安全と繁栄を実現するために、

我が国はODAを用いて積極的に貢献する。中期政策では、これらの地球的規模の問題のうち、特に貧困削減と持続的成長の達成に密接かつ包括的に関係する環境問題、及び2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、地震、津波を始めとする自然災害への対応を取り上げる。

(イ) 環境問題及び災害への取組に関する考え方

- a. 環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めていくことは世界共通の課題である。地球温暖化の進行、開発途上国における経済成長に伴う深刻な環境汚染、人口増加や貧困を背景とした自然環境の劣化の急速な進行などは、開発途上国の人々の生活の脅威となっている。これら環境問題の解決のためには、広範にわたる一貫した取組が必要である。また、地震や津波などによる災害は、発生直後の被害のみならずその後も人間の生存や社会経済開発を脅かす問題であり、その対応のためには開発途上国の自助努力を支援するとともに緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が重要である。
- b. 我が国は、環境問題に対して、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」、「京都イニシアティブ」などに基づき、また、災害問題に対して、「防災協力イニシアティブ」を踏まえて、ODAを活用して積極的に取り組む。

(ロ) 環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組

①再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減（京都メカニズム活用のための支援を含む。）、気候変動による悪影響への適応（気象災害対策を含む。）などの「地球温暖化対策」、②大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理などの「環境汚染対策」、及び、③自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」の3つを重点分野として、以下のアプローチ及び具体的取組により協力を推進する。

a. 環境問題への取組に関する能力の向上

各国の実情に応じ、開発途上国の関係当局や研究機関などの環境問題への取組に関する能力を総合的に高めるため、人材育成支援を推進するとともに、的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対する協力を行う。

b. 環境要素の積極的な取り込み

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力をを行う。

c. 我が国の先導的な働きかけ

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて開発途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

d. 総合的・包括的枠組みによる協力

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせる総合的・包括的枠組みによる協力を実施する。

e. 我が国が持つ経験と科学技術の活用

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国への支援を行う。それらの経験・ノウハウや、観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術は、地方自治体、民間企業、各種研究機関、NGOなど我が国政府機関以外の組織にも幅広く蓄積されており、支援においてはそれらとの積極的な連携を図る。また、専門的知見や実施体制を有する国際機関などとの連携も図る。

(ハ) 災害への取組に関するアプローチ及び具体的取組

地震や津波などによる災害に対して我が国が国際的に高い比較優位を有する自国の経験や技術（観測などに関する科学技術を含む。）、人材を活用して、上記(ロ)と同様のアプローチにより取り組む。

(4) 平和の構築

(イ) 平和の構築の考え方

- a. 冷戦後の国際社会では、地域・国内紛争が多く発生している。また、いったん停戦が成立した後、紛争が再発することも少なくない。紛争は、難民・国内避難民の発生、経済・社会基盤の破壊、統治組織の機能不全といった様々な問題を引き起こす。その結果、人々の生命や生活、尊厳を維持することが極めて困難となるほか、その国及び地域全体の開発も妨げられる。その意味で平和と安定は開発の前提条件である。
- b. 平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そして、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目的としている。紛争予防や紛争の終結段階における支援、紛争後の緊急人道援助、そして、中長期的な復興開発支援は、平和を定着させるために欠かせない。例えば、ODAによる雇用創出事業や病院、学校の復旧事業を通じ、人々は生計を立て保健・教育サービスを受けられるようになる。その結果、人々は「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながる。
平和の構築に関する支援に当たっては、対立グループ間の対話など、和平のための政治的プロセスを十分踏まえて、これを促進するよう配慮する必要がある。さらに、政治、社会、歴史、文化といった各国又は地域の個別状況を十分踏まえる必要がある。
- c. 我が国としては、国際機関や、他ドナー、さらには国内の民間部門やNGOと協力しつつ積極的に貢献する考えである。

(ロ) 平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

我が国の平和の構築に関する支援には、現地の治安状況や政府の機能不全など様々な難しい障害があり得ることに留意する必要がある。我が国が平和の構築に取り組むに当たっては、支援関係要員の安全に最大限の配慮を払いつつ、できることを着実に実施するという姿勢で取り組むべきである。

a. 紛争前後の段階に応じた支援

紛争の予防・再発防止、紛争直後の段階から復興・再建段階、そして中長期的な開発といった段階に応じて、以下のような支援を行う。

(i) 紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては、紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては、被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し、裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また、例えば、環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって、対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また、紛争予防の観点から、兵器の拡散を防止することは重要であり、輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

(ii) 紛争後直ちに必要となる緊急人道支援

紛争直後、難民や国内避難民を始めとする人々が自らの生命、生活を守るためには、最低限必要な「衣食住」にかかわる緊急人道支援を迅速かつ効果的に提供することが必要である。このため、難民・避難民の帰還や住居、食料、水、衛生、保健、教育などに関する緊急人道支援を実施する。

(iii) 紛争後の復興支援

復興支援においては、人材育成を支援しつつ、紛争により破壊された病院、学校、道路、公共交通、上下水道、エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して、経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため、我が国は、社会資本の復旧を支援するとともに、政府の統治機能の回復のための選挙支援、法制度整備に関する支援、民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

(iv) 中長期的な開発支援

中長期的な開発支援においては、開発を軌道に乗せることが必要である。このためには貧困削減や持続的成長を目的とする幅広い支援を実施する。

b. 一貫性のある支援

平和の構築の実施に当たっては、紛争前後の段階に応じて必要な対応を継ぎ目なく一貫性を持って行うことが不可欠であり、この観点から、紛争直後の段階から中長期的な支援に至るニーズを正確に把握することが必要である。そのため被援助国において、政府及び援助実施機関等の関係者との間で十分な意思疎通を図り、具体的なニーズの発掘や案件の形成に当たるとともに、我が国のODAの考え方等について認識の共有に努める。また、復興計画策定と即応的な復旧事業の形成を同時に行う緊急開発調査を活用しつつ、必要なタイミングで調査の結果得られた情報を活用できるよう準備しておく。そして、緊急人道支援からその後の復興開発協力へのスムーズな移行を確保し、両者の間で生じやすい空白（ギャップ）を極力解消していく。

c. 迅速かつ効果的な支援

紛争は、多数の難民・国内避難民の発生、インフラの破壊や統治組織の崩壊、食糧不足、貧困、病気の蔓延など様々な問題を引き起こす。このような危機的状況の下では、人間の生命、生活を保護するため迅速な対応が必要となる。国際機関、地域機関、内外のNGOなどと連携してより効果的な援助を実施する。

また、我が国が、今後、平和の構築を積極的・効果的に行っていくためには、平和の構築支援に携わる人材の育成が不可欠となる。そのため、JICA職員・専門家、コンサルタント、NGO等を対象とした各種研修を実施する。また、治安の状況に応じた協力形態を柔軟に活用するとともに、派遣される各人に対して治安対策研修を行う。必要ときに迅速な要員派遣を可能とする制度の整備を強化し大使館・JICAの体制を整備する。

d. 政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合わせ

紛争後の状況においては中央政府や地方政府がしばしば機能不全に陥る。政府の機能不全を緊急に補うため、地域社会に対する草の根レベルの支援を通じ保健医療、教育、飲料水、食料などの基礎社会サービス提供を行い、地域コミュニティの再生に努める。同時に、中央政府・地方政府の人材育成や制度整備を支援することによって政府の機能の回復に努め、早急に国として自立できるように努める。

e. 国内の安定と治安の確保のための支援

紛争が終了しても政府の治安を維持する能力が不十分である場合が多く、このために人々の安全が脅かされ、開発活動が妨げられ、さらには紛争再発に至ることもある。したがって、人道・復興支援と平行して、治安強化・紛争再発予防のために、ODA大綱との整合性に留意しつつ、警察支援、雇用創出を通じた除隊兵士の社会復帰、地雷や小型武器を含む武器の回収及び廃棄、司法制度の改革等を支援する。

f. 社会的弱者への配慮

健康等を害している人や女性、児童等紛争により特に深刻な影響を受ける人々や紛争により直接の被害を受けた人々を速やかに保護する。地雷被害者を含む社会的弱者の能力強化に対し特段の配慮を図る。

g. 周辺国を視野に入れた支援

紛争国に隣接する国の中には、難民の流入、貿易や投資への悪影響など紛争に起因する問題に直面し、困難な状況に陥る場合がある。また、こうした周辺国は、紛争国と密接な関係を持っており、政治的な発言力を有していることから、仲介によって紛争解決に貢献することが可能であるほか、貿易や人の交流を通じて地域の実定・紛争予防に重要な役割を担っているケースも少なくない。他方、周辺国が紛争当事国内の特定勢力を支援し、勢力間の対立関係に周辺国間の力関係が反映された場合も多く見られる。したがって、このような事情を踏まえて紛争の解決や予防、地域の実定も念頭に置きつつ周辺国の支援を検討する。

4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

(1) 援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

効率的・効果的な援助実施のためには、我が国の援助政策の立案及び実施の体制を強化し、政策立案から実施まで一貫性を持って行うことが重要である。我が国は主要な被援助国について、被援助国の開発計画や国際的な開発目標とも整合性を確保しつつ、国別援助計画及び重点課題別・分野別の援助方針を策定してきている。今後、我が国は国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、これらの政策立案能力を一層強化するとともに、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化する。そのためには、被援助国と我が国の二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや援助の実態を最も直接的に把握できる立場にある在外公館や援助実施機関現地事務所等、現地の機能を強化することが必須である。中期政策では、現地機能強化について具体的取組及び体制整備を取り上げる。

(2) 現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心にJICA、JBIC等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース（以下、現地TF）を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地TF及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地TFが主導的な役割を果たすよう、現地TFは、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地TFの提言を尊重する。

なお、現地TFが設置されていない被援助国においても、在外公館がIT等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

(イ) 開発ニーズ等の調査・分析

現地TFは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地TFは、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

(ロ) 援助政策の立案・検討

a. 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記(2)(イ)の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう5年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地TFは、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と整合的な内容となるよう、

現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を最大限に活用して積極的に参画する。

b. 重点課題別・分野別援助方針の策定への参画

現地TFは、上記(2)(ロ)a. の国別援助計画及び下記(2)(ロ)c. の政策協議を通じて明確にされた重点分野・項目に沿って、より具体的な重点課題別、分野別の援助方針策定に関して積極的に提言を行い、これにより、開発ニーズを真に反映した案件の形成・実施につなげることを目指す。東京は現地TFの提言を尊重する。

c. 政策協議の実施

現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する。

なお、国別援助計画が策定されていない国については、ODA大綱及び中期政策を踏まえ、政策協議を通じて現地TFが主導的に我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確化する。

(ハ) 援助対象候補案件の形成・選定

a. 現地TFの主導的役割

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たす。具体的には、現地TFは、被援助国の要請（要望調査結果）を東京に報告する際に、援助候補案件の優先度について東京に提言する。東京は、案件を選定する際に、こうした現地TFの提言を尊重する。

b. 援助手法の連携と見直しへの提言

我が国の援助が全体として最大の効果を上げるためには、各援助手法の有機的連携が重要である。このため、現地TFは、特に、無償資金協力、円借款、技術協力それぞれの援助手法の適切な役割分担を明確化しつつ、これら3手法が相当程度実施されている被援助国について、具体的な連携モデル案件の形成に努める。また、現地TFは、国際機関や他ドナーとの援助協調等の国際的な動向を踏まえつつ、当該国における援助手法の見直しの必要性と可能性につき、具体的提言を行う。東京は、現地TFからのこれら提言を踏まえて、援助手法の連携と見直しにつき検討する。

(ニ) 現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、援助コミュニティにおいて、ミレニアム開発目標（MDGs）を始めとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している。こうした動向を踏まえ、現地TFは、我が国援助の効果を向上させる観点から、国際機関や他ドナーを始めとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、我が国の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画していく。こうした取組は、現地において我が国の存在感を高めることにもつながり得る。特に、我が国の援助の重点分野において援助協調が推進されている場合には、我が国が主導的役割を果たすことも含め、被援助国政府の自助努力を促しつつ当該国の開発政策の策定・実施の過程に積極的に関与する。

(ホ) 被援助国における我が国関係者との連携強化

我が国が有する優れた技術、知見、人材、制度を活用することも重要であることから、現地TFは、被援助国において活動する我が国のNGOや学術機関、経済団体（現地に進出している民間企業を含む。）等との連携強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行う。

(ヘ) 我が国ODAのレビュー

現地TFは、被援助国に対する政策レベル及びプログラムレベルでのODA評価の結果等も参考にしつつ、被援助国に対するこれまでの我が国援助が所期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・

重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたか等についてレビューを行う。

また、現地TFは、このレビューの結果を踏まえて、国別援助計画や重点課題別・分野別援助方針の策定・改定等への参画に際して、適切な改善を図る。

(b) 情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、東京からの支援も得つつ、タスクフォースの活動、国別援助計画や政策協議等の内容について、ホームページ等を活用した積極的な広報に努める。

(3) 現地機能強化のための体制整備

上記(2)に列挙された現地の機能強化を行うためには、現地TFのみならず、東京も含めた体制の強化が重要である。このため、以下を始めとする具体的施策を可能な範囲で実施する。

(イ) 適切な人員配置と人材育成(外部人材の積極的な活用を含む。)

現地TF及び東京の両方において、援助業務に関する経験と高い実務能力を備えた人材及び現地の政治・経済・社会情勢に精通した人材等、政府内及び外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、適切な人員配置を行う。また、援助においては緊急に対応を必要とする場合もあることから、そのような事態にも柔軟に対応できるよう、機動的かつ柔軟な人員配置も併せて行う。

現地機能を強化する上で、援助協調等の国際的潮流や我が国援助の政策や実施の全般について広い経験と知見を有する人員の確保は必須であるため、現地TF及び東京の両方においてIT等も活用して研修を充実させることも含め、援助に携わる人材育成を通じて我が国援助の裾野を広げることを目指す。

(ロ) IT等を活用した情報・知見の共有の促進

東京は、現地TFが、特に(2)(ロ)b.の重点課題別・分野別援助方針等を策定するに当たって有益と考えられる関連情報や知見を、IT等を活用して積極的に現地TFに紹介・共有する。

附属

「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例（2004年現在実施中のもの）

●セネガルにおける住民参加型の給水整備

セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供達は日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在する。

我が国は、水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力により給水施設の整備を行った。給水施設の整備に加え、人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力により住民の能力強化につながる支援を行った。具体的には、我が国は村落レベルで給水設備の運営・維持管理が行えるよう、住民組織を形成して保守・点検方法や、料金徴収方法を研修したり、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。また、これに関連して、給水施設管理の余剰金で住民自らが養鶏事業を始める等世帯収入が向上した。これらの活動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するものであり、また、女性や子供といった脆弱な層への支援、保健・衛生・教育分野等の分野横断的な支援や、他国の援助機関が普及に努めている住民組織モデルを活用することによる他機関との連携などを組み合わせたものである。

これらの我が国の援助によって、村落地域の多くの女性や子供達が水汲み労働から解放され、住民はより衛生的な生活を実現できるようになってきている。

●カンボジアにおける HIV/ エイズからの保護

カンボジアでは、HIV/エイズの感染率が高く、経済活動の活発化に伴う人の移動・集中によりHIV/エイズ感染が更に拡大するおそれがあり、その結果、住民や労働者がHIV/エイズの脅威にさらされる可能性がある。

我が国は、有償資金協力により支援したカンボジアのシハヌークビル港改修事業において、人々をHIV/エイズの脅威から保護し、また自らを守る能力を強化するためのプログラムを事業の中に取り込むなど、「人間の安全保障」の視点を反映させるよう工夫した。

具体的には、HIV/エイズという脅威から周辺住民を含む事業関係者を保護するために、労働者に検診を義務付け、またコンドーム配布を教育活動と組み合わせて人々の行動を変えるような措置を採ったり、労働者の中からリーダーを育成し仲間同士の会合の場で保健衛生についての知識を深めるような活動を行ったほか、HIV/エイズに対する問題提起や広報活動を広く行った。また、これらの活動が関係者に確実に浸透するよう現地のNGOと連携して実施した。

この試みの結果、HIV/エイズ及び性感染症に関する感染経路や予防手段等が認識され、労働及び住民自らが HIV/エイズ感染のリスクから身を守る能力が強化された。

4 現行の分野別開発政策一覧

分野	開発政策・イニシアティブ	概要
ジェンダー	ジェンダーと開発イニシアティブ (Initiative on Gender and Development (GAD)) 第49回 国連婦人の地位委員会 (2005年) で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/gender/initiative.html	(1) 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化 (2) ジェンダー分析の強化および女性の参加促進 (3) ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 (4) 国際社会・NGOとの連携強化 (5) 組織の能力向上および体制整備
	「女性が輝く社会」の実現に向けた支援策	2014年9月、安倍総理大臣は国連総会一般討論演説において、日本国内の成長の最大の潜在力として「女性の力」を活用していくと同時に、「女性の輝く社会」の構築は世界に大きな活力をもたらすとの考えの下、国際社会との協力や途上国支援を強化していくことを表明。具体的には、 (1) 女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化 (2) 国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化 (3) 平和と安全保障の分野における女性の参画と保護の3つの柱の下、今後3年間 (2013年～2015年〈暦年〉) で30億ドルを越すODAを実施することを発表。
教育	日本の教育協力政策2011-2015 MDGs国連首脳会合 (2010年) で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/initiative.html	万人のための教育 (EFA) およびミレニアム開発目標 (MDGs) の達成と人間の安全保障の実現のため、2011～2015年の5年間で35億ドルの支援を行い、少なくとも700万人 (延べ2,500万人) の子どもに質の高い教育環境を提供。 (1) 基礎教育支援 (「School for All」モデルにより、学校・コミュニティ・行政が一体となった包括的な学習環境の改善を行い、質の高い教育環境をすべての子どもと若者に提供することを目指す。) (2) ポスト基礎教育支援 (初等教育修了後の中等教育、職業訓練、高等教育など) (3) 疎外された子どもや脆弱国等手が届きにくいところへの支援
保健	国際保健政策2011-2015 MDGs国連首脳会合 (2010年) で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/health/initiative.html	人間の安全保障の実現を通じたミレニアム開発目標 (MDGs) 達成のため、2011～2015年の5年間で50億ドルの支援の実施を表明。 (1) 母子保健: 「EMBRACE」により、産前から産後まで切れ目のない手当てを確保。他の開発パートナーと共に、43万人の妊産婦と1,130万人の乳幼児の命を救う。 (2) 三大感染症: 世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド) を通じた支援の強化、グローバルファンドと日本の二国間支援の補完性強化。 (3) 国際的な公衆衛生緊急事態等への対応。
	国際保健外交戦略 TICADV で発表 (2013年6月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000005947.pdf	国際保健を日本外交の重要課題と位置づけ、日本の知見等を総動員し、全ての人々が基礎的保健医療サービスを受けられること (ユニバーサル・ヘルス・カバレッジUHC) を目指す。 (1) UHCの主流化 (2) 二国間援助の効果的な実施 (3) グローバルな取組との連携 (戦略的パートナーシップの構築) (4) 国際保健人材の強化
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI: Water and Sanitation Broad Partnership Initiative) 第4回 世界水フォーラム・閣僚級国際会議 (2006年) で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1) 統合水資源管理の推進 (2) 安全な飲料水と衛生の供給 (3) 食料生産等のための水利用支援 (4) 水質汚濁防止と生態系保全 (5) 水関連災害による被害の軽減
環境	気候変動対策に関する日本の2012年までの途上国支援 気候変動枠組条約第15回締約国会議 (COP15) (2009年12月) において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/pdfs/2012tojokoku.pdf	排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、および気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で、官民合わせて約1兆7,500億円 (約150億ドル) 規模の支援 (うち公的資金1兆3,000億円〈約110億ドル〉) を表明。 なお、2012年12月末時点で官民合わせて176億ドルを達成した。

分野	開発政策・イニシアティブ	概要
環	<p>「緑の未来」イニシアティブ 国連持続可能な開発会議（リオ+20）（2012年6月） において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html</p>	<p>人間の安全保障を指導理念とし、世界のグリーン経済への移行、災害に強い社会づくりに貢献。</p> <p>(1) 環境未来都市の世界への普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国の都市開発関係者を年間100人招聘 ・環境未来都市に関する国際会議を日本で開催 <p>(2) 世界のグリーン経済移行への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策対話の強化(東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、TICAD低炭素成長・気候変動に強靱な開発戦略) ・途上国に対し3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成 ・再生可能エネルギー等の気候変動分野で3年間で30億ドルの支援 ・二国間オフセット・クレジット制度の構築 <p>(3) 強靱な社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発および国際協力における防災の主流化の推進のため、2013～2015年の3年間に30億ドルの支援(世界防災閣僚会議in東北でも紹介)
境	<p>途上国における環境汚染対策イニシアティブ 水銀に関する水俣条約外交会議（2013年10月）において 発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000140.html</p>	<p>公害を乗り越える過程で培ってきた環境技術を活用し、途上国の環境汚染対策を支援。</p> <p>(1) 2014年から3年間で大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の3分野について総額20億ドルのODAによる支援を実施。</p> <p>(2) 水銀汚染防止に特化した人材育成事業の新設（3か年・JICA課題別研修：水俣病の教訓や日本の水銀対策の共有、条約締結に向けた法整備手続き支援等）</p>
貿易・投資	<p>人間中心の投資 OECD閣僚理事会（2014年5月）にて紹介</p> <p>貿易のための援助 (Aid for Trade)</p>	<p>開発のための官民連携を通じて途上国への投資を推進するにあたり、人間中心の視点に立った次の3点を重視。このような人間中心の投資を推進していく。</p> <p>(1) 包摂性：投資の経済的利益をできるだけ多くの人々が享受できること。</p> <p>(2) 強靱性：投資を通じて、気候変動・自然災害などに対する社会の強靱性が向上すること。</p> <p>(3) 能力構築：現地の人々の能力構築が促されること。</p> <p>「貿易のための援助 (Aid for Trade)」として以下を実施。</p> <p>(1) 途上国との貿易の最新の情報を踏まえた一般特恵関税制度 (GSP) の改正</p> <p>(2) AFTの効率化、保護主義の抑止、貿易金融等の関連分野への積極的な貢献</p>
防	<p>防災協力イニシアティブ (Initiative for Disaster Reduction through ODA) 国連防災世界会議（2005年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/bosai_gaiyo.html</p> <p>防災分野における途上国支援の資金コミットメント (リオ+20および世界防災閣僚会議in東北（2012年）で発表)</p>	<p>(1) 防災への優先度の向上</p> <p>(2) 人間の安全保障の視点</p> <p>(3) ジェンダーの視点</p> <p>(4) ソフト面での支援の重要性</p> <p>(5) 日本の経験、知識および技術の活用</p> <p>(6) 現地適合技術の活用・普及</p> <p>(7) 様々な関係者との連携促進</p> <p>開発および国際協力における防災の主流化の推進のため、2013～2015年の3年間に30億ドルの支援。</p>
緊急・人道支援	<p>日本の人道支援方針 (2011年7月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/pdfs/jindoushien2_1_1.pdf</p>	<p>人道支援政策についての基本的な認識および考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人道支援の基本原則（人道性、公平性、中立性、独立性）の尊重 ・難民・国内避難民に対する支援 ・人道から開発への切れ目のない支援の実施 ・国際的な自然災害への対応、防災の取り組みへの貢献 ・人道支援要員の安全確保 ・民軍連携の促進 ・効率性の重視（関係機関、NGO等との連携） <p>など</p>

第3節

重債務貧困国(HIPCs)一覧

2014年12月現在

	地域	国数	国名
完了時点* ¹ 到達国 (35か国)	アフリカ	29	ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	中東	1	アフガニスタン
	中南米	5	ガイアナ、ニカラグア、ハイチ、ボリビア、ホンジュラス
決定時点* ² 到達国 (1か国)	アフリカ	1	チャド
決定時点* ² 未到達国 (3か国)	アフリカ	3	エリトリア、ソマリア、スーダン

*1 決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合、HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる。

*2 決定時点に到達するには、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の用途についての指針を盛り込んだ貧困削減戦略文書(PRSP)を策定し、世銀/IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀/IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求められた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する。

第1節

DAC諸国の政府開発援助実績

図表 III-25 / DAC諸国の政府開発援助実績(2013年)

(単位:百万ドル)

支出総額ベース					支出純額ベース			
順位	国名	実績	構成比 (%)	対前年伸び率 (%)	順位	国名	実績	対前年伸び率 (%)
1	米国	32,216	21.3	3.0	1	米国	31,545	2.8
2	日本	22,527	14.9	20.7	2	英国	17,881	28.7
3	英国	18,386	12.2	28.9	3	ドイツ	14,059	8.7
4	ドイツ	16,046	10.6	10.1	4	日本	11,582	9.2
5	フランス	12,750	8.4	-6.0	5	フランス	11,376	-5.4
6	スウェーデン	5,838	3.9	11.2	6	スウェーデン	5,831	11.3
7	ノルウェー	5,647	3.7	16.4	7	ノルウェー	5,581	17.4
8	オランダ	5,613	3.7	-0.3	8	オランダ	5,435	-1.6
9	カナダ	4,958	3.3	-13.1	9	カナダ	4,911	-13.1
10	オーストラリア	4,855	3.2	-12.0	10	オーストラリア	4,851	-10.2
11	イタリア	3,333	2.2	17.5	11	イタリア	3,253	18.8
12	スイス	3,224	2.1	4.6	12	スイス	3,198	4.7
13	デンマーク	2,959	2.0	5.0	13	デンマーク	2,928	8.8
14	スペイン	2,458	1.6	15.8	14	ベルギー	2,281	-1.5
15	ベルギー	2,312	1.5	-2.0	15	スペイン	2,199	7.9
16	韓国	1,809	1.2	9.9	16	韓国	1,744	9.2
17	フィンランド	1,435	1.0	8.2	17	フィンランド	1,435	8.8
18	オーストリア	1,173	0.8	5.3	18	オーストリア	1,172	6.0
19	アイルランド	822	0.5	1.7	19	アイルランド	822	1.7
20	ポルトガル	524	0.3	-15.3	20	ポルトガル	484	-16.7
21	ポーランド	493	0.3	12.4	21	ポーランド	474	12.6
22	ニュージーランド	461	0.3	2.6	22	ニュージーランド	457	1.8
23	ルクセンブルク	434	0.3	8.0	23	ルクセンブルク	429	7.6
24	ギリシャ	305	0.2	-6.8	24	ギリシャ	305	-6.8
25	チェコ	212	0.1	-3.5	25	チェコ	211	-4.0
26	スロバキア	85	0.1	6.7	26	スロバキア	85	7.2
27	スロベニア	60	0.0	2.7	27	スロベニア	62	5.4
28	アイスランド	35	0.0	34.0	28	アイスランド	35	34.9
	DAC諸国計	150,970	100.0	7.8		DAC諸国計	134,628	6.0

出典: DACプレスリリース、DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 卒業国向け援助を除く。

*2 日本以外は暫定値を使用。

図表 III-26 / DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳 (2012年)

1. DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳 (支出総額ベース)

(単位:百万ドル)

順位	国名	政府開発 援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け 政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	31,263	26,042	25,121	921	0	5,221
2	日本	18,662	14,460	3,915	2,843	7,701	4,202
3	ドイツ	14,570	10,214	3,294	4,997	1,923	4,355
4	英国	14,267	9,031	7,456	1,148	427	5,236
5	フランス	13,557	9,406	3,632	2,086	3,688	4,150
6	カナダ	5,703	4,105	3,091	1,014	—	1,598
7	オランダ	5,629	3,964	3,579	385	—	1,665
8	オーストラリア	5,515	4,662	2,571	2,048	43	852
9	スウェーデン	5,248	3,646	2,976	610	59	1,602
10	ノルウェー	4,849	3,619	3,018	272	330	1,230
11	スイス	3,082	2,483	2,242	209	32	599
12	イタリア	2,837	724	618	27	78	2,113
13	デンマーク	2,819	2,041	1,915	78	49	778
14	ベルギー	2,359	1,477	1,138	336	3	882
15	スペイン	2,123	1,071	596	411	65	1,052
16	韓国	1,646	1,232	454	261	517	414
17	フィンランド	1,326	805	547	213	44	521
18	オーストリア	1,113	543	343	198	2	570
19	アイルランド	808	536	528	8	—	272
20	ポルトガル	619	435	52	76	308	184
21	ニュージーランド	449	362	283	79	—	88
22	ポーランド	439	129	68	—	61	310
23	ルクセンブルク	402	280	267	12	—	122
24	ギリシャ	327	107	31	76	—	220
25	チェコ	220	66	50	16	—	153
26	スロバキア	80	19	19	—	—	61
27	スロベニア	58	19	13	6	—	39
28	アイスランド	26	21	19	2	—	5
DAC諸国計		139,997	101,501	67,838	18,333	15,330	38,495
DAC諸国平均		5,000	3,625	2,423	655	548	1,375

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 卒業国向け援助を除く。

*2 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年にDAC加盟。

2. DAC諸国の政府開発援助形態別内訳(支出純額ベース)

(単位:百万ドル)

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助						国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等			
						貸付実行額(A)	回収額(B)	(A) - (B)	
1	米国	30,687	25,471	25,121	921	0	571	-571	5,216
2	英国	13,891	8,713	7,456	1,148	427	318	109	5,179
3	ドイツ	12,939	8,584	3,294	4,997	1,923	1,630	293	4,355
4	フランス	12,028	7,928	3,632	2,086	3,688	1,479	2,209	4,100
5	日本	10,605	6,402	3,915	2,843	7,701	8,058	-356	4,202
6	カナダ	5,650	4,053	3,091	1,014	—	52	-52	1,598
7	オランダ	5,523	3,858	3,579	385	—	106	-106	1,665
8	オーストラリア	5,403	4,550	2,571	2,048	43	112	-69	852
9	スウェーデン	5,240	3,638	2,976	610	59	8	51	1,602
10	ノルウェー	4,753	3,523	3,018	272	330	96	233	1,230
11	スイス	3,056	2,457	2,242	209	32	26	6	598
12	イタリア	2,737	624	618	27	78	100	-22	2,113
13	デンマーク	2,693	1,922	1,915	78	49	120	-71	771
14	ベルギー	2,315	1,433	1,138	336	3	44	-41	882
15	スペイン	2,037	985	596	411	65	86	-21	1,052
16	韓国	1,597	1,183	454	261	517	49	468	414
17	フィンランド	1,320	799	547	213	44	6	38	521
18	オーストリア	1,106	536	343	198	2	8	-5	570
19	アイルランド	808	536	528	8	—	—	—	272
20	ポルトガル	581	397	52	76	308	38	270	184
21	ニュージーランド	449	362	283	79	—	—	—	88
22	ポーランド	421	112	68	—	61	18	44	310
23	ルクセンブルク	399	277	267	12	—	3	-3	122
24	ギリシャ	327	107	31	76	—	—	—	220
25	チェコ	220	66	50	16	—	—	—	153
26	スロバキア	80	19	19	—	—	—	—	61
27	スロベニア	58	19	13	6	—	—	—	39
28	アイスランド	26	21	19	2	—	—	—	5
DAC諸国計		126,949	88,574	67,838	18,333	15,330	12,927	2,403	38,376
DAC諸国平均		4,534	3,163	2,423	655	548	462	86	1,371

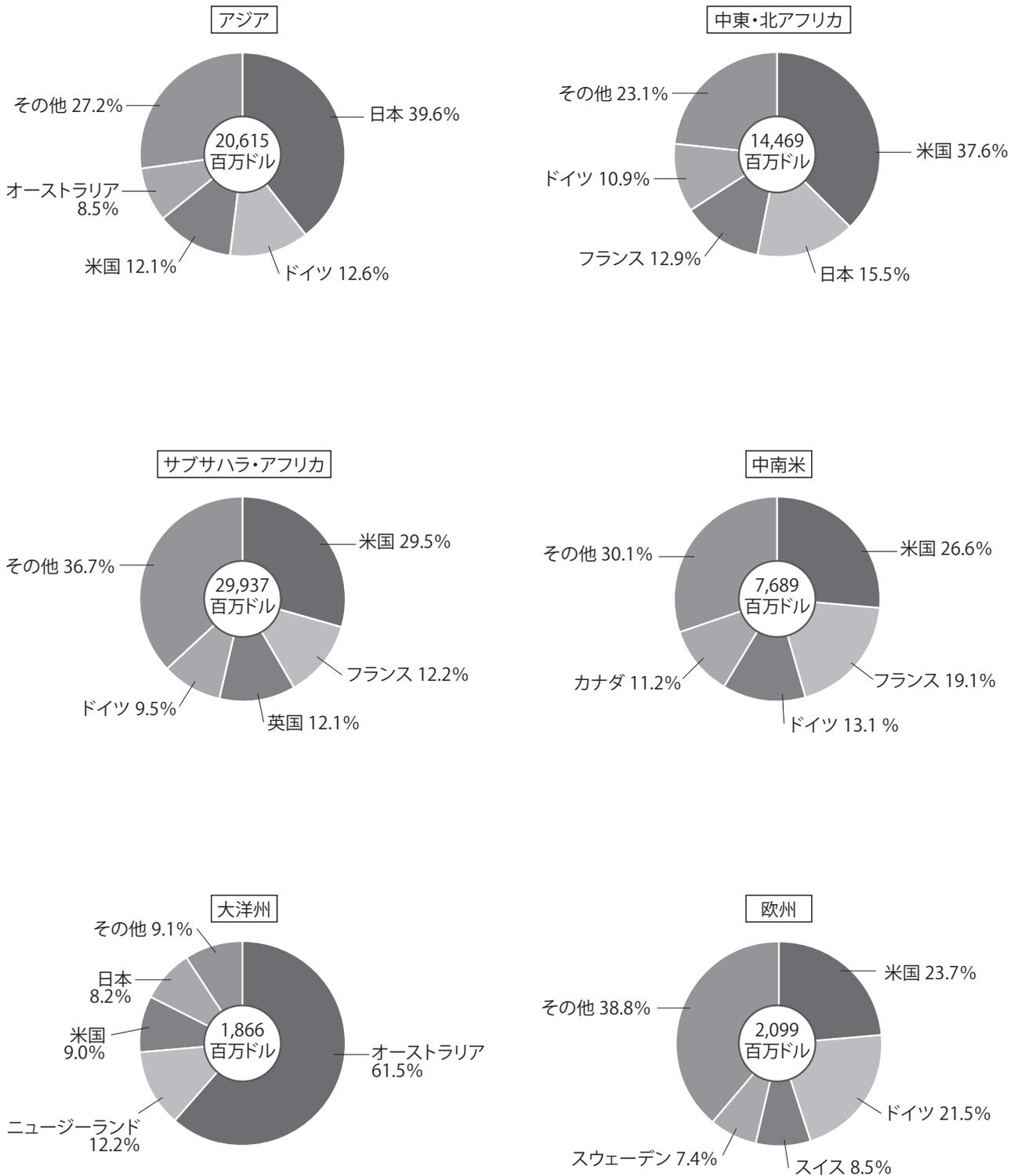
出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 卒業国向け援助を除く。

*2 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

*3 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年にDAC加盟。

図表 III-27 地域別実績における主要DAC 援助国(2012年)



出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 支出総額ベース。

*2 地域分類は図表III-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳と同じ。

*3 卒業国向け援助を除く。

*4 グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。2013年加盟のアイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアを含む。

図表 III-28 / DAC 諸国の贈与比率

(約束額ベース、2か年の平均値、単位:%)

国名 ^{*1}	順位	2011/2012年	順位	2010/2011年
カナダ	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
米国	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	7	100.0
チェコ	1	100.0	—	n.a.
アイスランド	1	100.0	—	n.a.
スロバキア	1	100.0	—	n.a.
オーストリア	11	99.8	8	99.8
スウェーデン	12	99.4	9	99.8
ベルギー	13	99.0	11	98.4
オーストラリア	14	99.0	10	98.9
スイス	15	98.4	12	98.1
デンマーク	16	98.0	13	97.8
フィンランド	17	96.8	14	97.3
ノルウェー	18	95.4	16	95.6
イタリア	19	95.0	15	96.5
英国	20	94.8	17	93.4
スペイン	21	93.7	18	88.2
ポーランド	22	89.4	—	n.a.
ドイツ	23	78.1	19	78.0
フランス	24	65.1	20	68.0
ポルトガル	25	55.0	21	62.4
日本	26	54.3	22	54.7
韓国	27	48.7	23	45.3
スロベニア	—	n.a.	—	n.a.
DAC諸国平均		85.4		85.8

出典: DAC開発協力報告書

*1 2011/2012年平均における贈与比率の高い順。

*2 債務救済を除く。

*3 %の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。

*4 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 III-29 / DAC 諸国の贈与額

(支出純額ベース、2か年の平均値、単位:百万ドル)

国名 ^{*1}	順位	2011/2012年	順位	2010/2011年
米国	1	31,695	1	31,644
英国	2	13,779	2	13,240
ドイツ	3	12,766	3	12,366
日本	4	11,835	4	11,686
フランス	5	10,105	5	10,835
オランダ	6	6,087	6	6,507
カナダ	7	5,604	7	5,382
スウェーデン	8	5,396	8	5,065
オーストラリア	9	5,196	11	4,357
ノルウェー	10	4,495	10	4,368
イタリア	11	3,633	12	3,780
スイス	12	3,040	15	2,659
スペイン	13	3,030	9	4,645
デンマーク	14	2,863	14	2,947
ベルギー	15	2,684	13	3,010
フィンランド	16	1,333	16	1,339
オーストリア	17	1,113	17	1,162
韓国	18	1,020	19	879
アイルランド	19	861	18	904
ニュージーランド	20	437	23	383
ルクセンブルク	21	408	22	408
ポーランド	22	386	24	364
ギリシャ	23	376	20	466
ポルトガル	24	353	21	430
チェコ	25	235	25	239
スロバキア	26	83	26	80
スロベニア	27	61	27	61
アイスランド	28	26	28	27
合計		128,901		129,234

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 2011/2012年平均における贈与額の多い順。

*2 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 III-30 / DAC 諸国のグラント・エレメント

(約束額ベース、2か年の平均値、単位:%)

国名 ^{*1}	順位	2011 / 2012年	順位	2010 / 2011年
オーストリア	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スウェーデン	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0
英国	1	100.0	1	100.0
米国	1	100.0	1	100.0
フィンランド	1	100.0	14	100.0
チェコ	1	100.0	—	n.a.
アイスランド	1	100.0	—	n.a.
スロバキア	1	100.0	—	n.a.
ベルギー	18	99.8	17	99.6
オーストラリア	19	99.8	15	99.7
スペイン	20	99.7	18	97.8
イタリア	21	99.5	16	99.7
韓国	22	94.1	19	93.8
ドイツ	23	89.7	20	89.8
日本	24	88.8	22	88.9
ポルトガル	25	85.2	21	89.0
フランス	26	82.0	23	85.0
ポーランド	—	n.a.	—	n.a.
スロベニア	—	n.a.	—	n.a.
DAC諸国平均		95.2		95.6

出典: DAC開発協力報告書

*1 2011/2012年平均におけるグラント・エレメントの高い順。

*2 債務救済を除く。

*3 グラント・エレメント(G.E.: Grant Element)は援助条件の緩やかさを表示するための指標。条件(金利、返済期間、据置期間)が緩和されるに従ってG.E.の%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる。

*4 %の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。

*5 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 III-31 / DAC 諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス

(約束額ベース、単位:%)

国名 ^{*3}	アンタイト ^{*1}		部分アンタイト		タイト ^{*2}	
	2012年	2011年	2012年	2011年	2012年	2011年
オーストラリア	100.0	100.0	—	—	—	—
ノルウェー	100.0	100.0	—	—	—	—
英国	100.0	100.0	—	—	—	—
アイルランド	100.0	98.4	—	1.6	—	—
アイスランド	100.0	n.a.	—	n.a.	—	n.a.
カナダ	100.0	99.2	—	—	0.0	0.8
スウェーデン	99.3	99.8	—	—	0.7	0.2
ルクセンブルク	98.7	98.9	—	—	1.3	1.1
オランダ	98.2	82.7	—	—	1.8	17.3
ドイツ	98.1	92.9	—	—	1.9	7.1
スイス	97.7	98.0	—	—	2.3	2.0
フランス	97.3	99.0	—	—	2.7	1.0
フィンランド	96.5	84.5	—	—	3.5	15.5
ニュージーランド	96.5	93.4	1.8	—	1.7	6.6
ベルギー	95.3	95.8	—	—	4.7	4.2
デンマーク	91.8	91.1	—	—	3.9	2.6
日本	86.0	94.3	—	0.9	14.0	4.8
スペイン	83.4	93.0	0.0	2.7	16.6	4.3
イタリア	83.1	53.8	1.1	5.3	15.7	40.9
米国	69.8	65.5	—	—	30.2	34.5
チェコ	65.3	n.a.	—	n.a.	34.6	n.a.
韓国	55.1	51.1	0.3	—	44.6	48.9
オーストリア	47.7	52.0	—	—	52.2	48.0
ギリシャ	46.7	47.8	—	0.1	53.3	52.1
ポルトガル	10.2	12.0	—	—	89.8	88.0
ポーランド	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
スロバキア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
スロベニア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
DAC諸国平均	86.1	83.4	0.0	0.3	13.8	16.1

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定国に限定しない資金協力。

*2 実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定国に限定する資金協力。

*3 アンタイトの比率の高い順。

*4 技術協力および行政経費を除く。

*5 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 III-32 / 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計 ^{*3}
援助の量的側面からの比較	政府開発援助実績総額 (億ドル)								
	2012年	106.0	306.9	138.9	120.3	129.4	27.4	56.5	1,269.5
	2013年	115.8	315.5	178.8	113.8	140.6	32.5	49.1	1,346.3
	対GNI比 (%) 2012年	0.17	0.19	0.56	0.45	0.37	0.14	0.32	0.29
	2013年	0.23	0.19	0.72	0.41	0.38	0.16	0.27	0.30
	DAC諸国 ^{*3} 全体に占める割合 (2013年、%)	8.6	23.4	13.3	8.4	10.4	2.4	3.6	100.0
	対前年伸び率 (2012年→2013年、%)	9.2	2.8	28.7	-5.4	8.7	18.8	-13.1	6.0
	2011年の約束額 (債務救済を含む) (億ドル)	215.1	308.7	97.2	160.7	165.4	30.9	47.6	1,434.9
	多国間援助の割合(2011年～2012年平均、%)	37.3	14.5	38.0	34.4	35.9	67.1	26.5	30.0
	配分 (2011年～2012年平均、%)	対LDCs (後開発途上国)	55.3	51.4	50.8	31.0	37.0	42.7	58.1
対LICs (低所得国)		4.5	5.5	4.9	2.7	4.3	2.8	3.9	4.3
援助の質的側面からの比較									
約束額ベース (単位: %)									
政府開発援助全体のグラント・エレメント (2011年～2012年平均、債務救済を除く)		88.8	100.0	100.0	82.0	89.7	99.5	100.0	95.2
二国間借款のグラント・エレメント (2011年～2012年平均、債務救済を除く)		75.5	—	—	46.0	46.5	90.3	—	64.2
二国間ODAの対LDCsグラント・エレメント (2011年～2012年平均、債務救済を除く)		97.7	100.0	100.0	92.4	100.0	99.9	100.0	98.9
政府開発援助全体の贈与比率 (2011年～2012年平均、債務救済を除く)		54.3	100.0	94.8	65.1	78.1	95.0	100.0	85.4
二国間政府開発援助の贈与比率 (2011年～2012年平均、債務救済を除く)		43.1	100.0	90.8	49.0	67.6	82.3	100.0	79.9
二国間政府開発援助のタイピング・ステータス ^{*1} (2012年)	アンタイド	86.0	69.8	100.0	97.3	98.1	83.1	100.0	86.1
	部分アンタイド	—	—	—	—	—	1.1	—	0.0
	タイド	14.0	30.2	—	2.7	1.9	15.7	0.0	13.8

出典: DAC開発協力報告書、DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 技術協力および行政経費を除く。

*2 2013年については、日本以外は暫定値を使用。

*3 DAC計、DAC諸国には、2013年時点でのDAC加盟国が含まれる。

図表 III-33 / 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分 (2012年)

(約束額ベース、単位: %)

分野	国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均 ^{*2}
社会インフラ (教育、保健、上下水道等)		25.8	49.9	49.5	28.5	44.9	19.3	34.7	40.4
経済インフラ (輸送、通信、電力等)		40.6	8.4	11.8	25.9	21.7	14.4	8.2	17.1
農業分野 (農業、林業、漁業等)		4.8	5.4	3.2	3.6	3.3	7.5	7.4	5.5
工業等その他生産分野 (鉱業、環境等)		15.0	6.8	15.0	12.4	15.4	8.3	15.6	11.8
緊急援助 (人道支援等)、食糧援助		5.1	19.2	8.6	0.9	4.1	17.6	13.9	9.5
プログラム援助等 (債務救済、行政経費等)		8.7	10.3	11.8	28.7	10.7	33.0	20.2	15.8
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 卒業国向け援助を除く。

*2 DAC平均には、2013年時点でのDAC加盟国が含まれる。

図表 III-34 / 主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合

(支出純額ベース、2か年平均、単位:%)

国名 \ 暦年	2006/2007年 平均	2007/2008年 平均	2008/2009年 平均	2009/2010年 平均	2010/2011年 平均	2011/2012年 平均
日本	30.8	27.2	31.8	34.2	34.4	37.3
米国	11.6	12.2	12.0	12.5	12.2	14.5
英国	35.7	39.5	35.4	36.7	38.7	38.0
フランス	30.8	37.8	41.1	41.3	37.2	34.4
ドイツ	34.1	35.2	38.0	39.6	38.1	35.9
イタリア	57.0	64.8	66.7	74.0	66.4	67.1
カナダ	26.8	26.5	26.0	23.3	24.7	26.5
DAC平均*	28.1	29.4	29.7	29.9	29.7	30.0

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

* DAC平均には、2013年時点でのDAC加盟国が含まれる。

第2節

DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

図表 III-35 / DAC諸国の開発途上国への資金の流れ(2012年)

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

国名 ^{*1}	政府開発援助 (ODA)	その他政府 資金 (OOF)	NGO贈与	民間資金 (PF)	総計	対GNI比 (%)
米国	30,687	2,462	22,097	107,194	162,440	0.98
英国	13,891	36	1,025	48,508	63,461	2.57
ドイツ	12,939	-846	1,399	21,383	34,876	1.00
フランス	12,028	-528	-	18,078	29,578	1.11
日本	10,605	5,393	487	32,494	48,977	0.80
カナダ	5,650	1,626	2,045	9,194	18,515	1.04
オランダ	5,523	-	528	13,891	19,943	2.56
オーストラリア	5,403	330	1,433	14,740	21,906	1.46
スウェーデン	5,240	-48	19	8,946	14,156	2.63
ノルウェー	4,753	0	-246	-1	4,506	0.88
スイス	3,056	-	473	11,479	15,007	2.30
イタリア	2,737	196	91	8,161	11,186	0.56
デンマーク	2,693	-121	71	-242	2,400	0.74
ベルギー	2,315	55	-	333	2,703	0.55
スペイン	2,037	2	0	-63	1,977	0.15
韓国	1,597	1,171	30	9,616	12,415	1.09
フィンランド	1,320	11	17	180	1,527	0.61
オーストリア	1,106	48	263	3,380	4,797	1.22
アイルランド	808	-	148	-	956	0.56
ポルトガル	581	2	7	-114	475	0.23
ニュージーランド	449	11	134	35	629	0.39
ポーランド	421	-	-	-	421	0.09
ルクセンブルク	399	-	-6	-	394	0.99
ギリシャ	327	-	1	579	907	0.36
チェコ	220	-	0	-	219	0.12
スロバキア	80	-	-	-	80	0.09
スロベニア	58	-	-	-	58	0.13
アイスランド	26	-	-	-	26	0.22
DAC諸国計	126,949	9,800	30,016	307,772	474,538	1.07

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 政府開発援助実績(支出純額ベース)の順。

*2 卒業国向け援助を除く。

*3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

*4 アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年にDAC加盟。

図表 III-36 / DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGOによる贈与 (百万ドル)		政府開発援助実績*1 (百万ドル)		NGOによる贈与と政府 開発援助実績の比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金 (%)		国民1人当たりのNGO 援助実績*2 (ドル)		NGO援助実績*2に占める 政府補助金 (%)	
	2012	2011	2012	2011	2012	2011	2012	2011	2012	2011	2012	2011	2012	2011
日本	487	497	10,605	11,086	1: 21.8	1: 22.3	130	138	1.2	1.2	4.8	5.0	21.0	21.8
オーストラリア	1,433	1,373	5,403	4,983	1: 3.8	1: 3.6	65	68	1.2	1.4	65.4	62.1	4.3	4.7
オーストリア	263	182	1,106	1,111	1: 4.2	1: 6.1	-	1	-	0.1	31.2	21.7	-	0.5
ベルギー	-	519	2,315	2,807	-	1: 5.4	16	3	0.7	0.1	1.5	47.7	100.0	0.6
カナダ	2,045	2,045	5,650	5,459	1: 2.8	1: 2.7	7	6	0.1	0.1	58.6	59.3	0.3	0.3
チエコ	0	-	220	250	-	-	1	1	0.3	0.3	0.0	0.1	191.4	100.0
デンマーク	71	198	2,693	2,931	1: 37.9	1: 14.8	32	33	1.2	1.1	18.4	41.3	31.0	14.1
フィンランド	17	14	1,320	1,406	1: 79.7	1: 100.8	9	8	0.7	0.6	4.8	4.0	36.2	35.7
フランス	-	-	12,028	12,997	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	1,399	1,598	12,939	14,093	1: 9.2	1: 8.8	-	-	-	-	17.4	19.5	-	-
ギリシャ	1	0	327	425	1: 481.5	1: 2,359.8	0	0	0.0	0.0	0.1	0.0	16.0	28.0
アイスランド	-	-1	26	26	-	-	0	0	0.5	0.5	0.4	-	100.0	-
アイルランド	148	530	808	914	1: 5.5	1: 1.7	15	10	1.9	1.1	35.6	117.7	9.5	1.9
イタリア	91	111	2,737	4,326	1: 30.0	1: 39.0	-	1	-	0.0	1.5	1.8	-	0.9
ルクセンブルク	-6	7	399	409	-	1: 54.8	2	1	0.4	0.3	-	17.4	-	15.6
オランダ	528	231	5,523	6,344	1: 10.5	1: 27.5	32	45	0.6	0.7	33.5	16.6	5.8	16.5
ニュージーランド	134	74	449	424	1: 3.4	1: 5.8	9	7	2.0	1.6	32.1	18.2	6.4	8.5
ノルウェー	-246	-	4,753	4,756	-	-	52	65	1.1	1.4	-	13.1	-	100.0
ポーランド	-	-	421	417	-	-	0	-	0.1	-	0.0	-	100.0	-
ポルトガル	7	5	581	708	1: 89.4	1: 133.0	-	0	-	0.0	0.6	0.5	-	5.8
韓国	30	175	1,597	1,325	1: 53.0	1: 7.6	0	0	0.0	0.0	0.6	3.5	1.2	0.2
スロバキア	-	-	80	86	-	-	0	-	0.1	-	0.0	-	100.0	-
スロベニア	-	-	58	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スペイン	0	-	2,037	4,173	1: 5,992.1	-	0	7	0.0	0.2	0.0	0.2	40.4	100.0
スウェーデン	19	31	5,240	5,603	1: 274.0	1: 179.3	163	114	3.1	2.0	19.0	15.2	89.5	78.5
スイス	473	466	3,056	3,051	1: 6.5	1: 6.5	88	96	2.9	3.1	70.0	70.6	15.8	17.0
英国	1,025	631	13,891	13,832	1: 13.5	1: 21.9	222	227	1.6	1.6	19.6	13.8	17.8	26.4
米国	22,097	23,284	30,687	30,920	1: 1.4	1: 1.3	25	-	0.1	-	70.5	74.7	0.1	-
DAC計(平均)	30,016	31,969	126,949	134,925	1: 4.2	1: 4.2	869	832	0.7	0.6	30.2	32.1	2.8	2.5

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)

*1 政府開発援助実績は支出純額ベース。

*2 NGO援助実績=NGOによる贈与+対NGO政府補助金。

*3 アイスランド、チエコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年にDAC加盟。

第3節

DAC援助受取国・地域リスト

図表 III-37 / DAC 援助受取国・地域リスト

(2012年～2013年実績に適用)

後発開発途上国 (LDCs) (49か国)		低所得国 1人当たりGNI \$1,005以下*1	政府開発援助 (ODA) 対象国		低所得国 1人当たりGNI \$1,006～\$3,975以下*1	高中所得国 1人当たりGNI \$3,976～\$12,275以下*1
アフガニスタン	トーゴ	[北朝鮮]	アルメニア	アラグアイ	アゼルバイジャン	チリ
アンゴラ	ニジェール	キルギス	イラク	[パレスチナ自治区]	アルジェリア	ドミニカ国
イエメン	ネパール	ケニア	インド	フィジー	アルゼンチン	ドミニカ共和国
ウガンダ	ハイチ	ジンバブエ	インドネシア	フィリピン	アルバニア	トルコ
エチオピア	バナアツ	タジキスタン	ウクライナ	ベトナム	[アンギラ]	ナウル
エリトリア	バングラデシュ		ウズベキスタン	ベリーズ	アンティグア・バーブーダ	ナミビア
ガンビア	東ティモール		エジプト	ボリビア	イラン	[ニウエ]
カンボジア	ブータン		エルサルバドル	ホンジュラス	ウルグアイ	パナマ
ギニア	ブルキナファソ		ガーナ	マーシャル	エクアドル	パラオ
ギニアビサウ	ブルンジ		カーボヴェルデ	ミクロネシア連邦	カザフスタン	ブラジル
キリバス	ベナン		ガイアナ	モルドバ	ガボン	ベネズエラ
コモロ	マダガスカル		カメルーン	モロッコ	キューバ	ペラルーシ
コンゴ民主共和国	マラウイ		グアテマラ	モンゴル	クック	ペルー
サモア	マリ		グルジア		グレナダ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
サントメ・プリンシペ	南スーダン		コートジボワール		コスタリカ	ボツワナ
ザンビア	ミャンマー		コンゴ*2		コロンビア	マドニアン・ゴスラビア共和国
シエラレオネ	モーリタニア		コンゴ共和国		ジャマイカ	マレーシア
ジブチ	モザンビーク		シリア		スリナム	南アフリカ
スーダン	ラオス		スリランカ		セーシェル	メキシコ
赤道ギニア	リベリア		スワジランド		セルビア	モリシヤス
セネガル	ルワンダ		[トケラウ]		セントヘレナ	モルディブ
ソマリア	レソト		トルクメニスタン		セントクリストファー・ネイビス	[モンセラット]
ソロモン			トンガ		セントビンセント	モンテネグロ
タンザニア			ナイジェリア		セントルシア	ヨルダン
中央アフリカ			ニカラグア		タイ	リビア
チャド			パキスタン		中国	レバノン
ツバル			パプアニューギニア		チリ	[ウリス・フテユナ]

出典: DAC資料

*1 GNI値は2010年の数値。

*2 コンゴのステータスに対してOECDは何ら法的な立場を示唆するものではない。

第4節

非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表 III-38 / 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

供与国・地域名	暦年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
OECD加盟非DAC諸国						
エストニア		22	18	19	24	23
ハンガリー		107	117	114	140	118
イスラエル ^{*1}		138	124	145	206	171
スロベニア ^{*3}		68	71	59	63	58
トルコ		780	707	967	1,273	2,533
その他援助国・地域						
ブルガリア		—	—	40	48	40
台湾		435	411	381	381	305
キプロス		37	46	51	38	25
クウェート		283	221	211	144	149
ラトビア		22	21	16	19	21
リヒテンシュタイン		24	26	27	31	29
リトアニア		48	36	37	52	52
マルタ		—	14	14	20	19
ルーマニア		123	153	114	164	142
ロシア		—	—	472	479	465
サウジアラビア		4,979	3,134	3,480	5,095	1,299
タイ		178	40	10	31	17
アラブ首長国連邦		1,266	834	412	737	1,070
合計		8,510	5,973	6,568	8,946	6,536

出典:OECD-DAC開発協力報告書

*1 開発途上国からイスラエルへの移民に対する次の支援額を含む:2008年43.6百万ドル、2009年35.4百万ドル、2010年40.2百万ドル、2011年49.2百万ドル、2012年56百万ドル。

*2 非OECD加盟国のうち、主要な新興ドナーによる援助については、情報が開示されていないため、反映されていない。

*3 2013年DAC加盟。

略語一覧

(注) 本白書に掲載されていない略語も含む。

A

- AAA** Accra Agenda for Action
アクラ行動計画
- ABMI** Asian Bond Markets Initiative
アジア債券市場育成イニシアティブ
- ABS** Access and Benefit-Sharing
遺伝資源へのアクセスと利益配分
- ADB** Asian Development Bank
アジア開発銀行
- ADF** Asian Development Fund
アジア開発基金
- ADP** Ad-Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action
強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会
- AfDB** African Development Bank
アフリカ開発銀行
- AfDF** African Development Fund
アフリカ開発基金
- AFISMA** African-led International Support Mission to Mali
アフリカ主導国際マリ支援ミッション
- AfT** Aid for Trade
貿易のための援助
- AHA Centre** ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management
ASEAN防災人道支援調整センター
- ALOS** Advanced Land Observing Satellite
地球観測衛星
- AMIS** Agricultural Market Information System
農業市場情報システム
- AMRO** ASEAN+3 Macroeconomic Research Office
ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス
- APEC** Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力
- APO** Asian Productivity Organization
アジア生産性機構
- APT** Asia-Pacific Telecommunity
アジア・太平洋電気通信共同体
- APTERR** ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve
東南アジア諸国連合及び協力3箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定
- ASEAN** Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合
- ASEM** Asia-Europe Meeting
アジア欧州会合

- AU** African Union
アフリカ連合
- AUC** African Union Commission
アフリカ連合委員会
- AUN/SEED-Net** ASEAN University Network/
Southeast Asia Engineering Education Development
Network
アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

- BEGIN** Basic Education for Growth Initiative
成長のための基礎教育イニシアティブ
- BHN** Basic Human Needs
基礎生活分野/人間の基本的ニーズ
- BOP** Base Of the Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

- CARD** Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体
- CARICOM** Caribbean Community
カリブ共同体
- CBD** Convention on Biological Diversity
生物多様性条約
- CCT** Clean Coal Technology
クリーンコールテクノロジー
- CEAPAD** Conference on the Cooperation among
East Asian Countries for Palestinian Development
パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合
- CEMASTEА** Centre for Mathematics, Science and
Technology Education in Africa
アフリカ理数科・技術教育センター
- CFS** Committee on World Food Security
世界食料安全保障委員会
- CGIAR** Consultative Group on International
Agricultural Research
国際農業研究協議グループ
- CGIF** Credit Guarantee and Investment Facility
信用保証・投資ファシリティ
- CIF** Climate Investment Fund
気候投資基金
- CMI** Chiang Mai Initiative
チェンマイ・イニシアティブ
- CMIM** Chiang Mai Initiative Multilateralisation
チェンマイ・イニシアティブのマルチ化

COMESA Common Market for Eastern and Southern Africa

東南部アフリカ市場共同体

COP Conference of Parties

条約の締約国会議

CORE Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency

(省エネ・再生可能エネルギー分野における協調融資枠組み)コア

CPA Comprehensive Peace Agreement

包括的和平合意

CPADD Centre de Perfectionnement aux Actions post-conflictuelles de Déminage et de Dépollution

ベナン地雷・不発弾処理訓練センター

CPCJF Crime Prevention and Criminal Justice Fund

犯罪防止刑事司法基金

CSO Civil Society Organization

市民社会組織

CSR Corporate Social Responsibility

企業の社会的責任

D

DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration

元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰

DESD Decade of Education for Sustainable

Development

国連ESDの10年

DFC Dedicated Freight Corridor

貨物専用鉄道

DFID Department for International Development

国際開発省(英国)

DMIC Delhi-Mumbai Industrial Corridor

デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(インド)

E

E/N Exchange of Notes

交換公文

EAC East African Community

東アフリカ共同体

EAS East Asia Summit

東アジア首脳会議

EBRD European Bank for Reconstruction and Development

欧州復興開発銀行

eCentre UNHCR Regional Centre for Emergency Preparedness

国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター

EcoISD Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development

持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ

EEZ Exclusive Economic Zone

排他的経済水域

EFA Education for All

万人のための教育

EITI Extractive Industries Transparency Initiative

採掘産業透明性イニシアティブ

EMBRACE Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care

EMBRACE (エンブレイス)

EPA Economic Partnership Agreement

経済連携協定

EPSA Enhanced Private Sector Assistance for Africa

アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ

ERIA Economic Research Institute for ASEAN and East Asia

東アジア・ASEAN経済研究センター

ESD Education for Sustainable Development

持続可能な開発のための教育

EU European Union

欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization

国連食糧農業機関

FTA Free Trade Area

自由貿易地域

FTI Fast Track Initiative

ファスト・トラック・イニシアティブ

→GPE (教育のためのグローバル・パートナーシップ)に名称変更

G

GAD Gender and Development

ジェンダーと開発

Gavi, the Vaccine Alliance

Gaviワクチンアライアンス

旧称は、GAVIアライアンス(ワクチンと予防接種のための世界同盟)

GAVI Alliance:the Global Alliance for Vaccines and Immunisation)

GCF Green Climate Fund

緑の気候基金

GDP Gross Domestic Product

国内総生産

GEF Global Environment Facility

地球環境ファシリティ

GF-TADs Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

越境性感染症の防疫のための世界的枠組み

GHIT Fund Global Health Innovative Technology Fund

グローバルヘルス技術振興基金

GNI Gross National Income

国民総所得

GPE Global Partnership for Education

教育のためのグローバル・パートナーシップ

GPEDC Global Partnership for Effective Development Co-operation

効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ

GSP Generalized System of Preferences

一般特恵関税制度

H

HICs High Income Countries

高所得国

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries

重債務貧困国

I

IAEA International Atomic Energy Agency

国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and Development

国際復興開発銀行(世界銀行)

ICCROM International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property

文化財保存修復研究国際センター

ICRC International Committee of the Red Cross

赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology

情報通信技術

IDA International Development Association

国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank

米州開発銀行

IDGs International Development Goals

国際開発目標

IEA International Energy Agency

国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural Development

国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation

国際金融公社

IGAD Inter-Governmental Authority on Development

政府間開発機構

ILO International Labour Organization

国際労働機関

IMB International Maritime Bureau

国際海事局

IMF International Monetary Fund

国際通貨基金

IMO International Maritime Organization

国際海事機関

IMT International Monitoring Team

国際監視団

IOM International Organization for Migration

国際移住機関

IPBES Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策

プラットフォーム

IPCC Intergovernmental Panel on Climate Change

気候変動に関する政府間パネル

ISAF International Security Assistance Force

国際治安支援部隊

ISDB-T Integrated Services Digital Broadcasting-

Terrestrial

地上デジタル放送

ITTO International Tropical Timber Organization

国際熱帯木材機関

ITU International Telecommunication Union

国際電気通信連合

IUCN International Union for Conservation of Nature

and Natural Resources

国際自然保護連合

J

JAIF Japan-ASEAN Integration Fund

日・ASEAN統合基金

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation

国際協力NGOセンター

JBIC Japan Bank for International Cooperation

国際協力銀行

J-BIRD Japan-Bangsamoro Initiatives for

Reconstruction and Development

日本バンサモロ復興開発イニシアティブ

JETRO Japan External Trade Organization

日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency

国際協力機構

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers

青年海外協力隊

JOGMEC Japan Oil, Gas and Metals National

Corporation

石油天然ガス・金属鉱物資源機構

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs Least Developed Countries
後発開発途上国

LICs Low Income Countries
低所得国

LMICs Lower Middle Income Countries
低中所得国

M

MDBs Multilateral Development Banks
国際開発金融機関

MDGs Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標

MERCOSUR Mercado Común del Sur
南米南部共同市場

MIF Multilateral Investment Fund
多国間投資基金

MILF Moro Islamic Liberation Front
モロ・イスラム解放戦線

MRC Mekong River Commission
メコン河委員会

N

NERICA New Rice for Africa
ネリカ(稲/米)

NEXI Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization
非政府組織

NPIF Nagoya Protocol Implementation Fund
名古屋議定書実施基金

NPT Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear
Weapons
核兵器不拡散条約

O

ODA Official Development Assistance
政府開発援助

OECD Organisation for Economic Co-operation and
Development
経済協力開発機構

OECD-DAC OECD Development Assistance
Committee
経済協力開発機構 開発援助委員会

OECF Overseas Economic Cooperation Fund
海外経済協力基金

OIE World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局

OOF Other Official Flows
その他の政府資金/公的資金

P

PALM Pacific Islands Leaders Meeting
太平洋・島サミット

PIDA Programme for Infrastructure Development in
Africa
アフリカ・インフラ開発プログラム

PIF Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム

PKO United Nations Peacekeeping Operations
国連平和維持活動

PPP Public-Private Partnership
官民連携

PRSP Poverty Reduction Strategy Paper
貧困削減戦略文書

PTWC Pacific Tsunami Warning Center
太平洋津波警報センター

R

RAI Responsible Agricultural Investment
責任ある農業投資

RECs Regional Economic Commissions
日・アフリカ地域経済共同体

REDD Reducing Emissions from Deforestation and
Forest Degradation in Developing Countries
途上国における森林減少・劣化による温室効果ガスの排
出量を削減すること

S

SADC Southern African Development Community
南部アフリカ開発共同体

SATREPS Science and Technology Research
Partnership for Sustainable Development
地球規模課題対応国際科学技術協力

SDGs Sustainable Development Goals
持続可能な開発目標

SICA Sistema de la Integración Centroamericana
中米統合機構

SMASE Strengthening of Mathematics and Science
Education
理数科教育強化計画

SMASE-WECSA Strengthening of Mathematics and Science Education in Western, Eastern, Central and Southern Africa

アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク

SPREP Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme

太平洋地域環境計画

T

TICAD Tokyo International Conference on African Development

アフリカ開発会議

U

UHC Universal Health Coverage

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

UMICs Upper Middle Income Countries

高中所得国

UN United Nations

国際連合

UN Women United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関

UNAFEI United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

国連アジア極東犯罪防止研修所

UNAIDS Joint United Nations Programme on HIV/AIDS

国連合同エイズ計画

UNCED United Nations Conference on Environment and Development

国連環境開発会議(地球サミット)

UNCRD United Nations Centre for Regional Development

国連地域開発センター

UNCTAD United Nations Conference on Trade and Development

国連貿易開発会議

UNDAC United Nations Disaster Assessment and Coordination

国連災害評価調整

UNDCP United Nations International Drug Control Programme

国連薬物統制計画

UNDP United Nations Development Programme

国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme

国連環境計画

UNEP/IETC UNEP/International Environmental Technology Centre

国連環境計画国際環境技術センター

UNEP/ROAP UNEP/Regional Office for Asia and the Pacific

国連環境計画アジア太平洋地域事務所

UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

国連教育科学文化機関

UNFPA United Nations Population Fund

国連人口基金

UN-HABITAT United Nations Human Settlements Programme

国連人間居住計画

UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees

国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund

国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development Organization

国連工業開発機関

UNISDR United Nations International Strategy for Disaster Reduction

国連国際防災戦略

UNMAS United Nations Mine Action Service

国連PKO局地雷対策サービス部

UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan

国連南スーダン共和国ミッション

UNOCHA United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs

国連人道問題調整部

UNODC United Nations Office on Drugs and Crime

国連薬物犯罪事務所

UNRWA United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

国連パレスチナ難民救済事業機関

W

WASABI Water and Sanitation Broad Partnership Initiative

水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

WCO World Customs Organization

世界税関機構(条約上の名称は関税協力理事会)

WFP World Food Programme

国連世界食糧計画

- WHO** World Health Organization
世界保健機関
- WI** Wetlands International
国際湿地保全連合
- WID** Women in Development
開発と女性
- WIPO** World Intellectual Property Organization
世界知的所有権機関
- W-SAT** The Water Security Action Team
水の防衛隊
- WSSD** World Summit on Sustainable Development
持続可能な開発に関する世界首脳会議
- WTO** World Trade Organization
世界貿易機関

用語集

アンタイド/タイド援助	アンタイド援助とは、「実質的にすべての援助受取国および経済協力開発機構(OECD)諸国からの自由かつ十分な調達が可能な贈与または借入」のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会(DAC)で後発開発途上国(LDCs)向け援助のアンタイド化勧告が採択され(技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象)、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国(HIPCs)にも拡大された。
インフラシステム輸出	新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を推進するため、2013年3月、関係閣僚をメンバーとする「経協インフラ戦略会議」が政府内に設立された。同年5月に策定された「インフラシステム輸出戦略」(2014年6月に改訂)では、2020年に約30兆円(2010年約10兆円)のインフラシステムの受注達成を目標としており、このような目標達成のため、総理大臣、外務大臣をはじめとするトップセールスの推進、国際協力機構(JICA)海外投融资の本格再開、円借入をより戦略的に活用するための制度改善など、インフラ海外展開推進の体制整備・強化が進められている。また、外務省は、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名している(2014年12月現在、51か国63公館128名)。
インフラプロジェクト専門官	各在外公館において、インフラプロジェクトに関する内外の情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ海外展開支援を担当する職員。
援助協調	途上国の開発目標を明確にし、その下で様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけではなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。なお、近年、新興国や民間セクター等、開発にかかわる主体が多様化していることから、主に先進国ドナー間の協調を指す「援助協調」に加え、「開発協力のためのパートナーシップ」、「開発協力主体間の連携」等の言葉も使われる。
開発協力大綱	開発協力政策の根幹を成すものとして、開発協力の理念、重点政策、実施のあり方などを定めたもの。1992年9月に策定され、2003年8月に改定された政府開発援助大綱(ODA大綱)を再度改定し、名称を「開発協力大綱」に変え、2015年2月に閣議決定。
技術協力	日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う経済協力。
技術協力専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行う事業。
研修員受入れ事業	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行うことを目的とする事業。
機材供与	専門家の業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のために機材を供与すること。技術協力プロジェクトや専門家の技術協力のための機材のほか、機材を単独で供与することも可能である。
技術協力プロジェクト	「専門家派遣」、「研修員受入れ」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する技術協力。
コストシェア技術協力	ODA卒業国のうち、引き続き日本の支援を必要とする開発課題を有する経済・社会状況が認められる国を対象に行う技術協力。これまでJICAを通じた経済協力によって日本が蓄積してきた経験も活用しながら、日本の質の高い技術・知識・経験を提供し、相手国政府に必要な経費を原則負担させる形で実施することにより、相手国の経済社会開発に寄与し、それらの国と日本との良好な二国間関係の維持および増進を図ることを目的としている技術協力。
第三国研修	開発途上国が日本の支援の下、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及・定着等を目的に、他の途上国から人員を受け入れ、または派遣して実施する研修。
第三国専門家	技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国から派遣される専門家。
開発計画調査型技術協力	開発途上国の都市や農業、運輸などの開発計画の作成や、資源の開発などを支援するとともに、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。
地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)	環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題解決のために、新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究の要素を取り入れた技術協力。(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

有償勘定技術支援－円借款 附帯プロジェクト	円借款または海外投融資による開発事業等の迅速・円滑な実施もしくは達成、またはその開発効果向上を目的とする研修員受入れ、専門家派遣、調査等をJICA有償資金協力勘定より実施するもの。
国際緊急援助隊	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な災害(紛争起因災害は除く。)に対し、被災国等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を派遣する事業。国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の4種類がある。
青年海外協力隊 (JOCV: Japan Overseas Cooperation Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
シニア海外ボランティア (SV: Senior Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ40歳から69歳までの日本のシニア層を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
青年海外協力隊現職教員特別参加制度	文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、日本の学年に合わせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間(通常2年3か月のところ)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。
民間連携ボランティア制度	中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして派遣し、開発途上国の開発に貢献するとともに企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。派遣された社員は活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握したり、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力等が身に付き、帰国後に企業活動に還元されることが期待される。
基礎教育	生きていくために必要となる知識や技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育(日本の中学校に相当)、就学前教育、ノンフォーマル教育(成人教育、識字教育)などを指す。
基礎生活分野/ 人間の基本的ニーズ (BHN: Basic Human Needs)	食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップ メント(能力開発)	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が総体として向上していく過程を指している。
国別援助方針	ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する我が国の援助方針。
グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映しパーセントで表示される。DAC統計では、商業条件(金利10%と仮定した場合)の借款を参照条件としており、贈与はグラント・エレメント=100%となる。数字が高いほど緩和の程度が大きいとされる。
経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC: Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee)	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟34か国のうち、28か国および欧州連合(EU)から成る。
経済連携協定(EPA)	特定の国(または地域)との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICA、JETRO(日本貿易振興機構)、JBIC(国際協力銀行)などの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを実施している。
後発開発途上国 (LDCs: Least Developed Countries)	国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国。2008～2010年の1人当たり国民総所得(GNI)992ドル以下などの基準を満たした国。現在、アフリカ34か国、アジア9か国、大洋州5か国、中南米1か国の49か国。
国際協力機構 (JICA: Japan International Cooperation Agency)	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行(当時)が担当してきた有償資金協力(円借款)、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部が統合された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。

国際協力銀行 (JBIC : Japan Bank for International Cooperation)	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務(円借款等)を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。2012年4月からは、国際金融等業務が日本政策金融公庫から、新たに発足した株式会社国際協力銀行に引き継がれた。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり(債務繰延: リスケジュール)、これを免除(債務免除または債務削減)すること。
サブサハラ・アフリカ	北アフリカ(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト)を除く、サハラ砂漠以南のアフリカ。
事業展開計画	国別援助方針の別紙として、実施決定から完了までの段階にある個別のODA案件を、国ごとに設定した援助重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるよう取りまとめたもの。被援助国および我が国関係者間で共有され、援助の予見可能性を高めることに役立つ資料として、毎年1回更新している。
政府開発援助 (ODA : Official Development Assistance)	(1) ODAとは、OECD-DACが作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域への贈与および貸付のうち次の3つの条件を満たすものを指す。 ① 公的機関によって供与されるものであること。 ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③ 有償資金協力については、緩和された供与条件のもの(実質的に譲許的でグラント・エレメント(VIIIページを参照)が25%以上)であること。 (2) ODAは、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出からなる。
政府開発援助大綱 (ODA大綱)	政府開発援助政策の根幹を成すものとして、政府開発援助の理念(目的、方針、重点)や原則などを定めたもの。1992年9月に策定されたものを、2003年8月に閣議決定により改定。
その他の政府資金/公的資金 (OOF : Other Official Flows)	公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資などがこれに当たる。
卒業	DACが作成する援助受取国・地域のリスト(256ページ参照)から外れること。原則として世界銀行の融資基準で3年間高所得国(HICs : High Income Countries)に分類された国はリストから除外、すなわち「卒業」(graduate)することになる。
南南協力	より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。
万人のための教育(EFA)	全ての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関(国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国連人口基金(UNFPA))のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。
貧困削減戦略文書	世界銀行・国際通貨基金(IMF)により、1999年に導入された、重債務貧困国(巨額の借金を抱えている貧困国)が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずにすんだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は途上国政府のオーナーシップ(主体的に取り組む姿勢)の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。
フィージビリティ調査	立案されたプロジェクトが実行(実現)可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどんな可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること。具体的には①人道・復旧支援の実施、②和平プロセスの促進、③紛争防止支援を3つの柱としている。
ミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals)	国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。毎年、国連はそれぞれの指標の進捗状況を報告書としてまとめ公表している。(42ページ図版参照)
無償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等もしくは国際機関またはその他の団体に対して行われる無償の資金供与による経済協力。
一般プロジェクト無償	詳細な設計を伴う施設の整備等の計画に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。

ノン・プロジェクト無償	自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、その努力を支援するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。
紛争予防・平和構築無償	紛争終結国(ポスト・コンフリクト国)等において、多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間の援助を、緊急支援から復興プロセスに至る段階を中心に、継続的かつ機動的に行い、平和の定着、紛争の再発防止および安定的な復興開発を図るための贈与を行う無償資金協力。
草の根・人間の安全保障無償	人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。
日本NGO連携無償	日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
人材育成支援無償	開発途上国の指導者となることが期待される若手行政官等が、その国において重視される開発分野の学位取得を目的として本邦大学院への留学を行う際に必要な経費を支援する無償資金協力。
テロ対策等治安無償	テロ、海賊、薬物、人身取引などの問題の解決に役立つことを目的とする無償資金協力。
防災・災害復興支援無償	地震、風水害等の自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や、各種災害後の復旧・復興に対する支援を行う無償資金協力。
コミュニティ開発支援無償	貧困、疫病等、安全保障の危険に直面する開発途上国のコミュニティの能力開発を目的として、施設の整備等の計画に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。
貧困削減戦略支援無償	貧困削減に取り組む開発途上国に対して財政支援を行う無償資金協力。
環境・気候変動対策無償	気候変動問題への取組を地球規模で実効的に進めるために、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させる必要性を認識しているものの、実施能力や資金が不足している開発途上国を支援する無償資金協力。
水産無償	多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的に利用する権利の主張を強めてきたことなどを踏まえ、そういった途上国の要請に応じて、水産関係のプロジェクトに対して協力し、漁業面における日本との友好協力関係を維持・発展させることを目的とした無償資金協力。
一般文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関を対象としている。
草の根文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的とした草の根レベルの小規模な事業の機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。
緊急無償	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援等のために人道的観点から緊急に供与する無償資金協力。
食糧援助(KR)	自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。
貧困農民支援(2KR)	開発途上国の食料自給を支援するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。
有償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による経済協力。低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国・地域に必要な資金を貸し付ける「円借款」と開発途上国・地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う海外投融資がある。有償資金協力は、無償資金協力と比較して大規模な支援を行いやすく、途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的である。また、途上国に返済義務を課すことで自助努力を促す効果を持つ。さらに、途上国と長期にわたる貸借関係を設定することにより、その国との中長期にわたる安定的な関係の基礎が構築可能。
海外投融資	JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援するもの。支援対象分野は①MDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。
ODAを活用した官民連携(PPP: Public-Private Partnership)	官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともに持続可能な形の事業の実施を目指す。PPPの分野事例：上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

索引

あ

愛知目標(戦略計画2011-2020) 77
アクラ行動計画 160
アジア開発基金(ADF) 184, 211
アジア開発銀行(ADB) 111, 160, 161, 183, 184, 210
アジア開発フォーラム 161, 213
アジア太平洋経済協力(APEC) 180, 184, 185
アジア・太平洋電気通信共同体(APT) 64, 65, 178
アセアンASEAN >> 東南アジア諸国連合
アフガニスタン支援 100, 125
アフリカ稲作振興のための共同体(CARD) 49, 50, 51
アフリカ開発会議(TICAD)
..... 4, 8, 12, 34, 50, 52, 126, 127, 129, 218
アフリカ開発基金(AfDF) 184, 211
アフリカ開発銀行(AfDB) 160, 184, 207, 211, 212
アフリカ連合(AU) 8, 50, 105
安全対策アドバイザー 172
アンタイド/タイド 180, 251, 252

い

一村一品キャンペーン/運動 21, 68, 69, 108
一般財政支援 198
一般特恵関税制度(GSP) 67, 244
インフラシステム輸出 24, 114, 157, 159
インフラ整備 6, 9, 14,
22, 43, 50, 60, 61, 62, 95, 98, 100, 105, 110, 111,
113, 116, 117, 119, 120, 126, 128, 129, 132, 135,
157, 159, 180, 213, 216, 217, 218, 233, 234, 235, 237

え

英国国際開発省(DFID) 160
援助協調 149, 240
エンブレイス(EMBRACE) 39, 243

お

欧州復興開発銀行(EBRD) 184, 211
オーナーシップ
..... 4, 6, 11, 12, 21, 39, 46, 126, 149, 225, 232
温室効果ガス 75, 76, 118, 236

か

海外展開一貫支援ファストパス制度 157, 159
海外投融資 155, 156, 157, 159, 185
開発イニシアティブ 24, 68, 69, 243
開発協力大綱 20, 21, 23, 24, 143, 214
顧みられない熱帯病 80, 81
顔の見える援助 71, 119, 141, 145, 150, 159, 163, 164
カリブ共同体(CARICOM) 9, 133
環境社会配慮ガイドライン 143, 172
官民連携(PPP)/官民パートナーシップ
..... 81, 111, 133, 155, 159, 163, 171, 213, 221, 235

き

気候変動 4,
9, 15, 20, 22, 74, 75, 76, 78, 86, 92, 110, 111, 114,
117, 129, 132, 135, 137, 139, 141, 155, 159, 180,
184, 212, 213, 214, 217, 218, 219, 220, 236, 243, 244
気候変動枠組条約 4, 74, 76, 212, 243, 244
基礎教育 12, 33, 34, 35, 36, 178, 206, 235, 243
基礎生活分野/人間の基礎的ニーズ(BHN)
..... 3, 4, 105, 178, 198, 218
教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE) 34, 35
緊急無償資金協力 16, 87, 88, 199, 212, 213

く

草の根技術協力事業 56, 151, 152, 160, 179
草の根・人間の安全保障無償資金協力
..... 3, 47, 93, 97, 105, 112, 127, 155, 160, 169, 205
グッドガバナンス(良い統治) 71, 94, 129, 153, 225
国別援助方針 24, 149, 167, 168, 179
クラスター弾に関する条約 106
グラント・エレメント 251, 252
グリーン開発メカニズム 75, 76
グリーン経済 244
グローバルフェスタJAPAN 166, 213

け

経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)
..... 4, 6, 19, 21, 23, 26, 77, 161, 220
経済協力調整員 149

経済社会基盤	11, 60, 71, 84, 86, 96, 110, 116, 119, 224, 225, 226, 234, 235
経済連携協定(EPA)	67, 69
ゲイツ財団	19, 81
研修員受入事業	179
現職参加	163
現地ODAタスクフォース	149, 179, 239

こ

効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ	160, 161, 212
後発開発途上国(LDCs)	67, 68, 110, 126, 187, 188, 227, 252, 256
国際移住機関(IOM)	93
国際海事機関(IMO)	95
国際開発協会(IDA)	183, 210
国際家族計画連盟(IPPF)	183
国際協力機構(JICA)	3, 10, 35, 37, 40, 46, 51, 54, 56, 58, 62, 65, 66, 69, 79, 80, 90, 97, 100, 118, 119, 123, 131, 140, 143, 145, 148, 149, 151, 152, 156, 157, 158, 159, 160, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 171, 172, 174, 175, 179, 185, 221, 227
国際協力銀行(JBIC)	84, 148, 157, 221, 227
国際協力重点方針	24, 148
国際協力人材センター	165
国際協力の日	166
国際緊急援助隊	16, 87, 88, 89, 179, 199, 200, 212
国際原子力機関(IAEA)	182, 183
国際獣疫事務局(OIE)	83, 185
国際通貨基金(IMF)	6, 116, 149, 184, 210, 245
国際電気通信連合(ITU)	64, 65, 182
国際農業開発基金(IFAD)	49, 83, 182
国際農業研究協議グループ(CGIAR)	49, 83, 183, 185
国際復興開発銀行(IBRD)	183, 210
国際保健政策	39, 80, 243
国際労働機関(ILO)	58, 184
国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)	71, 94, 127
国連開発計画(UNDP)	5, 8, 35, 52, 53, 55, 94, 155, 161, 182, 201, 202, 203, 210, 213
国連環境計画(UNEP)	182, 185
国連教育科学文化機関(UNESCO)	35, 73, 183, 203, 209
国連工業開発機関(UNIDO)	158, 183, 185, 209
国連合同エイズ計画(UNAIDS)	184
国連国際防災戦略(UNISDR)	88
国連児童基金(UNICEF)	35, 53, 81, 106, 155, 182, 201, 203, 205, 209
国連食糧農業機関(FAO)	49, 50, 83, 100, 182, 184, 209

国連人口基金(UNFPA)	35, 53, 182, 209
国連世界食糧計画(WFP)	49, 83, 182, 184, 209
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	172, 182, 201, 209
国連人間の安全保障基金	182
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	182, 202, 210
国連平和維持活動(PKO)	94, 105, 107, 182, 214, 222
国連平和構築委員会	96
国連防災世界会議	8, 86, 88, 92, 171, 244
国連薬物犯罪事務所(UNODC)	93, 94, 95, 104, 202, 203
コストシェア技術協力	123, 125

さ

災害復旧スタンドバイ借款	159
財産回復(アセット・リカバリー)	94
再生可能エネルギー	76, 78, 84, 132, 135, 139, 160, 185, 206, 207, 236, 244
三角協力	6, 19, 103, 107, 133, 135, 161, 222
三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)	39, 80, 82, 183, 243

し

ジェンダー	15, 24, 33, 42, 43, 50, 52, 53, 54, 143, 152, 153, 171, 183, 198, 232, 243, 244
ジェンダー主流化	52, 53, 55, 143, 170
ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ	52, 53, 243
事業展開計画	24, 149
資金洗浄(マネーロンダリング)	93, 94
市場志向型農業振興(SHEP)アプローチ	48, 50
持続可能な開発のための教育(ESD)	74, 75, 76
持続可能な開発目標(SDGs)	43, 74, 76
シニア海外ボランティア	146, 156, 159, 163, 179
ジャパン・プラットフォーム(JPF)	4, 16, 106, 150, 153
収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)	48, 50
重債務貧困国(HIPC)	149, 181, 245
情報通信技術(ICT)	60, 64, 65, 201, 217, 223, 226, 235
食料安全保障	49, 50, 83, 84, 111, 135, 180, 184, 218
食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス	49, 50
新興・再興感染症	80, 81
新興ドナー	161
心臓カテーテル技術	132, 133, 155

す

スクール・フォー・オール	34
ストップ結核世界計画2006-2015年	80

せ

成長加速化のための官民パートナーシップ	155
成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)	33
青年海外協力隊(JOCV)	35, 58, 80, 81, 140, 145, 146, 147, 156, 159, 163, 165, 179
青年海外協力隊現職教員特別参加制度	35, 146
政府開発援助大綱(ODA大綱)	4, 5, 23, 143, 212, 214, 224, 230
政府開発援助に関する中期政策(ODA中期政策)	230
生物多様性	75, 77, 132, 184, 198, 218
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)	7, 39, 80, 82, 183, 212, 243
世界銀行防災グローバル・ファシリティ	88
世界貿易機関(WTO)	67, 68, 69, 212
世界保健機関(WHO)	80, 184, 210
世界水フォーラム	44, 243
赤十字国際委員会(ICRC)	183
責任ある農業投資	49, 50
攻めの地球温暖化外交戦略(ACE)	75, 76, 244

そ

その他の政府資金／公的資金(OOF)	67, 68, 75, 186, 214, 235, 254
--------------------	--------------------------------

た

第三国研修	12
太平洋・島サミット(PALM)	9, 137, 140
太平洋諸島フォーラム(PIF)	137
太平洋地域環境計画(SPREP)	137

ち

地球環境ファシリティ(GEF)	184
地上デジタル放送日本方式(ISDB-T)	65, 133
中米統合機構(SICA)	133

て

低炭素	75, 76, 181, 218, 244
ディーセント・ワーク	58
テロ対策等治安無償資金協力	94

と

東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)	185
東南アジア諸国連合(ASEAN)	9, 17, 50, 65, 70, 88, 110, 111, 112, 114, 144, 155, 180, 182, 184, 185, 189, 193, 212, 213, 218, 226
ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)	67, 68, 69

な

南南協力	103, 106, 107, 133, 161, 165, 225, 232
------	--

に

二国間オフセット・クレジット制度(JCM)	75, 76, 244
日本NGO連携無償資金協力	98, 106, 150, 153, 154, 164
日本センター	70, 119
日本の教育協力政策2011-2015	33, 243
日本貿易振興機構(JETRO)	159, 181
日本貿易保険(NEXI)	84, 157, 221
日本・メコン地域諸国首脳会議	110
「人間中心の投資」の推進	111, 155, 159, 213
人間の安全保障	3, 5, 6, 11, 15, 16, 19, 21, 24, 38, 39, 43, 86, 110, 114, 116, 117, 129, 137, 139, 182, 216, 218, 225, 230, 231, 232, 242, 243, 244
人間の基礎的ニーズ(BHN) >> 基礎生活分野	

ね

ネリカ(NERICA)	48, 50, 233
-------------	-------------

の

農業市場情報システム(AMIS)	49, 50
------------------	--------

は

パートナーシップ	4, 6, 12
パリ合意	68, 69
パリ宣言	6, 160
犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)	94
万人のための教育(EFA)	33, 35, 243

ひ

非政府組織 >> NGO	
兵庫行動枠組	8, 86, 88, 92, 171
貧困削減戦略文書(PRSP)	149, 245

ふ

ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI)	35
フィジビリティ調査	156, 159
プログラム・アプローチ	167
プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)手法	152
文化無償資金協力	72, 73
紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所	183
分野別開発政策	24, 243

へ

米州開発銀行(IDB)	78, 160, 184, 211
平和構築人材育成事業	96
平和と繁栄の回廊(パレスチナ)	103, 125
平和の構築/平和構築	4, 5, 10, 11, 22, 52, 96, 97, 98, 101, 102, 104, 105, 111, 117, 143, 153, 172, 198, 214, 217, 218, 220, 222, 224, 226, 230, 231, 237, 238

ほ

貿易円滑化協定	68, 69
貿易のための援助(AfT)	67, 68, 69, 244
包括的(インクルーシブ)ビジネス	155, 159
防災協力イニシアティブ	86, 171, 233, 236, 244
防災グローバル・プラットフォーム	88
法制度整備	22, 43, 71, 97, 178, 198, 217, 237, 238
保健システム	7, 38, 39, 41, 80, 183
母子保健	7, 39, 42, 80, 100, 115, 129, 182, 183, 198, 243
ポスト2015年開発アジェンダ	22, 42, 43, 76, 86, 161, 213, 217
ポスト2015年教育アジェンダ	34, 35
ポストハーベスト・ロス >> 収穫後の損失	
ポリオ	19, 39, 80, 81, 100, 180

み

水と衛生	42, 44, 198, 226, 243
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)	44, 243
未着手・未了案件	168
ミレニアム開発目標(MDGs)	4, 6, 7, 33, 38, 41, 42, 43, 48, 83, 115, 155, 160, 213, 217, 230, 232, 240, 243
民間連携ボランティア制度	156, 159

む

ムスコカ・イニシアティブ	39
無税無枠措置	67, 68

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)	96, 100, 105, 226
---------------------------------	-------------------

ゆ

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)	7, 22, 38, 43, 218, 243
-----------------------------	-------------------------

よ

良い統治 >> グッドガバナンス	
横浜行動計画	75, 126, 129

り

リプロダクティブ・ヘルス	182, 183, 198, 233
--------------------	--------------------

わ

ワンストップ・ボーダー・ポスト	69
-----------------------	----

A

ABEイニシアティブ	126
ADB >> アジア開発銀行	
ADF >> アジア開発基金	
AfDB >> アフリカ開発銀行	
AfDF >> アフリカ開発基金	
AfT >> 貿易のための援助	
APEC >> アジア太平洋経済協力	
ASEAN >> 東南アジア諸国連合	
ASEAN防災人道支援調整センター (AHA Centre)	88, 111
ASEAN連結性マスタープラン	111, 112
ASEM(アジア欧州会合)	213
AU >> アフリカ連合	

B

BEGIN >> 成長のための基礎教育イニシアティブ	
BHN >> 基礎生活分野	
BOPビジネス	46, 155, 156, 158, 159

C

CARD ≫ アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM ≫ カリブ共同体
CGIAR ≫ 国際農業研究協議グループ
CORE 78, 161
CPCJF ≫ 犯罪防止刑事司法基金

D

DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
DDR ≫ 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰
DFID ≫ 英国国際開発省

E

EBRD ≫ 欧州復興開発銀行
Education First 33, 35
EFA ≫ 万人のための教育
EMBRACE ≫ エンブレイス
EPA ≫ 経済連携協定
ESD ≫ 持続可能な開発のための教育

F

FAO ≫ 国連食糧農業機関
FTI ≫ ファスト・トラック・イニシアティブ

G

G8キャンプ・デービッド・サミット 49
G8九州・沖縄サミット 4, 7, 38, 80
G8ドーヴィル・サミット 122
G8北海道洞爺湖サミット 7, 39
G8ムスコカ・サミット 39
G8ラクイラ・サミット 49, 50
GAD ≫ ジェンダーと開発イニシアティブ
Gaviワクチンアライアンス(Gavi, the Vaccine Alliance)
..... 81, 183
GEF ≫ 地球環境ファシリティ
GHITファンド 81
GPE ≫ 教育のためのグローバル・パートナーシップ
GSP ≫ 一般特恵関税制度

H

HIPCs ≫ 重債務貧困国

I

IAEA ≫ 国際原子力機関
IBRD ≫ 国際復興開発銀行
ICRC ≫ 赤十字国際委員会
ICT ≫ 情報通信技術
IDA ≫ 国際開発協会
IDB ≫ 米州開発銀行
IFAD ≫ 国際農業開発基金
ILO ≫ 国際労働機関
IMF ≫ 国際通貨基金
IMO ≫ 国際海事機関
IOM ≫ 国際移住機関
IPPF ≫ 国際家族計画連盟
ISDB-T ≫ 地上デジタル放送日本方式
ITU ≫ 国際電気通信連合

J

JBIC ≫ 国際協力銀行
JCM ≫ 二国間オフセット・クレジット制度
JETRO ≫ 日本貿易振興機構
JICA ≫ 国際協力機構
JOCV ≫ 青年海外協力隊
JPF ≫ ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs ≫ 後開発途上国

M

MDGs ≫ ミレニアム開発目標
MDGs国連首脳会合 39, 243

N

NERICA ≫ ネリカ
NEXI ≫ 日本貿易保険
NGO(非政府組織) 3, 4, 8, 16, 20, 23, 54,
55, 57, 79, 98, 106, 149, 150, 151, 152, 153, 154,
155, 160, 164, 179, 214, 216, 221, 222, 223, 225,
228, 231, 232, 233, 236, 237, 238, 239, 240, 254, 255
NGOインターン・プログラム 151
NGO海外スタディ・プログラム 151
NGO研究会 152
NGO事業補助金 150
NGO相談員制度 151
NGO・外務省定期協議会 152
NGO・在外ODA協議会(通称:ODA・NGO(オダンゴ)協議会)
..... 152

NGO-JICA協議会	152
NGO-JICAジャパンデスク	152

O

ODAのあり方に関する検討	163
ODA評価	168, 170, 171, 240
ODA見える化サイト	165, 167, 168
ODAを活用した官民連携	159
OECD-DAC	経済協力開発機構開発援助委員会
OECD外国公務員贈賄防止条約	169
OIE	国際獣疫事務局
OOF	その他の政府資金/公的資金

P

PALM	太平洋・島サミット
PDCAサイクル	167, 168
PIF	太平洋諸島フォーラム
PKO	国連平和維持活動
PPP	官民連携/官民パートナーシップ
PRSP	貧困削減戦略文書

S

SDGs	持続可能な開発目標
SEAFDEC	東南アジア漁業開発センター
SICA	中米統合機構
SPREP	太平洋地域環境計画

T

TICAD	アフリカ開発会議
-------	----------

U

UHC	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UN Women (ウイメン)	52, 161, 183
UNAFEI	国連アジア極東犯罪防止研修所
UNAIDS	国連合同エイズ計画
UNDP	国連開発計画
UNEP	国連環境計画
UNESCO	国連教育科学文化機関
UNFPA	国連人口基金
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金
UNIDO	国連工業開発機関
UNISDR	国連国際防災戦略
UNODC	国連薬物犯罪事務所
UNRWA	国連パレスチナ難民救済事業機関

W

WASABI	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ
WFP	国連世界食糧計画
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

政府開発援助(ODA)参考資料集はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html>

ODAの受取国別の情報については、
「政府開発援助(ODA)国別データブック」をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html>

2014年版政府開発援助(ODA)白書 日本国際協力

平成27年3月13日 発行

編 集 外 務 省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電 話 (03) 3580-3311 (代表)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

2014年版 政府開発援助(O DA)白書

日本の国際協力

